

論文題目『不良債権処理の制度的枠組みの変遷』

研究科名：経済科学研究科

指導教官

伊藤 修 教授

相沢 幸悦教授

箕輪 徳二教授

氏名 岩崎 美智和

2007年9月

論文要旨

本論は、日本の不良債権処理における制度的枠組みについて、歴史的な視点をもって、できるだけ総合的に解明しようとするものである。銀行が不良債権を処理するに当たっては金融監督機関の指導、償却・引当制度等の枠組みがあり、銀行行動に影響を与えていることは自明であろう。一方、先行研究において金融監督機関の指導、償却・引当制度等の不良債権処理に関わる制度的枠組みの制約が与えた影響等に言及しているものは存外少ない。制度的枠組みに対する認識をもつことはバブル崩壊後の日本経済を苦しめた不良債権問題を理解する前提として重要であろう。本論はこれら制度的枠組みの性格を歴史を追って分析を加えることで、その変遷を明らかにしようとするものである。

本書の分析は戦後の金融行政の骨格が形成された1949（昭和24）年から2000（平成12）年までを対象としている。対象とする制約としては、金融監督の指導については、不良債権処理に対する指導、金融検査、大口融資規制、また償却・引当に関しては貸倒の事実認識、貸倒引当金制度を中心に検討をおこなっていく。この検討を通じ、概ね1970年頃までは金融界の置かれた状況に応じ制度設計の変更がおこなわれ、不良債権の処理方法が深化してきたが、銀行の健全さを確認した1970年代以降20年間に渡り制度設計の変更が行われなかったことが明らかになる。この結果、通常危険を超えるものとされるⅡ分類債権がもつリスクは顧みられることはなく、処理することが出来ないまま保有・先送りされ続けることとなり、バブル崩壊以降の不良債権増大につながったのである。各時代区分において重視する点は以下の通りである。

戦後復興期（1949～1954年）

戦後の金融行政が体系的に開始された1949年から高度成長期にいたる復興過程を対象とする。戦後の混乱期のなか、レーディスによってもたらされた金融検査の定型化による銀行自己資本の把握とシャープによってもたらされた貸倒準備金（引当金）制度による貸倒への備えにより不良債権に係る金融行政は方向づけられた。金融検査は①厳密な資産査定②査定結果による実質自己資本の把握③不良債権償却制度による貸倒の事実認定の3点を中心的役割として再生された。金融検査により金融機関の脆弱性を確認した金融当局は要整理債権的とされるⅣ分類債権・Ⅲ分類債権の処理を銀行に強制することなく、貸倒準備金制度を活用した対応を求めていったのである。

正常化期（1955～1965年）

一人あたり国民所得が戦前の水準に回復した1955年から1965年不況に至る高度成長期前半を対象とする。「金融正常化」が中心目標として掲げられ正常化が達成されていく時期である。租税特別措置の整理に関連し貸倒準備金のもつ利益留保的側面が制限されると、金融当局は有税償却・引当による不良債権処理を求めていった。

成熟期（1966～1991年）

高度成長期後半から安定成長期の終りまでの25年間を対象とする。1965年前後に銀行の健全性を確認した金融当局は統一経理基準において要整理債権的とされるⅣ分類債権・Ⅲ分類債権の一応の処理体制を完成させた。しかし、おそらく銀行儲けすぎ批判が影響したものと思われるが、貸倒引当金制度の法定繰入率が利益留保的と見做されたため、Ⅱ分類、特に米国基準 Substandard 相当の債権のもつ信用リスクに対する合理的な管理に係る制度設計がおこなわれなかった。このためⅡ分類債権のもつ信用リスクは保有・先送られる体制となった。適正な管理体制を欠いた中でのバブル崩壊による企業財務の悪化

は不良債権の拡大につながった。また、この時期大口融資に対する明示規制が制定・法制化されたが、その主眼はむしろ信用リスク管理にはなかった。

バブル崩壊期（1992～2000年）

バブル崩壊から2000年までを対象とする。バブル崩壊後Ⅱ分類債権の処理が求められ、Ⅱ分類、中でも米国基準 Substandard 相当の債権に関する認識・処理方法が拡充していくが、バブル崩壊過程で積みあがった信用リスクは従来の金融当局による通達行政では処理することができず、早期是正措置等法的規制による枠組みの導入、それにつづく立法府の関与により最終処理（把握・引当のみでなく、「債権放棄」によるバランスアウト）が図られ、金融支援の中心も「債権放棄」となったのである。

目次

論文要旨.....	i
目次.....	iii
図表リスト.....	v
第1章 課題と構成.....	1
第1節 問題の所在.....	1
第2節 構成と骨子.....	1
第1項 時代区分.....	2
第2項 関心事項.....	3
第2章 戦後復興期（1949～1955年）.....	7
第1節 戦後金融監督.....	7
第1項 大蔵省の不良債権に対する態度（努力目標としてのIV分類償却）.....	7
第2項 大蔵省検査 新検査行政の確立.....	10
第3項 大口融資規制（自粛指導）.....	16
第2節 償却・引当制度.....	19
第1項 貸倒の事実認定.....	19
第2項 貸倒引当金（シャープ税制と資本蓄積の強化）.....	23
第3章 正常化の時代（1955～1965年）.....	40
第1節 金融監督.....	40
第1項 銀行の資産内容の実情.....	40
第2項 大蔵省の不良債権に対する態度（有税償却引当の推進）.....	43
第3項 大蔵省検査.....	46
第4項 大口融資規制.....	52
第2節 償却・引当制度.....	59
第1項 貸倒の事実認定.....	59
第2項 貸倒引当金（租税特別措置の整理合理化）.....	63
第4章 成熟期（1966年～1991年）.....	78
第1節 金融監督.....	78
第1項 1967年統一経理基準の導入.....	78
第2項 大蔵省検査.....	89
第3項 大口融資規制（明示規制の導入）.....	94
第2節 償却・引当制度.....	101
第1項 貸倒の事実認定.....	101
第2項 貸倒引当金（統一経理基準導入と貸倒引当金繰入率引き下げ）.....	103
第5章 スキーム転換期（1992～2000年）.....	123
第1節 行政指導の転換（II分類債権リスクの処理の開始）.....	123
第1項 金融監督.....	123
第2項 償却・引当制度.....	131
第2節 法的規制の導入（自己責任原則にもとづくII分類債権処理）.....	139
第1項 金融監督.....	139
第2項 不良債権処理.....	154
結び.....	173

第1節 金融支援の実例	173
第2節 まとめ	176
参考文献一覧	177

図表リスト

図 1	1949年分類資産集計表.....	13
図 2	検査報告書付属表・正味自己資本比率（1989年）.....	15
図 3	不稼動貸出金等の状況（1989年）.....	125
図 4	不良債権の償却・引当制度の改善.....	130
図 5	ディスクロージャーの推移.....	155
図 6	自己査定、再生法開示及びリスク管理債権の関係.....	156
図 7	債務者区分.....	165
図 8	資産分類.....	165
図 9	債務者区分と資産査定.....	166
図 10	不良債権の引当・償却基準.....	166
図 11	金融支援事例.....	173
図 12	債権放棄事例.....	175
表 1	全国銀行貸出金及び有価証券償却状況.....	25
表 2	大口融資状況 1.....	50
表 3	大口融資状況 2.....	51
表 4	抽出基準の推移.....	90
表 5	検査解説書の関心.....	92
表 6	大口融資規制限度超過先数の推移.....	100
表 7	業種別大口融資限度超過先数.....	100
表 8	税制償却規定の主な変遷.....	102
表 9	貸倒準備金累積率.....	105
表 10	19行集中検査結果.....	153

『不良債権処理の制度的枠組みの変遷』

岩崎 美智和

第1章 課題と構成

第1節 問題の所在

日本のメインバンクシステムを語る際最も顕著な特徴として財務危機企業に対する救済融資をはじめとする金融支援を行うことが上げられることが多い。この金融支援については多くの研究者の関心を呼び、様々な先行研究がおこなわれている。この関心の中心は何故メインバンクは企業が財務危機に陥った際他の融資銀行に比し多くの支援を行なうという一見非合理的行動を取るのかという点にある。この非合理性を説明するため、金融支援が実際にあるのか、どのような条件で金融支援が発動されるのか等様々な研究がおこなわれているのである。これらの研究の暗黙前提として、銀行は信用リスクをモニタリングできておりリスクとリターンの関係において何の制約も受けなく適切な行動を取りえるものとする思想が見出せる。財務危機企業を信用リスクが顕在化した企業と捉えれば、信用リスクが顕在化した場合それに応じたリスクプレミアムの確保、保全の強化、融資の圧縮等を適切に行えるという暗黙の前提があるのである。この暗黙の前提にもかかわらずメインバンクが金融支援といった行動をとることが研究者の関心を呼んでいるとも言えよう。ではこの暗黙の前提は正しいのであろうか？実際銀行は信用リスクをモニタリングできていたのだろうか？またモニタリングできていたとして何の制約もなくリスクに応じた適切な行動をとることが出来たのであろうか？直ちに思い浮かぶ反論は、各種制度や当局の指導が与える制約が銀行行動に影響を与えるというものであろう。この制度面での制約については例えば「わが国においては、借入企業が経営危機に瀕した場合、銀行にとっては緊急融資等の経営支援措置を講じることか一方的に得策となるような体制にあり、そうした仕組みがメインバンクを中心とした銀行による企業救済活動の実施を制度面から支えているといえよう」¹といった指摘がなされているが、制度上の制約・当局指導がどのように変化してきたかについて通史的に概観した研究²は存外少ない。本稿の問題意識は信用リスクの顕在化した財務危機企業向け債権すなわち不良債権処理に関し、制度上の制約・金融監督がどのように変遷してきたかを歴史的に明らかにすることにある。

第2節 構成と骨子

本稿では1949年の戦後日本の金融システムの形成期から金融破綻処理の枠組みが形成された2000年までの歴史的過程をあとづけする。

まず本章後半において、分析における時代区分および、分析上注目するトピックについて

¹ 鹿野嘉昭『日本の銀行と金融組織』東洋経済新報社、1994年、194-195P

² 貸倒引当金制度に関する商法学者・会計学者による論考は多いが、銀行との関わりで論説したものは少ない。金融とのかかわりにおいて局面局面における制度上の問題に言及している研究としては、例えば、バブル期の貸倒引当金と償却の関係に言及したものとして翁百合『銀行経営と信用秩序』東洋経済新報社、1993年、第6章、銀行経理基準の影響に言及したものとして斉藤静樹「銀行経理基準と金融規制」堀内昭義（編）『金融』（講座・公的規制と産業5）NTT出版、1994年、会計・税制に係わる諸制度の問題については日本銀行金融研究所編『金融研究』第12巻第3号、1993年9月 等が上げられる。

手短なまとめをおこなう。

第1項 時代区分

第2章においては戦後復興期（1949－54年）を対象とする。戦後の金融行政が体系的に開始された1949年前後の状況からまとめていく。この時期における金融行政の中心的な目標として掲げられたのは金融機関の「再建」であり、その意味での「健全化」³が達成されていく期間である。

第3章においては1955年～1965年を対象とする。高度成長期前半期であり、「金融正常化」が中心目標として掲げられ正常化が達成されていく時期である。この時代は「戦後型金融行政が頂点に達した昭和30年代と、効率化行政が打ち出される昭和40年代の間には、行政理念にかかわる目立ったトピックが密集しており、この時期が1つの過渡期であったことを印象づける」⁴とされる時代であり、金融当局は金融検査を通じ、正味自己資本・大口融資等の面で概ね1965年前後に銀行の正常化を確認している。

第4章は1966年から1991年までを対象としている。高度成長後半期から安定成長期を経てバブルまでの時期が対象である。金融当局は1960年代中に銀行の正常化確認を行い、経済構造の変化に応じた金融システムへの最初の本格的な試みである1967年から68年にかけての澄田「効率化行政」を実施した。この「効率化行政」を中心に1960年代後半から1970年にかけて完成した貸倒税制・貸倒引当金制度などの不良債権処理の制度的枠組みは、以降、高度経済による成長が一段落し、オイルショックにより高度経済成長が終焉し安定成長時代に移行、その後バブル崩壊までの、20年あまりの期間適用された。途中「資金の適正配分」の観点から大口融資規制の「明示規制」が導入されたが、それ以外の貸倒税制・貸倒引当金制度などの不良債権処理に関する制度上の制約・当局指導には本質的な変化のない時代である。

第5章は1992年から2000年までを対象としている。バブル崩壊による不良債権増大により貸倒税制・貸倒引当金制度などの制約・当局指導方針が大きく変化した前半（1992年～1995年）と、自己責任原則をベースに、不良債権処理に対し法律による枠組みが導入されていく後半（1995年央～）とに分けられる。1995年央から行政当局が中心となり、早期是正措置の導入が図られていったが、1998年以降には不良債権処理の枠組みは立法府が主体となった法規制が導入され、世論の圧力もあり、不良債権処理の主流が「先送り」⁵から債権放棄へと変貌したのである。

³ 伊藤修『日本型金融の歴史的構造』東京大学出版会、1995年、219P

⁴ 伊藤前掲書226P

⁵ 「不良債権処理の先送り」について鹿野は「不良債権の引当・償却に関する厳格な税法上の基準が、結果として問題処理の先送りを支える方向で作用した。すなわち、わが国の場合、財務会計を規定する企業会計原則において不良債権の引当・償却方法が具体的に定められていないため、不良債権を無税償却するうえでの適格要件を定めた税法上の引当・償却基準が事実上の基準と化すとともに、税務当局より執行委任を受けた銀行監督当局により厳格に運営されていた。このため、流動性に齟齬を来さない限り、借り手企業を破綻認定することが困難な状況におかれていた。これを逆手に取れば、借り手企業が実質債務超過の状態に陥ったとしても資金ショートを来さない限り破綻と認定されないため、問題企業に対する資金繰り支援を通じて不良債権処理を事実上先送りすることが可能となっていたのである」と説明している。鹿野嘉昭『日本の金融制度 第2版』東洋経済新報社、2006年、150P

第2項 関心事項

本稿では金融監督・制度上の制約の歴史的変遷を見ていくが、その際のトピックスは、金融監督に関しては、大蔵省の指導内容（不良債権処理にどのような指導をしていたか、大口融資に対しどのような態度で臨んでいたか）および金融検査の役割であり、償却・引当制度に関しては、貸倒に係わる認識、貸倒引当金制度の変遷となる。以下主要トピックスに対する論点を示す。

1. 金融監督

大蔵省の不良債権に対する指導

決算指導通達の変遷等を通じ大蔵省が銀行の不良債権処理にどのような指導をおこなっていたかを見ていく。後述するようにアメリカ式検査方式の影響を受けた以降の金融検査は貸出金等の資産をⅠ～Ⅳ分類の4段階に資産分類を行っている。Ⅰ分類は健全な貸出金であり、Ⅳ分類、Ⅲ分類は既に全部又は一部が回収不能とされるものであり、Ⅱ分類は未だ回収不能とまでは断定できないけれども、通常の危険を超えるものであり、注意を怠れば将来回収不能となるおそれがあるものである。この不健全とされる債権（Ⅱ～Ⅳ分類債権）を要整理債権的性格（Ⅳ・Ⅲ分類）と要注意債権的性格（Ⅱ分類）と二分法的⁶に分け大蔵省は管理を行ってきた。バブル崩壊期まで大蔵省は不健全な債権は要注意債権的性格から要整理債権的性格をもつものへ悪化していく恐れがあるとする損益法的思考を持っておらず、Ⅱ分類債権特に金利減免債権等貸出条件を緩和した債権の持つ信用リスクの管理に関心が薄かったことを示していく。

大蔵省の大口融資規制に対する態度

大口融資規制とは一人の借手に対する融資額に上限を定めようとするものである。代表的なバランスシート規制の一つとされ「投資分散によるリスク抑制の観点から、大口融資規制は行政当局の戦前以来の懸案」⁷であったとされるが、大口融資規制には「危険分散」の他に「資金の適正配分」という観点に基づく要請があった。「危険分散」の観点は大口融資規制の強化をもとめたが、「資金の適正配分」の観点は大口融資の「明示規制」の撤廃の根拠となり、また「自粛規制」の根拠ともなっていた。当局通達・金融検査における関心などから高度成長期以降の「大口融資規制」の「明示化」が「危険分散」よりむしろ「資金の適正配分」の観点から進められ、1981年の銀行法改正に際し法制化されたことを明らかにする。

⁶ 分類債権を要整理債権的性格（Ⅳ・Ⅲ分類と）と要注意債権的性格（Ⅱ分類）と二分法的に分ける用法は金融検査研究会『金融機関の検査』金融財政事情研究会、1968年 金融検査研究会『新時代の金融検査実務』大蔵財務協会、1991年 など金融当局による検査の手引書に見ることが出来る。本来Ⅰ～Ⅳの資産分類は担保保証のカバーを加味した元本の回収可能性を示すものであり、例えば破産した先に対する債権であっても、不動産担保によってカバーされている部分はⅡ分類とされる。この点については、例えば金融検査研究会『金融検査の要領』大蔵財務協会、1976年86Pは「付加的事項で修正されたⅡ分類には要整理的性格も含まれる」と解説している。本論における問題意識は要注意債権的性格をもった債務者に対するⅡ分類債権（すなわち担保保証等の付加的事項で修正されていないⅡ分類債権）を対象としている。

⁷ 伊藤前掲書204P

金融検査の役割

銀行における規律とは①銀行自身による自己規律、②株主・債権者・預金者等による銀行の選別ないし銀行経営へのチェックを通じた市場規律、③当局による規制・監督・検査の3つからなる⁸とされる。金融検査は当局による規律づけのなかで一番直接的なものである。戦前からの伝統にアメリカ式検査方式が接木されたわが国金融検査が①金融機関の資産査定②正味自己資本（自己資本－（Ⅳ分類債権＋1／2Ⅲ分類債権））による銀行の健全性把握③不良債権償却証明制度を利用した貸倒れの事実認定を行う機関として成立していく課程を明らかにする。また、1996～98年頃に銀行における規律が自己規律・市場規律を中心としたものにかわり、①資産査定は銀行自身が行うものとなり②外部監査による資産査定 of 厳正化③税効果会計導入による償却・引当となり、金融検査はそのプロセスをチェックする役割となった。その課程を示す。

2. 償却・引当制度

わが国では、一般に予想損失（将来発生が予想される損失の平均値である信用コスト）はリスクテイクに対する必要コストとして一般貸倒引当金で、また非予想損失（一定の信頼区間の中で発生し得る損失の最大値から信用コストを差引いた部分に該当する狭義の信用リスク）はリスクテイクが抱える潜在的な損失として自己資本でそれぞれカバーするべきものと考えられている⁹とされるが、このような信用リスク管理体制が整備されたのは比較的近年のことである。戦後の長きに渡りデフォルト＝税務上の貸倒損失ととらえられていた。銀行の健全性確保の観点から、厳密な税務上の貸倒認定についての緩和の要望は強く、バブル期までの金融監督行政の重心の一つは税務上の貸倒損失と健全性確保のためのデフォルト概念¹⁰の調整であった。

一般貸倒引当金も税法基準（すなわちデフォルト＝税務上の貸倒損失）による引当率がメルクマールとされ、金融機関の健全性確保のために考慮されるべきデフォルト概念による貸倒率が検討されなかった結果、信用コストの的確な把握がなされなかった。貸倒引当金は信用コストを直接には反映したものとはならず、健全性確保のためのバッファーとして使われていった。

このような基本認識の元、分析を進めて行く。

貸倒の事実認定

金銭債権について貸倒が生じた場合の貸倒損失は、法人税の所得の計算上は損金の額に参入されるが、金銭債権が貸倒れとなったかどうかの事実認定はかなり難しい面もあるので、法人税基本通達において貸倒の判定に関する一般的基準が定められていた。また、金

⁸ 佐藤隆文『信用秩序政策の再編』日本図書センター、2003年、28P

⁹ 詳しくは2001年10月3日付「信用格付けを活用した信用リスク管理体制の整備」日本銀行

¹⁰ 例えば2001年1月「自己資本に関する新しいバーゼル合意」におけるデフォルトの定義は以下の4点であり、ほぼ「要管理債権」以下の債権をデフォルトに含めている。

- 当該債務者が債務（元本、金利、手数料）を完全に履行する可能性は殆どないと判断されている。
- 償却や個別引当など当該債務者に係る信用毀損事故が発生している、ないし、元本・金利・手数料の減免や延期を含め、事業不振に起因する債務見直しが行われている。
- 当該債務者は何れかの信用債務において90日以上延滞を来している。
- 当該債務者は、破産の申請、ないし債権者のために資産を保全する類似の手段を講じている。

融機関については、その特殊性から貸倒れの事実認定を金融検査官がおこなう不良債権償却証明制度がとられていた。この過程をおうことで、法人税基本通達および不良債権償却証明制度における貸倒れの事実認定の拡大が概ね1970年に完了していたことをあきらかにする。

トライアングル体制と金融当局

わが国の企業会計制度においては、商法会計、企業会計、税務会計の3者が互いに影響を与えながら平伏をあわせるといういわゆるトライアングル体制がとられていた。トライアングル体制において税務会計の基となる企業会計が税法に影響されるという「税務の逆基準性」が存在する。実務での引当金設定の大きな目的の一つは課税を免れることにある。この意味で税法規定の影響は大きい¹¹わけである。また銀行決算の特色として金融当局の存在が上げられる。銀行の決算はながらく銀行局の発する決算指導通達に影響を受けていた。「財務諸表の作成基準等は、商法、証券取引法施行令の特例により、銀行法施行細則に準拠することになっている。重要なのは銀行局の指導である¹²」という状況であった。このため貸倒引当金制度の変遷についてはいわゆる「トライアングル体制」（その中核としての税制の変化）のみならず金融当局の意向がどのような制約を与えたかを見ていく必要がある。商法会計は債権評価の問題として、企業会計は期間損益確定の観点から、税務会計は税収の確保ないしは租税政策の観点から、そして銀行局は銀行の健全性確保の観点から貸倒引当金を捉えていた。行政実施の観点から税務当局（税制の企画・法制化などにかかわる主税局および租税執行機関としての国税庁）と銀行局との間には制度設計・執行において対立がある一方妥協の余地もあるものであった。そこで本稿においては、全国銀行協会の要望、税制調査会の答申、大蔵省通達、銀行局金融年報等を利用し、銀行界、税務当局、金融当局の各主体の意向が相互にどのような影響を与えていたかを中心に検証していく。

貸倒引当金の性格

貸倒引当金が導入された際、引当金会計については引当金のもつ性格が不明確であったため、その解釈に混乱が生じていた。「貸倒引当金について、引当金であるのか、あるいは単なる評価勘定であるのか、さらには利益留保性のものであるのか、不明確なのである¹³」とされる状況であった。そこで本稿において、貸倒引当金の性格を①純粋な評価勘定②評価性引当金③利益留保性引当金の3つに分け、各主体は貸倒引当金をどのようなものと見ていたかを検討していく。

① 純粋な評価勘定

税法上の貸倒認定が厳しい等の理由により貸倒処理が行えなかった実質的な貸倒を貸金から控除するための勘定。戦後復興期において特に主張された。

② 評価性引当金

経常的な貸倒見積高を控除する勘定。

③ 利益留保性引当金

偶発的な貸倒に備えるため利益を留保しておく勘定。

¹¹ 遠藤孝「引当金会計規制上の問題点」、『駒沢大学商経学会研究論集』通号9、1967年4月

¹² 『金融法務事情』、1967年5月15日号、38P

¹³ 遠藤孝「引当金と準備金・積立金の混乱」、『駒沢大学商経学会研究論集』通号11、1967年10月

尚分析に当たっては「純粋な評価勘定」の内容を持ちながら、「評価性引当金」との表記で貸倒引当金を説明している文書があることに留意する必要がある。

以上の各関心事項がそれぞれの時代を通じどのような変容を遂げたかを記述していくことを通じ、バブル期に至るまで、金融支援の対象となるような米国基準Substandard相当の貸出条件を緩和した債権の持つ信用リスクの認識・処理制度は不十分であったことを示す。この不十分な体制が貸出条件を緩和した債権のもつ信用リスクの保持・先送りにつながっていたが、バブルの崩壊にともない一転し、貸出条件を緩和した債権は不良債権として認識され処理の対象となっていた過程を明らかにする。

第2章 戦後復興期（1949～1955年）

本章は戦後の金融行政が体系的に開始された1949年から高度成長期直前までの復興過程を対象とする。この時期における金融行政の中心的な目標として掲げられたのは金融機関の「再建」である。この時期、「再建」を目標に、アメリカ式検査方式の影響を受けた戦後検査方式および貸倒準備金制度を活用した金融当局による銀行モニタリング体制が形成された。すなわち、金融当局は金融機関の健全性確保のため、①大蔵省検査で銀行の自己資本状況を把握、②不良債権償却証明制度による不良債権（IV分類）償却のための貸倒の事実認定、③不良債権の償却先延ばしを容認、④無税の貸倒準備金制度による不良債権償却原資の積立・偶発貸倒に備える体制を確立した。本体制のもとでは、II分類リスクの把握は不十分であった。大口融資に対しては自粛指導が中心であった。

第1節 戦後金融監督

第1項 大蔵省の不良債権に対する態度（努力目標としてのIV分類償却）

1967年に統一経理基準が制定されるまで、大蔵省は銀行に対し不良債権の早期償却を求めていたが、その償却は義務付けてはいなかった。いわば不良債権の償却を努力目標として取り扱っていたといえよう。当局は決算通達等を発し銀行を指導していたが、そこに当局の意向を見ることが出来る。以下にその通達を例示し、どのような不良債権の取扱を指導していたか、内容を見ることとする。（以下引用文の下線は特に断らない限り引用者によるものである）

1950年 「昭和24年度下期決算に関する通牒」

1949年下期より銀行の配当が認められたことから、大蔵省銀行局により1949年下期決算について下記のような趣旨の通牒が行われた。

- (1) 営業年度末に於て預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の20倍に相当する金額を超えているときは資本金の額の年10/100に相当する金額と利益の25/100に相当する額とのいずれか低い方の金額を従来銀行法に基く法定準備金に代え今期以降特別法定準備金として積立てること。
- (2) 諸償却は少なくとも臨時益の全額及び経常利益金の20%との合計額を下らないことを目途とすること。尚日本銀行のマーケットオペレーションとしての国債買上に応じて売却した国債の売却益は全て利益として課税せられることなく国債の評価減により処理せられることとなった。
- (3) 配当に付いては、収益状況の良好なものについては任意の現金配当を行って差支ないが銀行経営の特質を考慮し、なお経理の健全性を害しないように充分自粛したものとすること。

1951年 「昭和25年度下期決算に関する件」

1951（昭和26）年3月19日付「昭和25年度下期決算に関する件」において銀行局は「昭和25年度下期決算に当っては所定の法定準備金又は特別法定準備金を確実に積立てるとともに、償却に関する税法の規定を充分活用して資産内容の健全性を確保することを目途として、左記事項を厳守の上処理し、徒に他行との権衡を図ることのみ顧慮せ

ず一段と健全経営の実を挙げ信用の向上確保に遺憾なきを期せられたい」とした上で、未収利息・未経過利息の取扱、未払利息、諸償却等についての取扱いを定めている。既経過未収利息については益金に参入しないこと、預金等の既経過未払利息は損失に計上することと未収利息については現金主義経理を未払利息については発生主義経理を行なうことなど銀行の健全性を意識した保守的会計をとることを定めている。諸償却については、

- (1) 固定資産の償却については法人税の定めるところに従い出来得る限りこれを行なうこと。
- (2) 滞貨金の償却は貸倒準備金の存する間は当該準備金を取崩してこれを行うものとし、貸倒準備金がなく或は貸倒準備金を全額取崩した後においてのみ直接償却をなすことが出来、然る後今期の貸倒準備金の積立てをなし得るものであるから遺憾のないよう留意すること。

なお、滞貨金の償却については、貸倒準備金の取崩しにより行う場合と直接償却をなす場合とを問わず金融検査官の証明を得てなしたのものについて税法上容認されることとなっているので、従前の要領により、所轄国税局調査査察課とも充分緊密に連絡をとること。

と償却証明制度の利用を促している。

1951年 「昭和26年度上期決算に関する件」

1951年9月25日付「昭和26年度上期決算に関する件」の前文中償却について

昭和26年度上期決算に当っては一段と経営の合理化に努めるとともに商法改正に伴う所定の経過措置に遺憾なきを期する外準備金の積立、償却等関し税法その他の諸規定を十分に活用して資産内容の健全性を一段と増進することを目途として下記事項を厳守の上処理せられたい。

1952年 「昭和26年度下期決算について」

1952年3月17日付「昭和26年度下期決算について」において「2経営の合理化及び内部蓄積の充実について」との項目ををたて、

今期における銀行の収支状況は前期に比して必ずしも良好と認められないのみならず、最近における経済金融の状況は前途必ずしも安易な考えを容れない状態にあるので、今後一層経営の合理化に努めるとともに将来に備え、貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金等企业合理化のために認容される制度は極力これを利用して限度額まで積立てる等万全の措置を講ずること。なお、不良資産は、能う限り早期にこれを償却することとし、一定の具体的計画の下に、これを促進して、資産内容の堅実化を図ること。

「昭和26年度下期決算について」通牒内容解説

1951（昭和26）年下期決算通牒の内容の解説として銀行局金融年報¹⁴は

経済金融の情勢は前途必ずしも安易な考えを容れない状態にあるので、あらゆる角度から経営の合理化の方途を講ずると共に将来に備え貸倒準備金、価格変動準備金、退職給

¹⁴ 『銀行局金融年報』昭和27年版、83P

与引当金等企業合理化のため認容される制度は極力これを活用して限度額まで積立てる等万全の措置を講ずることは勿論、銀行検査の結果に基く不良資産は能う限り早期にこれを償却することとし一定の具体的計画の下にこれを促進して資産内容の堅実化を図ることが要請されている。

1952年 「昭和27年度上期決算について」

1952年9月22日「昭和27年度上期決算について」において「2経営の合理化及び内部蓄積の充実について」との項目をたて

今期における銀行の収支状況は、前期に引続き良好であるが、今後銀行經理の許す範囲において、極力貸出金利の低下を図ることが望ましいもので、この際一段と経営の合理化、効率化に努め経費の節約を図り、資産内容の充実を期するとともに、将来に備え貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金等企業經理の健全化の容認される制度は、極力これを活用して、限度額まで積立てる等、万全の措置を講ずること。なお不良資産のうち欠損と認められるものについては、一定の具体的計画を樹て、能う限り早期に償却して資産内容の堅実化を図ること。

1954年 「昭和29年度下期決算について」

銀行局金融年報は「昭和29年度決算指導について¹⁵⁾」において決算通達である「昭和29年下期決算について」に関し以下のような説明をおこなっている。

貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金の積立について、従来必ずしも十分でなかった銀行もあるので、今後は必ず非課税限度まで積立てること。

また、償却についても、その熱意が不足しているとみられる銀行があるので、必ず十分の償却を行なうこと。

具体的な指導方針を考慮するための参考資料として各銀行から12月末現在で、下期決算見込みを徴求した。

決算見込の実態から具体的にいかなる方針をとるかについて種種考慮されたが、上期にはじまる強い決算指導の方針をゆるめることなく措置することとし、

償却の十分な励行。

無税積立金の積立の励行。

等が特に強く要請された

昭和29年における償却証明運用の実情¹⁶⁾

検査当局による銀行の不良債権認定制度である償却証明の運用上の問題点として、銀行局金融年報は、以下のように論じている。

各金融機関を通じ償却証明の申請をしなかったものを見ると、中には資産内容極めて良く償却すべき不良債権がないというものもあるが、その殆どは不良債権をかかえながら償却をしないものである。さらに一步進めて、償却証明申請したところについて見ても、申請した分の償却のみで十分かという、必ずしもそうでなく、申請分以外にも償

¹⁵⁾ 『銀行局金融年報』昭和30年版、111P 「昭和29年度決算指導について」

¹⁶⁾ 『銀行局金融年報』昭和30年版、335P

却すべき不良債権を抱えているのが大半である。このように、償却すべき不良債権が何故償却されないかという点、その理由として次の3点が考えられる。

1. 収益力不足により償却余力がないこと。
2. 償却すべき不良債権自体に問題があること。
3. 償却証明制度の運用上何等かの障碍があること。

これら諸点のうち、第1の償却余力のないという点が非常に大きな原因となっていることは、以上にしばしばふれたように明らかであり、論議の余地のない問題である。

第2の不良債権自体に問題があるということは、不良債権であることは確かだか、その最終的な処理について法律上の係争、保証人の追及不十分、担保物権の評価その他で、未だ時期尚早乃至は検討の余地あるために償却しないものもあり、あるいは大口債権のために一時に全額償却することは経理上問題があるのみならず、対外的にも思わしくない影響が考えられ、しかも分割償却することが認められないためやむなく償却できずにいる等である。

以上の2点はいずれもいわば金融機関内部の問題であり、その解決も金融機関自らが努力すべきものであるが、第3点は、償却証明制度運用上の問題として、もし何等かの障碍があれば取り除くことが必要である。

以上見たように戦後復興期において、当局は財務の健全化のため、不良債権の処理を志向しその計画的な償却を銀行に求めていたが、収益不足故に十分な償却が行えないこともあり、不良債権処理の先送りを容認せざるをえなかったことが判る。

第2項 大蔵省検査 新検査行政の確立

アメリカ式検査方式の影響を受け、厳正な資産査定、検査書類の定型化による銀行自己資本の把握指導、不良債権償却制度による銀行資産の貸倒の事実認定を中心とする検査行政が確立されたその過程をあとづける。

1. 米国式検査方法の導入 (実証主義の導入)

戦後GHQはアメリカ的な検査制度への改革を望んでいたが、日本側は消極的な姿勢で対応していた¹⁷。新検査方式の確立に際してはレーマンとレーディスの2名の米国人の指導を仰いでいる。新検査方式の導入にあたり1949年頃銀行局監査課(当時)は検査報告書の様式の定型化の模索をはじめた。当初参照した¹⁸のは連邦準備銀行の用いている書式であった。次に連邦預金保険会社出身のレーマンの指導を受けた。1949年4月までレーマンから連邦預金保険会社の検査様式について詳しい講義を受け、6月に十六銀行と大垣共立銀行において試験的な検査を行ない、連邦預金保険会社の検査様式に準拠した日本の検査報告書の様式を一応完成させた。しかし連邦預金保険会社の検査対象は支店を殆どもたない金融機関を対象としたものであったので、日本の何百という支店があるような銀行に対しては実情にあわないものであった。

次いで財務省出身のレーディスをGHQから紹介され、再度指導をうけることになった。

¹⁷ この間の事情に付いて詳しくは邊 英治「戦後復興期における大蔵省検査・日本銀行考査の改革」、『東京大学経済学研究』通号47、2005年3月、および大蔵省財政史室編『昭和財政史終戦から講和まで 第18巻』東洋経済新報社、1982年、467～474P参照

¹⁸ 大蔵省銀行局検査部『新しい銀行検査法』大蔵財務協会、1951年、30P

レーディスはレーマンの検査様式を「非常に理想的で完備したものであるが、あまりに複雑詳細すぎて日本の実情に合わない」ものとして簡単にして要領の得たものにするため1949年7月いっぱいをかけ講習を実施した。講習の結果に基き8月に帝国銀行の木挽町支店に対し「試験検査」を実行、その結果に基いて検査方法を研究の上、10月にその他の銀行の支店に対し「実地検査のテスト」を行ない、一応銀行の検査方式というものの様式が整った。その後1950年3月に静岡銀行および福岡銀行の本店の検査を行ない、その結果を受け、「本支店を統合した銀行の検査方式」をつくりあげ、1950年4月に「新しい検査方式、検査要領」が完成¹⁹した。

新しい検査方式（米国式）の特徴

検査実務者達は新しい検査方式（米国式）の特徴を実証主義に基づく（1）臨店検査主義（2）直接帳簿検査（3）検査様式の定型化と見ていた。

レーディスとともに検査様式を研究した近藤直人検査部長は新検査方法の特徴として（1）全部の店舗に必ず臨んで検査をする。（2）従来の書抜表を作らず検査官自らが貸出等についてライン・シートを作成する。をあげ、検査報告書の特徴として（1）検査報告書のフォームが非常に定型化された（2）不良資産の査定を三分類でおこなう（3）検査報告書の写しを検査銀行に一部交付する²⁰をあげている。検査部の要員であった塚本亨も検査方法の特徴として①全店舗検査方式②検査官自らが所要の書抜表を作成をあげ、検査報告書自体の特徴としてイ）フォームが定型化されたことロ）検査報告書が機密報告書の部分を除いて被検査銀行に交付されることハ）不良資産の査定分類方法が3段階となったこと²¹をあげている。同様に、検査部管理課長であった天野四郎も新方式の特徴としてイ）臨店主義 ロ）検査官自体の資料作成 をあげ、検査報告書上の特徴をイ）様式の定型化 ロ）不良資産等の査定事由の記述 ハ）報告書交付の3点²²であるとしている。

銀行検査理解のための手引書である「新しい銀行検査法」を取りまとめた山本菊一郎検査部長は新しい検査方式の特徴²³として、

- 一、 検査は必ずその店舗に臨検して行うこと。逆にいえば単に書面だけでの検査ということはないこと。
- 二、 検査官が個々に講評を行うということはせず、検査官は報告書を上司に提出し、上司より正式に示達の方法によって批判と勧告とを行うこと。これは検査と行政との裁然たる分離である。
- 三、 金融機関側に種々の計表等を作成させて、これを検査官が検閲するという方法をとらず、すべて必要な計表は検査官が写し、または作成すること。
- 四、 検査官は定型化された一定の様式によって報告書を取りまとめ、金融機関に対してもその写しを一部交付すること。

¹⁹ 三井武夫「戦後の金融検査制度」、『大蔵省戦後財政史口述資料』大蔵省大臣官房調査課、1953年、1-17P

²⁰ 近藤直人「新しい銀行検査の方法」、『十三日会講演叢書 第二編』十三日会、1949年、15-18P

²¹ 塚本亨「銀行検査の新方式について」、『財政経済弘報』1950年1月16日号 筆者の肩書きは大蔵省銀行局検査部である。

²² 天野四郎「金融機関の検査」、『金融財政事情』1950年6月19日号 筆者の肩書きは大蔵省銀行局検査部管理課長である。

²³ 山本菊一郎「金融機関の検査制度と諸問題」、『金融年鑑 昭和28年版』金融通信社編、1953年

とする指摘をおこなっている。以上見たように新たに導入された米国式検査法は実証主義的側面の強いものであった。

2. 戦後検査方式の確立 (検査様式の定型化による株主勘定の重視)

しかしながらこのような米国式新検査方式の持っていた実証主義的側面は検査が実際に着手された1951年²⁴ごろにはすでに薄れ、旧来の方式が復活した。すなわち検査の効率化を図るとの観点から、(1) 臨店検査主義から書面検査主義への転換および(2) 直接帳簿検査から徴求書類検査への転換が行われた。この結果検査官が現実に臨店検査するのは本店と若干の支店に限られ、大部分の支店は書類を徴求しての書面検査となり、貸出金調査票等の検査資料の作成は検査官自らが直接帳簿書類に基づいて作成する実証的な方法から、その作成を被検査機関に依頼する方法に移った。一方「新検査方式の他の、そして最も大きな特徴である検査基準の統一定型化は一段と前進した²⁵」のである。このような実証主義的側面の後退の結果、戦後新検査方式の骨子は「検査報告書の様式を定型化することによって検査の仕方を統一し、検査官の個人的な好みを捨象して検査の公正化を計ること²⁶」になったのである。

では検査様式の定型化は何をもたらしたか？ 検査様式の定型化最大の眼目は資産分類にもとづく銀行の株主資本の毀損状態を明らかにし、その比較を可能としたことにある。検査の様式の定型化に関する検査側の着眼点をレーディスの発言に見てみる。新検査方式の様式が整いつつあった1949年9月にレーディスは十三日会(後の地方銀行協会)において「新しい銀行検査の方針」に関し講演をおこなっている。そこではレーディスは新検査様式の[図1 1949年分類資産集計表]が最重要と述べている。「第五ページは、私が考えるところでは検査報告書の中で最も重要な箇所であります。何故重要であるかと言いますと、このページは銀行の状態を反映し、同時に分析せられたる資産の状態というものが反映されておるからであります。このページの後段、つまり資本勘定の分析というのがございしますが、これは支店検査の場合には何ら書き込まれるものではありません。何となれば、ご承知の通り資本金は本店のみが持っておるからであります。さて、若し本店が検査された場合には、反映されておる資本構成の分析というものは、銀行経営にとって極めて大切なものであります²⁷と語っている。分類資産集計表で注目すべきは、Ⅳ分類とⅢ分類の2分の1の合計を株主勘定から控除したものを正味株主勘定としている点にある。3段階に分類された不良資産のうちⅣ分類およびⅢ分類の資産のもつ信用リスクを株主勘定に反映させた実態的な自己資本の集計を金融検査に義務付けたことになる。本集計表により

²⁴ 1951年5月に出版された大蔵省銀行局検査部編『新しい銀行検査法』大蔵財務協会、1951年、38-39Pは臨店検査については「実情は人員の制約等から、本店とその他主要支店数か店(許す限り多くの店舗)に臨店し、その他は、或いは実地調査或いは書面のみによる審査にとどめるのを通例とする」とし、帳簿検査については「検査官は作成依頼の項目を示すと共に必要により記載様式をも提示するが、なるべく銀行の手数を省くために既存の資料や様式を利用するように配慮するのである。」としており米国式検査方式が有効に機能していなかったことを示している。

²⁵ 三好智「新金融検査方式とその問題点」、『金融法務事情』1953年6月25日号 筆者の肩書きは大蔵省銀行局金融検査官である。

²⁶ 石井富士雄「本邦銀行検査小史(下)」、『金融法務事情』1954年7月5日号

²⁷ レーディス・近藤直人『新しい銀行検査の方針・新しい銀行検査の方式』十三日会、1949年、7P

図 1 1949 年分類資産集計表

株式会社 _____ 銀行 _____ 臨検店舗 _____
 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在

分類資産集計表

資 産	帳簿額 (a)	分 類			分類額 合計 (b)	(b) (a)
		I	II	IV		
1. 貸付金、割引手形 一時當座貸越						
2. 有 價 証 券						
3. 假 持 金						
4. 営業用動産、不動産、施設						
5. 所 有 不 動 産						
6. 借 入 金						
7. 不 足 金						
8. _____						
合 計	※					

※ (a) の合計額は 1 頁の資産合計と一致する。

株 主 勘 定 の 分 析

資 本 金	発行年月日	一株額	株 数	金 額
資 本 金 (純額資本金額 円)	×××××××			
銀行済資本金額合計				
積 立 金:				
法定積立金				
積立金				
積立金				
帳簿上株主勘定合計				
純 益 金 (損失の場合に赤字で記入する)				
除: 上記集計表分類IVの合計額				
上記集計表分類IIの合計額の 5% 除				
不都合額(上記集計表にIVとして記載されたものを除く)及び帳簿外債務				
加 算:				
正味株主勘定合計				

- 正味株主勘定合計 (円 _____) の検査前 12 ヶ月間負債勘定平均残高 (円 _____) に對する割合 _____ %
- 帳簿外負債合計額 (23 頁参照) _____ 円
- 上記正味株主勘定の計算に際し加算されたものを説明し、且つその外に補足的に考慮さるべき重要な帳簿外資産又は含み益があれば記せ

(5)

出所：レーダス・近藤直人『新しい銀行検査の方針・新しい銀行検査の方式』十三日会 1949年

銀行は同一の基準により各銀行の正味自己資本を把握し、金融行政に反映させることが可能となった。しかし、一方II分類の資産のもつ信用リスクは本集計表においては株主勘定に反映されなかった。

このレーダスの株主資本重視の見方は当時の金融当局に影響を与えた。その影響は金融当局側の発言に窺うことができる。レーダス等と検査方式の研究を行った際の検査部長であった三井武夫は「今までは日本の検査というのは資産内容の検査という点に重点があつて主として貸出面の検査を一生懸命にやっていたわけですが、銀行の全体の資産の構成割合とか、流動性の割合とかいったような全体の資産内容、資産負債の状況といったようなものを数字の上で把握するというか、いろいろな比率を出しまして数字的にその銀行

の内容をかなり立体的に把握するという面につきましては、私どもは非常に教えられたのであります²⁸⁾と述べている。また戦後検査制度を確立させた検査部長である山本菊一郎は「資産分類の方法など、わが国の戦前の検査では、いわゆる「△」「コ」「セ」の印で、欠損額、固定額、要整理額に分けていて、それぞれに区分するには一応の基準はあったものの、ややもすれば検査官の個人的判断、名人芸、勘、にある弊がなくもなかったことが反省され、株主勘定への集約についても、そういう観念があまり徹底してはいなかった²⁹⁾とした上で、「科学的検査基準という点については、先ず資産の分類方式としてアメリカ流を採用した。即ち資産の良否に従いⅠⅡⅢⅣの区分で分類することとしたが、ⅠはⅡⅢⅣに分類されない問題のない資産、Ⅱは固定額（slow）Ⅲは疑問額（doubtful）Ⅳは欠損額（estimated loss）。それで株主勘定に反映する場合には、Ⅳ分類額の全額とⅢ分類額の半額と合計を株主勘定から差引くということをした。検査報告書の様式は定型化し、くわしいものとし、そのフォームを印刷した」と述べている。米国式検査方式の影響を受けた戦後検査方式の導入により、大蔵省は銀行資産の査定を行いその結果を反映した銀行の正味自己資本を算定し銀行の健全性を比較出来るようになった。

アメリカの影響を受けた新検査方式は1950年頃に骨格が作られ、実証主義的側面が薄められ、1951年頃に確立された。この検査方式において信用リスク管理面で金融検査が担わされた役割は①アメリカの影響に基づく厳正な資産査定②資産査定結果を利用した株主資本毀損状況の把握③税務行政と金融行政の調整からもたらされた不良債権償却証明制度（後述）による貸倒の事実認定への関与の3点である。この検査方式は貸倒準備金制度とも密接な関係をもつ。すでに見たように戦後復興期において不良債権（Ⅳ分類債権）は償却することを望まれたが、義務付けられてはいなかった。これは債権償却に対する銀行側の体力の問題、また、不良債権償却を行うことに対する風評への配慮と考えられる。そこで金融当局は検査様式の定型化により銀行の株主資本の実態を把握した上で、不良債権償却証明制度により不良債権償却を円滑に行わせるとともに、貸倒準備金を控除資産（Ⅳ分類+1/2Ⅲ分類）以上に積立させることで、銀行の健全性を担保させようとしたのである。

²⁸⁾ 三井武夫「戦後の金融検査制度」、『大蔵省戦後財政史口述資料』大蔵省大臣官房調査課、1953年、17-18P

²⁹⁾ 山本菊一郎「金融機関検査の再出発」、『ファイナンス』1975年8月号

レーディスがもたらした検査様式の定型化の影響は1989年に改正された検査書式においても見ることができる。正味自己資本の算定に際し、Ⅱ分類債権のもつリスクを考慮せず、控除資産として(Ⅳ分類+1/2Ⅲ分類)のみを考慮する思考は[図2 検査報告書付属表・正味自己資本比率]に見るように、バブル崩壊後³⁰まで続いていた。

図2 検査報告書付属表・正味自己資本比率(1989年)

3 正味自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

項 目	金 額 ・ 比 率		
	今回検査時 (年月日)	前回検査時 (年月日)	増減(Δ)
(資本勘定)			
資 本 金			
新株式払込金			
法定準備金			
資本準備金			
利益準備金			
剰余金			
任意積立金			
前期繰越金			
計(A)			
(諸引当金勘定)			
貸倒引当金(除く、債権償却引当金)			
退職給与引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
国債価格変動引当金			
商品有価証券売買損失引当金			
金融先物取引責任準備金			
証券取引責任準備金			
計(B)			
税効果相当額(C)			
その他別に定めるもの(D)			
自己資本額(E)(A+B+C+D)			
自己資本毀損額			
Ⅳ分類資産の合計額			
Ⅲ分類資産の合計額の1/2			
有価証券関係通算評価損(評価損-評価益)			
その他の毀損額			
合計(F)			
正味自己資本額(G)(E-F)			
総資産平均残高(H)			
債権償却特別勘定相当額(I)			
支払承諾見返勘定(除く、借入保証、債券発行保証その他別に定めるもの)(J)			
差引計(K)(H-I-J)			
正味自己資本比率[G/(K-F)]			
(参考)直前期末自己資本比率(E/K)			
広義の資本勘定(L)(A+B)			
広義の資本勘定毀損率(F/L)			

(平元・8)

出所:大蔵省銀行局検査部『検査報告書資料編の作成要領』全国地方協会1989年

³⁰ (Ⅳ分類+1/2Ⅲ分類)を控除資産として正味自己資本を考える手法がいつまで続けられたかは明らかではないが、大蔵省銀行局検査部審査課の木戸久男は「金融検査の着眼点・第5回資産査定のお考え方」、『金融法務事情』1992年6月5日号において「検査では、欠損に当たるものとしてまったく回収不能であるⅣ分類資産に、全額回収ができないのが明らかなⅢ分類資産の半額を加えたものを損失と見なして『欠損見込額』として算出している」としており、1992年までは利用されていたことが確認できる。なお、金融再生委員会による1999年1月の引当ガイドラインは本基準より厳正なものとなっており、国際基準の資産査定における目安として破綻懸念先債権70%・要管理先債権15%として、Ⅱ分類債権中要管理先のリスクに対しても引当を行なうことを求めている。

第3項 大口融資規制（自粛指導）

資産を分散保有させて、ポートフォリオのリスクを減らそうとする意図でおこなわれる規制³¹とされる大口融資規制であるが、その規制の背景においては信用リスク面での関心とは異なった政治の思惑の影響を受けていたことが認められる。「資金の適正配分」という言葉に代表される信用を円滑に供与できるかという観点である。この信用を円滑に供与できるかという観点は時代に応じ大口融資明示規制の撤廃の根拠となり、また自粛指導の根拠ともなった。戦後復興期のこの時期「危険分散」および「資金の適正配分」の観点は結局大口融資に関する「明示規制」の導入を許さなかった。

「危険分散」と「資金の適正配分」

危険分散の観点とは異なった円滑な信用供与の観点が大口融資規制へ与えた影響は明治期にまでさかのぼることが出来る。

1890年8月に公布された銀行条例はその第5条において「銀行ハ一人又ハ一会社ニ対シ資本金高ノ十分ノ一ヲ超過スル金額ヲ貸付又ハ割引ノ為ニ使用スルコトヲ得ス」と大口融資に対する法的規制を行った。しかし当時「資本蓄積が乏しく銀行の信用創造によって日本経済の発展を図ってゆく環境にある以上、企業の銀行借入依存度が高まるのは理の当然であり、大口融資規制はきびしい足かせ³²であったため、「中小規模銀行で取引先が限定されていることからどうしても貸出が特定先に集中する傾向が強く、一部にはこれを避けるため、名義を分割するという不自然な形が出てきた³³」ことから銀行集会所は国会に働きかけ、1895年2月に第5条の大口融資制限規定の削除がおこなわれた。大口融資を法的に一律に規制することは「産業資本の確立期にあつては、おう盛な資金需要の充分に答えることができず、資本制生産社会の発展を阻害することとなったので、あえて撤廃せざるをえなかった³⁴」のである。円滑な信用供与の観点が大口融資明示規制の撤廃に資したのである。この円滑な信用供与の観点は戦後の大口信用供与規制にも影響を与えている。

1951年 「当面の財政金融事情に即応する銀行業務の運営に関する件」

大蔵省通達による戦後の大口信用供与に対する指導は1951年にはじまる³⁵とされるが、この1951年7月5日に発出された大口信用供与自粛指導は「資金の適正配分」の観点が自粛指導推進の背景となったものである。朝鮮戦争の始まり（1950年6月）を契機に投資水準が高まり資金市場がタイトとなった中で大口信用供与の自粛が求められていった。

1951年6月23日に重要経済施策として政府方針が声明されたなかで「健全財政政策に対応して、インフレーションを回避し、重要産業等必要な部門に対して必要量の資金の供給を確保するとともに、不要不急方面への融資を抑制し、資金運用の効率化をはかる」

³¹ 筒井芳郎「金融規制」、貝塚啓明・池尾和人『金融理論と制度改革』有斐閣、1992年

³² 後藤新一「大口融資規制の歴史的教訓」、『金融財政事情』1974年9月16日号

³³ 全国銀行協会連合会、東京銀行協会編『銀行協会三十年史』全国銀行協会連合会、1979年、84P

³⁴ 後藤新一『普通銀行の理念と現実』東洋経済新報社、1977年

³⁵ 全国銀行協会「普通銀行の経営諸比率規制の推移について」、『金融』1988年11月号。戦後大口信用供与規制として1951、1954、1956、1957、1963、1974、1982、1986年の通達・法律を指摘している。

とされたのを受け本通牒が発せられた³⁶。本通牒は「金融政策の基本的方針は健全財政政策に対応してインフレーションの回避することにあるので融資に当たってはこの趣旨に則るよう努めること」とした上で、大口信用集中に関し、「一般に大口信用供与に偏する傾向が認められるが、これは危険分散の見地においても或は又投機、思惑抑制の見地においても好ましくないのでできる限り他の金融機関との協調融資の方式によることとすること。この場合にも必要以上の資金を供給することのないよう資金の効率発揮に留意すること」と自粛を指導している。本通達の内容については銀行局金融年報が解説をおこなっているが、そこでは「インフレーションの回避が、当面の金融政策の最大の眼目である」とした上で、「大口の信用集中問題は銀行の危険分散の見地からと投機思惑抑制、広い立場では資金の効率化発揮の見地から注意を喚起しているわけである」としており、インフレーションへの恐れを背景に、大口信用規制の根拠として危険分散のみならず資金効率化にあることを強調している。今次の大口信用規制の背景が危険分散よりもむしろ資金効率化（投機思惑規制ないし中小金融への配慮）にあることについては以下のように当時の関係者の発言・世評等に見ることができる。

大臣、銀行代表者懇談会における重要発言事項³⁷（1951年7月5日）

川北

現在のような不況期においては危険ということはむしろ別の面から考えられるのであって、危険分散のためには成程大口融資は困るが、貸出先の資力、信用等から考えられる危険は専ら中小企業にある。従って危険回避のためには、大口融資も亦止むを得ない状況である。

大臣が大口融資を非難し始められたのは、中小金融が以前より一層疎通しなくなったためか、又は他に目的があるか伺いたい。

大臣

本年三月のある大商社の業績決算を昨年九月決算と比較してその在庫の増加には驚くべきものがある。これは投機思惑的活動を目にあまる程行っているということである。そしてその原因は銀行の大口融資に存するから、これを矯正しようとしたまでであって、中小金融が最近特に不活発になったとは考えていない。

当時の世評³⁸

両建預金禁止のねらいは何か。ズバリというなら産業界の金利負担を軽くしようというゼスチャーだ。

大口貸出抑制案は中小企業対策のボロかくし

中小融資を促進するという代りに、銀行の大口貸出偏重を是正すると表現を変えたまで

このように朝鮮戦争発生後の混乱に対し資金の円滑な供給が求められている中、大蔵省は1951年8月中旬に21行87ヶ店に粉飾預金及び両建預金に対する特別検査を、また1951年9月末現在において未検査都市銀行7行に大口信用集中と滞貨融資の状況把握に特別の重点をおいた一斉検査を行っている。資金の円滑な供給確保を狙いとした銀行に対する牽制と考えられる。

³⁶ 『銀行局金融年報』昭和27年版、78P

³⁷ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第18巻 資料(2)』東洋経済新報社、1982年、474P 文中大臣とあるのは池田勇人大蔵大臣、川北は川北貞一興銀頭取である。

³⁸ 『金融財政事情』1951年7月9日号、9P

占領期末銀行法改正問題

GHQは、銀行経営の健全性を維持するためにバランスシート規制の計数的基準を定めることをアメリカの法慣習に従って業法中に具体的に規定するように求め、銀行法の改正が検討されるようになった。銀行法改正案は1949年8月に始められ、1952年まで5次に渡る「改正案」および「銀行法一部改正案」が議論されたが、実現せずに終わっている³⁹。この改正案検討の過程において「一人に対する貸出の制限」の法定化が検討されているが、その中においても「資金の適正配分」の影響を見ることができる。

大月高銀行課長は銀行法改正における大口融資規制について1950年7月に「一人に対する貸出制限の目的としては、このように危険を分散するという趣旨の外、延いて国民経済内にできる限り広く信用を分散し、なお銀行による特定の企業或いは産業支配を防止するに資することともなるのである⁴⁰」と述べており、立法の背景に「資金の適正配分」があることを明らかにしている。

全国銀行協会は銀行法改正（第3次案）に対し1951年10月2日付「銀行法一部改正に関する意見書」を提出している。同意見書において全銀協は銀行法改正における大口信用規制の背景に「危険分散」以外の目的が混入していることを以下のように指摘している。

第7条ノ2関係（同一人に対する信用供与の制限） 本条文の趣旨には健全経営の建前から反対ではないが、文字通り信用供与の分散を目的とするのか、消極的な信用統制を目的とするのか、或いは他の政策を目的とするのか明確でない。

また大蔵事務官であった近藤道夫は1952年に、大口融資規制の法制化をかかげた銀行法の改正案の解説⁴¹として大口融資規制の内容を以下のように説明している。

一人の対する貸出の制限

銀行の同一人に対する貸出（貸付、手形の割引又は債務の保証）を資本及準備金の百分の二十五をこえない範囲内に制限すること但し政令で定める貸出に右の制限を適用しないこととすることを規定するのであるが、この規定と次の有価証券の所得の制限の規定の趣旨は、

銀行の資産が大口貸出に偏重するのを防ぎ、リスクの分散をはかるため
産業の均衡ある発展を図ることを目的として、国民経済内になるべく広く信用を分散するため

銀行の商工業支配又は商工業の銀行支配を防止するため

資金の固定化を防ぎ預金銀行として資産及び経営の流動性を保持するためにある。

占領末期の銀行法改正における大口融資規制の根拠は「危険分散」「資金の適正配分」「銀行支配排除⁴²」の3点であった。

³⁹ 伊藤修前掲書106P

⁴⁰ 大月高「銀行法改正についての問題点」、『金融財政事情』1950年7月24日号

⁴¹ 近藤道夫「銀行法改正の経緯と今後の問題」、『財政経済弘報』1952年3月24日号

⁴² 財閥色排除を求めていたGHQへの配慮と考えられる。同様な事例としては、例えば1947年9月17日付「金利基準の指定及び金融機関の経営の健全化」において大口融資規制が財閥銀行の民主化に役立つとの観点から「一人に対する融資の制限は、金融機関特に財閥銀行の民主

1954年 「当面の融資方針について」

1953年10月より実施された金融引締めに関連し、日銀の量的信用抑制措置を市中銀行の融資態度の転換を通じて補完せん⁴³として1954年5月6日に本通達が発せられた。本通達においては

政府としては、特に金融の引締を一段と強化し、銀行その他の金融機関が日本銀行に依存する傾向を極力是正し金融の正常化促進する方針であるが、金融機関においては、この際上の基本方針に則り下記により信用の供与につき適実を期することに特に配慮せられるとともに、これが趣旨を末端にまで周知徹底せしめられたい。

とした上で、

1. 信用の供与の抑制
2. 設備資金
3. 運転資金
4. 貸出の偏倚
5. 貸出内容の健全化

の5点について方針を示していた。大口信用規制については4. 貸出の偏倚において以下のように触れている。

貸出が特定の企業に偏倚することが銀行経営上特にいまむべきことは論を俟たないところであるが、最近1企業に対する貸出が巨額に上る傾向の著しいものが認められ、極端な事例としては、当該金融機関の自己資本に対する割合が50%をこえるものも見受けられるところ、今後における経済変動に対処し、融資の危険分散を図るため、貸出が特定の企業又は特定の業種に集中することを極力是正すること。

本通達発出の背景は、金融引締めにかかわる信用供与の抑制が必要とされ、信用抑制の1手段として「危険分散」に資する大口融資の自粛が求められたものと考えられる。

以上見たように戦後復興期の大口融資規制は「危険分散」および「資金の適正配分」の観点から自粛を求められたものの明示規制までは至らなかったといえる。

第2節 償却・引当制度

第1項 貸倒の事実認定

当初税務上の貸倒の事実認定は厳しく、実質基準直接償却しか認められていなかった。厳正な税務上の貸倒の事実認定を緩和するため、差し当りの特例として形式基準による償却が導入された。また税務上の貸倒の事実認定と銀行経営の健全性確保のため必要とされ

化を実行する上においても必要な規定であって、早急に財閥銀行の民主化を実行するためにも、これらの規定を早急に制定するのを適当とする」とされていたことがあげられる。この間の事情については詳しくは大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻 金融』東洋経済新報社、1983年、365-383P参照

⁴³ 『銀行局金融年報』昭和30年版、23P

る貸倒処理との差異を埋めるものとして、不良債権償却証明制度により金融当局は銀行不良債権の貸倒の事実認定をおこなうようになった。

1. 税務上の貸倒の事実認定の拡大

法人税基本通達（1950年）における貸倒（実質基準による直接償却）

法人税基本通達（1950年9月25日直法1-100）116は以下のように定め直接償却の対象となる具体的な事例を列挙している。実質基準によるものである。

貸金が回収不能であるかどうかは、当該貸金の債務者の支払能力等の実情により判定すべきであるが、概ね左の各号に該当する場合には、当該貸金は回収不能と認める。

- (1) 債務者が破産和議、強制執行又は整理の手續に入りあるいは解散又は事業閉鎖を行うに至ったため又はこれに準ずる場合で回収の見込のない場合
- (2) 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込なきに至った場合
- (3) 債務超過の状態が相当期間継続し事業再起の見透しなきため回収の見込のない場合
- (4) 天災事故その他経済事情の急変のため債権の放棄又は免除を行った場合
- (5) 債務者の資力喪失等のため債権の放棄又は免除を行った場合
- (6) 前各号の準ずる事情があり債権回収の見込のない場合

1954年における形式基準の導入

上述の法人税基本通達に見るように、税務当局は貸倒れの判定は、完全に回収不能であることが確認されたものではなければならぬとしていたが、「抽象的な基準だけでは、その判定に困難を伴うのみならず、実情にも副わない憾がある⁴⁴」ので「これを緩和する意味においても形式基準により貸倒損失を認めよう⁴⁵」とされ、1954年7月24日付国税庁長官通達「売掛債権の償却の特例等」により差し当たりの特例としてイ)形式基準間接償却ロ)形式基準直接償却が導入された。

イ) 形式基準による間接償却（債権償却引当金の創設）

債務者に次の七の事実が発生した場合、債権の100分の50以内の金額の（100分の50を超える際は国税局長の承認を得て）債権償却引当金勘定を設定することができるとした。

- ① 手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引の停止処分を受けたとき
- ② 会社更生手続の開始の決定があったとき
- ③ 和議の開始の決定があったとき
- ④ 会社の整理開始命令があったとき
- ⑤ 特別清算の開始命令があったとき
- ⑥ 破産の宣告を受けたとき
- ⑦ 業況不振のため、又は事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し、又

⁴⁴ 内藤清博「売掛債権の償却の特例等に関する取扱について」、『税経通信』1954年9巻12号 筆者の肩書きは国税庁査察課主査である

⁴⁵ 中村平男「売掛債権の償却の特例」、『税』1954年10月号 筆者の肩書きは国税庁法人税課である

は六ヶ月以上休業するに至ったとき

ロ) 形式基準による直接償却

和議の成立、整理計画の決定、更生計画の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、たな上げ、年賦償還等の決定があった場合切捨てられる金額を貸倒れとして直接償却できるものとされた。

この国税庁長官通達はその前文で「最近における金融事情等を反映し、手形の不渡り、売掛債権の貸倒れ等の発生が激増している点にかんがみ、売掛債権の償却等については当分のうち特に左記により取扱うこととした」と述べているように、差し当たりの特例として定められたものであった。

この通達は1955年12月6日付『「売掛債権の償却の特例等について」通達の一部改正（債権金額の範囲等関係）等について』により一部要件が緩和された。

2. 不良債権償却証明制度の導入

1949年に行われた金融検査において大蔵当局が回収不能又は無価値と判断したIV分類は貸出金総額の2.3%であったのに対し、税務当局により償却が是認されているものは0.2%⁴⁶であった。「従来金融機関が、資産内容の健全化をはかるため、不良債権の償却を行った場合、税務当局よりそれを否認せられることが往々にして起こったため、その否認せられることのあるべき場合を考慮して、卒直且つ大胆に不良債権の償却を行い得なかった面の存していたことは、否定できない事実でもあった⁴⁷」のである。このような税務行政と金融行政の食い違いを調整するものとして導入された制度が不良債権償却証明制度である。本制度により金融検査官が第IV分類に該当するものとして証明した債権についてはその償却は税務上も容認⁴⁸されることになった。金融検査におけるIV分類認定（回収不能又は無価値との認定）が税務上の貸倒の事実認定を兼ねるようになったのである。以下不良債権償却証明制度を認めた1950年通達に即して見ていく。

1950年 「不良債権の銷却について」

1950（昭和25）年5月10日に発出された「不良債権の銷却について」通達において以下のように金融検査官が第IV分類に該当するものとして証明した債権についてはその償却は税務上も容認されていることを明記した。

昭和25年3月31日附銀々第165号通牒（昭和24年度下期決算について）第2項諸銷却の処理中不良債権の銷却に就いては国税庁と左記の通り協議ができたから別紙に掲げる銀行については大蔵省銀行局検査部長の指名した上席金融検査官の、その他の銀行については本店所在地の財務局長の指名した上席金融検査官の証明を受け、これを所轄国税局に提出されたい。

なお、昭和24年度下期以前の分で税務局の認否未済のものであるときは、右に準じて措置されたい。

⁴⁶ 本稿第2章第2節第2項において詳述

⁴⁷ 塚本亨「銀行の不良債権償却証明制度について」、『金融財政事情』1951年3月12日号。筆者の肩書きは金融検査官—大蔵省銀行局検査部—である。

⁴⁸ IV分類債権であっても情実貸出のように金融検査官が直ちに償却をすることを不相当と認められる債権については、証明から除外され、責任ある回収が求められた。金融検査研究会編『金融検査の要領』大蔵財務協会、1959年はIV分類債権を無税償却するためには融資の打ち切り等により将来にわたり損失額を確定し得る状況にすることをもとめている。

銀行検査新様式による第4分類の債権及びこれに準ずるものとして金融検査官の証明した金額は原則として課税上也容認せらる。

前項による銷却不良債権の範囲は左の通りとする。

金融検査官の实地検査により第4分類と査定されたもので其の後事情に変更のないもの。

实地検査の際に第4分類と査定された債権以外の債権で其の後の事情の変更により決算期に於ける書面審査において第4分類に該当すると認められるにいたったもの。

实地検査未済のもので決算期に於ける書面審査により第4分類に該当するものと認められるもの。

(備考)

金融検査官の証明をうける際には債務者ごとに銀行局所定のライン・シートを作成の上申請すること。

(参考) 別紙に掲げる銀行とは直轄銀行及び信託銀行である。

本通達による不良債権償却証明制度の内容について銀行局金融年報昭和28年版⁴⁹はその趣旨について以下のように説明している。

金融機関が決算にあたり不良債権として償却したものを税務計算上損金として容認するかどうかは、税務当局の判断によるものであることはいうまでもない。ただ金融機関については、それが高度の公共性を有する特殊の企業であること、並びに同じ大蔵省において厳正な検査が実施されている現状等に鑑み、金融検査官が不良債権として償却の証明をなしたものについては、税務当局においても原則としてこれを容認することとなっている。即ち本制度により金融機関の不良債権についてはその損金としての認否は金融当局の判定に一応ゆだねられることとなったのであるが、このような制度が生まれたのは、税務、金融両局の協調と信頼に基くものに外ならず、従って又、その運用については一段の公正と慎重が要請せられているところである。

この償却証明により金融検査官が第IV分類に該当すると証明すれば課税上容認されることになるので、その証明の根拠として回収不能と認められる客観性のある基準が求められる。この基準についても国税庁との協議により定められている。制度導入時の基準は不明ながら、銀行局金融年報昭和28年版は、金融検査官の認定基準⁵⁰を以下のように説明している。

金融検査官の認定基準（銀行局金融年報昭和28年版）

第IV分類債権に該当するか否かは客観性のある基準によって適正に認定される必要がある。この点については、国税庁と協議の結果、概ね次の各号に該当する場合においては、当該債権は第IV分類として償却の対象として認めることになっている。

1. 債務者が破産、和議、強制執行または整理の手続きに入り、或は解散、清算または

⁴⁹ 『銀行局金融年報』昭和28年版、531P

⁵⁰ 塚本亨前掲論文は償却の認定基準に『銀行局金融年報』28年版があげている要件の他に「回収の見込みがないため、銀行で債権の放棄または免除をおこなったもの」という要件も認定基準に含めている。しかしながら、債権放棄・免除に係わる証明について、「この場合の償却証明は現在までの所具体的事例がない」としている。

- 事業閉鎖を行うに至ったため、またはこれに準ずる場合で回収の見込みのないもの。
2. 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により、回収の見込がなくなったもの。
 3. 滞納税金による差押え処分等により、回収の見込がなくなったもの。
 4. 債務超過の状態が相当期間継続し、事業再起の見透しがないたため、回収の見込がないもの。
 5. 収益の見込が全くないか、または債務に比して収益力が著しく貧弱なため回収の見込がないもの。
 6. 天災、地変或は事故その他経済事情の急激な変化のため回収の見込がないもの。
 7. 前各号に準ずる事情があつて、債権回収の見込がないもの。

過去の事例としては償却すべき債権が多額であつて、1期の利益金で償却する能力がないため、数期に分割して償却する取扱が稀に見受けられるが、利益金の調整に悪用される恐れがあるためいずれも償却証明債権から除外することとなっている。

この証明の認定基準からほぼ法人税基本通達（1950年9月）の基準と同様の基準が適用されていたことがわかる。この償却証明制度の運用状況を見ると、1953年における証明状況は以下の通りとなる。

償却申請及び証明債権⁵¹

不良債権の申請は別表295の通り20,379件、6,363百万円で、これに対し証明済のものは19,763件、5,614百万円、両者の割合は件数で97%金額で88.2%と概ね9割前後が証明されており、証明除外債権が10%前後におよんでいる。

これら証明除外債権の主なもの本制度の対象外のもの、例えば不祥事件関係のもので債権を認定するに困難なもの（行金盗難、紛失などにより生じたもの）の外、債務者の利害関係人に関する督促不十分のもの、担保物権あるものにしてその最終処分見込価額の評価に妥当を欠くもの、または四囲の諸条件より見て償却をするには時期尚早と認められるものなどが挙げられる。今後の申請に当ってはこれらの点について注意さるべきであろう。償却申請債権は機関の主観的必要性から客観的に見て償却に必要な諸条件が満たされ、妥当性のあるものに限定されねばならない。

戦後復興期の償却証明制度は銀行の主観的必要性にもとづき税法上の実質基準貸倒に該当する債権をIV分類と証明し貸倒の事実認定をおこなうものであった。

第2項 貸倒引当金（シャウプ税制と資本蓄積の強化）

税務上の貸倒引当金制度は金融界の要望をいれ優遇措置として「貸倒準備金制度」との名称で成立した。通説では利益留保性とされるが、その形成過程においては純粋な評価勘定としての側面も考慮され成立した。すなわち利益留保により偶発貸倒に備えるのみだけでなく、厳しい税務上の貸倒の事実認定を補う側面、収益力の乏しい金融機関の既往のIV分類債権償却原資積み立ての役割も担っていた。以下形成過程を確認する。

⁵¹ 『銀行局金融年報』昭和29年版、479P

1. シャープ税制以前

(1) 有価証券の評価減制度

1950年にシャープ税制勧告により貸倒準備金制度が創設されるまで、貸倒準備金は税法上損金計上が認められておらず、貸倒が実際に生じた時にこれを損金とするものとされていた。これは「税法が商法上の損益計算の立場に準拠し、いわゆる財産計算的立場に立っていたことによるものと考えられる。つまり、当時の税法は、損益の認識・計上基準として、資産の滅失もしくは外部者に対する債務の確定という事実の発生を要求し、発生主義に基づく期間費用・収益の対応計算はこれを容認していなかった⁵²⁾」ためである。

戦前貸倒に対する準備金の役を担ったものは有価証券の評価減制度であった。「国債その他に相当の含み益があり、貸出の評価の不足を補う作用をなしていた」⁵³⁾のである。有価証券の評価減制度が認められていた背景⁵⁴⁾は大略以下のようなものとなる。

銀行所有の有価証券は投資と共に支払準備金の目的を持ち、不足の金融逼迫の際は有価証券を売却処分しなければならないが、売却の必要がある状況においては多数の銀行等が同時に有価証券を売却するため有価証券が値下がりすることは必定である。このため、当時の法人税法上の特例として有価証券については、取得価格の5%、又は公社債については時価の5%、株式については時価の10%までの償却を税法上損金とすることが認められていた⁵⁵⁾。支払準備の観点から有価証券の償却を利用した内部留保の強化が図られたのであるが、この強化された内部留保は貸倒準備金制度の不存在を補うものであった。「銀行はこの制度のおかげで大きな内部留保をもつことができた。非課税の貸倒引当金を創設してほしいという希望が銀行には強かったが、それにもまして国債の評価減制度の恩恵は大きかった」⁵⁶⁾のである。金融界の立場からすれば「わが国では貸倒準備金の制度が認められなかったため、已むなく国債の銷却によってある程度その欠を補っていた」⁵⁷⁾こととなる。[表1 全国銀行貸出金及び有価証券償却状況]に見るようにほとんどの年において有価証券の償却すなわち内部留保の範囲内で貸出金の償却がおこなわれていた。シャープ税制以前において貸倒への備えは貸出金とは直接の関係のない有価証券の評価減によってまかなわれていたのである。戦後、表1に見るように銀行資産の中心が貸し出しになると「戦前のように銀行の有価証券保有が多かった時期には有価証券の評価減だけでほぼ十分な準備金の積立てを行なうことができたが、戦後、有価証券の保有比率が低下してくると評価減だけでは決して十分な積立はできない情勢」⁵⁸⁾となり、有価証券に頼らない新しい制度が求められるようになった。

⁵²⁾ 沼田嘉穂「引当金」、黒澤清編『近代会計学大系IX 税務会計論』第5版 中央経済社、1974年

⁵³⁾ 全国銀行協会連合会「銀行業における貸倒準備金制度と価格変動準備金制度について」1956年5月10日

⁵⁴⁾ 全国銀行協会連合会「銀行保有々価証券の償却に関する要望」1951年5月21日

⁵⁵⁾ 当時の税務当局は「銀行は実質的には多額の収益をあげているにもかかわらず納税額が小額にとどまっているのは、この国債の評価減制度の結果である」というので、この制度を著しく非難していた。大月高監修『実録戦後金融行政史』金融財政事情研究会、1985年における福田久男の口述による。

⁵⁶⁾ 大月高監修『実録戦後金融行政史』金融財政事情研究会1985年における福田久男の口述

⁵⁷⁾ 全国銀行協会連合会「シャープ勧告に基づく税制改正に対する要望意見」1949年10月24日

⁵⁸⁾ 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会、1965年、304P

表 1 全国銀行貸出金及び有価証券償却状況

全国銀行貸出金及び有価証券償却状況 (単位百万円)						
	貸出金滞貨状況			有価証券償却状況		
	年度末貸出残高	イ 償却高	ロのイに対する比	年度末証券残高	イ 償却高	ロのイに対する比
1931年	10,052	36	0.35%	4,562	66	1.45%
1935年	9,080	38	0.41%	6,564	33	0.50%
1940年	18,371	20	0.10%	14,945	139	0.93%
1941年	20,985	14	0.06%	19,775	141	0.71%
1942年	24,856	23	0.09%	26,530	186	0.70%
1943年	32,354	21	0.06%	33,415	224	0.67%
1944年	51,154	27	0.05%	42,945	349	0.81%
1945年	52,812	133	0.25%	55,228	230	0.41%
1946年	146,416	17	-	58,900	84	0.14%
1947年	168,243	7	-	83,682	375	0.44%
1948年	381,348	10	-	117,033	560	0.47%

出所 塩谷忠男「金融機関の合理化と経理問題」『税経通信』1949年4巻10号

(2) 貸倒準備金制度への要望

敗戦による企業の疲弊とそれにとまなう戦後の再建整備の過程で、銀行の財務内容は脆弱化しており、信用リスクへの備えの強化として内部留保の増強が求められていた。「一般の産業界からは固定資産の償却金額の引上げが強く要望されていたが、金融機関の資産の大部分が貸付と有価証券から構成されているためそれだけでは不十分との認識が強かった⁵⁹⁾」のである。そこで金融当局および金融界は内部留保充実につながる制度の制定を求めていった。

金融当局の意向

「金融機関の経理に関する法」

金融当局はGHQの意向もあり、金融機関の経理を健全ならしめるため、金融機関の権利について細かい規定をもった法律により金融機関を管理することを指向していた。1949年6月から8月までの間に金融機関の経理に関する法律について4つの草案が作られた。1949年8月1日付けの最終案のうち信用リスク取扱いに密接に関わると点を列挙すると以下ようになる

金融機関の経理に関する法律案⁶⁰⁾

(目的)

第一条 この法律は、金融機関の経理を健全ならしめ、もって金融機関の預金者その他の債権者及び株主その他の出資者の利益を保護することを目的とする。

[中略]

(資産の評価)

⁵⁹⁾ 石倉文雄「貸倒引当金、債権償却特別勘定」日本税務研究センター編『必要経費』(日税研論集第31号)日本税務研究センター、1995年、102P

⁶⁰⁾ 詳細は 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻 金融』東洋経済新報社、1983年、499-507Pによる

- 第七条 金融機関は、その資産を左に掲げる金額をこえて評価してはならない。
- 一 有価証券については、左のイからハまでに掲げる価額の当該営業年度末直前一月の平均の金額。但し、国債又は地方債については、商法（昭和十三年法律第七十二号）第三十四条第一項及び第二百八十五条の規定にかかわらず、均等利廻評価の方法による価額を附することができる
 - イ 証券取引所に上場されている有価証券については、当該金融機関の本店又は主たる事務所最寄の証券取引所における実物取引の価額
 - ロ 証券取引所に上場されていない有価証券で店頭取引のあるものについてはその価額
 - ハ 市場性のない有価証券については、当該金融機関の監督役又は監事の監査を経た価額。但し、その価額は払込金額をこえてはならない
 - 二 債権については、法律による金融機関の検査により指定された金額又は金融機関の監査役又は監事の監査により指定された金額であつて金融検査官の承認したもの
 - 三 固定資産については、取得価額又は製作価額から法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第六項の規定により定められた命令の規定による固定資産の耐用年数に応じた償却歩合により計算した償却額を控除した金額

（償却及び滞貨償却引当備金）

- 第八条 金融機関は、償却額が左に掲げる金額に達するまで、資産の償却をしなければならない。
- 一 有価証券については、その帳簿価額から左の何れか低い一方の金額を控除した金額
 - イ 前条第一号本文の金額の、株式については百分の九十に、株式以外の有価証券については百分の九十五に相当する金額
 - ロ 取得価額の百分の九十五に相当する金額
 - 二 債権については、債権の金額から前条第二号に規定する金額を控除した金額
 - 三 固定資産については、法人税法第九条第六項の規定により定められた命令の規定による固定資産の耐用年数に応じた償却歩合により計算した償却額
 - 2 金融機関は貸付金及び割引手形及び無尽給行金の償却に充てるために、営業年度末における貸付金割引手形及び無尽給付金の合計額の百分の五に相当する金額に達するまで滞貨償却引当備金への繰入をしなければならない。
 - 3 毎営業年度における第一項第一号の規定による有価証券の償却金額及び前項の規定による備金への繰入金額の合計額は、当該営業年度における経常純益金の百分の二十に相当する金額と臨時利益金の百分の九十に相当する金額との合計額を下つてはならない。
 - 4 金融機関が前三項の規定により償却し、又は備金への繰入をする金額は、法人税法による所得の計算上及び地方税法（昭和二十三年法律第十号）により事業税を課する場合の所得の計算上損金に算入する。
 - 5 前項の規定は、左に掲げる金額には適用しない。
 - 一. 第二項に規定する滞貨償却引当備金で貸付金、割引手形及び無尽給行金の償却以外の目的に充てられた金額
 - 二. 毎営業年度における第一項第一号の規定による有価証券の償却金額及び第二項の規定による備金への繰入金額の合計が、当該営業年度における経常純益金の百分の六十に相当する金額と臨時利益金の全額に相当する金額との合計額をこ

える金額

(経理の例外承認)

第九条 金融機関は、その経理につき毎営業年度において前二条に定めるところにより
難いときは、理由を具してあらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(配当の条件)

第十条 銀行等は、左の各号の一に該当する場合においては株主配当を行うことができない。

- 一. 資本金に欠損があるとき
- 二. 当該営業年度における純益金及び当該営業年度までに積み立てられた積立金がないとき
- 三. 当該営業年度末の自己資本の金額が前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高の百分の三に満たないとき
- 四. 第五条の規定による法定積立金を積み立てていないとき
- 五. 第八条の規定による資産の償却又は滞貨償却引当備金への繰入をしていないとき

(配当金額)

第十一条 銀行等は、その当該営業年度末の自己資本の金額の前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の三以上、百分の五未満である場合においては、当該営業年度の純益金（繰越損があるときはこれを控除する。以下本条中において同じ。）の百分の四十に相当する金額と資本金の百分の六に相当する金額との何れか低い一方の金額をこえて配当をしてはならない。

2. 銀行等は、その当該営業年度末の自己資本の金額の前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の五以上、百分の七未満である場合においては、当該営業年度の純益金の百分の六十に相当する金額と資本金の百分の八に相当する金額との何れか低い一方の金額をこえて配当をしてはならない。
3. 銀行等は、その当該営業年度末の自己資本の金額の前営業年度中の各月末の外部負債の平均残高に対する割合が百分の七以上である場合において資本金の百分の八に相当する金額をこえて配当をしようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
4. 前三項に規定する資本金の計算に当つては、平均資本金額に営業年度の所属する月数を乗じ十二をもつて除してこれを算出する。

(決算の承認)

第十二条 大蔵大臣は、金融機関が左の各号の一に該当する場合においては、当該金融機関に対して、その決算につき大蔵大臣の承認を経べき旨を命ずることができる。

- 一. 金融機関が、第六条第一項の規定によることができないとき
- 二. 金融機関が第八条に規定する金額に達するまで償却をせず又は滞貨償却引当備金への繰入をしていないとき
- 三. 金融機関の法定積立金が、資本の金額に達していないとき

(検査手数料の納付)

第十三条 大蔵大臣が法律の規定により金融機関の検査をする場合においては、被検査金融機関は検査手数料を国庫に納付しなければならない。

2. 前項の検査手数料は、被検査金融機関の検査の時における資産総額の万分の一をこえない範囲内で大蔵大臣が定める。

この「金融機関の経理に関する法律案」は①金融検査による資産査定②資産査定にもとづく貸倒の事実認定③偶発的貸倒に備えた利益留保的性格をもった滞貨償却引当備金と後の検査行政がおこなった施策を法定でおこなうとしたものであった。この法律案に対して、「大蔵省が経理基準法を起案した意図として企業の合理化、大蔵官僚の失地回復、アリソン愛知会談に現れている国際資本主義の動向等が含まれているとみてよい」ことだと考えた全国銀行従業員組合連合会が強い反対運動を行なった。最終的に「金融機関の経理に関する法律」案は流産した。「大蔵省銀行局は金融機関の経理に共通の尺度を設定することを一つの法律によっておこなおうとしたが、この措置は実を結ばず、個々の経理問題を個別に指導していく方針をとることとなった」のである。

滞貨償却引当積立金制度

銀行局は「金融機関の経理に関する法律案」を策定する一方で、公共性を有する金融機関の健全な運営を堅持し、預金者を保護するために、1949年7月8日付「滞貨償却引当積立金制度について」により滞貨償却引当積立金制度の導入を図った。滞貨償却引当積立金制度の導入が図られた背景は以下のように説明⁶¹される。すなわち導入の必要な理由として、金融機関が景気変動によって不良債権ともなりかねない貸出金に総預金額の75%を運用しているにもかかわらず、税法上その償却について格別の配慮が加えられていないことをあげている。そして不況期に備えて同積立金の積立をおこなわしめることが是非とも必要であるとしている。提案された制度の要点は

- ① 各金融機関は、貸出金の償却に充てる目的のために、貸出金残高の5%に達するまで滞貨償却引当積立金を積み立てなければならないものとする。
- ② 右の積立金の積立金額は、税法上損金として認められている有価証券の償却額と合算して営業年度における臨時利益金の90%と経常利益の20%との合計額を下らず且つその三倍をこえてはならないものとする。
- ③ この積立金の積立金額は、法人税法による所得の計算上損金に参入する。但し、この積立金が貸出金の償却以外の目的に使用されたときはこの限りではない。
- ④ なお、金融検査官が償却すべきものとした貸出金の償却には、先ず右の積立金を取り崩し、若し不足するときは別に償却することを妨げない。

とまとめられる。「金融機関の経理に関する法律案」により法定しようとした多くの制度が滞貨償却引当積立金制度により導入されようとしていた。ここに見るように銀行局は不況期に対応した自己資本増強策として滞貨償却引当積立金制度の導入を図ろうとしていたことがわかる。またその毎期の積立額は所得基準によって制約されるものであり、貸出金を持つ信用リスクを直接に反映したものではなかった。利益留保性引当の性格が色濃い引当金構想であった。

大蔵省銀行局銀行課 塩谷忠男の私見

塩谷⁶²は貸出金償却引当備金制度について以下のような私見を述べている。すなわち、

昭和24年3月末現在で、全国銀行の総預金額に対し、貸出金は73.1%、有価証券は21.7%に相当している。このように運用資産の大宗である貸出金は景気の変動等

⁶¹ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻 金融』東洋経済新報社、1983年、510-537P

⁶² 塩谷忠男「金融機関の合理化と経理問題」、『税経通信』4巻10号、1949年

によって著しい影響を蒙り、不良資産化するおそれが多いにもかかわらず、税法上これが銷却については格別の配慮が加えられていない。即ち、固定資産については、その耐用年数に応じて一定の銷却を行うものとされ、有価証券については、取得価格の5%又は時価の10%までの銷却を税法上損金と認めることとなっている。然るに、貸出金については破産等によって当該貸出が回収不能として確定するまではこれが銷却が認められていない。然るに今後、予算関係や見返し金関係で国債、復金債の買上げや償還が行われる場合、従来の含みが全部臨時的な利益として計上されるのみならず、相当部分は貸出金として運用せられるであろうし、今後経済界の推移如何によっては大きな禍根となる危険性がある。公共性を有する金融機関の健全な経営を堅持し、預金者の利益を保護するためには、将来産業界から生ずるおそれのある損失を最小限度に喰いとめる必要があり、又金融機関をして日本経済再建のため危惧なく投資できるようにするためにも貸出金償却引当備金の積立を行わしめることの必要は充分あると考える。

以上に見たように戦後復興期の銀行局における問題意識は①景気変動に対する利益留保の側面②貸倒の事実認定が厳しいことに由来する純粋な評価勘定の側面の両側面であり、それに備える制度として貸出金に対する償却引当金制度の創出を求めている。

金融機関の要望

全銀協はシャープ使節団の勧告発表に先立ち税制に関する要望を発している。

1949年 全銀協「貸出金銷却備金に対する税法上の考慮要望」

1949年5月9日に大蔵省銀行局長・主税局長に宛てられた本要望において全銀協はアメリカの制度に範をとって立案した貸出金銷却備金制度の実施を当局に求めている。その骨子は期末における貸出金残高の5%に達するまでは、貸出金銷却備金の積立を税法上損金とすること、この積立金が配当その他利益金として処分される場合には課税すること、の2点にあった⁶³。

1949年 全銀協「税制改正に関する要望書⁶⁴」

1949年5月27日にシャープ使節団に提出された本要望書において全銀協は①貯蓄増強のための預貯金利子課税に対する優遇措置②金融機関の健全性を確保するための貸出金の銷却に関する税法上の特別措置の二点を中心に要望を行っている。全銀協が求めた貸出金の銷却に関する税法上の特別措置は以下の通りである。

金融機関の貸出金銷却備金に対する税法上の措置

金融機関の健全性維持の見地より、運用資産の大宗たる貸出金の銷却に遺憾ならしめたるため次の如き税法上の優遇措置を講ぜられたい。

- (a) 期末における貸出金残高の5%に達するまでは每期適当なる金額の貸出金銷却備金繰入れを税法上の損金として認められること。
- (b) 右の銷却備金が配当その他の利益金として処分せられる場合には課税すること。

全銀協はこの要望の解説として、

⁶³ 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会、1965年、304P

⁶⁴ 『金融』1949年7月号、21P

- ① 金融機関の資産構成は企業のそれと著しく異なっているので、固定資産売却金額の引上げのみよってはその健全性は確保せられない。
- ② 金融機関の運用資産の大宗たる貸出金は景気変動により著しい影響を蒙り不良資産化し回収不能に陥るおそれがある。この景気変動に備えて平常時における利益金中より一部をさいて留保することは必要である。
- ③ 現行法人税法上はこれに対して特段の配慮を払っていない。
- ④ 貸出金が回収不能となり銀行が任意に之を売却する場合においても、その取扱いは極めて厳重であり損金として認められることは困難である。

をあげ、「金融機関の健全性堅持のためには、税法上特別の考慮を払い将来生じ得べき不則の損失に備えしめ産業界からの影響を最小限に喰止めることが望ましい」としている。

この全銀協の要望は①景気変動に対する利益留保の側面②貸倒の事実認定が厳しいことに由来する純粋な評価勘定の側面の両側面から貸倒引当金を求めていることがわかる。

2. シャウプ勧告と反応

(1) シャウプ勧告

1949年9月16日シャウプ税制使節団の日本税制に関する勧告が発表された。当時の日本税制の実態についてシャウプ使節団の認識は次のように⁶⁵まとめられる。

- ① 直接税と間接税の比率は、50対50で特に注目すべきものはない。
- ② 国税、地方税を通じて個人所得の租税負担は非常に高い。
- ③ 法人税の税収総額に占めるウェイトが非常に小さい。
- ④ 財産課税は軽すぎる。
- ⑤ 間接税は酒、たばこの課税が中心で、若干の例外を除いて生活実需品に課税していない。
- ⑥ 脱税の問題は大きい。

この認識のもとシャウプ使節団は「勧告」を作成している。福田⁶⁶はシャウプ勧告における法人税の課税上の取扱いについて次の3つを注目すべき勧告として取り上げている。すなわち

- ① 欠損の繰越及び繰戻
税負担の公平に一段と寄与せしめると共に、投資活動の促進を図るため、欠損金の繰越及び繰戻を認めるべきものとされた。
- ② 有価証券の評価減
課税に関して有価証券を価額から5%という恣意的割合だけ差引いて評価することを認めている慣例は止めるべきとされた。時価が取得価格よりも下った場合には時価まで評価額を下げるべきことは当然であるが、国債については償却すべきではないとされた。
- ③ 貸倒準備金制度
の3点である。

⁶⁵ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第8巻 租税』東洋経済新報社1977年、10-13P

⁶⁶ 福田久男「シャウプ勧告と銀行」、『金融』1949年11月号

シャープ勧告における貸倒準備金制度

シャープ勧告は貸倒準備金制度について、次のように述べている。

貸倒引当金の設定を認め、課税所得の算定においてこの準備金への繰入額の控除を認めるべきであるという要求が、特に金融機関などの納税者たちによって行われている。原則としてこれに対しては異論はない。ただし準備金の額が妥当な限度内に止まり、一定時における受取勘定の総計から予想される平均貸倒見込額を示すようなものでなければならない。しかし国債を購入するや否や大幅に銷却する慣行は、正当と認められない。

貸倒準備金の設定はなん時の年度に不良貸出が価値のないものとして銷却されるのが妥当であるかという点に関し、納税者と税務官吏の間に紛争が起こることを除去する手段としてある程度勧められている。しかし税務行政に制約を加えることによって、問題をより直接に検討することが可能かも知れない。かかる方法はもし研究の結果それが実行し得るものであれば、単に準備金を設ける者に限らず、すべての納税者に適用できるという利点を有するものである。

本使節団は問題がさらに研究を要することを指摘する以外は具体的勧告を行う根拠を与えるほどに問題を十分研究する時間を持たなかったが、検討されるべき可能な措置として次の如き示唆を提供する。

1. 命令で定める制限内であらゆる種類の事業に関して貸倒準備金を認めること。
2. 準備金の最大限度は、各種事業および債権の種類によって区分された受取勘定に対して命令で定める一定割合とすること。
3. 今後5ヵ年におけるかかる準備金の純増加（年度内に銷却された債権を超えて所得のうちから負担されるもの）の最大限度は純所得の20%にこれを制限すること。
4. 受取勘定が利子を受取る債権を含んでいる場合、または債権の額面金額が全部資産として計上されていない場合は、かかる将来発生する所得またはかかる割引に対して貸倒準備金を設定する際に、それから適当な控除をすること。
5. 国債については銷却またはその他の準備金は一切認めないこと、そしてすでに設けられた準備金については貸倒準備金を認める前にこれを清算する。
6. 回収不能利子、回収不能予約代金およびその他同様な債権については適当な場合に準備金を認めること。
7. 貸倒金の銷却は納税者の記録がかかる銷却がなされなかったことを立証する以上、かかる貸倒金がそれ以後に銷却されたはずだという理由で、または以前の年に控除した銷却が不適当であるという理由で、単に税務官吏によって控除を否認されることはないこと。

シャープ勧告においては貸倒引当金を「一定時における受取勘定の総計から予想される平均貸倒見込額を示すようなもの」と評価性引当金としての側面を強調しながらも、事業者側の個々の事情に即した繰入を認めていない。貸倒準備金が利益留保の性格をおびることを抑止するために導入した⁶⁷とされる「平均貸倒見込額」だが、その設定については「命令で定める一定割合とすること」としたため、「一定割合」の設定方法によっては利益留保

⁶⁷ 佐藤進・宮島洋『戦後税制史[第二増補版]』税務経理協会、1991年、16p は、貸倒準備金が企業会計原則の保守主義による非課税引当金であるため、利益留保の性格をおびやすい。これを抑止するためシャープ勧告は平均貸倒見込額という枠をはめたのだとする。

性引当金となる余地を残したものであった。また税収への影響の配慮⁶⁸から以後5年間の最大限度は純所得の20%にこれを制限することとされた。シャープ勧告は制度上評価性引当金と利益留保性引当金の双方の性格を同時にもった貸倒引当金をつくることを勧告したのであった。

(2) シャープ勧告を受けての要望

1949年 全銀協「シャープ勧告に基づく税制改正に対する要望意見」

要望していた貸倒準備金の創設は認められたが引き換えに従来貸倒準備の役を担っていた有価証券の評価減は否認されたため、シャープ勧告は金融界にとって満足できるものではなかった。全銀協はこれを受け取敢えず金融機関に特に関係の深い4つの問題にしばって検討することとした。このうち銀行預金利子に対する課税、固定資産税の再評価、貸倒準備金の3つについては1949年10月24日付「シャープ勧告に基づく税制改正に対する要望意見」として、また附加価値税については1949年11月7日付「附加価値税に関する要望」として関係方面に要望書を提出した⁶⁹。

「シャープ勧告に基づく税制改正に対する要望意見」における貸倒準備金にかかわる要望を要約すれば、以下の通りである。

資産構成における受取勘定の占める比率は一般企業に比して遥かに大きいため金融機関の貸倒準備金の積立については、その最高限度ならびに毎期の積立限度において一般企業とは次の3点について別個の規定を設けるべきである。

イ) 準備金の最大限度の規定に当たっては、貸出金のみならず、その他の受取勘定を含め、その期末残高の5%とせられたい。金融機関は再建整備法によりその積立金及び資産の含みを失ったのみならず、今後の経済化の変動期をもひかえて、この程度の比率は是非必要である。

ロ) 勧告は今後5カ年間の準備金の純増加の最大限度を純所得の20%に制限しているが、金融機関については、純資産中に占める受取勘定の大きい点に鑑み、実際の貸倒償却とは別個に準備金の純増加の最高限度を少なくとも純所得の50%とせられたい。

この比率は従来の実績(昭和16年以降各期における全国普通銀行有価証券償却額の純所得に対する平均比率52%)に徴するも妥当である。

ハ) 国債については既に設けられた準備金を、貸倒準備金を認める前に清算することを勧告しているが、従来わが国では貸倒準備金の制度が認められなかったため、已むなく国債の銷却によってある程度その缺を補っていたのであるから、評価益が出る場合も、本制度実施の精神に鑑み、この分はロ)の限度とは別個に貸倒準備金の繰入れを認められたい。

となる。この要望において全銀協側は経済変動に備えるとして利益留保の側面から貸倒準備金の設置を求めている。また過去の有価証券償却と同等の所得基準による貸倒準備金繰入を求めている。

⁶⁸ 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会、1965年、304P

⁶⁹ 「シャープ勧告に基づく税制改正に対する要望」、『金融』1949年12月号、16～24P

1949年 日本銀行「普通銀行の滞貨償却について」⁷⁰

1949年10月14日付の本文書において日本銀行は滞貨償却に関連し以下のような要旨を述べている

1. 健全経営が特に重視される銀行経営に於いては滞貨を回収不能債権の欠損額のみならずに狭義に解することは適当ではなく、資産内容の堅実を期するためには貸出金の評価を行い、欠損を見込まれる債権をも滞貨として償却する必要がある。
2. 滞貨判定の基準を例示すれば本行の金融機関実地調査の貸出査定要領による回収不能見込貸出及回収疑問貸出中特に不良のものなどは滞貨として整理すべきものである。
3. 本行が昨年9月以降地銀51行について行った実地調査の結果によれば要償却と認められる滞貨は総貸出の0.53%である。
4. 戦前平常時（昭和6-11年間）の全国普通銀行の滞貨償却額の総貸出に対する割合は每期0.33%平均で経済情勢及銀行の資産構成の差異等を考慮すれば前記0.53%は現在の償却所要率として決して過大ではない。しかも今後有価証券減価償却の廃止に伴う資産内容の薄弱化等の事情を勘案するときは、直接償却と滞貨準備金の積立と併せて毎期货出残高の0.5%相当額迄の債権償却を行う必要がある。なお準備金積立の最高限度は貸出残高の5%とし、この限度に達する迄は免税償却を認める必要があると考えられる。

評価性引当金の側面を主張しながらも積立の限度額を5%としたことで制度上利益留保性の性格を内包した準備金制度の設立を要望している。

（3） 銀行局と主税局の対立

シャープ勧告に基づき貸倒準備金を法制化するにあたって、貸倒準備金の性格を利益留保的とするか評価性の引当金とするかについて対立があった。主税局は評価性引当金として貸倒償却金を捉えようとし、銀行局は利益留保の準備金として捉えようとしていた。具体的には主税局は「過去何年間の貸倒償却額の貸出総額に対する比率の平均値をもって、その銀行の貸倒準備金の積立率とする」と主張した。これに対し銀行局は、「経済情勢の変動、景気の変動があると、銀行の貸出は大きな影響を受ける、その場合の貸倒れ償却が可能な準備金をもっていないと、銀行が破産する事態になると、預金者に迷惑をかける⁷¹」とし、利益留保の性格をもった貸倒準備金の必要性を強調した。当初積立限度を100分の1程度に制限すべきかについて主税局と対立していたが、「具体的に償却したものだけで統計をとれば低いのが出るのはあたりまえで、ありうべき上積みなしにこの制度をつくったのではおかしいという基本的考えをもっていた⁷²」大月銀行課長のもと銀行局は最高限度100分の3を主税局に対し主張し、利益留保性の性格を持った制度が創出されていくこととなる。

⁷⁰ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで。第18巻 資料』東洋経済新報社、1982年、434P

⁷¹ 大月高監修『実録戦後金融行政史』金融財政事情研究会、1985年における福田久男の口述

⁷² 大月高監修『実録戦後金融行政史』金融財政事情研究会、1985年における大月高の口述

銀行局の主張

1949年 銀行局「貸倒準備金の積立限度について」

銀行局は1949年12月23日付「貸倒準備金の積立限度について」⁷³を作成した。本文書において銀行局は、貸倒準備金の積立限度を貸出残高の百分の五程度とするのが好ましく、最悪でも百分の三を下らないようにしたいとし、その理由として

- ① 昭和年代に入ってから経験に基づいて償却を必要とする貸出金の実態に適合していること、
- ② 金融機関の再建整備に際し、昭和23年2月旧勘定貸出の約15%が切り捨てられているが、これは償却を必要とする貸出金について、従来償却する能力がなかったことも大きな原因となっている。そこでかりにこれを10期間に配分するとすれば1期1.5%となる。
- ③ アメリカの預金保険制度のための賦課金額は1947年6月末現在で全貸出の約1.5%に当たっている。預金保険制度の存在しないわか国においては、この点を考慮する必要がある。
- ④ 本年に入って検査を実施した16店舗について、その実績をみると、償却を必要とすると査定された貸出金は総額に対して4.6%の高率を示している。
- ⑤ 最近において資産中に占める貸出しの割合はかなり大きく、経済の安定、復興過程においてこの比重はますます大きくなることが予想される。

の5点をあげている。

1950年 銀行局「貸倒準備金の毎期の積立の最大限度について」

銀行局は1950年1月5日付「貸倒準備金の毎期の積立の最大限度について」⁷⁴を作成した。本文書において銀行局は、貸倒準備金の積立限度も、貸出残高の百分の五とし、最悪の場合でも百分の三を下らないようにするためには、毎期の積立限度は最小限純益の百分の四十を確保しなければならないと述べ、その理由について

- ① 貸倒残高の百分の三の貸倒準備金を10期（5年）で積み立てるには、毎期貸出残高の千分の三ずつ積み立てる必要がある、
- ② 貸出残高と毎期の純益の割合からみて、貸出残高の千分の三は、純益の約百分の四十に相当する、
- ③ シャップ勧告では「純所得の二〇%」といっているが、この数字は必ずしも絶対的な数字とは考えにくい、預金保険制度の存在しないわか国では、勧告にいう二十%に、自家保険の意味において預金保険の保険料に相当する金額を加算しなければならない。その結果は毎期の純益の四六%となる

の3点をあげている。

主税局の意見

1950年1月6日におこなわれた貸倒準備金に関する主税局と銀行局との間の議論で示された主税局の意見は次のようなものである。⁷⁵

⁷³ 大蔵省財務史室編 『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻金融』 東洋経済新報社、1983年、514P

⁷⁴ 大蔵省財務史室編 『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻金融』 東洋経済新報社、1983年、515P

⁷⁵ 大蔵省財務史室編 『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻金融』 東洋経済新報社、1983年、516P

一. 積立の最高限度

(一) 積立の最高限度は貸出残高の百分の二とする。

(イ) 日本の実績によれば

- A) 銀行の過去の貸出金の償却の最高は昭和2年の0.93%が最高である。これにつぶれた銀行の分を加味しても精々2%である。
- B) 銀行検査による最近16店舗の貸出のうち全額要償却の第四分類に属するものは2.3%であり、他方税務当局によって償却の是認されているものは0.2%前後である。その中間をとれば約1%であるが、これに何分かを加えて2%となる。

(ロ) 米国の例を勘案するに

- A) 預金保険会社にある払込保険料の残高は貸出の1.5%であるが米国のように小銀行が多く全部で一万五千もの銀行がある国と、日本のように74しか銀行のない国とでは状況が異なり、日本の銀行では自家保険の分が相当にあると思われるから、右の1.5%の半分とし、これが0.75%となる。
- B) 米国で預金保険の賦課金と貸倒準備金への繰入金額の双方が税法上損金として見られているものとして貸倒準備金の分0.5%を右A)の0.75%に加えると1.25%となる。
- C) 右の1.25%に若干を加えれば2%である。

(二) 銀行の全貸出を六千億円とするとその2%は百二十億円で、これが積立限度になり、現在の有価証券含み四一五十億円をこれに振り替えると残りは約八十億円であり、現在銀行の半期の償却前純益が約四十億円であるから、その20%が貸倒準備金へ繰り入れられるものとする約五年、30%とすれば約三年で限度まで積み立てられることになる。

二. 毎期の積立限度

実際の貸倒金の償却は必ず貸倒準備金を取り崩して行うものとし、毎期における貸倒準備金の積立限度は当該期の償却前純益の30%とする。この場合もし当該期に貸倒準備金を取り崩していれば、取崩後の貸倒準備金の金額を基準とする。

評価性引当金の側面を強めたい主税局と利益留保性引当金の側面を強めたい銀行局との交渉であったが、積立限度額の算出に際し実際の検査結果にもとづく不良債権の比率をベンチマークとして議論が進められており、制度設計において既に発生している不良債権に対する引当という純粋な評価勘定の観点に影響を与えていることがわかる。

(4) シャウプ税制

上記したような経緯を経て1950年の税制改正において貸倒準備金制度が実現した。貸倒準備金制度は法人税本則ではなかったが法人税法施行令上において定められた。法人税施行令第14条は貸倒準備金について「青色申告書を提出する法人が、各事業年度においてその有する売掛金、貸付金、前貸金その他これらに準ずる債権の貸倒に因る損失の補てんに充てるため……貸倒準備金勘定に繰り入れた場合においては、当該繰り入れ金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する」としている。その繰

入限度額は次のとおりである。⁷⁶

1. 毎期の繰入限度額

次のイ) 又はロ) のうちの低い方の金額

イ) 貸金基準

貸金のうち1, 000分の3 (銀行等は1, 000分の6)

ロ) 所得基準

所得金額の100分20 (銀行等は100分の30)

2. 累積限度額

貸金の100分の2

このような制限がもうけられた理由は「貸倒準備金へ繰入れる金額は法人の所得の計算上損金に参入されるので、これに何らの制限をも加えず、法人の自由意志に任すことはできない」⁷⁷ためとされた。また国債について設けられていた準備金は別途貸倒準備金への繰入が認められた。

法人税法施行規則上に貸倒準備金の性格が「損失の補填に充てるため⁷⁸」のものと明記されたことから「貸倒準備金は将来の偶発的な損失に備えるための引当金であって、いわゆる利益留保性引当金としての性格を強く帯びるものと認識されていたものと解することができる⁷⁹」ものとして税法上の貸倒準備金制度は成立した。税務当局者もこれを偶発損失引当金として認識していた⁸⁰とされる。当時、銀行は不良債権償却を義務付けられておらず貸倒の事実認定も厳格であったため、不良債権を内包したままとなりやすく、金融検査による貸出金総額に対するIV分類比率が2.3%にまで達する状態にあった。銀行の健全性確保を旨とする銀行局および債権償却に困難を感じていた銀行にとって貸倒準備金制度はむしろ純粋な評価勘定と見るべきものであった。

3. 資本蓄積の強化

日本経済の基盤はきわめて弱く、経済の自立を強化するため、資本蓄積の促進と産業合理化が最重要課題となった。このような中、税制を資本蓄積の為に積極的に活用しようとする動きが強まり、「1951年の税制改正においては、『資本蓄積』という目的がわが国税制史上はじめて取り入れられた⁸¹」のである。1951年より1954年にかけて租税特別措置の拡大が図られた。1951年に法人税法の特別法として租税特別措置法が施行され、価格変動準備金が認められた他、法人税法施行細則、通達等をより各種準備金・引当金が認められていくことになる。これら準備金・引当金の拡大は1952年度税制改正により法人税率が35%から42%へ引上げられたことに対する見返りとして、企業の税負担の軽減を図る狙いから促進されていった。各種準備金・引当金が創設されるとともに、貸倒準備金の繰入限度額も拡大していった。

⁷⁶ 貸倒引当金にかかわる税制改正に内容については、武田昌喃編著 『DHC コメントール法人税法』 第一法規出版、1979年を参照した。

⁷⁷ 松井静朗「債権の一部消却の問題と貸倒準備金」、『財政経済弘報』1950年4月24日号 筆者の肩書きは国税庁法人税課である。

⁷⁸ 1965年の法人税法全文改正においては「貸倒による損失の見込額」とされている。

⁷⁹ 吉川了平「税法における引当金会計制度の展開とその性格」、『立命館経営学』36巻4号、1997年11月

⁸⁰ 吉川前掲論文

⁸¹ 吉川前掲論文

(1) 繰入限度額の拡大

銀行局金融年報昭和27年版⁸²において銀行局は以下のように内部資本充実と貸倒準備金限度額の拡大に言及している。

銀行の収支状況は再建整備後は逐年向上しつつあるが自己資本の外部負債に対する比率はまだ十分な域に達していないので、内部留保の充実は当面の急務であること。

公共性の高い銀行としては率先して経費の削減その他経営の合理化に邁進するよう要請された。合理化の具体的な方策内容については何等指示することなく、銀行側の創意工夫に任せてあるが当局として考究されることは、貸倒準備金限度の拡張、価格変動準備金、退職手当引当金制度の創設(昭和27年3月実施)税負担の軽減、有価証券の償却、所謂無記名預金の復活等である。

1952年税制改正

繰入限度額が次のように上げられた

1. 毎期の繰入限度額

イ) 貸金基準

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む) | 1,000分の10 |
| ② 製造業(電気業、ガス業、水道業及び修理業を含む。) | 1,000分の7 |
| ③ 金融業及び保険業 | 1,000分の7 |
| ④ その他の事業 | 1,000分の5 |

ロ) 所得基準 100分の20(据置。ただし、金融及び保険業は100分の35)

2. 累積限度額

次のイ)又はロ)のうち低い方の金額

イ) 貸金基準 貸金の100分の3

ロ) 資本金基準 期末の資本金、再評価積立金、資本積立金及び期首の利益積立金の合計額

本税制改正の結果、累積限度額が当初銀行局が主張していた100分の3まで上げられた。

1952年 全銀協「貸倒準備金制度及び価格変動準備金制度に関する意見」

1952年9月1日付「貸倒準備金制度及び価格変動準備金制度に関する意見」において全銀協は毎期積立の限度および積立の最高限度額の上げを求めている。その根拠として、銀行は預金総額とほぼ同額の貸金運用をおこなうようになったので、「この多額の貸金は、財界の変動によって著しい影響を受けるが、殊に最近の如き国際経済の変動期に際しては将来の見通しも困難で、集中的損失の生ずることも保し難い。従ってこれに備える準備金を急速に増加することは、預金者の保護と銀行の健全性保持の見地から、また公共機関としての責任上最も緊要であり、現在の限度では不十分であると考えられる」ことに求めている。利益留保性引当金の性格を強く求めているものと言えよう。

⁸² 『銀行局金融年報』昭和27年版、78P

1953年税制改正
毎期の繰入限度が次のように上げられた
イ) 貸金基準

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む） | 1,000分の20 |
| ② 製造業（電気業、ガス業、水道業及び修理業を含む。） | 1,000分の10 |
| ③ 金融業及び保険業 | 1,000分の10 |
| ④ その他の事業 | 1,000分の7 |

ロ) 所得基準

金融保険業のうち農林中央金庫についてのみ100分の50

（２） 特別準備金制度の要望

全国銀行協会連合会に設置された金融問題調査委員会は1953年に税制問題について、検討結果を発表している。そこにおいて現行の貸倒準備金制度は留保性引当金としては不十分であるが、評価性引当金としても不合理であるとしている。

1953年 全銀協金融問題調査委員会「税制問題に関する調査」

全銀協金融問題調査委員会は1953年に公表した「税制問題に関する調査－銀行の健全化に関する問題－」⁸³において諸準備金及び引当金制度についての改善策として4つの準備金制度（特別準備金制度、貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金）について検討している。このうち信用リスク取扱いに関係の深い2つの準備金制度にかかわる主張を見てみると以下のようなになる。

A. 特別準備金（仮称）制度の創設

- ◎ 戦後に於ける銀行のオーバー・ローンと我国企業の弱体化即ち変態的な資産負債構成を見れば、将来集中的貸倒の起る惧れがあることは誰もこれを認めざるを得ない。この場合に於いては、貸倒準備金制度を以てしては処理し得ない。若しくは貸倒準備金における評価の技術的限界を超えた臨時巨額の損失を生ずる事態が予想される。
- ◎ 自己資本が充実する迄の過渡的措置として、之を補完し、以って銀行経営の健全化を図るために要請される留保性引当金が、この特別準備金である。
- ◎ 新たに繰入れるべき基準としては、例えば過去の恐慌時に於ける破綻銀行や、残存銀行の蒙った臨時損失額を以てするのが理想である。
- ◎ さし当たっては、一応その最高積立限度を自己資本額が貸出金の100分の20程度に達する迄とし毎期繰入限度額は所得の100分の50相当額とし、税法上これが損金算入を認むべきであるとする

B. 貸倒準備金制度

- ◎ 貸倒準備金は以上の特別準備金が創設された後に於いても通常の貸倒を補填するものとして残置されねばならない
- ◎ 元来貸倒準備金は貸出金の評価に基づき、不良債権を控除する為に設けられた評価性引当であるから、その毎期の繰入率は、貸出内容の実情に応じて随

⁸³ 『金融』1953年7月号、26P～29P

時変更せらるべきであり、之等を一定率に限定することは如何にも不合理である

- ◎ 金融行政当局が行う全国的金融検査の分類資産の中、第四分類の全額と第三分類の2分の1相当額迄の無税積立を毎期、非累積的に認容するのが正しい

本改善策において全銀協は貸出金に対する準備金を偶発的貸倒に備える利益留保性引当金からなる特別準備金と貸倒準備金とに分離することを提案している。この改善策における貸倒準備金はⅠ分類債権Ⅱ分類債権の持つリスクを考慮しておらず、大蔵省が検査上実質的な自己資本毀損額と見ているⅣ分類全額とⅢ分類額の2分の1相当額を引当てるものとしていることより純粋な評価勘定の性格が強いものである。

1953年 全銀協金融問題調査委員会「税制問題の總括的検討」

また同じく全銀協金融問題調査委員会が1953年に公表した「税制問題の總括的検討」⁸⁴において「銀行の健全化に関する問題」として「戦後銀行業の社会経済的な立場の重要性に鑑み、銀行の健全化ということは経済界一般から要望されている処である。然るに戦後に於いては我が国の特殊事情であるオーバー・ローンの現状と企業の変態的な資産負債構成等の理由から、我が国銀行界には将来ともすれば集中的貸倒れが起るであろうことは想像されることである。かかる場合には勿論、先ず第一には貸倒準備金、次には自己資本を以って対処せねばならないことはいふ迄もない処であるが、自己資本の充実は急速に期待できないから、自己資本が充実する迄の過渡的措置として、貸倒準備金とは別個に特別な準備金を創設することが新に検討されて然るべきである。更に之と関連して貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金等の現行の諸準備金、積立金制度についても再検討されるべきである」と述べ偶発的貸倒に備える特別準備金の設置をもとめている。

1953年 全銀協「税制改正に関する銀行の要望」

1953年9月24日にひらかれた税制調査会第3回会合において参考として配布された「税制改正に関する銀行の要望」⁸⁵において、銀行経営健全化に関し、預金支払備金制度、貸倒準備金制度、価格変動準備金制度の3制度について要望をおこなっている。貸倒準備金制度に対する要望は以下のとおり。

銀行の貸出準備金は現在毎期繰入限度額が期末貸出額の年千分の10、又は所得の百分の35のいずれか低い金額、累積限度が貸出金の百分の3又は自己資本の何れか低い方と定められているが、これは預金支払備金が、創設された後に於いても通常の貸倒れを補填するものとして少なくとも現状のまま存続すべきである。

「資本蓄積」強化の流れの中で銀行界は貸倒準備金制度を①利益留保引当金としての性格を純化させた特別準備金と②純粋な評価勘定としての性格を純化した貸倒準備金とに分離再編しようとしていたことがわかる。

⁸⁴ 『金融』1953年9月号、7～12P

⁸⁵ 『金融』1953年11月号、61P 三菱銀行頭取千金良委員が参考として配布したもの

第3章 正常化の時代（1955～1965年）

本章は高度成長期前半期である1950年代後半から1960年代前半を取り扱う。この時代はまず貸倒引当金制度見直しがなされ、つづいて銀行の健全化実現が確認された時代である。この時代税務当局は高度経済成長を背景に貸倒引当金制度のもっていた租税特別措置的側面を整理していった。しかしこの税務当局による貸倒引当金制度見直しが、金融当局による銀行の健全性確認に先行して行われたため、金融当局は健全性確保の観点より銀行に対し有税償却・引当を強く求めるようになった。金融当局は銀行検査を通じ銀行の健全化状況を把握していたが、1960年代半ばにかけ金融当局は自己資本・大口融資における銀行の脆弱性が改善され、健全なものとなったことを確認した。

貸倒引当金制度見直しは金融当局による銀行モニタリング体制に変更をもたらした。無税の貸倒準備金制度による不良債権償却原資の積立・偶発貸倒に備えることが困難になったことより、不良債権に対する有税償却・引当が積極的に求められた。本体制のもとでも引き続き、Ⅱ分類リスクの把握は不十分であった。大口融資に対しては「資金の適正配分」の観点から「明示規制」を退ける考えが金融界・金融当局により確認された。

第1節 金融監督

第1項 銀行の資産内容の実情

銀行局は検査を通じ銀行の資産内容を把握していた。その資産内容は銀行の健全性確保を旨とする銀行局の行動に影響を与えている。大蔵検査の検査結果については個別の開示はなされていないが、1953年検査年度から1966年検査年度までの地方銀行および相互銀行の検査結果の一部については銀行局金融年報に垣間見ることができる。自己資本から欠損見込額（Ⅲ分類 X 50% + Ⅳ分類、その他控除額）を控除した実質正味資本がどのようになっているかについて記述したものである。興味深い点は以下に見るように昭和29、30、33、34、36、37、39検査年度において実質正味資産が債務超過となっている銀行が存在することである。

銀行局金融年報 昭和27年版 402P

銀行が包蔵している不良資産（欠損額）は、おおむね貸倒準備金等の内部留保によってカバーし得る状態であって、これを前年度に比較しても大差がない。

銀行局金融年報 昭和29年版 456P

地方銀行の検査

2. 自己資本毀損状況

資産内容が上述のとおり向上してきている結果、自己資本毀損率（控除資産／自己資本）は著しく低下して前回検査の平均数字の30%程度となり、控除資産を貸倒準備金で補填しうる銀行が増加した。またこの他、有価証券には含み益も相当多数留保されていて控除資産の全額に匹敵する程度に達している銀行もある。

銀行局金融年報 昭和30年版 301P

相互銀行の検査

貸倒準備金をもって要控除資産額をカバーできる銀行は37行中14行で、他は諸積立金または資本金の一部を毀損する結果になっている。なかには経営者の情実融資等放漫経営や役職員の不祥事件のために、多額の不良資産を包蔵し、自己資本を100%毀損するに至っている銀行も見受けられる（今回検査時4行、前回検査時5行）

銀行局金融年報 昭和31年版 373P

相互銀行の検査

また欠損見込額（Ⅲ分類X50%+Ⅳ、その他控除額）の自己資本（貸倒準備金を含む）毀損状況を前回検査時と比較すると、増資及び内部留保の増加もあって毀損率は前回より良化したものが、約半数あるが、他は殆ど悪化しており、著しく不良になったものもある。貸倒準備金でカバーし得るものは半数に満たず、中には諸準備金資本金の全額を毀損してさらに外部負債に及ぶものが若干ある。

銀行局金融年報 昭和32年版 419P

相互銀行の検査

検査銀行44行

自己資本の毀損状況も、増資または内部留保の増加も原因して、前回検査時に比べよくなっており、殊に欠損見込額が貸倒準備金の範囲内で十分補填される銀行が前回よりも増加して20行となっている。

銀行局金融年報 昭和33年版 396P

地方銀行検査結果の概要

30行のうち、前回検査時において、自己資本を毀損する状態（資産中の欠損見込額を貸倒準備金で相殺してなお残額のある状態）にあった銀行は15行に及んでいるが、今回検査時においては、これら15行のうち6行がその状態から脱し、残りの9行も2、3行の例を、毀損率が大幅に低下している。また、欠損見込額が前回より増加した銀行で、前回自己資本毀損の状態にあった8行についてみると、そのうち5行は、欠損見込額の増加にも拘わらず自己資本毀損状態から脱却し又は毀損度が低下している。

相互銀行の検査 38行

欠損見込額が貸倒準備金の範囲内で補填できるものは20行で、うち5行は前回検査当時は自己資本を一部毀損する状態であったのが、今回は改善されているものである。その他の18行は欠損見込額が貸倒準備金で補填し得ないで自己資本にも及ぶものである。自己資本一部毀損の度が上昇したものと低下したものとほぼ同数である。

銀行局金融年報 昭和34年版 424P

地方銀行の検査結果概要 25行

欠損見込額を貸倒準備金の範囲内で補填しうるものは前回より2行増加して18行を

数え、回収不能額が自己資本の一部に及んでいるものおよび自己資本の全額を毀損しさらに外部負債の一部にまで及んでいるものは、前者が6行、後者は1行、計7行と前回よりそれぞれ2行、計4行減少している。

銀行局金融年報 昭和35年版 452P

地方銀行の検査結果概要 29行

回収不能額が多額に上っているため自己資本の全額を毀損し、さらに外部負債の一部にまで及び、しかも悪化の度合が深くなっているものがあるのは注意を要する。

銀行局金融年報 昭和36年版 419P

地方銀行の検査結果概要 34行

欠損見込額を貸倒準備金等で補填できず自己資本を毀損しているものも前回より3行少なくなっている。

銀行局金融年報 昭和37年版 451P

地方銀行の検査結果概要 35行

欠損見込額を貸倒準備金等で補填できず自己資本を毀損しているものは一行もなく、一般的に資産内容はかなり改善されてきている。

相互銀行 38行

欠損見込額の貸倒準備金、諸積立金および資本金の欠損状況をみると、つぎのとおりである。欠損見込額を貸倒準備金のみにて賄いきれず、自己資本の一部を毀損しているものが5行、また、貸倒準備金、諸積立金、資本金とも毀損しているものが3行（これらの各行も今回の検査時において急激に悪化していたというものではなく、現在再建途上にあるものである）があるが、他の各行は、貸倒準備金のみにて、十分補填され、自己資本は無傷のものである。

銀行局金融年報 昭和38年版 453P

地方銀行の検査結果概要 24行

従来からの不良資産を多額に抱え、自己資本を毀損しているものが3行あった。

相互銀行 41行

自己資本毀損状況をみると、欠損見込額を貸倒準備金のみでは補いきれず、株主勘定の一部を毀損するもの3行、さらには株主勘定全額をも毀損するもの4行があげられる。しかし、これらはいずれも旧不良債権の底溜り分として整理促進中のもので新規発生のもは認められない。

銀行局金融年報 昭和39年版 371P

地方銀行の検査結果概要 33行

欠損見込額が増加したものが9行数えられる。

銀行局金融年報 昭和40年版 351P

地方銀行の検査結果概要 24行

欠損見込額が増加したもの7行

相互銀行 43行

内部留保の増加によって、大部分の相互銀行は貸倒準備金の範囲内で欠損見込額の補填が可能である。しかし、被検査銀行の中には、欠損見込額を貸倒準備金でまかないきれず、株主勘定の一部を毀損するものが2行、全額を毀損するものが3行ある。これは、今回検査時において、新規に資本勘定を毀損するに至ったものではなく、従来から不良債権を多額にかかえていたもので、漸次毀損度合いは減少している。

銀行局金融年報 昭和41年版 350P

地方銀行の検査結果概要 30行

資産内容不良のため、自己資本を毀損しているものが前回検査では2行あったが、今回は該当がなかった。

銀行局金融年報 昭和42年版 340P

地方銀行の検査結果

一方、自己資本も前回以後の増資、貸倒引当金等の充実により増加してきているので、正味自己資本の対預金比率は前回にくらべ改善されている。

以上に見たように昭和30年代は実質債務超過の銀行が存在した。銀行局は実質債務超過の存在を前提に銀行行政を運営しなければならなかったのである。この銀行の財務脆弱性は昭和40年検査年度において大幅に改善している。銀行の財務内容の改善を確認した銀行局はあらたな銀行行政を模索していくこととなる。

第2項 大蔵省の不良債権に対する態度 (有税償却引当の推進)

第2章で述べたように、1950年代前半金融当局は不良債権に対し①不良債権償却証明制度を利用したIV分類債権の償却の推進、②償却能力不足による償却先延ばしの容認、③貸倒準備金制度を利用した不良債権償却原資の確保、という姿勢で対応してきた。この対応の前提となる貸倒引当金(準備金)制度は、1950年代後半に入り、実質債務超過の銀行が存在するにもかかわらず、租税特別措置の整理合理化の機運の中見直しがおこなわれた。貸倒準備金制度が見直されると、銀行局は、有税償却・引当の推進による銀行の健全化推進を図った。無税引当の拡大が図れなくなったことを受け、金融当局は銀行の健全性確保のため有税償却引当の推進を銀行に求めるようになっていったのである。

銀行局が銀行に示した決算通達等の変遷は以下の通りである。

1950年代後半の通達

貸倒準備金制度の見直しが行なわれるまでは当局は穏やかな表現で償却・引当を求めている。

1955年 「昭和30年度上期決算について」
1955年7月11日付「昭和30年度上期決算について」において「2. 貸倒準備金等の積立」との項目をたてて、

貸倒準備金等の積立、不良債権の償却については、通牒記2. に則り、遺憾なきよう万全を期せられたい。

1956年 「昭和30年度下期決算等当面の銀行経営上留意すべき事項について」
1956年3月6日付「昭和30年度下期決算等当面の銀行経営上留意すべき事項について」において「自己資本の充実について」との項目をたて、

自己資本の充実の緊要性については、従来から強調されてきたところであるが最近における諸情勢の変化を考慮すれば貸倒準備金その他諸引当準備金の非課税限度までの積立を確実に励行するのは勿論、さらにその充実強化を一段と推し進めることが必要である。

貸倒準備金制度見直しを受けての通達

租税特別措置の整理合理化の流れにより貸倒準備金制度の見直し（1957年4月1日実施）が決定したことをうけ以下のように積極的な有税償却・引当を求めている。

1957年 「昭和31年度下期以降の決算等銀行経営上当面留意すべき事項について」
1957年3月13日付「昭和31年度下期以降の決算等銀行経営上当面留意すべき事項について」において以下のように指導している。

1. 資産内容の堅実化について

(1) 資産内容の健全化については、これまでも機会あるごとに積極的な励行を要請してきたのであるが、最近における収益状況の好転にかんがみ、この際、既存の不良資産については、これまでの償却計画を繰上げ極力短期間に所要の償却を終了しておくことが是非とも必要であり、さらに堅実な銀行経理本来の立場において償却することが望ましいと認められる資産は、経理面の許す限り積極的に償却を進め、資産内容の堅実化について特別の考慮を加える時期と考えられる。

なお、当局においても、不良債権の償却および債権償却引当金制度について検討を加え、証明範囲を拡張し、その運用の改善を図るとともに、昭和30年9月1日蔵銀第1、808号通ちようの記2. を改正し、今後貸倒準備金勘定の科目に包括計上することとしたから、以上の方針にのっとり、進んでこれら制度を積極的に活用せられたい。

2. 自己資本の充実について

昭和30年下期以降における増資により自己資本も相当に充実したのであるが、最近における預貸金の伸長等資金量の増加の傾向に伴い、この際なお一層収益の内部留保を高めることが緊要であり、特に当面の業績を分析すればその主たる原因が経済好況に基づく客観的条件の好転にあることにかんがみて、収益の増加に伴う経費の増大傾向を極力抑制して、内部留保の充実に向ける要がある。

従って、貸倒準備金、価格変動準備金、退職給与引当金等の積立については、十分な引当を常時持つべき銀行経理の要請に照し、昭和32年度上期以降において税法上の必要から損金算入限度に若干の制約が加えられることとはなるが、銀行経営の長期的な安

定の見地に立ち、この際好況の機を逸することなく、当面の増加収益をもって極力これら準備金、引当金の実質的な充足を行うほか、益金の社外流出の抑制についても留意し、自己資本充実の実効を挙げられたい。

銀行局金融年報昭和32年版は本通達の解説⁸⁶を行っている。この中で昭和31年度決算通達の特徴として「従前の決算通牒において内部留保の充実につき指示されたところは、諸準備金について税制上認められている非課税の限度までの積立を一応の基準とされてきたのであるが、かかる税体系の均衡の所産である税制上の非課税の有無に依存して、金融機関という預金者保護を最大の使命とする企業経理が規制されている考え方を根本的に反省し、『堅実な銀行経理本来の立場において』銀行経理の独自の見地からの内部留保の充実に新たな一歩を踏み出したことである」とした上で、「通牒において『堅実な銀行経理本来の立場において償却することが望ましいと認められる資産は、経理面の許す限り積極的に償却をすすめ……特別の考慮を加える時期』というの、いわゆる有税償却を貸出のみならず有価証券あるいは業務用資産についても遡及した表現と解すべきものである。貸出あるいは有価証券の償却について、金融検査官の償却証明制度は目下のところ税務執行当局の有する償却の基準に沿って行われて、まだ金融機関の資産についてとらるべき特殊の償却がこの制度によって税務行政上認められるまでに至っていないことは遺憾であるが、銀行の資産償却の今日における慣行は、むしろ税務償却基準を限度とすることにあつて、銀行経理の本来の立場からの償却方針ないしは償却基準はつくられていない現状に照らせば、有税償却はその前提として、従前一つのよりどころであった税務の償却基準を脱皮し、新たな角度から償却の速度について各銀行が検討すべきことが要請されるステップと考えられてよい」と有税償却の推進をおこなった。有税引当についても「通牒において『充分な引当を常時持つべき銀行経理の要請に照し……銀行経営の長期的な安定の見地に立ち、……極力これら準備金・引当金の実質的な充足を行う』というの、従前の通牒におけるこれらの引当の方針が税制上の非課税限度を基準とすることに対して収益の増加状況に応じ、この際いわゆる有税引当を勧奨した表現である」とした。この有税償却・引当を勧奨する決算通達は1967年に統一経理基準の導入により廃止されるまで銀行に対する基本的な決算通達として機能したのである。

1957年 「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項について」

1957年1月2日付「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項について」において「資産内容の堅実化について」として以下のように述べている。

さらに不良乃至疑わしいと認められる資産については、極力償却を進め若しくは貸倒準備金等を充実し、かかる資産の累積を避けることが必要であるので、積極的にこれらの経理健全化の措置をとるよう努められたい。

自己資本の充実について

資本金その他の自己資本は預金者保護のための基礎であり、預金の増加は自己資本の充実を伴う必要があるから、これがため準備金等の繰入れ又は益金の内部留保を一層促進することが必要と認められる。

⁸⁶ 「昭和31年度下期決算通牒について」、『銀行局金融年報』昭和32年版、159～162P

銀行局金融年報昭和33年版は上記1957年11月2日付「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項について」通達の解説⁸⁷をおこなっているが、その中で、「貸倒準備金及び価格変動準備金については、昭和32年度上期以降、税法改正によって繰入限度の変更が行われたが、銀行経営の長期的安定の見地からこの際極力有税の準備金繰入れを励行すること等によって、堅実経営の基礎を固めることが一層望まれるのである」と有税引当を勧奨している。

1960年代前半の通達

有税償却・引当を勧奨する「昭和31年度下期以降の決算等銀行経営上当面留意すべき事項について」は1950年代後半以降の基本的な決算通達として有効であったが、1960年代前半における基本通達は貸倒・準備金について特段の言及をおこなわなくなった。

1959年 「当面の銀行経営上留意すべき事項について」

1959年3月2日付「当面の銀行経営上留意すべき事項について」においては、貸倒れ、貸倒準備金に付いての直接の言及なし

1963年 「銀行経営上留意すべき事項について」

1963年4月8日付「銀行経営上留意すべき事項について」においては、貸倒れ、貸倒準備金に付いての直接の言及なし

第3項 大蔵省検査

本校においては、検査部長の発言、大口融資の状況を通じ、大蔵省検査の関心を見ていく。1950年代後半においては大口融資に関する関心が強かったが、1965年前後に銀行の健全性（自己資本・大口融資）を確認したことを受け、1960年代後半には信用リスク管理の側面からの大口融資への関心が薄れていくことが読み取れる。

1. 検査部長の発言に見る検査部の関心

大蔵省銀行局検査部長は度々業界紙において金融検査について述べている。どのような観点に留意しているかを1956年から1973年までの発言の要点を時系列で以下追ってみる。

1956年 福田久男検査部長「新年度における金融検査行政の課題」⁸⁸

「最近の検査を顧みて」との項目をたて

- (一)機構と人事
- (二)資産構成の健全化
- (三)融資について
 - (1) 融資の動向
 - (2) 大口融資について
 - (3) 地方公共団体貸出

⁸⁷ 『銀行局金融年報』昭和33年版、130P

⁸⁸ 福田久男「新年度における金融検査行政の課題」、『金融法務事情』1956年1月5日号

- (4) 不要不急融資
- (四)資金の吸収
 - (1) 両建及び歩積預金
 - (2) 粉飾預金
 - (3) 定期積金の動向
- (五)金利
 - (1) 預金金利
 - (2) 貸出金金利
- (六)損益について
- (七)その他

を指摘している。資産構成の健全化については貸出超過による資産の流動性の低下を批判している。大口融資については「資産内容に大きな影響をもつものは、大口融資の動向である。大口融資は、危険分散の見地から見て歓迎すべきでないことは勿論」として危険分散の観点より大口融資に注意すべきことを説いている。

1958年 渡辺誠検査部長「金融検査行政」⁸⁹

- (一)検査示達の迅速化について
- (二)検査周期の短縮について
- (三)検査の重点化について
 - (イ) 優良金融機関の検査の簡略化
 - (ロ) 財務局検査権限の拡張
 - (ハ) 日銀考査との連繫報告書の簡略化
- (四)検査の機動化について
- (五)その他

と主に検査制度について言及している。これは渡辺検査部長着任後4ヶ月での論にあるためと考えられる。

1959年 渡辺誠検査部長「新年における金融行政の指針」⁹⁰

前稿から一年後の同じ渡辺検査部長によるものである。

- (一)はしがき
- (二)不良金融機関について
- (三)預金粉飾、両建、特利等
- (四)金融機関の自粛について
- (五)むすび

との内容で論述している。このうち、「不良金融機関について」の項目において「金融機関の悪化の最大の原因は、貸出の大口化とその不良化に在る」として大口貸出に対する注意を喚起し、「今後検査においては、銀行の規模に応じた一定の金額を超える貸出を精査し、その減額を厳しく要望することになる」としている。

1965年 牧野誠一検査部長「金融機関検査行政の今後の課題」⁹¹

⁸⁹ 渡辺誠「金融検査行政」、『金融法務事情』1958年1月5日号

⁹⁰ 渡辺誠「新年における金融行政の指針」、『金融法務事情』1959年1月5日号

⁹¹ 牧野誠一「金融機関検査行政の今後の課題」、『金融法務事情』1965年1月5日／15日号

- 経営効率向上の問題
- 資産の健全性の問題
- 歩積両建の問題

「資産の健全性を確保することは金融機関経営者の当然の責務であって、多言を要しないことと思います」とし「活眼を開いて企業の内容を洞察する程の覚悟が融資審査に要求される」と述べているが、具体的な留意点の指摘はなされていない。

1966年 庭山慶一郎検査部長「銀行検査の考え方」⁹²

- 検査は合同勉強会またはドック入りのようなもの
 - 経費を節約して大衆に報え
 - 銀行の反映は世間の進歩と共に
 - 経営は自己責任で
 - 適切な会計処理とディスクロージャー
- 資産の健全性・大口貸出に関する言及なし

1968年 谷川寛三検査部長「金融機関の体質強化と経営姿勢 —検査からみた問題点と今後の課題—」⁹³

検査からみた金融機関経営上の問題点として掲げているものは

- (1) 貸出金の審査・管理
- (2) 資金内容の健全化
- (3) 本部機能の発揮
- (4) 不祥事件の防止

の4点である。

1973年 金子知太郎検査部長「金融検査の基本方針と最近の問題点—地銀、相銀にみる具体的な着眼事項」⁹⁴

実際の検査における具体的着眼事項として

- 預金の健全性を綿密に分析
 - (一)歩積・両建預金の有無
 - (二)粉飾預金
 - (三)架空名義預金債務者預金中へ占める債務者預金の割合
 - (四)預金取扱事務
- 貸出における公的機能発揮
- 資金繰りの十分な検討
- 統一経理基準の遵守状況
- 事務取扱の責任意識
- 不祥事件の処理

を掲げている。このうち「貸出における公的機能発揮」において「金融機関の公的機能は、貸出においてとくに発揮される。したがってその健全性の確保と公的機能の発揮という点

⁹² 庭山慶一郎「銀行検査の考え方」、『金融法務事情』1966年1月5日／15日号

⁹³ 谷川寛三「金融機関の体質強化と経営姿勢 —検査からみた問題点と今後の課題—」、『金融財政事情』1968年5月20日号

⁹⁴ 金子知太郎「金融検査の基本方針と最近の問題点—地銀、相銀にみる具体的な着眼事項」、『金融財政事情』1973年10月1日号

できわめて重要な着眼事項なのである。これには、具体的な融資に当たっての審査がはたして的確に行われているか、とくに大口集中の傾向はないか（ことに、相銀においては本来の中小金融機能に反した現象はないか）、貸出金利等の条件は適正か、などについて検討を行なうが、とかく、預金吸収を容易にするための安易な貸出、安易な担保依存、部内の稟議ルール無視といった不適正な取扱いが見受けられるし、また、相手企業の将来性を十分に判定しなかったか、あるいは景況急変による不可抗力的な事情によるものかのいずれにであるにせよ、いわゆる分類債権の相手方業種がほとんど一定種目に限られているということも、注意を要すると思う」としている。

統一されたスタイルでの発言ではないため比較に困難な面があるが、概ね全期間を通じ預金の健全性（歩積両建・粉飾預金等）に留意した発言がなされているのに対し、大口融資への留意は1955年頃は強く、1960年前後は資料がないため不明ながら、1965年頃にはいると関心が薄れていることが読み取れる。

2. 銀行局金融年報にみる大口融資の実態

表 2 大口融資状況 1

銀行局金融年報に見る大口融資の状況							
検査時	検査対象		大口融資の状況				
昭和26年9月末	都市銀行7行		1債務者に対する融資残高5億円以上とした場合大口貸出(1,827億円)は貸出総額(5,780億円)の約3割強、自己資本の25%超の大口貸出(1,123億円)は貸出総額の19.4%。紡績始め繊維関係メーカーに集中。				
昭和26年度	地方銀行		自己資本の25%相当額以上の大口信用供与は貸出総額のおおむね20%相当額				
昭和27年度	地方銀行32行		自己資本の10%を超える貸出金の合計額は総貸出の29.9%を占め、自己資本の25%を超えるものについてみても、その合計額は貸出総額の16.9%に達する				
昭和27年9月末	都市銀行14行		1債務者に対する融資残高5億円以上とした場合大口貸出は貸出総額の約33%。紡績会社が減少し商社が増加。				
昭和28年度	地方銀行37行	大口貸出の自己資本に対する割合					
		自己資本(a)	10%以上(b)	総貸出(c)	b/c		
		18,060百万円	98,019百万円	361,953百万円	27%		
昭和29年度 地方銀行26行 大口貸出金(自己資本の10%超)の内容							
一行平均大口債務者数(a)	同、内分類者数(b)	b/a	大口貸出金対分類大口	総貸出額(a')	内大口貸出額(b')	b'/a'	
26.4人	3.8人	14.6%	11.5%	2,501億円	931億円	37.3%	
昭和30年度 都市銀行5行 大口信用集中の状況 (単位 百万円)							
銀行別	総債務者数	内大口債務者数	貸出総額(A)	内大口貸出額(B)	B/A		
	人	人			%		
計	89,729	94	494,827	111,562	22.5		
A	—	—	—	—	15.4		
B	—	—	—	—	29.7		
C	—	—	—	—	13.5		
D	—	—	—	—	33.8		
E	—	—	—	—	24.0		
(注)大口貸出額は自己資本の10%を基準としているので、各行の基準額はそれぞれ相違する							
昭和30年度 地方銀行既設27行新設9行 大口貸出金(自己資本の10%超)の内容 (単位 億円)							
銀行別	一行平均大口債務者数(A)	同、内分類者数(B)	B/A	大口貸出金対分類大口貸出金	総貸出額(A')	内大口貸出額(B')	B'/A'
	人	人	%	%			%
既設	19.4	4.8	24.7	12.2	3,562	882	23.0
新設	38.0	4.2	11.0	8.0	272	70	25.6

銀行局金融年報は1951(昭和26)年度から1967(昭和42)年度まで大口融資に係る検査結果を公表している。その結果は[表 2 大口融資状況 1]、[表 3 大口融

資状況 2]に見るとおりであるが、1966/67年度に地方銀行（検査対象行計54行）における大口融資の自己資本に対する比率が10%を切ったことを確認したことを最後に公表を取りやめている。

表3 大口融資状況 2

昭和31年度 地方銀行26行 大口貸出金の比較 (単位 百万円)				
	貸出総額	内大口貸出	割合	大口貸出先
	百万円	百万円	%	
今年度検査銀行	424,022	127,245	30.0	675
同上前回検査時	306,285	184,055	60.1	707
比較増減(△)	117,373	△ 56,810	△ 30.1	△ 32
昭和32年度	記載なし			
昭和33年度	都市銀行4行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の24.6%。商社に対する大口融資が目立っている		
昭和34年度	地方銀行26行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の20.5%。(前回検査時22.6%)		
昭和35年度	地方銀行34行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の20.9%。(前回検査時23.9%)		
昭和36年度	地方銀行35行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の16.3%。(前回検査時18.1%)		
昭和37年度	都市銀行3行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の23.8%(前回検査時20.6%)。自己資本25%以上の大口貸出は貸出総額の12.2%。系列関係融資の増加によるもの。		
	地方銀行24行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の17.3%(前回検査時19.5%)。		
昭和38年度	都市銀行5行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の20.1%(前回検査時17.0%)。		
	地方銀行32行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の16.2%(前回検査時20.8%)。		
昭和39年度	都市銀行3行	自己資本10%超の大口融資は貸出総額の26.8%(前回検査時22.6%)。		
	地方銀行24行			
	大口貸出状況比較			
		前回検査	今回検査	増減
	大口貸出件数(件)	393	331	△ 32
〃 金額(百万円)	158,109	198,421	40,312	
〃 1件当り金額(百万円)	402	600	198	
総貸出金額に対する比率(%)	19.53	15.04	△ 4.49	
昭和40年度	都市銀行4行	自己資本10%超の大口融資は総貸出の22%(前回検査時24%)。		
	地方銀行30行	自己資本10%超の大口融資は総貸出の10.1%(前回12.8%)。		
昭和41年度	都市銀行6行	自己資本10%超の大口融資は総貸出の20%(前回検査時23%)。		
	地方銀行21行	自己資本10%超の大口融資は総貸出の8.4%(前回11.7%)。		
昭和42年度	地方銀行33行	自己資本10%超の大口融資は総貸出の9.62%(前回12.5%)。		

第4項 大口融資規制

1950年代後半は「危険分散」および「資金の適正配分」の観点から「自粛指導」として大口融資は規制されていた。大口融資の「明示規制」を求める動きもあったが、オーバーローン問題、それに続く融資ルール策定の過程を通じ、「資金の適正配分」の観点から大口融資の「明示規制」はそぐわないものであることが、金融界・金融当局・金融制度調査会共通のコンセンサスとなった。

1. 大口融資の自粛指導

1955年 大蔵省「銀行法の一部を改正する法律案に対する意見」

1954年から1955年にかけて社会党から銀行法改正の提案があった。提案理由として、「銀行業務の公共性にかんがみ、融資の偏向を是正し、金融の円滑を図るとともに銀行の一人に対する融資を制限する必要がある」旨がうたわれており、その内容とするところは、銀行は一人に対し、株主勘定の10分の1相当額を超えて貸付、割引をしてはならないという、きわめて簡略、徹底的な制限規定を銀行法中に追加しようとするものであった。⁹⁵ この提案に対し大蔵省は1955年6月13日「銀行法の一部を改正する法律案に対する意見⁹⁶」をまとめ発表した。その内容は以下のとおり

銀行の貸出が大口に偏倚することは、銀行経営の健全性を保持する上において避けるべきことである。貸出の大口集中是正については、政府としても機会ある毎に注意を与えており、またその趣旨の立法化について考究したことがあり、提案の趣旨には、方向としては異論はない。

けれども、企業の自己資本の蓄積が貧弱で、しかも資本市場の振わない現状においては、企業はその資本調達を大半を金融機関からの借入に依存せざるを得ない状況である。このような現状で、今直ちに貸出の大口集中のみ取上げ、これを銀行経営の観点のみから理想的な程度にまで矯正を図ろうとすることは、反って経済全体の円滑な運営を阻害する恐れがあり、又技術的な問題もあるので、今日の段階としては、本法案に反対である。

ここにおいて争点となっているのは「大口融資」を規制するか否かではない。大口融資の規制をおこなうことについては提案者の社会党もそれを受けた大蔵省も反対をしてはいない。大企業への融資集中を是正し、中小企業に対する金融を円滑化⁹⁷しようとの意図をこめ社会党が大口融資を明示規制として法制化しようとしたことに対し大蔵省は「返って経済全体の円滑な運営を阻害する」と明示規制に反対したのである。大蔵省にとって明示規制は「経済全体の資金の円滑化」にそぐわないものであった。

1956年 「昭和30年度下期決算等当面の銀行経営上留意すべき事項について」

1956年3月6日 「昭和30年度下期決算等当面の銀行経営上留意すべき事項につい

⁹⁵ 『銀行局金融年報』昭和30年版、45P

⁹⁶ 『金融』1955年8月号、44P

⁹⁷ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27-48年度 第10巻 金融』東洋経済新報社、1991年、111P

て」において銀行局は留意すべき事項として以下3点をあげている。

1. 経営の合理化について
2. 自己資本の充実について
3. 資産の威容の健全化ならびに資産構成の適正化について

このうち「資産の威容の健全化ならびに資産構成の適正化について」に関し下記のように6項目を指摘している。

- (1) 資産内容の健全化を図るため常時特段の配慮を加えるべきことはいうまでもないが、これがためには、まず、融資態度が安易に流れることのないよう万全の注意を払うべきであり、さらに進んで、この際固定債権の回収、不良資産の整理、消却等については、一層積極的にこれを行うことが必要である。
- (2) 資産内容の健全性を常時確保するための重要な方法としては、未然に危険の分散を図る見地から、同一人に対する信用の集中を極力抑制することが必要と考えられる。これがため、常に自己資本との関連をも考慮しつつ信用の大口集中を排除するよう配慮するとともに、とくにその事後管理に万全を期することが必要である。
- (3) 預金を主たる資金源とする銀行においては、信用供与の長期化をできる限り避けるものとし、長期の貸出が、行き過ぎとなることのないよう慎重な配慮を加えるべきものとする。
なお、表面上短期の貸出の形をとりながら、実質上長期の貸出となるものについても、同様の配慮を加えることが必要である。
- (4) 資産構成の適正化を期するとともに、その流動性を高める見地からも、公社債、地方債、金融債、事業債等優良な有価証券への投資については、今後これを一層積極的に行うことが望ましい。
- (5) また、預金に対する支払準備については、できる限りこれを充実すべきことはいうまでもないが、この際、一段とその充実に留意すべきであり、常時その内容および現在高に注意することが必要である。
- (6) 資金の固定化を防止する等の見地から営業用不動産の取得については、これを必要最小限度にとどめるものとし、自己資本に対する営業用不動産の価格の比率(不動産比率)は、現在70%をこえてはならないものとされているが、これを漸次正常化するため50%以内にとどめることを当面の目標とし、每期その相当程度の逦減を図るものとする。

この大口信用集中に関する留意点は銀行局金融年報の通達の解説⁹⁸によれば以下のようになる。

資産内容の健全性を確保するためには、大口信用の集中こそ、もっとも警戒しなければならない。しかも、大口貸出は、ともすると、不健全な貸出となる傾向をもつ。そこで人にたいする信用の集中をどの範囲にとどめるべきかは、いま直ちに、容易には決しがたいけれども、つねに自己資本の関連をにらみながら、大口貸出を抑制し、また、信用の大口集中を積極的に排除するような努力をしなければならない。金融正常化のもとにおいては、ともすると系列融資、主要取引先への傾斜融資など、意識的または無意識的に信用の偏倚をきたすおそれがある。信用の大口集中の警戒は、すべての銀行を通じて

⁹⁸ 『銀行局金融年報』昭和31年版、114P

の古くからの命題であると同時に、さいきんの情勢のもとにおいて、ことさらに強調されるべき重要テーマとされたのである。

ここで「自己資本との関連をも考慮しつつ」というのは、自己資本の在高およびその内容をみながら、という意味であって、その内容は正味自己資本、つまりかつの「金融業法」における実質資本（Unimpaired capital）の観念をあたまにえがいているとみられる。

通達においては「危険分散」を大口規制の理由としているが、この通達解説に見るようにその背景には系列融資等による「信用の偏倚」すなわち資金が適正に配分されていないという観点がおりこまれている。「危険分散」と「資金の適正配分」が大口融資の自粛規制を求めたものである。

1957年 「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項について」

1957年11月2日「当面の銀行経営上留意すべき基本的事項について」において、金融の正常化を促進するために配慮すべき諸点として次の8点が指摘された。

- (1) オーバーローンの改善について
- (2) 資産の流動性向上について
- (3) 大口融資等の是正について
- (4) 資産内容の堅実化について
- (5) 借入金の計画的減少について
- (6) 自己資本の充実について
- (7) 経常収支の余裕ある均衡について
- (8) その他の留意事項について
 - ① コールローン・コールマネー
 - ② 歩積又は両建預金について
 - ③ 金利調整法に基く預金等の金利の規制

このうち大口融資等の是正については「産業設備の高度化乃至取引の集中と企業経営規模の拡大傾向に伴い、融資がとかく大口融資に偏倚することについては、危険の分散等の見地から、特に注意すべきことである。この見地から、一企業に対する融資の額は、銀行の自己資本の金額との関係においても適正な限度に止めることが必要であり、特に一企業に偏した大口融資についてはこの際検討を加え、改善のための具体案を作成し、速やかにその是正を図られたい」としている。

銀行局金融年報における通達解説⁹⁹は以下のように内容を解説している。

銀行融資は一企業に集中することは危険分散等の見地から特に注意を要することはいうまでもなく、健全経営の趣旨に照らしても当然適正な限度に止むべき性質のものである。もとより、この限度が如何なる尺度によって求められるかは、業種、業態により一概に断定しがたい問題である。しかし、一応の基準は銀行の自己資本の大きさとの比較によって得られると思う。かつの昭和恐慌の震源となった鈴木商店対台湾銀行の関係、あるいは松方一族対十五銀行の旧情その他恐慌によって破綻した銀行の実情を検討すると、大口融資の集中が如何に銀行経営上の基本に関連する重要性を持つかが知られるであろう。……………今回の通達は、大口融資の制限について何ら具体的計数を明示し

⁹⁹ 『銀行局金融年報』昭和33年版、129P

ていないが、右の銀行法改正思案に盛り込まれた銀行の自己資本に対する100分の25という基準は一応の目途として意味があるものといえよう。この点について個々の銀行がそれぞれの実情に応じて改善のための具体案を作成するよう求められているが、今後銀行検査等の機会にこの点について慎重な検討が行われることは当然であろう。

「危険分散」の観点より大口信用供与に留意しているのであるが、直接の言及はないものの本通達がオーバーローン是正を第一に掲げていることより、オーバーローン是正策の手段としての大口信用供与であると考えられる¹⁰⁰。

1960年 業務計画表について¹⁰¹

1960年4月8日付け通達により都市銀行および地方銀行は1960年度の年間についての業務計画表および損益の予想表を提出することになった。これにかかわり銀行局金融年報は大口信用集中に関し以下のように解説を行っている。

融資調整と大口信用集中是正

業務計画にからんで期待されるべきことは、融資調整ないし大口信用集中の是正である。……大口信用については、最近の日本経済の発展が、大都市、大企業中心に移行していること、また技術革新に伴う新産業が、尨大な投資を必要とし、マンモス化していること等から、最近ますます信用の集中が増大の方向にあると認められるが、この傾向は、一取引先に貸出が偏倚することの危険性と、銀行の資産運用の弾力性を損い、融資調整の円滑な運営を困難にすることから銀行経営上好ましくないことは当然である。

と説明しており大口信用供与規制の関心が「危険分散」のみだけでなく、「資金の適正配分」にもあることを示している。

1963年 「銀行経営上留意すべき事項について」

1963年4月8日付「銀行経営上留意すべき事項について」の前文において「今後の銀行経営については、とくに大口信用集中の排除、流動性資産の充実、経営の合理化等に重点を置き、健全経営をさらに徹底する」とされた。

以上に見たように1950年代後半における「資金の適正配分」の観点は大蔵省にとって「明示規制」へ反対の論拠となっていたが、一方、「危険分散」の観点とともに自粛規制の根拠ともなっていたのである。

2. オーバー・ローン是正問題

「銀行の恒常的与信超過とこれが主として日本銀行からの借入に依存している現象」と定

¹⁰⁰ 通達中「1. オーバー・ローンの改善について」において「オーバー・ローンの根源となる貸出方針に検討を加え」とされており、「4. 資産内容の堅実化について」において「オーバー・ローン並びに資産構成の現状に照らし、金融情勢の今後の推移に備えるため、貸出金等資産内容の堅実化をはかることについて、この際特段の配慮が必要であると思われる」とされている。本通達はオーバー・ローン是正の具体策を指示していると考えられるべきであろう。

¹⁰¹ 『銀行局金融年報』昭和35年版、150p

義¹⁰²されるオーバー・ローンは金融正常化の過程で是正を求められ、融資ルールによる是正の検討が行われていた。1961年6月に金融制度調査会常設調査企画部会が設置され、オーバー・ローン是正についての検討が開始され、1963年5月に「オーバー・ローンの是正に関する答申」が出された。それにつづき銀行局による「世銀融資方式」の提案、全銀協による「共同融資準則」と融資ルールの検討がおこなわれた。

オーバー・ローン是正に関する答申

1963年 全銀協「“オーバー・ローンの是正について”に関する意見」
金融制度調査会答申の決定に先立つ1963年4月19日に全銀協は「“オーバー・ローンの是正について”に関する意見」発表している。そこではオーバー・ローン是正策に関連して大口貸出の是正に関し以下のように述べている。

大口貸出の是正については、将来の理想的方向としては望ましいが、欧米先進国と異なり、企業の銀行借入が多いわが国の現状においては、性急にこれを実施すれば企業の経営に大きな影響を与える懸念がある。特に、当面は貿易為替の自由化の進展に伴って、企業の集中合併等も予想されるので、法的規制を避けることはもちろん銀行が自主的に行なう場合においても一定の基準を設け形式的に規制することは実情に即さぬものと考ええる。

また、これに関連して協調融資の活用が説かれているが、この方式は時に企業の安易な銀行依存を助長する一面もあるので、慎重に対処すべきである。大口貸出は、根本的には銀行貸出の面からだけでなく、むしろ企業の内部資金の充実並びに資本市場の健全な発達を通じて企業の過度の銀行借入依存を是正することにより解決すべき問題と考える。

1963年 金融制度調査会「オーバー・ローンの是正に関する答申」

オーバー・ローン是正について約2年間にわたって検討してきた成果として金融制度調査会は1963年5月9日に「オーバー・ローンの是正に関する答申」を出し、以下のよう

1. 過去のオーバー・ローンの原因については、企業の投資意欲と銀行の貸出態度による面もあるが、企業の投資意欲を調整するよう働くべき金利政策の弾力的運営が万全でなかつた等、政策当局の金融政策の運営に問題があつたことも無視できない。今後、当局においては、この答申で言及している政策事項についてすみやかに検討を行ない、情勢の推移に即し適時適切に実行に移すことがきわめて肝要である。
2. オーバー・ローンの是正のためには、金融面の改善にとどまらず、財政・金融・税制全般にわたる総合的な施策を講ずべきである。特に、企業の自己資本の充実を重視し、そのための政策を打ち出すことが必要である。
3. 銀行の大口貸出の是正については、企業の内部資金の充実、資本市場の発達などに関連することがらであるが、欧米先進国と異なり、企業の銀行借入の多いわが国の現状においては、特に貿易為替の自由化の進展に伴って国際競争力強化のため企業の集約化の必要もある際、機械的にこれを実施すれば、企業の経営に大きな影響を与えるおそれがある。また、大口貸出の是正を機械的に実施すれば、形式的な協調

¹⁰² 金融制度調査会1963年5月9日付「オーバー・ローンの是正に関する答申」における定義

融資等を招く結果ともなり、場合によっては 企業の安易な銀行依存を助長する懸念もある。したがって、大口貸出の是正については、以上のような弊害を生じないよう実情に即した配慮が必要であつて、今後、当局と金融界との間で、産業界の意向をも尊重しつつ、引続き検討を進めることが適当である。

4. オーバー・ローンと密接な関連のある財政のあり方、税制の問題並びに資本市場育成のための現実的諸対策等については、一応それぞれその問題を担当する他の審議会あるいは調査会の検討に委ねるが、これら金融に関する重要問題については、本調査会においても独自の検討をなすべきものであるから、本調査会との間の連絡を密にしつつ、審議を進められることを期待する。

この答申の発表に先立ち金融制度調査会常設調査企画部会は「オーバー・ローンの是正について」を発表している。この発表になかで、オーバー・ローンの是正策として都市銀行の経営について、資産面での改善策のうち貸出の調整として（イ）貸出運営態度の正常化（ロ）貸出金利の弾力的運営（ハ）大口貸出の是正 の3点を打ち出している。「大口貸出の是正」の内容を見てみると以下のようなになる。

貸出の調整に関連して重要なことは、質のよい貸出を分散して行なうことである。しかるに、都市銀行の現状をみると、同一取引先に対し過度と思われる貸出が散見され、これがまた系列融資と関連して企業の過当競争の一因となっている。もとより、これには種々の理由もあろうが、銀行経営の自主性保持、預金者保護の見地からも問題であるので、こうした傾向は、できるだけ速やかに是正する必要がある。

現在、主要先進国の中には、銀行の大口信用を例えば自己資本の一定比率に抑えるよう法的規制を行なっている国もあるが、わが国において、直ちに厳しい態度をもってこれに臨めば、企業の経営に大きな影響を与える懸念もある。そもそも、この問題は、銀行の貸出面の問題だけではなく、わが国の企業のあり方や資本市場等を含めて、ひろく金融又は経済の構造と関連がある問題であるので実情にそつた円滑な運営を期するため、当面は、銀行が、できるだけ自主的に、一定の基準を作りそれに沿って大口貸出を抑えるよう配慮することが望ましい。

なお、大口貸出の是正には、協調融資方式の活用や転換社債の利用等があわせて推進されるべきであろう。

オーバー・ローン是正に関する答申の検討を通じ金融界および金融制度調査会は大口融資の是正の必要を認めながらも「明示規制」には反対し銀行による自主規制を求めるコンセンサスを形成したと考えられる。

融資ルールの検討

銀行局試案の「世銀融資方式」、つづいて全銀協による「銀行融資に関する共同準則」が融資ルールとして検討されたが、大口融資に対する明示されたルールは打ち出されなかった。

世銀融資方式

オーバー・ローンの是正に関する答申を受け、1963年9月企業の財務比率による融資方式であるいわゆる世銀融資方式が銀行局試案として作成された。「銀行の資産構成の改善、大口信用集中の是正という観点から、企業の財務比率に一定の基準を設定し、その基準を限度として借入れを認め、基準を超過している企業は、基準まで借入を漸減するとい

う、いわゆる（世銀方式）が検討されたが、諸般の事情から実施に至らなかった¹⁰³のである。

銀行融資に関する共同準則

全銀協は健全金融のルールに関わる自主規制措置として1965年7月6日「銀行融資に関する共同準則」を発表した。その前文において大口融資の規制について、「なお、大口貸出の問題は、現在のわが国の産業金融の実情にかんがみ、共同準則にこれがかかげてその具体的な推進をはかることは当面困難な段階と考えられるが、しかし乍ら、銀行としてこれについては特に慎重に対処し、銀行間あるいは他の金融機関との協調による分散化に留意すべきことはいふ迄もない」とした。大口貸出を具体的な共同準則として掲げなかった経緯については作成に携わった全銀協関係者¹⁰⁴により以下のようにまとめられている。

企業の自己資金調達力なり銀行自体の資力の充実と相俟って漸進的にその解決をはかつて行くべきものであり、現在のような企業の資金調達状況、資本市場の状況の下で大口貸出の規制を具体的に行なうことは、企業の成長ひいては産業の発展のために却って問題を生ずるものと考えられる。従って大口貸出の問題は健全金融の問題として重要な問題ではあるが、これを具体的な共同準則として掲げることはせずに、前文でこれに触れて慎重な配慮を加えることとなったものである。

銀行局金融年報の解説¹⁰⁵においても以下のように、同様の説明がおこなわれている。

現在のわが国の金融構造および企業の自己資本蓄積の貧困さなどから、大口貸出の是正を共同準則の項目に含めて、いま直ちに具体化することは困難な問題である。また、今後国際競争力を強化するうえからも合併統合による企業の巨大化が予想され、銀行の融資態度には責任のない大口貸出が発生する事態も考えられる。しかも現在の大口貸出の現象は、特定銀行の特定企業に対する貸出のシェアが大きくて大口貸出となるのではなく、企業が巨大化した結果大口となるのであって、これを形式的に分散し協調融資方式をとることは、かえって責任の所在を不明確にし、弊害を伴うおそれがある。かかる見地からみると、大口貸出の問題は企業の自己資金調達能力の充実と、銀行の資力の充実に応じて漸進的に解決を図るべきものであるので、銀行としては常時分散化に留意し努力していくことはもちろんであるが、準則の1項目として規定することは必ずしも適当でないとの見地から前文に掲げたものである。

1965年 金融制度調査会「安定成長を確保するもの企業金融のあり方」

全銀協が決定した「銀行融資に関する共同準則」は1965年7月14日付け金融制度調査会の特別委員会において岩佐全銀協会長より報告され、意見とりまとめの上、要望事項を付した上で、金融制度調査会は1965年7月21日「安定成長を確保するための企業金融のあり方」について答申した。本答申中

¹⁰³ 『銀行局金融年報』昭和39年版、113P 「世銀方式」について詳しくは『銀行局金融年報』報昭和39年版、48～67P 伊藤前掲書231～232P、前掲『昭和財政史 昭和27-48年度10巻』、326～335P

¹⁰⁴ 松沢卓二「銀行融資に関する共同準則について」、『金融』1965年9月号 筆者の肩書きは富士銀行常務取締役である

¹⁰⁵ 『銀行局金融年報』昭和41年版、59～66P

- ① わが国金融経済構造の現状からみて、諸外国において制度化あるいは慣行化されているような銀行融資のルールを、今直ちに設定することは必ずしも容易ではない。
- ② したがって、全銀協の自主性を尊重して、同会の決定した共同準則を実施に移し、銀行の励行を期待しつつ、今後逐次その改善を図ることが実際的であると考えられること

とする2点を明記した。金融制度調査会は「大口貸出」に具体的なルールを導入できないとする全銀協の見解を受け入れたのである。

「融資ルール」作成過程において「危険分散」の観点は大口径融資の規制を求めたが、「資金の適正配分」の観点は大口径融資の「明示規制」を退けた。この認識はルール作成の過程を通じ、金融界・銀行局・金融制度調査会の共通のコンセンサスとなったのである。

第2節 償却・引当制度

第1項 貸倒の事実認定

この時代は形式基準が貸倒の事実認定基準として公認されていく。形式基準にかかわる貸倒の事実認定にかかわる証明事務についても金融検査官による関与が認められるとともに、差当りの特例とされていた形式基準による貸倒れの判定取扱いが法人税基本通達に規定され、基本的な貸倒基準となった。

1. 税務上の貸倒の事実認定の変化

1957年 「売掛債権の償却の特例等について」通達の運用

1957年12月4日付国税庁長官通達「金融機関に対する『売掛債権の償却の特例等について』通達の運用について」により以下の点（要旨）について金融検査官が関与することが定められた。

- ① 債権償却引当金勘定を設定する際質権及び抵当権によって担保されている部分は対象から控除されるが、この担保物の価額は金融検査官の証明した評価額をもってするものとされた。
- ② 金融機関が了承した債務弁済計画により切捨てられる債権の金額は貸倒れとして処理できるが、その債務弁済計画の内容が真実であるということについて金融検査官の証明が必要とされた。

この通達により①形式基準間接償却②形式基準直接償却の両面においても金融検査官の果す役割が税務当局により認められた。

1964年 法人税法基本通達の改正

1964年6月1日「法人税基本通達の一部改正（貸倒損失関係等）について」により、貸倒損失関係についての法人税基本通達が整備された。この通達により従来「特例通達」（売掛債権の償却の特例等について）において規定されていた形式基準による貸倒れの判定の取扱が法人税基本通達内において規定されることとなった。これにより法人税基本通達は実質基準による直接償却および形式基準による直接償却、形式基準による間接償却を貸倒れの判定基準にもつようになった。「差し当たりの特例」であった形式基準の貸倒れ処理が基本的な貸倒れ処理と見なされるようになったのである。本改正がおこなわれた理由は「当時の貸倒れの発生状況ならびに昭和39年度税制改正による貸倒準備金制度の根本的な改

正に伴い、従来の貸倒れの判定に関する取扱を緩和した」ことによる。またこの改正により名称が従来の「債権償却引当金勘定」から「債権償却特別勘定」に変更された。

2. 不良債権償却証明制度の変遷

税務上の貸倒損失の深化に伴い不良債権償却証明制度もそれに対応し変化を見せている。

1955年 「不良債権償却証明制度実施要領」

1955年3月24日に不良債権償却証明制度が改正された。法人税基本通達上の不良債権の認定基準とほぼ同一の基準が明記されるとともに、参考として特例通達である「売掛債権の償却の特例等」による間接償却が本実施要領内で言及された。間接償却を勧奨しているものと考えられる。実施要領に見る認定基準等は以下の通りである。

不良債権償却証明制度については、昭和25年実施以来、その取扱について各種の通知が発せられ多岐に亘っていたので、統一して下記のとおり定める。

記

1. 方針

金融機関の不良債権償却証明制度は、国税庁との協定に基き実施せられ、金融検査官が第Ⅳ分類及びこれに準ずるものとして証明した不良債権の金額は、原則として法人税法上損金に認められることとなっている。金融機関が多額の償却を行い、資産内容の充実を図ることは望ましいが、証明官の審査が厳に失し、或は寛に流れるときは、本制度本来の意義を失うおそれがあるので、税務当局と密接な連絡を保ちつつ適正且つ慎重に審査を行うこととする。

[中略]

6. 審査基準

[中略]

② 不良債権の種類

次に掲げる不良債権について③の認定基準によって認定し、償却証明をする。

- イ. 前回の検査の際、第Ⅳ分類と査定されなかった債権で、その後の事情に変更のないもの
- ロ. 前回検査の際、第Ⅳ分類と査定されなかった債権で、その後の事情の変化により、第Ⅳ分類に該当するもの
- ハ. イ及びロに掲げる債権以外の債権で、第Ⅳ分類に該当するもの

③ 認定基準

次に掲げる事情を勘案し、個々に欠損の見積を行う。

- イ. 債務者が破産、和議、強制執行若しくは整理の手続きに入り、或は解散、清算若しくは事業閉鎖を行うに至った為又はこれらに準ずる場合で回収の見込みのない場合
- ロ. 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込みのない場合
- ハ. 滞納による差押処分等により回収の見込みのない場合
- ニ. 債務超過の状態が相当期間継続し、事業再起の見透しが無い為回収の見込みのない場合
- ホ. 天災、事故その他経済事情の急変の為回収の見込みのない場合

- へ. 債務者の資力喪失等の為金融機関で債権の放棄又は免除を行った場合
- ト. 前各号に準ずる事情により債権回収の見込のない場合

④ 基準の運用

- イ. 担保附債権の取扱及び担保資産の評価
- ロ. 一部償却
- ハ. 法人税上の取扱との関係

- A. 不良債権の認定については、税法上も本制度と同様の認定基準によっているが、昭和29年7月24日付「売掛債権の償却の特例について」によって次の取扱いが認められ、若干緩和された。
1. 次の事実が発生した時には、その最終的な確定を待たず、債権の50%迄は暫定的に貸倒れ処理することが出来る。(50%超は国税局長の承認を要する)。
 - (1) 手形交換所で取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 会社更生手続きの開始決定があったとき。
 - (3) 和議の開始の決定があったとき。
 - (4) 会社の整理開始命令があったとき。
 - (5) 特別清算の開始命令があったとき。
 - (6) 破産の宣告を受けたとき。
 - (7) 業況不振のため、又は事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し、又は6ヶ月以上休業するに至ったとき。
 2. 和議の成立、更生計画の決定、整理計画の決定、法律手続によらない債権者集会の協議、金融機関等のあっせんによる当事者間の契約等によって債権の処理が決定された場合には、切り捨てられることとなった債権は貸倒れとして処理できるのは当然であるが、その他に次の金額についても暫定的に貸倒れ処理することが出来る。
 - (1) 5年以上棚上げされる債権の全額
 - (2) 年賦償還されることとなった債権のうち5年後に弁済される部分の金額
 3. この1.及び2の取扱いは、当該貸倒れ額の直接償却を認めたものではなく、債権償却引当金勘定を負債に計上する方式による間接償却であって、最終的に貸倒れが確定した時に初めて債権償却引当金勘定を取り崩し、貸倒れの処理をすることとなっている。
- B. 償却証明は、個々の債権の内容を6.の基準によって具体的に審査するものであって、この通達と直接に関連するものではないが、この通達によって税法上の取扱いが若干緩和され、税法上の不良債権認定に関する一つの基準となっていることにかんがみ、審査の際して充分留意する必要がある。

二. 要注意債権

- (1) 莫大な負債を有して正味自己資本が赤字となっている債務者に対する債権で回収不能と認められるものでも、事業が現在稼動中であるか、又は新会社設立等の問題が残っている場合には、特に慎重に扱う。できれば決定を留保し、部内において協議する。
- (2) 各金融機関の間に跨る債権については、特に懸念のないものを除き、決定を留保し、部内において協議する。当該金融機関が管轄外のものであっても、出来る限り他局等と連絡の上決定する。
- (3) 前回検査の際、分類されなかった債権又は第Ⅱ分類と査定された債権に

については、前回検査の際の査定状況及びその後の事情の変更を慎重に検討し、検査の際の査定と償却証明の際の認定とが齟齬を来さないよう留意する。

- (4) 証明除外債権一覧表に記載された債務者に対する債権については、既往における証明除外の理由を勘案し認定する。
- (5) 第IV分類該当債権であっても、情実貸出の如く、金融検査官として直ちに償却することを不相当と認められる債権については、証明から除外する。
- (6) 役職員の故意過失によって生じた債権で、当該役職員を債務者とするものについては、当該役職者が現任している限り証明から除外する。退職しているものについては、個々の条件を検討して決定する。

ホ. 償却否認債権の取扱

既往において償却証明されながら、税務当局によって償却否認された債権については、認定基準に合致しさえすれば、再び償却証明して差支えない。

1956年 償却証明制度運用の実情

債権償却について担保評価等が妨げとなっていた。1956年時の実情については銀行局金融年報¹⁰⁶における「償却証明制度運用の実情」に以下のように見ることができる。

相当数は今年償却後においても、かなりの金額に上る不良債権を包蔵しているものがあると考えられる。このように償却すべき不良債権をかかえながら償却をなさない理由は

- (1) 金融機関の収益状況によって、償却力が少ないこと
- (2) 収益はあるが、償却希望の債権自体が最終段階に至っていない等という債権自体の問題

にあると思われる。第1の問題点は、基本的な事項であって、今さら議論の余地のないものであり、第2の問題は、所謂不良債権であって今後適当な機会に何程かの償却を必要とすることについては異論はないが、現在の段階において最後の処置に問題が残っているもの、いいかえれば、その債権に未解決な法律上の係争が残っていると、保証人に追求の余地が残っていると、担保物件の処分若しくは評価について未確定な要素が残っている等の点や、その対象債権が大口であるため一時に全額償却することは経理上問題があるのみならず、対外的にも思わしくなく、影響するところが大きい等理由によって見送られる場合もある等の事例である。

1957年 不良債権償却証明制度の改正（間接償却に関する銀行当局の関与）

1957年3月に不良債権償却証明制度が改正された。この改正は1957年3月7日付「不良債権償却証明制度実施要領の一部改正」、1957年3月7日付「債権償却引当金制度に関する金融検査官の証明について」、1957年3月8日付「債権償却引当金に関する証明制度の運用について」等の一連の通達からなる。

昭和32年におこなわれた不良債権償却証明制度の改正を金融年報¹⁰⁷に即してまとめると、改正の主要点は

- (1) 不良債権認定基準の追加
- (2) 債権償却引当金制度の活用
- (3) 担保資産評価方法の規定

¹⁰⁶ 『銀行局金融年報』昭和30年版、412P

¹⁰⁷ 『銀行局金融年報』昭和32年版、439P

(4) 償却証明申請書類の提出方法

の4点である。この改正の要点は次のようになる。

(1) 不良債権認定基準の追加

「収益の見込が全くないか、又は債務に比して収益力がいちじるしく貧弱なため回収の見込みのない場合」

(2) 債権償却引当金制度の活用

1. 今後金融機関は大蔵省、税務当局への報告書類には、従来通り債権償却引当金勘定を内訳として明記する必要があるが、公表する場合には債権償却引当金勘定を単独に明記せず貸倒準備金勘定へ包括計上して差し支えないものとした。(昭和32年3月13日「昭和31年度下期以降の決算等銀行経営上当面留意すべき事項について」)
2. 債務弁済の計画については金融機関の了承した債務弁済計画に基き貸倒れ処理を行う債権について金融検査官が証明した場合には弁済に5年を超える部分について全額債権償却引当金に計上することができるとした。
3. 債権償却引当金計上に際し被担保債権額の評価に関する査定は今後は金融検査官が証明を行うこととした。

債権償却引当金について新たに金融検査官の証明制度を設け、これが活用を図ることとしたのであるが、当証明制度の主要な目的は不良債権償却証明制度によるいわゆる直接償却証明には該当しないものについて、債権償却引当金制度により間接償却する場合にその処理を円滑ならしめることであって、特に事業を一応継続しており、若干の弁済も行われているが、業況不振又は事業につき重大な損失を受けたため債権の回収がかなり渋滞しているものについて当制度によって貸倒れ処理しうる途が開かれているので、各金融機関においてこの制度を積極的に利用することが望まれる。

(3) 担保資産評価方法の規定

担保資産評価における時価の概念及び評価の方法を明確化した

(4) 償却証明申請書類の提出方法の簡略化

銀行及び相互銀行に付いては償却証明申請書を財務部経由ではなく直接財務局へ提出するようにした。

この一連の改正により、金融検査官は従来からおこなっていた不良債権証明（第Ⅳ分類及びこれに準ずるものとして証明）の他、形式基準間接償却（債権償却引当金の設定）に関する担保評価・貸金の一部切捨てに関わる評価に関与するようになった。

1965年 「不良債権償却証明制度実施要領」改正

1964年6月1日「法人税基本通達の一部改正（貸倒損失関係等）について」により形式基準の貸倒判定が法人税基本通達に取り入れられたことを受け、従来1957年3月7日付「債権償却引当金制度に関する金融検査官の証明について」において証明していた形式基準による貸倒の特例に係る「質権、担保権等により担保されている部分」の評価額についての証明および貸金等の一部切捨て等の場合の貸倒れに関して処理できる債権についての証明を「不良債権償却証明制度実施要領」にとりいれたものである。

第2項 貸倒引当金（租税特別措置の整理合理化）

資本蓄積の助長を目的としたシャープ税制下における租税特別措置は戦後経済の復興が

本格化するにつれ次第に見直しの機運が生じてきた。「租税特別措置の見直しのムードは、昭和30年代に入り各種の税制調査会（あるいはこれに類似した機関）、主税局にも積極的に現れ」¹⁰⁸てきたのである。

1950年代後半には、租税特別措置の整理合理化の流れを受け、貸倒準備金はそのあり方・性格を模索し、法定繰入率をもって毎期洗替をおこなうことで、制度上「評価性引当金」となったと看做された。

1. 1957年税制改正 ～租税特別措置の再検討～

1955年8月に審議を開始した臨時税制調査会において次のごとく強い姿勢で1956年度税制改正における租税特別措置の再検討を打ち出したとされる。¹⁰⁹

現存する制度上の各種の特別措置は、それぞれ政策的効果をねらって設けられたものであるが、経済の正常化に伴い、漸時これを整理し、税制の簡素化と負担の均衡化に資すべきである。したがって、昭和31年度税制改正においては、新規特別措置の追加ないし既存の特別措置の拡充を行わないことはもちろん、著しい負担の不均衡をもたらしていると考えられるものについては再検討すべきである。

このような見直しムードの中、1956（昭和31）年には臨時税制調査会および税務当局は貸倒準備金制度を「経常的な損失を補てんする引当金という性格に純化させ、結果として積立てを削減することになる方向で検討を進めた」¹¹⁰

租税特別措置再検討への反応

租税特別措置の再検討を示されたことに対し、全国銀行協会は貸倒準備金制度および価格変動準備金制度の存続に向け、意見の提出をおこなった。

1956年 全銀協「銀行業における貸倒準備金制度と価格変動準備金制度について」

1956年5月10日に臨時税制調査会直接部会において全国銀行協会連合会常務理事水田直昌氏が参考人として公述した「銀行業における貸倒準備金制度と価格変動準備金制度について」の骨子は要約次のようなものである。

1. まえがき

銀行業の資産・負債・損益に関する次のような特殊な性格のため貸倒準備金制度と価格変動準備金制度は特に銀行業にとって重要欠くべからざるものである。

イ) 銀行の資本は預金者の資本が大部分であること

- 銀行の資本構成の大部分は他人資本である「預金」であり、預金は長くても1カ年の短期負債である。
- 預金の安否は国民生活の安定並びに国家経済の消長にも結びつく重大問題である

¹⁰⁸ 租税特別措置の整理合理化の過程について詳しくは大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 第6巻租税』東洋経済新報社、1990年、189P～245P

¹⁰⁹ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 第6巻租税』東洋経済新報社、1990年、190P

¹¹⁰ 大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 第10巻金融』東洋経済新報社、1991年、194P

- 故に明治以来「預金者保護の原則」は支持されてきたが、その具体的な施策は銀行の資産内容の充実を通じて行われていた。
- ロ) 銀行の資産は貸出と有価証券が主であること
- 預金者の利害は銀行資産の太宗を占める貸出と有価証券の充実にかかっている。
 - 銀行の貸倒準備金と価格変動準備金の額は相当に上がるのが当然であって、業種別にその金額の大小を取り立てて論ずることは当を得ない。
- ハ) 銀行の利益配分は極めて特殊性を持っていること
- 銀行の利益は、預金者の為に管理されており、「銀行の保護」は「預金者の保護」に通ずるように考慮されている。
2. 貸倒準備金
- イ) 貸倒準備金は評価性引当金である
- 貸倒準備金の性格は、評価性引当金であることに各方面の意見が一致している。
 - 評価性引当金はその資産の評価損を示すものであるから税法上も損金として認容さるべき事は当然である。
- ロ) 貸倒準備金の制度は臨時又は異例の措置ではないこと
- 貸倒準備金はシャープ税制において検討の結果設定されたもので、決して臨時異例の措置ではない。
 - 貸出の評価は殊に厳正でなければならない。税務上は従来全額貸倒になったもの等極めて制限的に貸出の償却を容認するに止まっていたが、かくては一部回収不能又は回収の見込が長期にわたり立ち得ないものはその実価とは異なった金額が資産計上されることとなる。
 - 戦前においては銀行の経理は極めて健全となるようその方法が当局により指導され税務上もそれが容認されていたので、国債その他に相当の含み益があり、貸出の評価の不測を補う作用をなしていた。戦後これに代えて貸倒準備金制度が確立された。
- ハ) 貸倒準備金の残高は漸増するのが当然なること
- 貸倒準備金は期末における貸出の総額中に評価減を要する金額が何程あるかを計算し、貸出総額からこの額を引落す意味をもって計上されるものである。
 - 評価減を要する金額については本来その営業期に一举に計上すべきものであるが、本制度の創設と同時にその全額を計上することは、税金の激減を招き会社側としても財源上実行できないので、その金額を区分し決算期ごとに一部ずつ繰入れ、やがて所定の全額を満たすように特別の措置を取ることとなったものと思われる。
 - 貸倒準備金は原則的にはその残高が積立比率としても漸増すべきである。
 - 滞貨金の償却（貸倒準備金の取崩し）の容認条件が厳格であるかぎり、貸倒準備金の残高は増加する。
- ニ) 所得基準は不合理につき廃止すべきこと
- 所得基準による毎期の繰入は税金の調節のため便宜的措置であって、永く存続すべきものではない。
3. 価格変動準備金
省略

主計局の見方と金融界の見解

大蔵省主税局では1956年9月10日の大蔵委員会（税制小委員会）に所得税制度および間接税制度の再検討資料として提出した「租税特別措置について検討すべき問題点」¹¹¹において「内部留保の充実措置」として7つの準備金制度¹¹²について問題点を提起している。一方全国銀行協会は1956年9月7日付「銀行業における貸倒準備金について」において貸倒準備金制度に関わる見解を示している。主税局の掲げた問題点とそれに対する全銀協の見解（骨子）を列挙すると以下のとおりである。

貸倒準備金

- (一) 現行貸倒準備金の性格をどう考えるか。
企業会計上損金算入を当然とされる債権の評価勘定とみるか又は政策的配慮も加えて将来の貸倒損失に備えさせている準備金とみるか。

全銀協見解

現在の貸倒準備金は、会計の原則上債権に対する評価勘定であってこれを政策的配慮も加えた将来の貸倒損失に備える準備金と見るのは当たらない。

貸倒損失の評価に当たり見積りが存在するとはいえ銀行検査の如き権威のある第三者によって現実に認められる損失であるから、現在の損失として経理すべきである。

- (二) 現行制度から政策的優遇措置と認められる部分を除いて評価勘定という性格をもつ「貸倒引当金」制度に改正すべきであるという意見についてどう考えるか。たとえば、企業毎に計算される過去一定年間の平均貸倒率に基づいて期末債権の評価を行うとともに引当金は毎期洗替を行うこととする制度はどうか

全銀協見解

現行制度は政策的優遇措置と認められる部分を含まず、したがってその性質上すでに「貸倒引当金」制度となっているので、今改めてその性格を変える必要はない。

「過去の一定年間の平均貸倒率」に基づいて期末債権の評価を行なうことは、過去において税務当局の認容によって行なわれた限りの償却額を計上するに過ぎず、現に存在している一部償却を行なうべき債権等の評価減の計上を行なえなくするものである。

毎期洗い替えを行なう制度は債権の評価減を要する全額に引当金が達した場合において初めて意味のあるものとなるが、これに達していない現状では問題とされない。

- (三) 貸倒準備金制度は、将来の不況時において発生するかもしれない異常な貸倒損失に備えるものであるという考え方はどうか。この考え方によると、毎期の繰入限度額は、業種別に決定される平均貸倒率を期末債権額に乗じた額又は所得金額に一定率を乗じた額の何れか低い方の額とし、累積限度は、平均貸倒率の一定倍を期末債権額に乗じた額ということになる。

全銀協見解

¹¹¹ 『金融』1956年11月号、60～62P

¹¹² ①貸倒準備金②価格変動準備金③退職給与引当金④濁水準備金⑤違約損失補償準備金⑥異常危険準備金⑦特別修繕引当金である。

現状における貸倒準備金制度は現存債権中の要償却部分を引当てるだけであって、将来の不況時に発生するかも知れない異常損失に備えるものではない。金融機関の異常損失に備えるものとしては別途に何等かの制度を設けることが必要である。

銀行局の見解¹¹³

銀行局はこの主税局が提出した貸倒準備金の「問題点」にひそむ税務当局の考え方として

- イ) 現行貸倒準備金制度には、評価性引当金として会計原則上も損金とみられるものに加えてプラスアルファが入っている
- ロ) このプラスアルファはこの際排除すべきである
- ハ) 従って、新しい貸倒準備金制度は、純粋に評価性引当金をもって構成することとし、評価の尺度は、企業毎に計算される過去一定間の平均貸倒率をもってするがあると見なしていた。

銀行局による意見申し入れ

この主税局の問題提起に対し、銀行局は意見を申し入れた。貸倒引当金については毎期の繰入方法の不合理的を改めた上、制度の大綱を維持すべきとしたうえで以下の骨子の意見を1956年9月17日に申し入れている。

金融機関の自己資本充実の程度は、戦前に比して著しく貧弱であるので、その経理を堅実にして預金の安全を確保するため、将来に発生を予想される異常損失に備えて、別途課税留保による準備金の積立の制度を設ける必要があるが、さしあたり、現行の貸倒準備金については、その不合理的を是正して存続すべきである。

- イ) 現行の累積限度は、決して高くない。

金融機関の健全経理の見地に立って、その現に有する貸金の不良性の程度に応じて考えた所要引当額からみれば、現行の累積限度ではむしろ不十分である。

- ロ) 各行の貸倒準備金の残高が伸びている現状は当然であって、問題とすべきではない。
 - A. 本来上述の所要引当額に達するまでは、貸倒準備金を早期に積立てるべきで、毎期の繰入を制限している以上累積するのが当然である。
 - B. 税務当局の認容する貸金償却が極めて制限されていることも累積の原因である。
 - C. 経済発展期にあつて貸金が累増している際には、実際貸倒率は減少するが、これをもって正常状態における制度の問題を論ずることは妥当を欠く。
- ハ) 毎期の繰入限度に関する所得基準は廃止すべきである。

ロ) の A に述べた通り引当所要額に達するまでは、本来、積立を自由にすべきで、会社経理乃至税収の立場から毎期の繰入限度の考え方が認められるが、現行の所得基準による限度は比して著しく低く、両者間に不均衡を生じているし、また金融機関の種類による所得率の差異を無視する結果となっているため、本制度の趣旨を甚だしく阻害している。

- ニ) 「過去の一定年間の平均貸倒率」に基づいて期末債権の評価を行なうことは、ロ) の B 及び C に述べたところで明らかなように、債権の実価と異った金額を資産に計上させることとなり、金融機関監督の責任上到底容認し得ない。
- ホ) 中小企業向貸出についての特例措置は、中小企業金融の現状にかんがみ、今後も継続する必要がある。

¹¹³ 『銀行局金融年報』昭和32年版、164P

1956年 全銀協「銀行業の貸倒準備金について」

同日全国銀行協会は臨時税制調査会の各委員に「銀行業の貸倒準備金について」の配布をおこなった。¹¹⁴その骨子は

1. 貸倒準備金の制度は臨時的又は異例の措置ではない
2. 貸倒準備金は利益の内部留保ではなく、現在の損失として落すべき債権に対する引当金であって、政策的配慮を加えた将来の貸倒損失に備えるための利益金留保の性質をもつ準備金とみるのは当たらない。
3. 貸倒準備金は税務行政上の滞貨金償却の容認額が過少であるため、銀行としては経営健全化の見地から償却すべきものと認めながら税務上引落しを認められない債権に対し積立てておくことを必要とするものである。
4. 税務上滞貨金償却に寛容であった戦前の全国普通銀行の滞貨金償却は貸出残高に対し0.6-0.8%程度に上っていた。
戦後の滞貨金償却は貸出残高に対し0.2-0.3%と激減しており、準備金積立額の貸出額に対する割合である0.4%前後を合わせると0.6-0.7%となり略略戦前の償却割合に等しい
5. 貸倒損失の評価に当たって銀行検査の如き権威のある第三者によって現在の評価損と認められた額は税務上償却を認められた額よりも遥かに大きいのであって、この銀行経理上償却を要する額を算定すれば現行貸倒準備金制度における累積限度額、すなわち貸出残高の100分の3前後となる。しかるに現在積立である額は貸出残高の100分の1.8にすぎずこの差はできるだけ速やかに埋められなければならない。
6. 貸倒準備金は毎期の繰入限度が設けられているので、現行累積限度に達するまではその残高はもちろんのこと貸出総額に対する割合としても漸増するのがむしろ当然

税務当局の要望案

このような銀行局および銀行界からの要望をうけた税務当局であったが、1956年11に至り次のような要望案として固まった。¹¹⁵

現行の制度は、積立の累積限度額が一律に貸金の3%に制限され、毎期の繰入額も業種別に一定の限度に制限されているので、企業によっては過度の優遇となっているものもあり、また積立が不足しているものもあると認められる。そこで、この準備金を純粋な評価性引当金として正確な計算によって積立てることとするため、次のような制度の改正を行うべきである。

- イ) 各企業の実態を反映せしめるため、既往数年間の貸倒実績の年率平均を基準にとり、債権償却の時期が債権不良化の時期より遅れる等の事情を考慮し、その一定倍に相当する率（たとえば、一般企業は2倍、金融機関は3倍に相当する率）を期末貸金に乗じた額を積立額とすること。
- ロ) 制度の簡素化に資するため、現行の卸小売業、製造業、金融保険業その他の業種別に実績平均を基準として上記イの貸金に乗すべき率として一定の率を定め、企業の選択により、その一定率によって積立を行なうことを認めること。
- ハ) 現行の累積限度と毎期の繰入限度は廃止し、上記積立額は、翌期首に繰戻すこととすること。

¹¹⁴ 『金融』1956年11月号、26P

¹¹⁵ 『銀行局金融年報』昭和32年版、164P

- 二) 新限度額をこえる既往の準備金残高は、直ちにとり崩すことなく、今後の貸倒損失に充てさせること。

銀行局の反論

この税務当局の見方に対し銀行局は金融機関監督庁として以下のような反論を行なっている。¹¹⁶

答申要領(案)に対する銀行局の意見

1. 金融機関とりわけ全国銀行の貸倒準備金は現在貸金残高の千分の19程度に達しており、今後、これが千分の30に達するまでは、每期50億程度累増してゆく筈のところここ当分は新たな繰入ができないのみならず、貸金残高の千分の6程度に低下するまで、每期減少することとなる。これによる増収の増加は、初年度40億円、2年度以降は60乃至70億円程度までに達すると見込まれ、答申(案)の基礎となっている増収額試算、初年度22億、平年度37億をはるかに超える増収額を、全国銀行のみで負担することとなる。

2. イ) 貸倒準備金につき、既往の貸倒実績の年率平均を基準とすることは、税務当局による貸倒の認定が厳格で、部分償却を認めない等の立場をとっている現在、基準としては甚だしく不当である。

又、これを3倍することの理論的根拠は全くない。のみならず、評価性引当金とみることと、既往貸倒実績の3倍ということとは、何らの論理的関係はない。

ロ) 預金者保護に立脚する金融機関の健全経営の立場よりすれば、金融機関の資産のうち、直ちに貸倒として償却し得るもの以外であっても、不良性の程度に応じてロスと認むべき金額は、資産の控除項目として(正しく評価性引当金として)負債勘定に経常せしむべきである。もし、現にある不良資産に相当する金額までの準備金積立を認めないとするならば、貸借対照表上資産に実価以上の価額を附することとなるのであって、これをもって決算が行なわれることは、金融機関監督上も、到底容認し得ない。

大蔵省の金融検査官による検査によれば、銀行の貸出金のうち、不良貸出金をその不良性の程度に応じ評価した結果、資産のロスと認むべき金額の合計は、全国銀行としてみると、貸出残高合計の千分の30を現にこえている実情である。

従って、現行制度による累積限度額百分の3を引下げるべき正当の理由はないと考えられる。

「貸倒準備金の性格を評価性引当金とすることについては税務当局も銀行局も一致しつつも、評価の尺度を何に求めるかという問題に集中し、結論を得ないまま」であったとしている。¹¹⁷

「臨時税制調査会答申」とその反応

1956年 臨時税制調査会「臨時税制調査会答申」

1956年12月25日「臨時税制調査会答申(最近の諸情勢に即応すべき税制改正の方策に関する諮問に対する答申)」臨時税制調査会はその税制改正の基本方針の一つとして「租税上の各種特別措置の整理合理化を図る」を掲げ、貸倒準備金制度について検討をお

¹¹⁶ 『銀行局金融年報』昭和32年版、164p

¹¹⁷ 『銀行局金融年報』昭和32年版、165p

こなつた。その検討において、貸倒準備金制度の性格（すなわち、企業会計上損金算入を当然と主張される債権の評価性引当金とみるか、あるいは企業利益の留保を図るという政策的配慮をも加えて、将来の貸倒損失に備えるための偶発損失準備金の性格をも加味したものとするか）について、臨時税制調査会は「現行制度の性格は必ずしも明確でない」と結論付けた。貸倒準備金制度を評価性引当金制度に純化したいという志向をもっていた臨時税制調査会は「貸倒準備金は債権の評価性引当金であるというのが、企業会計上の通説のようである」とした上で、貸倒準備金制度を純粋な評価性引当金とするための技術的方法の検討をおこなっている。

そこでは、

個々の企業の過去の実態に即して、期末に現存する債権のうち、どれだけが将来貸倒れとなる可能性を蔵しているかを判定する技術的方法が、まず問題となる。その方法としては、個々の企業の過去の平均貸倒率をとることも一案であろう。しかし、課税上の貸倒れ認定の時期とも関連して、債権不良化の時期より貸倒れ認定の時期までの期間が相当長期となるときは、不良化した債権がしだいにたまって毎期末に累積し、直ちに過去の平均貸倒率をとることは必ずしも適当でないことがある。また、金融機関の貸付金については、監督行政上の格付けが行なわれているが、検査が毎事業年度行われない等のため、直ちにこれを判定の基礎にとりがたい。

とした上で、

時間の制約上、われわれは税制上の貸倒準備金制度を純粋の評価性引当金とするための完全な技術的方法を発見できなかった。しかし、計数的分析によっても、業種ごとの一本の率で毎期の繰入率が定められ、一つの累積限度しかない現行制度では、個々の企業の実態には即せず、一部の企業にとっては利益留保の結果となるおそれが多分にあるという弊害もみられるので、なるべくこれらの欠陥を排除し、制度の内容を評価性引当金の実態に近づけるように、今後の研究が続けられることを希望する。当調査会は、さしあたりの措置として、現行制度の基本的構成を維持しつつも、毎期の繰入限度額を制限することとし、貸倒準備金制度を次のように改正すべきであるとの結論に達した。

として、臨時税制調査会は昭和32年度及び33年度において実施すべき税制改正のうち貸倒準備金については、「毎期の繰入限度額を3割程度制限する」と答申した。

1956年 全銀協「租税特別措置に関する要望」

1956年12月29日付「租税特別措置に関する要望」

上記臨時税制調査会の答申に対し全国銀行協会連合会は直ちに資金蓄積の重要性の観点から引下げにさいしては貸金基準のみ引下げ、所得基準については据置くよう要望を行なっている。これは「もともと不合理な所得基準により繰入が制限され、貸金基準は有名無実化していたからである」¹¹⁸ この要望に際し、全銀協は「現在の貸倒準備金は本来貸倒損失として貸金から差引くべき引当金であって、これには利益金留保の性格はない」こと「貸金の3%という累積限度は大蔵省の銀行検査の結果によって貸金から差引くべき引当金として計上を必要とされている額と略一致しているものであるにもかかわらず、全国銀行の

¹¹⁸ 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会、1965年、322P

積立金総額は平均して貸金の1.8%程度に過ぎない状態にある」ことを主張している。

銀行局の反応

銀行局にとってこの改正案は「金融機関監督上甚だ不満であり、事実、ようやく貸金残高に対し2%足らずに達した貸倒準備金残高……が、改正案が実施される直前期の31年下期(32年3月)を峠に、以後その比率が逡減することは明らかと見込まれるので、極力善処方折衝した」¹¹⁹⁾のである。

1957年税制改正

このような金融界銀行局の反対により経過措置が導入されたものの、毎期の繰入限度額は調査会の答申通り次のように引下げられた

1. 毎期の繰入限度額

イ) 貸金基準

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む) | 1,000分の15 |
| ② 製造業(電気業、ガス業、水道業及び修理業を含む。) | 1,000分の7 |
| ③ 金融業及び保険業 | 1,000分の7 |
| ④ その他の事業 | 1,000分の5 |

ロ) 所得基準 100分の15(金融及び保険業は100分の25)

ハ) 経過措置 これまでの累積額が100分の1.5に達していないものは、2年間従来どおりの積立を認めた。

2. 累積限度額 変更なし(期末貸金の3%と期末自己資本金とのうちの低い方の金額)

この税務当局と銀行局、金融界との一連のやりとりより税務当局は貸倒準備金を過去の税務上の貸倒実績を参考とした「評価性引当金」として再編成しようとしていることがわかる。一方銀行局、金融界は税法上の貸倒が厳格なため累積した損失に対する「純粋な評価勘定」的側面から貸倒準備金を捉え、金融検査により不良貸出金をその不良性の程度に応じ評価した結果ロスと認定した金額¹²⁰⁾まで準備金を積み立てることを求めている。税務上の貸倒の事実認定が厳格なため現に存在し今後も増加していく実態的な貸倒(要整理的債権であるⅢ分類債権、Ⅳ分類債権)に対する「純粋な評価勘定」を累積的に積み立てているだけであり「利益留保性引当金」ではないとの主張をしていると考えられる。この一連のやり取りにおいてⅠ分類債権・Ⅱ分類債権の持つ経常的な貸倒リスクについて言及されていない点は注目に値する。税務当局は税務上の貸倒発生率に注目しており一方銀行局・金融界は実態的な貸倒の残高に関心を払っている。この結果税務当局は税務上の貸倒実績率にもとづくいわば税務貸倒基準の「評価性引当金」を主張し、銀行局・金融界は「利益留保的」側面をもった「純粋な評価勘定」を主張しており、経常的な貸倒発生率による「評価性引当金」に対する関心が低くなっている。

2. 1961年税制改正 ～経常的貸倒と偶発的貸倒の区分～

1958年 全銀協「昭和34年度の税制改正に関する意見」

1958年10月27日付「昭和34年度の税制改正に関する意見」において全銀協は貸

¹¹⁹⁾ 『銀行局金融年報』昭和32年版、165P

¹²⁰⁾ Ⅲ分類×50%+Ⅳ分類、その他控除額からなる欠損見込額を指していると解するのが適当であろう

倒準備金について所得基準の廃止による貸金残高基準への一本化を強く訴えている。同意見における主張の中心は

1. 貸倒準備金は評価性引当金である。
 - 税務上滞貨金償却を認める条件はきわめて厳格で、たとえば一部回収不能のものないし現時点ですでに回収不能が明白なものについても、実際に債権放棄その他回収不能の事実がなければ償却がみとめられない。
 - いまだ回収不能の事実があらわれる段階に至っていないからといって回収不能のあきらかな不良債権について期末評価の際これを100%資産として計上するのは、企業会計上ゆるされるべきではない。
 - 貸倒準備金は、評価性引当金であって当然に損金に算入さるべきものであり、決して将来の損失にあらかじめ備えるための利益留保性の準備金ではない。
2. 貸倒準備金は当然かつ恒久的に存続されるべきである。
 - 貸倒準備金は評価性引当金として、償却認容基準の厳格なため生じる償却不足を補完するものであるから、企業会計上当然に損金に算入すべきものであって、課税所得計算の合理化のための措置であり、経済政策的目的の遂行のための優遇措置ではない。
 - 償却認容基準の緩和が困難なかがり、当然のかつ恒久的制度として存続されなければならない。
3. 貸倒準備金繰入について所得基準は不合理であり貸金残高基準一本とすべきである。
 - 毎期の繰入限度は実際は所得基準で押さえられている。
 - 貸出残高は年々増加するが、これに相応して所得は増加せず、期を追って貸金残高基準と所得基準との間の不均衡が著しくなり繰入不足が大となっている。
 - 所得基準によるときは、必要な累積限度に到達することが不可能かまたは著しく長期間を要することになる。

貸倒引当金を「純粋な評価勘定」と見做す主張としては本意見書が全銀協の発した最後の意見書となっている。

1960年 全銀協「税制改正に関する意見」

全銀協は1960年8月1日付「税制改正に関する意見」において「法人の税負担軽減は、原則として法人税率の引下げを中心に考慮されるべきであるが、企業の自己資本充実を急がねばならぬ現状においては、準備金・引当金制度の拡充、耐用年数の短縮、特別償却制度の強化等直接この目的に役立つ施策が効果的であると思われる」とした上で、貸倒準備金については「評価性引当金である性質にかんがみ、現在繰入不足が著しいので、その繰入限度を貸金残高の年1,000分の7一本に改められたい」と主張した。

1960年 税制調査会「税制調査会第一次答申」

1960年12月9日付「当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）及びその審議の内容と経過の説明」

税制調査会は租税特別措置の整理合理化を掲げ、貸倒準備金について「各種準備金、引当金についてはそれぞれの性格等に着目し、適当と認められるものについて今後の積立の速度を若干ゆるめる方針でつぎのような合理化を行なう。(イ) 貸倒準備金—経常的貸倒と将来の偶発的貸倒れとに区分して、前者については洗替方式、後者については累積方式による積立を認める一方、現行の所得制限を撤廃する」を骨子とする改正を答申した。この答申の背景として、税制調査会は「準備金、引当金は、税法上の性格からみると費用的な面と利益留保的な面の二つの側面があることに着目し、租税特別措置の整理合理化という基本的方針を合わせ考えつぎのような整理合理化の基本方針をたてていた。すなわち

- イ) 各種準備金、引当金それぞれの性格、目的等に十分即した改正を行なう。
- ロ) 累積状況、取りくずし状況等からみて利益留保的要素の多いと認められる準備金、引当金に重点をおいて整理合理化を図る。
- ハ) 整理の方向は、準備金、引当金の内容に応じ今後における繰入ないし積立ての速度をゆるめること及び累積限度を制限することにおき、既往の積立額をただちに取りくずすことを避ける。

このような方針のもと貸倒準備金の運用状況について具体的な検討をおこなった結果税制調査会は貸倒準備金についてつぎのような要旨の結論に達した。

- イ) 貸倒準備金制度を評価性引当金と考えて、これに純化する場合、最も難しい問題は、将来発生するかも知れない貸倒れの評価を具体的にどのようにするかという方法論である。主観性を排除するためにはアメリカや西ドイツのように個々の企業ごとの過去の貸倒実績率を採用する方法しかないが、記帳の不十分な企業等については立証について紛争が税務当局との間に起こりやすく、わが国の税務執行には不向きのようにみえる。画一的ではあるが、現行の業種ごとの繰入率制度は次善の策と考えられる。この場合にはたえず現状に合致するよう繰入率に修正を加えていくとともに業種の細分化をすることが一つの方向であろう。
- ロ) 繰入率をこのように考えると、それが毎期の経常的貸倒に見合っているかどうかを吟味する意味で前期の積立額は必ず翌期の益金に入れるという洗替方式によるのが適当であり、利益留保たる性格もある程度少なくなろう。
- ハ) しかし、現行の貸倒準備金は必ずしも経常的貸倒に備えるばかりでなく、将来の偶発的に生ずる貸倒れに備える部分が現実の効果のうちに含まれていることは否定しえない。この現状をある程度尊重し、将来の偶発的貸倒に備えるため累積的な積立を認めることが現状としては貸倒準備金を合理化する一つの方法である。
- ニ) このように考えた場合洗替方式の繰入率は、その業種の過去の貸倒率の実績値にできる限り近く定め、これを上回る貸倒は累積方法による積立金額から補てんさせることが適当である。累積方式による積立率は、現行制度においては当期の繰入率と貸倒率との差が準備金の形で累積されていることにかえりみ、このような実績に現れた繰入率と貸倒率との差を基礎として、積立の速度を若干緩める方針で新に定めるのが適当である。
- ホ) 以上のように、貸倒準備金を再構成してくると偶発的損失の準備については若干問題ではあるが、他の準備金とのバランスを考慮し、毎期の繰入にあつたての所得制限を撤廃することが適当である。

この答申に対し全銀協は「貿易為替の自由化にともない、貸倒れ危険の増大も予想されることをあげ、とくに累積部分を大きくするよう交渉した¹²¹⁾」が以下のような改正が行なわれた。

1961年税制改正

貸倒準備金の積立について、経常的な貸倒れに備える部分と、将来の偶発的な貸倒れに備える部分とを区分し、前者については洗替え方式、後者については累積方式をとることとなった。また、金融界および銀行局の従来からの要望であつた所得基準が廃止となり、次のように改正がおこなわれた。

1. 毎期の繰入限度額

¹²¹⁾ 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会、1965年、322P

- ロ) 貸金基準 従前どおり
- ハ) 所得基準 廃止
- 2. 累積限度額 従前どおり
(期末貸金の3%と期末自己資本金とのうちの低い方の金額)
- 3. 翌期洗替えによる益金算入
 - ・ 毎期の繰入率のうち、1,000分の2相当分は将来の偶発的貸倒損失の補填のために積立てられるものとされた。残り(毎期の繰入率から1,000分の2を控除した割合)相当分は当期の経常的に生ずると考えられる貸倒損失の補填のためのものとされ、当期実際に生じた貸倒損失を補填にした残額については、余分な引当が行なわれたこととなる意味で利益留保となることから、次期に益金に算入することとなった。

この利益留保の部分を極力少なくするという趣旨の改正がおこなわれた結果「従来の貸倒準備金制度の一つの狙いである利益ないし課税所得の平準化という意味が薄くなった」¹²²のである。

3. 1964年税制改正 ～全額洗い替え方式への純化～

貸倒準備金制度に関するつぎの改正は1964年度の税制改正にさいして実施された。全銀協による1963年10月1日付「税制改正に関する意見」においては租税負担の軽減と租税特別措置の強化をもとめていたが、「法人税率の一般的な引き下げをはかるとともに減価償却や社内留保金等内部資金充実の措置を講ずるべきである」とする程度で、貸倒準備金制度については具体的な要望をおこなっていなかった。しかし1963年12月の税制調査会の答申を受け、貸倒準備金制度についての個別の要望を提出していくこととなる。

1963年 税制調査会「昭和39年度の税制改正に関する臨時答申」

1963年12月18日付「昭和39年度の税制改正に関する臨時答申」において税制調査会は「租税特別措置の改正」を掲げ、「特別措置が一度設けられた後において、これが政策目的ないしは措置の効果の有無にかかわらず既得権化する事例が多いことにもかんがみ、特別措置の機動的改廃については、積極的な態度で臨むことが必要である」とする基本的な考え方に基き、貸倒準備金制度の整備合理化を求めている。臨時答申における貸倒準備金に対する考え方は次のようにまとめられる。

「現行の制度は、評価性引当金としての性格と租税特別措置の一種としての偶発的損失に備えるための利益留保準備金としての性格との両面をもつものであるが、この点に由来する制度の複雑さ及び制度の目的のあいまいさが指摘されているとともに、租税特別措置に属する部分については、すでにこれを存置する政策目的が明らかでなくなっているのではないかという問題がある。

また、現行の積立率については、各業種の貸倒れの実情に応じた積立率にこれを改めるとともに、特に貸倒率の高いことを企業が過去の実績等から立証する場合についての弾力的取扱いを定めることの必要性についても検討する必要がある」

「このように貸倒準備金については、制度の簡素化を図るとともに、その性格を評価性引当金として純化するため、これを毎期全額洗替えの方式に改めることが適当であると認

¹²² 『銀行局金融年報』昭和36年版、169P

めた。また、特定の企業について貸倒率が法定率を超えることが明らかである場合には、その貸倒れの実績に基づいて計算された積立率によって貸倒引当金の設定を認める方向で検討すべきであるとする。なお、貸倒準備金の制度を改めるに際しては、企業の税負担の激変を避けるため、所定の経過措置を講ずる必要があると考える」

このような認識に基づき「貸倒準備金制度につき、所要の経過措置を講じつつ、毎期全額洗い替え方式とする等制度の合理化を図る」とする答申がなされた。

1963年 「昭和39年度税制改正『試案』に対する意見」

この答申に先立ち税制調査会委員のうち実際経済界に携わる7名の委員¹²³から開放経済を控えたわが国経済に課せられた課題は企業の体質改善であるとする1963年12月11日付「昭和39年度税制改正『試案』に対する意見」が提出されている。この意見において「開放経済への移行に備えて、企業の内部留保の充実をはかるほか、国際競争力強化のための特別措置をあわせ講ずる必要がある旨を述べているにもかかわらず、貸倒準備金、違約損失補償準備金、交際費などに対する税法上の取扱いを厳しくするとか、合理化特別償却を圧縮する等、内部資金充実の基本方向に反する措置を提案していることは極めて遺憾であり、これらの諸点について再検討するよう強く要請する」と述べている。

1963年 全銀協「貸倒準備金制度についての要望」

全銀協も1963年12月21日付「貸倒準備金制度についての要望」を大蔵大臣はじめ関係方面に提出し日本経済が急激な成長に伴う大きな構造変化に直面しているばかりでなく、開放体制への移行により国際競争にさらされようとしているなか、金融機関において今後貸倒の起こる危険が増大していること、現状積立額は法定の累積限度である100分の3に達しておらず「将来増加すると予想される偶発的貸倒にそなえ」、法定限度までの繰入を急ぐべきであること、を指摘しこれに逆行する制度改正は避けるよう要望した。またこれにあわせ、「銀行経営健全化の見地から、税務行政上の償却認容基準を緩和するよう」求めた。その後、具体的折衝段階ではできるだけ現行の繰入額を維持すること、および既往積立分を取り崩さないことの2点を強く主張¹²⁴した。

1963年 全国地方銀行協会「貸倒準備金制度の改正についてご要望」

全国地方銀行協会も1963年12月24日付「貸倒準備金制度の改正についてご要望」を大蔵省に提出し現行制度の維持を強く要望した。その理由としては、開放経済体制下貸出リスクは従来以上に大きくなると予想されるため貸倒準備金によって将来の偶発的貸倒れに備える必要性は高いこと、累積積立限度である100分の3を達成しているものはほとんどなく「今後偶発的な貸倒れが増加すると予想される」こと、貸倒準備金に内部留保としての利益剰余金的な性格が強くなっているとされるが「銀行の場合は貸倒れの認容基準が厳格に過ぎ、償却が容易に行なわれ得ない状況であること」、「現行制度を縮減するような改正は金利低下の要請を阻止する働きをもったものであること」、を指摘している。

税務当局が貸倒引当金制度を、制度上「評価性引当金」とするため毎期全額洗い替えに一本化しようとしたのに対し、金融界は貸倒引当金制度のもつ「利益留保面」の重要性を

¹²³ 植村甲牛（経団連副会長）、土居正治（住友化学会長）、大原総一郎（倉敷レーヨン社長）、徳永久次（富士製鉄常務）、宇佐美洵（三菱銀行頭取）、井上敏夫（東証理事長）、水上達三（三井物産社長）の7氏である。

¹²⁴ 銀行協会20年史編纂室『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会、1965年、323P

主張するとともに、従来の「純粋な評価勘定」としての「貸倒引当金」の必要性の主張に取って代わって「税務上の償却基準」の緩和を求めるようになった。このような金融界からの反発を得たものの結局貸倒準備金制度について以下のような概要の改正が1964年4月1日から施行された。

1964年税制改正

貸倒準備金の評価性引当金としての特性を考慮しつつ、その期の繰入額の全額を翌期の益金に繰り戻す方式に改めるとともに、名称を貸倒引当金とすることとされた。累積限度額の廃止と引換えに毎期の繰入限度額が次のように引上げられた。

1. 毎期の繰入率

① 卸売及び小売業	1,000分の20
② 製造業	1,000分の15
③ 金融業及び保険業	1,000分の15
④ その他の事業	1,000分の12

2. 累積限度額 廃止

3. 経過措置

毎期の繰入率を超える既往の累積部分は5年間の均等ないしは1964年3月末の貸金残高の0.1%のいずれか少ない金額で取り崩すこととした。

4. 1965年税法全面改正 ～普遍性の導入～

1963年 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」

税制調査会は1963年12月6日「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」において貸倒引当金について以下のように述べている。

繰延費用並びに引当金及び準備金は企業会計上認められているところであり、税法上も同じ立場をとっているが、課税公平の見地から、引当金及び準備金は原則としていずれも法令の規定あるものに限り認め、また繰延費用について繰延期間を定める等、現行の立場はこれを継続するものとする。

I 準備金に付いての基本的考えかた

(1) 準備金のうち、価格変動準備金は租税特別措置法に規定され、他のものはすべて基本税制に規定されているが、退職給与引当金、特別修繕引当金及び貸倒準備金はその性格から現行どおり基本税法において規定し、価格変動準備金も現行どおり租税特別措置法に規定することが妥当と考えられる。

この答申により、税法上の引当金は法令の規定にあるもののみを認めるとの立場を明らかにした上で、税制調査会は貸倒引当金が基本税制において定められるべきもの（＝臨時又は異例の措置でないこと）を確認したのである。

1965年法人税法全面改正

法人税法は1965年3月31日に全面的に改正され、引当金制度が法人税法（本法）に設けられた。法人税法（本法）に組み入れられた引当金は貸倒引当金（法人税法第52条）、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金の5つである。法人税法第52条は貸倒引当金について「青色申告書を提出する内国法人が、その有する売掛

金、貸付金その他これらに準ずる債権の貸倒による損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、当該事業年度終了の時点における貸金の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」としている。毎期の繰入率についての変更はおこなわれなかった。

本改正により貸倒引当金が法人税法（本法）に設けられたことは、「引当金制度が税法上、いわば普遍的なものとして確立されたことを意味するもの¹²⁵」と考えられる。貸倒引当金が法人税法（本法）に組み入れられたことで、税制は貸倒引当金を租税特別措置の整理・合理化の対象からはずしたのである。

¹²⁵ 吉川前掲論文。貸倒引当金制度が法人税法（本法）に規定された理由について吉川は「3年前に、商法上はじめて引当金規定（第287条ノ2）が設けられたことから、同年の税制改正は商法改正を受けてのものとみることができよう」と、商法の影響を挙げている。

第4章 成熟期（1966年～1991年）

本章は高度成長後半期から安定成長期をへてバブル期までの25年間を対象とする。1965年頃までに検査を通じ銀行の健全化を把握した金融当局は効率化行政を志向し、統一経理基準を導入した。統一経理基準および税務上の貸倒認定において実質基準間接償却が認められたことにより要整理的債権（Ⅲ、Ⅳ分類）の処理手法が確立した。企業会計の立場から企業の自主経理容認が求められたが、一方、金融当局は銀行経理における有税償却・引当を忌避するようになる。1960年代後半までに確立した償却・引当面における制度設計はバブル時代まで本質的な変更はおこなわれなかった。

統一経理基準および実質基準間接償却の導入は金融当局による銀行モニタリング体制に変化を与えた。①不良債権償却証明制度はⅣ分類のみならず実質基準間接償却（その対象の多くはⅢ分類）にかかわる事実認定をおこなうようになり、②不良債権の有税償却が忌避されるようになり、③税法基準による貸倒引当金の引当が求められた。バブル期にいたり1989年に収益性の観点から貸出条件を緩和した債権の把握が開始されたが、そのリスクの処理は深化しなかった。大口融資規制については、1970年代後半以降「資金適正配分」の観点から大口融資の明示規制が通達・法制化された。

第1節 金融監督

第1項 1967年統一経理基準の導入

企業会計の立場から1951年「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」は商法に損益法の導入を求め、また、1967年「税法調整意見書」は企業の自主的経理の容認を求めた。これを受け商法は1962年に株式会社の計算規定を改正し損益法の観点を導入し、税法は実質基準間接償却の制度を導入した。一方、金融当局は澄田銀行局長の下「金融効率化」を志向し、金融機関間の競争行動の促進のため、統一経理基準の制定をおこなった。統一経理基準においては毎期の業績の実態を公表利益に反映させるという点においては損益法的観点が導入されたが不十分であり、要注意債権的性格をもつとされたⅡ分類がⅢ・Ⅳ分類のような要整理債権的性格をもつものに下方遷移していくという観点はとられず、また企業の自主経理容認は認められなかった。税法基準が導入された結果Ⅱ分類・Ⅲ分類債権のもつリスクの把握が不十分なままであった。統一経理基準導入の直接の契機が粉飾決算に由来するものであったため、有税償却・引当が忌避されるようになり、Ⅱ分類・Ⅲ分類債権に対する処理があいまいなものとなった。

1. 商法・企業会計

1962年に、企業会計実務に対応させ損益法の考え方が導入された商法の改正がおこなわれた。この際金銭債権の評価に関する規定が行われた。1966年には企業の自主的経理容認の立場から企業会計と税法との調整を意図する「税法と企業会計との調整に関する意見書」が企業会計審議会から公表された。損益法の観点到立ち企業の自主経理を容認する機運が高まっていた。

1962年 商法改正

金銭債権の評価に関し商法第285条の4が以下のように規定された。

- ① 金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヲ附スルコトヲ要ス但シ債権金額ヨリ低キ代金ニテ買入レタルトキ其ノ他相当ノ理由アルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ得
- ② 金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス

本条項は、「金銭債権につきまして取り立て不能のおそれがありますときは、現行法の解釈としても、取り立てることができない見込額を減額しなければならないのでありますが、この法律案では、このことを明文で明らかにいたしました」¹²⁶との趣旨でおかれたものである。金銭債権が取立不能になったときは、当然にその取立不能の金額を控除しなければならないが、本条項は、これを前提としたうえで、取立不能のおそれあるときは、その見込額を控除しなければならない、と定めて、これを義務付けたものであり、この取立不能見込額の決定については格別の定めがなく、適正にしてかつ合理的であるかぎり、いずれも認められる¹²⁷ものとされた。

1967年 企業会計審議会「税法調整意見書」

1966年10月17日企業会計審議会は「税法と企業会計との調整に関する意見書について」を発表した。本意見書は税法における課税所得計算の原則をも考慮に入れ、税法と企業会計との間に存する差異の調整を図ろうとしたものである。税法が課税所得の計算に当たって、自主的な企業経理を容認すべきとする主張を基調としている。

画一的基準の緩和に関しては、債権の評価について

税法においては、貸倒引当金への繰入額の計算については画一的な基準¹²⁸を設けているが、企業の合理的な算定基準による自主的経理を認めることが望ましい。

なお、現行税法における貸倒引当金の取崩しに関する会計処理については、全額洗替方式によることとされているが、企業が合理的な取崩方式を適用した場合には、これを認めることが望ましい。

としており、また事実認定の自主性に関しては、貸倒の認定について

税法においては、貸倒れの事実認定について一定の基準を設けて規制している。すなわち、企業が債務の免除を行った場合又は債務者について破産、和議、強制執行、整理、死亡、行方不明、債務超過、天才事故、経済事情の急変等の事実が発生したため、回収の見込がなくなった場合において貸倒処理をすることを認めている。

¹²⁶ 昭和37年3月6日 衆議院法務委員会における商法改正にかかわる説明 平賀健太政府委員の発言

¹²⁷ 蓮井良憲「金銭債権の評価」、大森忠夫・矢沢惇編『注釈会社法』有斐閣、1970年、119-121P

¹²⁸ 企業会計審議会幹事を務めた武田成蹊大学助教授（当時）は「貸倒引当金については、税法では全額洗替え制度となっているが、本来貸倒引当金は全額洗替えをすべきではなく、もし貸倒れのおそれがのある債権が期末に存在している場合には、それに見合う貸倒引当金はそのまま残しておくべきものとする。要するにかかると合理的な取捨方式も認めるべきであるとするのである」武田昌輔「税法と企業会計との調整に関する意見書について」『企業会計』1966年11月号

このような基準は、債務者の支払能力の実情に即して債権の回収可能性を判断すべきことを明らかにした事実認定基準として、一般的には妥当であるが、個々の債権についてその回収不能を認定するに当たっては、この基準の適用は多くの場合厳格に過ぎるきらいがあり、税務官庁と企業との間にこれを巡っての争いが絶えない。貸倒れに関するこのような税務上の認定は、企業の貸倒れの実態に必ずしも即応していないので、企業の合理的な判断¹²⁹による貸倒処理の余地を認めることとすることが望ましい。

とされた。

商法上の通説として取立不能見込額の決定は適正にしてかつ合理的であれば認められるとされ、また企業会計審議会は税法に対してではあるが、企業の自主的経理の容認を求める環境にあった。この流れにおいて税法は貸倒の事実認定において実質基準間接償却を導入¹³⁰し貸倒の事実認定の緩和を図った。一方、金融当局は銀行決算に対し、統一経理基準の導入を志向し、有税償却・引当等の自主的経理導入を認めなかった。次項に見るように金融当局は統一経理基準に当初税務基準をベースとしながらも有税処理を容認したが、税務上実質基準間接償却が導入されたことを機に、有税償却・引当を忌避するようになり、銀行の自主性を発揮させるにいたらなかった。

2. 統一経理基準における貸倒（Ⅳ分類債権償却の義務・Ⅲ分類有税償却の権利）

銀行の経理方式については会計原則、商法、税法、証券取引法による他、銀行局の決算通達に基づいて実施されてきた。銀行局の銀行に対する決算指導は「もっぱら内部留保に主眼を置いた指導」¹³¹がおこなわれてきた。これは戦後ほとんどの銀行が再建整備の過程をへて過去のストックを失ったため、自己資本を充実し経営の健全化に努めることが必要と考えられていたことによる。この行政指導と、また銀行自身も戦前戦後における経済の激動等の諸事情を背景とした必要性から銀行独自の経理処理ができあがっていた。すなわち「銀行の経理処理は、健全経理を堅持するため、戦前から保守主義、現金主義の経理方式を踏襲し、極力内部留保を図るとともに、銀行の収益は対外信用上安定的であることが望ましいとの観点から、実際の収益とは別に公表利益を每期平準化する」という慣行ができていた。「銀行は従来、法定の諸償却を行ない、諸準備金を確実に積立てるとともに、それぞれの収益に応じて有税をもってしても内部蓄積の増加に努めてきたのであるが、経済の変動や金利の上下があっても、公表利益は平準化することが金融機関の公共性に合致するとの考え方から、内部留保は公表利益以前の段階で（特に有税分は行なえるときに行なっておくという考え方に基づいて）、臨時支出として経理されてきた」¹³²のである。公表利

¹²⁹ 前傾武田論文は税務上の貸倒に事実認定について「それが一応合理的と認められるもの、つまり著しく不適正なものと認められない程度のものは、税務官庁としてはこれを認めることが望ましいと考える」と企業の自主性を容認する見解を示している。

¹³⁰ 本意見書および税制調査会「税制簡素化についての第二次中間報告」の答申を背景に、国税庁は実質基準間接償却を容認する「貸倒損失および債権償却特別勘定の取り扱い」通達を1967年12月21日に発出したとされる。田中嘉男「貸倒損失および債権償却特別勘定の取り扱いについて（上）」、『財経詳報』1978年3月4日号

¹³¹ 『銀行局金融年報』昭和43年版、131P

¹³² 中林哲太郎「統一経理基準の実施について」、『金融法務事情』1967年9月25日号 筆者の肩書きは全国銀行協会連合会業務部長である

益の平準化につとめ好収益の場合は有税償却・積立を利用し内部留保を手厚くしてきたわけである。しかし1965年不況で山陽特殊鋼が倒産し粉飾決算が問題になった際、銀行は逆粉飾を行っているのではないかと問題視されたことなどで、銀行の経理および決算処理に対し各方面からの批判が高まり、大蔵省銀行局は具体的措置をとることを迫られた。「このような決算方式は、近代会計原則の立場からも、金融効率化を推進する行政上の立場からも問題となる点が少なくないので、金融機関の経理についても、会計上の諸原則を尊重しながら、金融業としての特殊性を考慮した統一基準を定め、これによって毎期の業績の実態を公表利益に歴然と反映させ、経営責任の明確化、適正競争原理の導入を図る¹³³⁾」こと、すなわち統一経理基準の導入が企画されたのである。

銀行局は銀行決算は「真実性、明瞭性、継続性」の企業会計処理の三原則を守って、一般企業と同様に期間損益の実態を明瞭に表示すべきとする考えにもとづき、1967年3月に統一経理基準案を全国銀行協会連合会に提示した。この提示案に「銀行経理の近代化を図るといふことの外に、直ちにこの基準を銀行行政に結びつけるかの如き意図¹³⁴⁾」を感じた全銀協は銀行局案に反発し、当局との話し合いを重ね、協会案を作成し大蔵大臣に提出した。

1967年 全銀協「銀行経理基準大綱作成に係る件」

全銀協は1967年9月19日付「銀行経理基準大綱作成に係る件」を発表し、銀行経理基準実施の前提として、①銀行の格付けないし配当格差をつけること¹³⁵⁾を現時点では行わないこと、②経過期間満了後に統一基準の妥当性を検討し得ることとした上で、次の3点について要望している。

- I 銀行経理に関する現行諸通達の思い切った簡略化
- II 銀行の特殊性に合った無税準備金の新設、拡充及び無税償却の範囲の拡充
例えば
 - 1, 支払承諾見返勘定に対し、無税準備金を新設する。
 - 2, 中小企業向貸出については、例えば1/1000程度無税積立を余分に積める。
 - 3, 償却証明の認定を弾力的に行う。
 - 4, 貸倒準備金18/1000、不動産償却の160%を無税とする。等々
- III 経理基準の解釈及び運用の具体的内容に関し各地財務局間に見解の相違なきよう特に配慮されたいこと。

1967年 「銀行の経理基準について」

内容的には全銀協案とほぼ相違のない経理基準1967年9月30日付「銀行の経理基準について」として通達された。統一経理基準により銀行の経理基準は一般企業と同様に企業会計原則を導入するとともに、「銀行業の特殊性を主張しうる点については、それを考

¹³³⁾ 澄田智「金融行政の方向」、『金融』1969年4月号 筆者の肩書きは大蔵省銀行局長

¹³⁴⁾ 黒川久「銀行の経理基準について」、『金融』1967年11月号 黒川氏の肩書きは三菱銀行専務取締役であり、全国銀行協会案の取り纏めおよび当局との折衝をおこなっている。

¹³⁵⁾ 銀行局は、統一基準をすべての銀行に一律に適用すれば公表利益のうえにあまりに差が出すぎることになるので、銀行を3グループ程度に分け諸償却、諸準備金引当に差をつけることを配慮していると言われていた。『金融財政事情』1967年5月15日号、13～14P

慮した損金処理による内部留保の方法または基準を定め、恣意的な経理処理を排除し、決算の明確化を図る¹³⁶⁾こととされたのである。経理基準導入に伴う貸倒準備金等繰入の経過期間は1970年3月期までの3年間とされた。

この統一経理基準のもとの経理処理の原則は

(1) 経理処理に当っては、真实性、明瞭性および継続性の原則を尊重するとともに、収益および費用は原則として発生主義により正確に計上し、その期の経営成績を明らかにする。

(2) 決算処理に当たっては、諸償却ならびに準備金および引当金への繰り入れは、諸法規ならびに次に定めるところにより行なうこととする。

とされた。諸償却・貸倒準備金、価格変動準備金および退職給与引当金への繰り入れ等について具体的定められた。貸倒の取扱いについては以下のように定められた。

貸出金

期末時点において、回収不能と判定されるもの、および最終の回収不可能と判定されるもの、および最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれるものについては、これに相当する額を償却することとする。

なお、有税償却するものについては、その内容をあらかじめ当局（財務局）に提出することを要する。

債権償却特別勘定

債権償却特別勘定の引当てができる債権については、税法基準によるほか、債権相当額¹³⁷⁾（質権、抵当権等により担保されている部分を除く）まで繰り入れることができる。

この経理基準の導入により既経過未収利息に対する現金主義経理を定めていた1951年3月19日付「昭和25年度下期決算について」および有税償却・引当を勧奨していた決算通達である1957年3月13日付「昭和31年度下期以降の決算等銀行経営上当面留意すべき事項について」の通達は廃止された。

経理基準の内容

当局の考え方

銀行局金融年報¹³⁸⁾は経理基準の内容を以下のように説明している。

貸出金の償却については、まず期末時点において回収不可能と判定される貸出金、すなわち当省検査の第Ⅳ分類に該当する貸出金についてはその額を償却しなければならない。この償却については、税務上においても原則として無税償却が認められるものである。

さらに、最終の回収に重大な懸念があつて損失の発生が見込まれるがその額が明確でない貸出金、すなわち当省検査の第Ⅲ分類に該当する貸出金についても、銀行の認定によ

¹³⁶⁾ 『銀行局金融年報』昭和43年版、133P

¹³⁷⁾ 税法基準による引当（担保部分を除いた債権の50%）は形式基準によって行われているので、その債権の实情に応じて残額についても引当ができることとしたものである。稲見嘉保「銀行の経理基準について」、『金融法務事情』1967年10月25日号、同氏の肩書きは大蔵省銀行局銀行課長補佐である

¹³⁸⁾ 『銀行局金融年報』昭和43年版、133P

る損失見込額償却することとした。この部分は税務上有税償却となるのであるが、この償却を規定した理由は、商法が金銭債権の評価について、「金銭債権ニ付取立不能ノ虞アルトキハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」と規定している（第285条ノ4第2項）ことによるものである。

この場合問題になるのは、損失の発生見込額が期末時点においていくらであるかとの判断であるが、それはあくまでも銀行の自己責任で行うのである。もっともそれだからといって、この判断が恣意的であってはならず、客観性かなければならないので、有税償却する貸出金の内容をあらかじめ当局（地方銀行は税務局）へ提出せしめ、当局はその償却理由等を聴取するとともに、必要な場合には銀行に対し助言を行ない、また判断材料を提供することによって客観性のある貸出金償却の実施を期することとした。

全銀協側の受けとめ 139

経理基準に関する全国銀行協会連合会案の取り纏め、及び当局との交渉をおこなった三菱銀行の黒川専務は、当局通達について、「文章字句などの表現の違いを除けば、協会案と実質的に殆んど相違はない」とした上で、諸償却等について以下のように説明している。

（Ⅰ）経理処理の原則

通達はまず冒頭において、「今後の銀行経理は企業会計処理の三原則を尊重し、しかも収益及び費用を原則として発生主義により計上し、処理しなければならない」と経理基準の根本精神をうたっている。これは当然のことで、特に注釈すべきことはなからう。

（Ⅱ）諸償却

（イ）貸出金、その他の債権の償却

貸出金の償却は、当局と銀行側の意見が最も喰違つた点である。

貸出金の償却については、当局は一時有税償却は認めないとの見解を示したこともあり、厳しい態度であつた。これに対し銀行側は、貸出金償却を利益操作に使うことは考えられないとの立場に立って従来のやり方を続けることを主張し、両者の意見は喰違つた。しかし、何回となく論議を重ねる過程で、お互が歩み寄つた結果、通達の示すように、いわゆる第Ⅳ分類債権、第Ⅲ分類債権について償却が認められることとなつた、しかも、その内容は次のように解釈されることとなつた。

すなわち、第Ⅳ分類債権中、償却証明の対象となる債権—これは無税である—については当然ながら認定は当局が行ない、当該債権について銀行は償却の義務がある。これに対し、第Ⅲ分類債権及び償却証明のとれない第Ⅳ分類債権については、銀行が償却すべきか否かの認定を行なう（これは有税である）。そして、有税部分については、各銀行の認定には当然に相違が存在し得る。したがって、同一債権者に対する同一条件の債権につき、或る銀行は償却を必要と認定し、或る銀行は不要と認定する場合も起りうる訳である。ただし、それぞれの銀行の認定に非常に大きな懸隔があるような場合には、当局が関係銀行に対し他行の償却状況等について情報を提供し、アドバイスすることもあり得る。これは銀行としても判断の材料がふえるので、プラスといえよう。

したがって、貸出金の償却については、無税部分と有税部分との間に、取扱上はっきり一線が画された訳である。この結果、有税償却をする際、その内容を報告する様式も無税償却のそれと明確に区別するよう新様式を定められることとなつた。

これらの説明に見られるように、「銀行の経理基準について」によりⅣ分類債権について

は銀行が無税償却をおこなうことが義務付けられ、Ⅲ分類債権については銀行の認定のもと有税償却を行いうるようになった。

3. 実質基準間接償却の導入と有税償却の忌避（Ⅲ分類処理のあいまい化）

統一経理基準が導入されて間もない1967年12月21日に法人税基本通達の一部改正が行われ（後述）、法人税基本通達に実質基準間接償却が導入されるとともに貸倒れ処理取扱いの弾力化、手続に付いての簡素化がなされた。この結果有税償却するものとされていたⅢ分類の多くが間接償却の対象となり、有税償却は忌避されるものとなり、Ⅲ分類償却の取扱があいまいなものとなった。

1970年 「銀行の経理基準の一部改正について」

銀行の統一経理基準については1970年3月期決算で経過期間を終了し、完全実施されたが、経過期間中に各行の実務担当者のあいだから「現行の統一経理基準では、必ずしも各行の利益が正確に公表されない」という声が出てきたため、大蔵省の指示もあり全銀協において45年9月期からの実施を目差し改定作業が行われた。貸倒については、貸付金が回収不能になることに備えて有税償却を行っているが、各行の判断によってかなり差があるため、統一した基準をつくることが志向された¹⁴⁰。この結果1970年8月6日「銀行の経理基準の一部改正について」が発出され、「債権償却特別勘定への繰入れは、税法基準による。なお、有税繰入れするものがあるときは、その内容をあらかじめ当局（財務局）に提出することを要する」と変更された。

税法上の実質基準間接償却が導入されるまでは、「債権償却特別勘定の引当てができる債権については、税法基準によるほか、債権相当額（質権、抵当権等により担保されている部分を除く）まで繰り入れることができる」とされており、Ⅲ分類は有税償却が前提であったが、本通達改正によりⅢ分類は原則間接償却されるものとなった。税法上の実質基準間接償却の導入により有税償却の果たす役割が不明確なものとなり、有税償却は忌避されるものとなっていった。

当局担当者が見解に見る有税償却の忌避

1970年代前半の当局担当者は実質基準間接償却の導入後の有税償却を否定的に捉えている。その受け止め方を以下に見てみる。

銀行局銀行課課長補佐池田一郎による改正の解説

1970年8月における通達改正の背景は銀行局銀行課課長補佐池田一郎によれば¹⁴¹以下の通りとなる。

貸出金の有税償却：貸出金の有税償却については、それが恣意的に行われ利益の調節となることを防止する趣旨から、その内容を事前に当局へ届け出ることとされているが、認定の責任はあくまで銀行側にあるので、事前届出の意義は薄いものとならざるをえな

¹⁴⁰ 「急ピッチで進む統一経理基準の改定作業」、『金融財政事情』1970年5月4日号、11P

¹⁴¹ 「銀行の経理基準の一部改正について」、『金融法務事情』1970年12月25日号、39～41P

い。一方、税務上の扱いでは、確定損に至らない回収不能見込額については、債権償却特別勘定への繰入れによる損金処理が認められている。経理基準設定時は、この債権償却特別勘定への繰入れは、貸出先の不渡事故等、一定の事態が生じたとき、債権の50%を機械的に繰り入れることを認める、いわゆる形式基準だけであったが、昭和42年12月以降は回収不能見込額まで繰り入れられる(実質基準)こととなった。したがって、従来回収不能見込額として有税償却してきた債権については、この実質基準により債権償却特別勘定への繰入れ(すなわち無税間接償却)を行うことで足りるから、有税償却の存置は不要ではないか、との問題があった。

これに対しては、①資産内容健全化の立場と税務基準との間には若干の食い違いが生ずることも避けられず、場合によってはそれが必ずしも微小なものとして無視できないことがありうる、②決算まぎわに発生した不良債権については、技術的に償却証明手続が間に合わない、③有税償却が利益調節に使われることは、配当その他で公表利益が重視されている現在ではまずありえないと考えられる、④金融機関の使命にかんがみ、資産内容健全化の見地から償却を完全に行いうる態勢をとっておく必要性が十分認められる、等の理由により、従来どおり有税償却は存置することとされた。

またの改正の内容は以下の通りとなる。

債権書償却特別勘定への繰入れ：前述のとおり、税務取扱上の改正により債権償却特別勘定への繰入れは、実質基準によるものが認められるので、従来有税償却を行っていたものの大部分は、今後この勘定への繰入れをもって処理されることとなろう。債権償却特別勘定への繰入れについては、今回の改正前の経理基準は、税務取扱の改正基準(形式基準＝担保部分を除く債権額の50%)を前提として、「税法基準によるほか、債権相当額(質権、抵当権により担保されている部分を除く。)まで繰り入れることができる」としていた。すなわち、税法基準をこえる部分は有税繰入れとなる。しかしその後の税務取扱の改正で、税法基準自体が実質基準を採用(形式基準も存置)しており、実態上は改正前の経理基準でもこの実質基準によりえたわけであるが、今回の改正によりその点の名実は一一致したことになる。しかし、実質基準によるとしても、常に債権総額までの繰入れができるわけではないので、そのような場合には従来と同様有税繰入れが認められることになる。

なお、有税償却(直接償却によるもの)も従来どおりのこされることとなり、有税償却および有税繰入れいずれの場合も、事前にその内容を当局あて提出することを要する。

検査部管理課長補佐柏谷光司の見解¹⁴²

検査部の柏谷は実質基準間接償却が認められた以降の有税償却に対し以下のように否定的な見解を示している。

昭和42年に税法上、債権償却特別勘定が認められるに至って、有税償却の存在理由が乏しくなってきた。そこで、大蔵省側から、従来ややもすると恣意的に行われ、利益調整にも使われていた有税償却制度を全廃するよう提案したが、銀行側から、資産内容の健全化を維持しようとする銀行の立場と徴税の立場に立つ税務当局ないし金融検査官

¹⁴² 柏谷光司「税法上の貸倒れ損失による償却をめぐる」、『金融法務事情』1973年11月25日号

とはある程度の認識の相違が生ずるのは避けられないこと、有税償却のほとんどはいつかは税法上の償却に切り替わり、恣意的におこなってはいないと反論し、結局現行の届出制が存続したという経緯がある。

制度論としては、債権償却特別勘定の定められた今日において、有税償却の範囲は狭まっていること、経理基準の趣旨からして、利益調整とか不良資産隠匿の手段はなるべく廃止したほうが望ましいこと、前述のように税法上の恩典を失う可能性を残さないほうがよいこと、有税償却により簿外資産となると金融機関の債権管理面からの関心が薄くなりがちであること等からして、経理基準上有税償却制度は廃止すべきではないかと思われる。

池田・柏谷の解説に見るように、有税償却が利益調整につかわれる恐れがあることから有税償却は忌避される存在となった。

1975年 「銀行の経理基準について」

商法の一部を改正する法律及び株式会社の監査などに関する商法の特例に関する法律が公布された機会に、銀行の経理基準を1975（昭和50）年7月7日「銀行の経理基準について」により改正した。貸倒引当金の有税繰入は廃止（後述）されたが、貸出金の諸償却に関しては従前の通達どおりである。債権償却特別勘定については従来「債権償却特別勘定への繰入れは、税法基準による。なお、有税繰入れするものがあるときは、その内容をあらかじめ当局（財務局）に提出することを要する」とあったものを「債権償却特別勘定への繰入れは、税法基準のほか、有税による繰入れができるものとする。なお、有税繰入れするものがあるときは、その内容をあらかじめ当局（財務局）に提出することを要する」と有税繰入れが可能であることを明記した。

銀行局銀行課課長補佐阿河要の解説¹⁴³

貸出金の償却

貸出金の償却については、商法第285条ノ四第二項において、「取立不能ノ虞アル時ハ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除スルコトヲ要ス」と規定されている。すなわち、商法上においては、損失が確定したもののほか、損失が明確でないもの、たとえば最終の回収に懸念があつて損失の発生が見込まれるものについても、資産健全性の立場から償却しなければならないことになっている。

この場合、損失が確定しているものについては税務上においても無税償却が認められているのであるが、損失額が明確でない貸出については、無税償却が認められないので、銀行の認定による損失の見込額を有税で償却することとなる。

銀行の場合、資産健全性の立場から商法の規定に沿つて償却してゆくことは必要と考えられるので、貸出および貸出金に準ずる債権について有税処理することを認めているのである。

このような償却すべき損失額の確定は、銀行が自己責任の下で行なうものであるが、この場合には恣意的であつてはならず、また客観性がなければならないと考える。

このため、事前に有税償却する内容を所定の様式により当局（地方銀行および相互銀行は財務局）に提出せしめ、その償却理由を聴取するとともに、当局としてもアドバイ

¹⁴³ 「銀行の経理基準および配当について」、『金融法務事情』1975年8月15日号

スが必要な時は、銀行に判断材料を提供することによつて、償却が客観的に行なわれ、かつ慣行となることを期待しているのである。

債権償却特別勘定

債権償却特別勘定への繰入れは、従来どおり、税法で認められるもののほか有税による引当てが行えることになっている。

との解説を行っており、1970年の改正時に比べると間接償却の強調が弱まり有税償却に力点を置いたものになっている。一方本改正についての銀行側の受け取り方は、「その他諸償却等の基準については従来通り¹⁴⁴」「貸出金および貸出金に順ずる債権の償却 これについても従来と変わっていない¹⁴⁵」としており、実務面において有税償却・引当は引き続き忌避すべきものであったことが伺われる。

1982年 「普通銀行の業務運営に関する基本的事項等について」

銀行法が施行されたことに伴い、普通銀行の業務運営に関する基本的事項を1982（昭和57）年4月1日「普通銀行の業務運営に関する基本的事項等について」が定めることとなった。貸出金の償却・債権償却特別勘定に関しては、従前の通達と内容的に大差はない。

安定成長期における有税償却についての大蔵省の見解¹⁴⁶

1980年代前半「普通銀行の業務運営に関する基本的事項等について」通達下の有税償却について当局の見解を見てみると以下の通りである。

では、有税償却が実際にはどのように行なわれているかという点、実は、これについてのルールがいまだはっきりと確立されていないこともあってか、金融機関によって、その対応は必ずしも同一ではないようである。大蔵省銀行局および財務局の取扱いは、統一経理基準に「回収不能と判定されるもの及び最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれるものについては、これに相当する額を償却する」とあるのを受けて、有税償却は、貸出金分類基準による第Ⅲ分類（最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって、損失の発生が見込まれるが、その損失額の確定しえない資産）または第Ⅳ分類（回収不可能または無価値と判定される資産）に該当するものについて、金融機関がその損失見込額を自己認定することにより行なうものとしており、さらに、その内容をあらかじめ当局に届け出るべきものとしている。しかし、有税償却がいかなる場合に行なわれるかという点については、有税償却制度そのものが経理上の損失見込額と税法上認められた無税償却額との間隙を埋めるために設けられた制度であることにかんがみても、一般的な基準を設定することは、きわめて困難なことであり、実際にもこのような基準は設けられていないというのが現状である。

- a. 担保物の処分以外に債権回収の方法がないが、担保物の価値が確定しにくいとか、社会通念上担保処分がきわめて困難であるといった理由から、損失額の確定がで

¹⁴⁴ 全国銀行協会連合会「大蔵省、統一経理基準改正で通達」、『金融』1975年8月号

¹⁴⁵ 岡田明重「新経理基準の概要と銀行の対応」、『金融財政事情』1975年9月1日号 筆者の肩書きは三井銀行経理部主計課調査役である。

¹⁴⁶ 谷川浩道『ケース・スタディによる金融機関の債権償却』金融財政事情研究会、1983年、33～38P 筆者の肩書きは大蔵省銀行局課長補佐である。銀行局検査部長北村恭二が推薦文を書いていることより検査部の実質的な見解と考えられる。

- きず、経過的に有税償却としているもの
- b. 債権償却特別勘定の繰入対象となった債権のうち、無税の取扱いとなった部分以外の部分を有税償却するもの
 - c. 金融機関側の事務処理上の不始末に起因して支払われた損害賠償金の求償権を形式上貸付金として処理している場合や、暴力団等に対する貸付で現実問題として回収不能とみられるものがある場合に、これらを有税償却しているもの
 - d. 債権償却特別勘定を無税で繰り入れることができるのに、税務当局への認定申請（実質基準による無税間接償却の場合）が面倒であるとかの理由により有税償却しているもの

安定成長期に入り、金融機関の経営が従来に比べ厳しさを増しつつある今日、石油危機を契機として不良債権の増大という苦い体験を味わった金融機関が今後も積極的に資産内容の健全化に努めていく方策として、有税償却の存在意義は高まっているといえるのではなかろうか。

このように一応の意義を認められた有税償却¹⁴⁷であったが、その実態的な運用（たとえば無税間接償却の対象外となるようなⅢ分類はどのように取り扱われていたか）は、はっきりしないものであった。これは、Ⅲ分類は「償却することとする」とされたものの、その償却額は「銀行の認定による」とされ、償却の基準があいまいであったこと、また「経理基準」制定の経緯より有税繰入が忌避されていたことによると考えられる。実際、償却債権償却特別勘定への有税繰入は本来は大蔵省への届出制であったが、銀行局の許可がなければ事実上出来ないものとされ、「銀行の利益操作や、問題債権の隠ぺいにつながったりすることを防ぐため、大蔵省は有税繰入には慎重な姿勢で対応してきた」（日本経済新聞1993年2月4日）とされる状況であった。Ⅳ分類については償却されるべきものであったが、Ⅲ分類については償却基準があいまいなものであり、Ⅱ分類については金融機関の自主的引当が許されないままバブル崩壊を迎えることになった。

¹⁴⁷ 谷川前掲書は有税償却については直接償却を例外とし、間接償却を原則としている。これは有税直接償却をおこなった債権についてその後無税間接償却に変更することが出来ないことによると見られる。

第2項 大蔵省検査

検査提出資料・検査解説書は大蔵省検査の関心事項が大口融資については安定成長期に入り「危険分散」のみならず「資金配分」が加ることを示している。資産査定についてはバブル期に至るまで米国基準 Substandard に該当するような条件変更先について関心が薄かった。

1. 検査提出資料に見る検査部の関心

[表4 抽出基準の推移]に見るように資産査定に関する抽出範囲が詳細なものになってくことがわかる。抽出基準のうち米国基準Substandardに該当するような、融資条件変更先に関する基準に着目すると、1959年および1968年段階において条件変更先は大蔵省検査の抽出対象とはされていない。1977年には条件変更先は抽出対象とされているが、条件変更が具体的に何を意味するかについての記載がない。1989年に至り始めて条件変更の具体的な抽出基準が明らかにされ貸出条件を緩和した債権への関心が強まった¹⁴⁸。高度成長期から安定成長期の間金融当局の関心は延滞であり、あるいは役員関連貸出であり、条件変更のような銀行が企業の存続を前提としておこなっている貸出条件を緩和した債権に対する関心が薄かったことが読み取れる。

¹⁴⁸ 詳細第5章第1節第1項

表 4 抽出基準の推移

出版年	1959年	1968年
書名	金融検査の要領	金融機関の検査
帳票名	貸出金調査票(様式2号表)	貸出金調査票(様式2号表)
抽出基準	当座貸越については100%	預金担保以外の当座貸越および一時当座貸越
	その他については__%になる迄大口のものより順次	1債務者の貸出残高__千円以上のもの、または貸出総額の__%(貸出額の大きいものから順次拾う)を書き抜くこと
	前回検査でⅡ、Ⅲ、Ⅳの分類をうけた債務者に対する貸出	前回検査でⅡ、Ⅲ、Ⅳ分類を受けた債務者に対する貸出金
	役員関係貸出(役員には当初貸出時に退職3年以内であったものを含む)	役員関係貸出金(役員には当初貸出時に退職3年以内であったものを含む)
	延滞__日以上の貸出ある債務者に対する貸出	支払期日を経過しているもの 割引字形__日以上 預金担保貸付__月以上 その他(割賦弁済契約のあるものは各支払期日)__日以上
	自己株担保(見返りを含む)、自社株担保(見返りを含む)貸出	
	銀行において不良貸出と認めたもの	銀行において注意を要するものと認めるもの(管理口等に限らない)
		最近時点の決算B/Sに赤字を計上しているもの(実質赤字を含む)
		株価が額面を割っているもの 無配の会社
		その他、検査官が指定する貸出金

出版年	1977年	1989年
書名	銀行検査様式の解説	検査報告書資料編の作成要領
帳票名	12-1貸出給付金調査票	7-1 貸出金調査票
	預金、掛金又は積金担保以外の当座貸越を有する者	預金、積金担保及び信用保証協会保証付き以外の当座貸越契約先
	貸出給付金 〃千円以上の債務者	検査基準日現在、貸越残高 〃百万円以上 貸出金残高 〃百万円以上の債務者
	前回検査で分類となった者 (分類貸出金は回収されているが、他の貸出がある場合及び債務者の変更による肩代りの場合を含む)	前回検査の分類先 (分類された当該貸出金は回収されているが、それ以外に貸出金がある場合及び債務者の変更による肩代りの場合を含む。)
	検査基準日の日銀審査で分類となったもの (分類貸出金は回収されているが、他の貸出がある場合及び債務者の変更による肩代りの場合を含む)	日銀審査における分類先 (分類された当該貸出金は回収されているが、それ以外に貸出金がある場合及び債務者の変更による肩代りの場合を含む。)
	役員関係者 (当初貸出給付の際、退職3年以内であったもの、ならびに事実上役員に対するものと認められる貸出を含む)	自行の役員関係貸出 貸出時又は退職後3年以内の自行役員及び事実上自行の役員と認められる者に対する貸出(ただし、預金担保貸出及び定型の消費者ローンのみのは除く)
	延滞債務者	延滞債務者
	(ア)割引手形の期日経過後延滞している者	①割引手形の期日経過後延滞している者
	(イ)貸付金で支払期日経過後 〃日以上延滞している者。ただし、割賦弁済契約のある貸付金については各支払期日経過後 〃日以上延滞している者	②貸付金で支払期日経過後 〃日以上延滞している者 ただし ・預金担保貸出は、支払期日経過後 〃日以上延滞している者 ・割賦弁済契約のある貸出金については、各支払期日経過後 〃日以上延滞している者 ・信用保証協会保証付貸出金は、支払期日経過後 〃日以上延滞している者 ・定型の事業者ローン、消費者ローン及び住宅ローンは、支払期日経過後 〃日以上延滞している者
	(ウ)担保となっている未給付口掛金、定期積金が検査基準日において 〃回以上延滞しているもの	③担保となっている定期積金が検査基準日において、 〃回以上延滞している者
	銀行において回収困難又は要注意(管理口等)とされている者	銀行における要注意債権 銀行において、回収困難及び要注意貸出金先として管理している債権
抽出基準	検査基準日直前期の決算において赤字を計上し、又は繰越欠損のある者	赤字決算先 検査基準日直前決算期において赤字(経常段階での赤字を含む。)又は繰越欠損のある者(粉飾決算等で実質赤字となっている者を含む。)のうち、貸出金残高 〃百万円以上の者 ただし、債務超過先については 〃百万円以上の者
	株価が額面を割っている者(上場又は店頭取引のあるものに限る)	株価が額面を割っている者 上場又は店頭気配取引のある者で、貸出金残高 〃百万円以上の者
	無配会社に資本金 〃千円以上の者	無配会社 上場又は店頭気配取引先にある者で貸付金残高 〃百万円以上の者
	利息手形のある者	利息貸出のある者(地方公共団体等を除く。)
	融資条件を大幅に変更した者	融資条件を大幅に変更したもの 融資条件を大幅に変更した者とは、例えば次のような変更をいう イ、担保内容を変更し、保金を緩和した場合 ロ、利息の棚上げ又は減免をした場合 ハ、当初の最終返済期限を一年以上延長した場合 ニ、割賦返済契約の貸出金について、最終返済期限に変更はないものの、毎回の割賦金額を概ね当初の半額以下とし、最終返済期日にシワ寄せしている場合
	不祥事件関係者	不祥事件関係貸出 いわゆる不祥事件のほか銀行の信用を著しく失墜した事件等に関係した貸出金
	検査基準日において貸出給付金に対する預金の割合が 〃%以下で貸出給付金残高 〃千円以上の者(保証協会等保証、消費者金融及び地方公共団体等に対するものを除く)	預金の歩留まりが低い先 検査基準日現在において、預金残高が貸出金残高(スプレッド貸出金、保証協会保証付貸出金及び消費者金融を除く。)の5%未満の先(地方公共団体等を除く。)で、貸出金残高 〃百万円以上の者
	特殊株主	いわゆる特殊株主
	複数店で取引をしている者	複数店で取引している者(制度融資及び外為の取次ぎにかかる複数店取引を除く。)
		名義分割となっている貸出
		自行の関係会社、共済会、親睦会等に関する貸出
	貸出給付金残高 〃千円以上の法人の役員又は従業員で貸出給付金残高が 〃千円以上の者	調査票作成先の法人の役員又は従業員に対する貸出 貸出金残高 〃百万円以上の先(消費者金融を除く)
	その他検査官が指示する者	その他、主任検査官が特に指定する者等に対する貸出 検査官が必要に応じて、 イ、特定の融資先 ロ、特定の業種または資金使途 などを指定する場合があります。これに基づいて書き抜きをすることとな

2. 検査解説書に見る大口融資に関する検査部の関心

[表 5 検査解説書の関心]見るように大口融資規制にかかわる検査部の関心が1968年から1976年の間に「危険分散」に加え「資金配分」が重視されていくことがわかる。また金融当局の関心は地元企業への大口融資にあり、中央大企業向け大口融資についてはむしろ危険は少ないとの認識がしめされている。

表 5 検査解説書の関心

書名	金融検査の要領	金融機関の検査	金融検査の要領
出版年	1959年12月	1968年11月	1976年11月
著者	大蔵省銀行局検査部内金融検査研究会	金融検査研究会	金融検査研究会(大蔵省銀行局検査部内)
大口信用供与の問題点	経済規模の拡大に伴う企業の経営規模の拡大ないし取引の集中に基因して、最近では銀行融資がとかく大口に偏する傾向が強い。 しかも注意すべきは銀行間の過当競争によつて大口集中が助長されている点である。銀行融資が一企業に集中されることは 危険分散の見地から特に注意を要する が、その限度を何処におくかの決定は困難な問題で、債務者の業種、業態、銀行の規模、自己資本の額等から個々に判断されるものである。	企業の経営規模の拡大ないし取引の集中に起因し、さらには銀行間の過当競争によつて、最近では融資の大口化傾向が強まっている。 融資が一企業に集中されることは、 危険分散の見地から好ましくない が、どこに限度をおくかはなかなか困難で、債務者の業種、業態、銀行の規模、自己資本の額等から個々に判断されるべきであろう。	大口信用供与の問題は、基本的には前述のとおり銀行と特定企業の結びつきを不必要に強化し、企業にあつては安易な借入態度を醸成すると同時に、銀行にあつては融資面における自主性を弱める結果となり、ひいては 危険分散と合理的な資金配分を阻害する といった点に集約される。
大企業に対する大口貸出	その確実性については一般的にそれほど問題がない	危険性は低いといわなければならない	むしろ、危険性は比較的低いといえる
地元企業に対する大口貸出	問題は多い	危険度が高いといわなければならない	比較的危険性を包蔵している場合がある
大口貸出金の不良化の原因	大口貸出が不良化したと言うよりはむしろ、地元の不良貸出先に成算のない追資をして失敗し、不良債権額を増大させたため大口貸出となつたものが多い。	一般に不良貸出金が発生する原因は、経済変動などの他動的なものとは別として、貸出の事前審査、事後管理の拙劣によるといわれるが、大口貸出金については、それ相当の注意が払われるせいか、貸出金についての調査、審査、管理などの技術的失敗によるものは比較約少ない。大口貸出金が不良化する原因は、技術的問題よりもむしろ事務ベースを離れた政治的、政策的問題によることが多い。	不良貸出金の発生原因は、経済変動などの他動的なものを別にして、貸出の審査、管理の拙劣によるといわれるが、大口貸出金については、通常相当の注意が払われているため技術的な失敗によるものは比較的少なく、むしろこれが不良化する原因は、事務ベースを離れた政治的、政策的な問題に起因することが比較的多い。
地方銀行の中央大企業への大口貸出		債権保全の面からはともかく、資金の運用としては種々の問題を含んでいることを忘れてはならない	債権保全面からはともかくも、資金運用面からは種々の問題を含んでいる
支払承諾を伴う大口信用供与			もっぱら業容拡大の手段として利用され易く、……且つ、分類率が貸出金に比較してかなり高率となつている
関連会社への大口信用供与			

書名	金融検査の実務	新版金融検査の実務	新時代の金融検査実務
出版年	1982年8月	1988年3月	1991年8月
著者	大蔵省銀行局検査部内金融検査研究会	金融検査研究会(大蔵省銀行局検査部内)	金融検査研究会(大蔵省銀行局検査部内)
大口信用供与の問題点	大口信用供与の問題は、銀行と特定企業との関係を不必要に強化し、企業にあつては安易な態度を醸成すると共に、銀行にあつては融資面における自主性を弱める結果となり、ひいては 危険分散と合理的な資金配分を阻害する といった点に集約される。	大口信用供与の問題は、銀行と特定企業との関係を不必要に強化し、企業にあつては安易な態度を醸成すると共に、銀行にあつては融資面における自主性を弱める結果となり、ひいては 危険分散と合理的な資金配分を阻害する といった点に集約される。	大口信用供与の問題点は、銀行と特定企業との関係を不必要に強化し、企業にあつては安易な態度を醸成するとともに、銀行にあつては融資面における自主性を弱める結果となり、ひいては 危険分散と合理的な資金配分を阻害する といった点に集約される。
大企業に対する大口貸出			
地元企業に対する大口貸出			
大口貸出金の不良化の原因	大口貸出金については、通常、相当の配慮が払われており、技術的な失敗によるものは比較的少なく、むしろ、これが不良化する原因は、事務ベースを超えた、営業政策的ないし政治的な要因によるものが少なくない。	大口貸出金については、通常、相当の配慮が払われており、技術的な失敗によるものは比較的少なく、むしろ、これが不良化する原因は、事務ベースを超えた、営業政策的ないし政治的な要因によるものが少なくない。	大口貸出金については、通常、相当配慮が払われており、審査管理上の失敗によるものはむしろ少なく、事務ベースを超えた、営業政策的等特殊な要因によるものが少なくない。また、役員の独断専行で行われ、不祥事件に連がっている例もあるので、特に慎重な対応を要請される。
地方銀行の中央大企業への大口貸出	資金運用上の面から、十分留意する必要がある。	資金運用上の面から、十分留意する必要がある。	
支払承諾を伴う大口信用供与	資金の流出を伴わないため安易に流れ易く、分類率が貸出金に比して高い水準にある	資金の流出を伴わないため安易に流れ易い	資金の流出を伴わないため、安易に流れ易いこと
関連会社への大口信用供与			親銀行が債務の肩替りをするとも考えられ、その結果大口信用供与限度額を超過する場合もあり得るので十分注意する必要がある

第3項 大口融資規制（明示規制の導入）

「資金の適正配分」の観点から大口融資の「明示規制」はそぐわないとのコンセンサスが確立していたが、地価高騰とそれに続くオイルショックによる投機問題から「資金の適正配分」の観点により「明示規制」の導入が強く求められ、①通達指導による明示規制、つづいて②銀行法による明示規制が導入された。

1. 投機と選別融資

融資に関する共同準則策定の過程を通じ、「明示規制」による大口融資規制はそぐわないとのコンセンサスを形成した金融界であったが、地価高騰によりあらたな融資規制が求められた。1971年ごろから、全国的に企業による土地に対する投資が活発化し、地価の異常な高騰が見られた。地価高騰の要因として金融緩和を背景とする金融機関の行き過ぎた土地融資が社会的に批判の対象となった。日本銀行は1972年夏以降、都市銀行を主たる対象として貸出抑制指導を実施したが、銀行局も1972年11月17日付局長通達を発出し、「金融機関の土地取得関連融資の増勢が著しいが、それが安易に流れ、投機的な土地取得を助長するようなことがあってはならない」として、金融機関の融資が投機的資金として利用されることのないよう金融機関に自粛を求めた。

1973年1月26日地価対策閣僚協議会により政府の重要施策として土地問題についての総合的施策が決定された。これを受け1973年1月30日には金融機関の土地取得関連融資の抑制について自主的な調整をもとめる大蔵大臣談話が発表され、同日「金融機関の土地取得関連融資の抑制について」と題する銀行局長通達が発出され、土地取得関連融資の増勢を総貸出しの増勢以下にすることを目途として金融機関の自主的調整をはかることが求められた。

日本銀行は、1973年1～3月期以来、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行に対し、窓口指導の一環として、10大商社向け貸出の増加を抑制するよう指導¹⁴⁹をおこなった。

1973年 「当面の経済情勢に対処するための金融機関の融資のあり方について」

このように金融引締め措置がとられている中、1973年10月6日第四次中東戦争が勃発。オイルショックが発生した。これに対処するため政府は1973年12月22日「当面の緊急対策について」を閣議決定した。この閣議決定の中で「金融面においては、引締め措置の強化、選別融資の実施等所要の措置を講ずるとともに、預金金利の改訂等により貯蓄の増強をはかる」とされた。この閣議決定を受け、銀行局は選別融資実施のため、1973年12月25日銀行局長通達「当面の経済情勢に対処するための金融機関の融資のあり方について」を発出。この通達は「当面の情勢からみて緊要とは認められないものに対する融資を抑制するとともに、より緊急度の高いものに対する資金は重点的に確保し、もって資金の適正な配分に努めることを要請した¹⁵⁰」ものである。選別融資の目的は「資金の適正配分¹⁵¹」であり、今回の措置は、従来から行われていた土地取得関連融資や不動産産業に対する融資の抑制の措置を広範囲に広げたものであり、臨時緊急の措置である。当

¹⁴⁹ 『銀行局金融年報』昭和49年版、12P

¹⁵⁰ 1973年12月25日 選別融資の実施に関する大臣談話

¹⁵¹ 日吉章「選別融資実施の目的と措置の概要」、『金融財政事情』1974年1月14日号 筆者の肩書きは大蔵省銀行局銀行課課長補佐である。

面の情勢からみて緊急とは認められないものに対する融資は抑制するとともに、より緊要度の高いものに対する資金は重点的に確保することで、資金の配分を図っていかうとする趣旨のものである。本通達の発出に伴い、1973年1月30日付「金融機関の土地取得関連融資の抑制について」通達は廃止された。

買占め・売惜しみ等をめぐる「大企業批判」の世論が高まる中で、選別融資に対する規制が強化されていく。1974年2月22日には選別融資を中心とする金融機関の融資の実態等について重点的に調査し、必要に応じて所要の指導を行うため、大蔵省は「選別融資等金融の実態に関する重点的調査」方針を決定し、大蔵省が日本銀行の協力の元各種金融機関の調査をおこなうこととなった。2月27日には日本銀行が、商社をはじめ流通及び石油会社向け融資の抑制を含めた窓口指導の強化¹⁵²を決定した。翌28日には銀行局も「選別融資」抑制強化のための通達「当面の事態に緊急に対処するための融資のあり方について」を発出した。オイルショックを受け、「“非常時”金融行政」¹⁵³と揶揄されるような金融行政が展開されていったのである。

2. 明示規制の導入

オイルショックを契機に金融機関をして「資金の適正配分」につとめるべきとの社会的批判は選別融資にとどまらず、大口融資規制への要望に転化していく。民主党の塚本三郎、玉置一徳両氏が国会でとりあげたことを契機に「福田蔵相は2月4日、大企業、大手商社に対する金融機関の大口融資を規制するよう事務局に指示した。大企業、大手商社が、その高い信用力を背景に、金融機関から膨大な融資を取り入れ、値上がりを見越した主要物資の買占め、売惜しみに走っている事実があり、この行為が狂乱物価をさらにあおりたてる結果になっているとの判断によるもの¹⁵⁴」とされる事態に至ったのである。この「資金の適正配分」のため大口融資に関し明示規制をおこなうとの考えは金融当局にとって違和感のあるものであった。たとえば1974年2月15日衆議院大蔵委員会において商社向け融資にかかわる大口融資の規制を求められた吉田銀行局長は「従来の大口融資というものはきわめてよろしくないといういわば道徳的説得を続けておるだけでは、経済の変化に伴ってまたあと戻りいたしてまいりますので、そういうあと戻りしないようなやり方をまず第一にとって、計画的に現実的な方法で進めていくべきではなかろうか」と従来の自粛要請型の大口融資規制の限界について理解を示しながらも、「大口融資ということばは、いわば私どもの言う大口融資という意味で申し上げた場合と、それから具体的な現実の問題としての商社とかに対する貸し出しをどうするのだという問題と、多少重点の置き方が違うようでございますので、その辺のところにつきましては、むしろ日本銀行の窓口規制等を通じまして、具体的に商社にワクをかぶせるということをやっていくのが一番実際的ではなかろうか」と違和感をしめした。

1974年5月23日の衆院本会議において民社党は大企業偏重の融資について「都市銀行は、平均してその三七%しか中小企業に融資せず、大企業への巨大融資、偏重融資を続けているのであります。三井銀行などは、わずかに二七%の融資にしかすぎません。この問題は、商社への融資問題と関連してわが党が鋭く追及しているところでありますが、各銀行の一つの企業に対する融資限度額は、その銀行の自己資本の一五%までとする、さ

¹⁵² 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史 昭和49～63年度 第6巻』東洋経済新報社、2003年、62P

¹⁵³ 『金融財政事情』1974年3月4日号、10P

¹⁵⁴ 『金融財政事情』1974年2月11日号、6P

らには中小企業への融資比率を五〇%にまで高めることを義務づけるなどの、抜本的な銀行法の改正を行なうべきであると思います」と法的規制を求めた。これを受け、福田赳夫蔵相は「銀行の企業に対する融資につきまして限度を設けるため、抜本的な検討を行なうべし、こういう御意見でございますが、これは、私は、原則論として賛成でございます」と賛意を示し、「急速にこれをやりますと、経済の円滑な運営に支障が来る」としたものの、「この問題をどうするかということにつきましては、金融制度調査会に方向を示して諮問をしたらいかがであろうか、かように考えておる次第でございます」と具体的に検討することを約束した。ここに「資金の適正配分」の観点が大口融資の「明示規制」の推進に寄与するものになった。

1974年 金融制度調査会「大口融資規制に関する答申」

1974年9月18日に金融制度調査会は銀行の大口融資規制について検討することが決定し、検討がおこなわれた。その結果、11月14日金融制度調査会は「大口融資規制に関する答申」をおこなった。その内容は以下の通りである。

一 基本的な考え方

銀行の大口融資規制については、従来から、銀行融資の在り方としてその問題点が指摘され、改善のための指導が行なわれてきたところであるが、我が国の経済金融環境の実態にかんがみ、これまで具体的な規制を実施するまでには至らなかった。

しかし、我が国経済をめぐる諸情勢は変化しており、特に、最近に至り、融資を通ずる銀行と企業との関係の適正化に関する社会的要請が強まっている。

このような時点で、銀行融資の在り方を見直し、その改善を図る一環として、銀行の大口融資を規制し、これによつて銀行資産の危険分散を図り、銀行信用の広く適正な分配を推進することは、十分意義のあることである。

ただ、企業の経済活動、金融秩序等の実情から見て、大口融資規制を今直ちに一律機械的に実施すれば、不測の混乱を招くことも懸念される。従つて、規制の実施に当たつては、行政当局において、この点に十分配慮する必要がある。

更には、大口融資規制の実効を十分挙げるためには、資本市場の育成、企業の内部資金の充実等のための諸施策を積極的に推進することが必要である。

二 具体的規制についての考え方

大口融資に対する具体的な規制は、次のような考え方に基つて行なうことが適当である。

(1) 規制対象

規制対象となる金融機関は、普通銀行、長期信用銀行、信託銀行及び外国為替専門銀行とする。

規制対象となる信用供与の範囲は貸出金とする。ただし、国、地方公共団体及び政府関係の機関に対する貸出金は、規制対象から除外する。

(2) 規制の基準

一債務者に対する貸出金の合計額は、銀行の自己資本の一定比率に相当する額を超えてはならないものとする。

この一定比率は、普通銀行については二〇%とするが、普通銀行以外の銀行については、その設立趣旨、業務の規制等に見られる特殊性にかんがみ、別途の比率とする。

(3) 経過措置

規制実施の際、現に存在する限度超過の大口融資については、金融秩序等に急激な変化をもたらすことのないよう配慮しつつ、今後五年程度の間はその解消が図られるよう

適切な指導を行なうものとする。

(4) 規制上の留意点

規制の実施に当たっては、経済情勢に即応した弾力的な指導と実情に即したきめ細かな配慮が必要である。

従って、本規制により難い格別の事情があると認められる場合には、実態に即した取扱いを行なうことも必要であろう。

また、規制は、上記の趣旨にかんがみ、通達で実施することが適当である。

1974年 「銀行の大口融資規制について」

この金融制度調査会の答申を受けた形で1974年12月25日通達というかたちで大口信用に関わる明示規制である「銀行の大口融資規制について」が発出された。その内容は以下のとおりである。

銀行の大口融資規制について

銀行の大口融資については、かねてから、その抑制方を要請してきたところであるが、今般、銀行融資の適正化を回る一環として、大口融資の規制に関する具体的な実施要領を下記の通り定めたので、この線に沿って格段の努力をし、もって、金融資産の危険分散と資金の広く適正な配分に配意することとされたい。

記

一 規制の対象

規制の対象となる銀行は、普通銀行、長期信用銀行、信託銀行及び外国為替銀行とする。

規制の対象となる信用供与の範囲は、貸出金（信託勘定については、指定金銭信託合同運用勘定及び貸付信託勘定における貸出金に限る。以下同じ。）とする。

ただし、国、地方公共団体及び政府関係の機関に対する貸出金は、規制の対象から除外する。

二 規制の基準

一債務者に対する貸出金の合計額は、それぞれ普通銀行については自己資本の二〇パーセント、長期信用銀行及び信託銀行については自己資本の三〇パーセント、外国為替銀行については自己資本の四〇パーセントに相当する額を超えてはならないものとする。

三 経過措置

本通達施行時において上記二の規制の基準を超える大口融資については、可及的速やかに解消を図ることとし、遅くとも昭和五五年三月末までにこれを達成するものとする。

四 その他

本規制により難い格別の事情が生じた場合には、あらかじめ当局に届出るものとする。

なお、昭和四八年一二月二五日付蔵銀第四二七九号「当面の経済情勢に対処するための金融機関の融資のあり方について」及び昭和四九年二月二八日付蔵銀第五八九号「当面の事態に緊急に対処するための融資のあり方について」は、本年一二月末限り、これを廃止する。

追って、上記通達が廃止された後においても、中小企業金融、個人住宅金融等については、格段の配意をするとともに、他方、土地取得関連の資金などで投機思惑につながる虞のある資金、その他いわゆる不要不急の資金については、その融資を厳に抑制せられたい。

オイルショックの影響により「信用の適正配分」の観点から大口信用供与に関する「明示規制」が導入された。「信用の適正配分」の観点から導入された大口信用供与に関する「明示規制」であったが、導入後まもなく不況が深刻化すると大口融資規制の弾力的運用が図られるようになった。「明示規制」が信用の円滑な配分を阻害する事例が発生し、弾力的運用が図られるようになった。銀行局金融年報は以下のように弾力的運用を解説している。

大口融資規制の弾力的運用 155

最近、大型プラント輸出資金や鉄鋼、電力の設備資金など大口の資金需要が増大してきているが、当面わが国経済金融情勢を勘案するとき、これら企業活動の円滑な遂行のためには、金融面においても十分な協力が緊要であると考えられる。

したがって、当面、国民経済的見地に立って真に事情やむをえないものと認められる資金需要については、大口融資規制の趣旨を十分尊重しつつ、ケース・バイ・ケースに弾力的に対処するものとし、1976年3月期に適用することとされた。

大口融資規制の弾力的運用 156

銀行の大口融資については、主として金融資産の危険分散と資金の広く適正な配分という見地から、かねてよりその規制の必要性が認識され、当局としてもその是正のための指導を行ってきたが、1974年12月25日、金融制度調査会の答申を受けて「銀行の大口融資規制について」通達を発した。

〔中略〕 現在、基幹産業である鉄鋼、あるいは公益事業である電力会社の設備資金、不況に伴う緊急救済資金等の大口の資金需要が見込まれる等の場合には、当該銀行における大口融資規制の趣旨に沿っての努力の状況等をも勘案のうえ、具体的なケースごとに通達の範囲内で弾力的に取り扱うこととしている。

3. 1981年 銀行法改正と大口融資規制

大口信用供与に関する「明示規制」を生んだオイルショックの影響は銀行法の改正につながっていく。「銀行法改正問題の直接のきっかけは、石油危機以後の銀行の融資行動に対する社会的批判にあるといえよう。40年代の後半、銀行は過剰流動性のもとで、不動産融資や売惜しみ・買占めのための融資等の大企業・商社と密着した融資行動をとり、国民の批判を受けるところとなった¹⁵⁷⁾ためである。

1979年 金融制度調査会「普通銀行のあり方と銀行制度の改正」

金融制度調査会は1979年6月20日付「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」において銀行法改正を答申した。この答申は大口信用供与規制がうたわれているが、これは、「銀行経営の健全性確保の見地からは、自己資本の充実、資産の流動性の維持、資金の運用・調達における期間対応の確保、資産運用の安全性への配慮、大口信用供与規制等が重視¹⁵⁸⁾」されているとする見解が一般的であろう。しかし本答申においても銀行経営の健全性確保の観点のほか、「信用の適正配分」の観点を見出すことが出来る。答申は大口

155 『銀行局金融年報』昭和51年版、184p

156 『銀行局金融年報』昭和53年版、202p

157 『銀行局金融年報』昭和56年版、15P

158 西村吉正『日本の金融制度改革』東洋経済新報社、2003年、110P

信用供与に対し以下の通り説明している。

大口信用供与

一債務者に対する信用供与の集中を抑制し、危険の分散を図ることは、銀行の資産運用における安全性確保の観点から極めて重要である。特に、今後、経済構造の変化に伴い企業経営をとりまく環境が厳しくなると予想されるため、信用供与先につき危険の分散を図っていくことに一層配慮していく必要がある。

また、一債務者に対する信用供与の集中を抑制することは、中小企業、個人等の各層が資金供給を受ける機会を拡大する方向に機能し、銀行信用の広く適正な配分に資する効果もあると考える。

1981年銀行法改正

1981年6月銀行法は改正され、翌1982年4月に施行された。銀行法第13条は、銀行の同一人に対する信用供与は、当該銀行の自己資本の額の一定比率を超えてはならないと規定している。通達により行われてきた大口信用供与規制が法制化されたのである。銀行局金融年報¹⁵⁹は以下のように大口信用供与規制を銀行法における健全経営の柱としている。

健全経営の確保

まず、大口信用供与規制の法制化があげられよう（第13条）。昭和49年から行政指導により実施されてきたものであるが、規制の内容を整理して法律段階で規定することにより、健全経営の柱とするものである。明治初年の銀行条例で規定されていたものの、ほどなく削除され、その後現在まで法律上の規定に設けられていなかったものである。

一方、逐条解説において、以下のように規制の目的のひとつが「銀行信用の適正配分」にあり、規制が実態経済の桎梏とならないよう改正銀行法には政省令委任事項が多いとの説明を行っている。

逐条解説¹⁶⁰

〔第13条 同一人に対する信用の供与〕

〔中略〕 大口信用供与の規制目的は、銀行の資産運用における安全性の確保と、銀行信用の広く適正な配分の2点であるが、このような大口信用供与に関する規制は今後とも必要であると考えられるところから、今回の銀行法の改正にあたって、従来の行政指導による規制の実績等を勘案して、新たに法制化することとなったものである。

法制化に際しては、大口信用供与規制が実体経済の桎梏となることを防ぎ、経済社会の実情に対応して規制の内容を弾力的に改変することを可能とするため、極力制度の仕組みを弾力化するよう配慮されている。法文上政省令委任事項が多数存在するのは、この点に由来するものである。ただし、制度の運用にあたっては、現在の行政指導の内容が金融秩序として定着してきていることにかんがみ、既存の秩序を尊重する観点から、当面、現行の通達の内容を、原則としてそのまま承継することとしている。

¹⁵⁹ 『銀行局金融年報』昭和56年版、22P

¹⁶⁰ 『銀行局金融年報』昭和56年版、28P

以上に見るように「危険分散」の観点および「資金の適正配分」の観点は銀行法上に大口融資の「明示規制」を導入させた。しかし「明示規制」が「資金の適正配分」の桎梏となることを恐れ、政省令委任事項を多くし、弾力運用を可能にしたのである。

表 6 大口融資規制限度超過先数の推移

業種	業態別	1974年12月25日現在					1981年3月31日現在					
		都銀	外為銀	長信銀	信託	地銀	計	都銀	外為銀	長信銀	信託	地銀
		(9)	(4)		(7)		(9)	(1)				(1)
商社		19	4		8		31	1				1
鉄鋼		(2)		(3)	(5)		(5)					
電力		2		3	9		14					
		(1)		(1)	(2)	(1)	(4)	(1)		(1)	(1)	(3)
石油		1		2	4	1	8	1		2	5	8
		(1)			(1)		(1)					
地方公社		1			1		2					
						(18)	(18)					
その他		(1)			(6)		(19)					
		1			6		19					
計		(14)	(4)	(4)	(21)	(38)	(62)	(2)		(1)	(1)	(4)
		24	4	5	28	38	99	2		2	5	9

(注)各欄のカッコ書は名寄せ後の計数
出所:『銀行局金融年報』昭和56年版

表 7 業種別大口融資規制限度超過先数

(単位 件)

業態別	時点								
		1974/12/25	1975/3/31	1976/3/31	1977/3/31	1978/3/31	1979/3/31	1980/3/31	1981/3/31
都市銀行		24	22	21	20	20	14	2	2
外国為替銀行		4	4	4	4	3	3	0	0
長期信用銀行		5	5	4	3	3	3	2	2
信託銀行		28	27	24	21	19	18	5	5
地方銀行		38	21	9	10	9	1	0	0
計		99	79	62	58	54	39	9	9

出所:銀行局金融年報昭和53年版/昭和56年版 より作成

オイルショックを機に明示規制が導入された大口融資規制であったが、明示規制導入時の1974年12月25日には規制を超過する事案は[表 6 大口融資規制限度超過先数の推移]に見るように62社99件に対する融資であり、法制化の直前の1981年3月31日には4先9件まで圧縮されていた。[表 7 業種別大口融資規制限度超過先数]に見るように、大口融資問題とは、大手商社1社と電力会社3社の問題にまで整理されていたのである。[明示規制]による「大口融資規制」は単に信用リスクへの対応を意図した規制ではなく、むしろ中小企業、個人等の各層に信用を円滑に供与するとの観点から行われた規制であった。

第2節 償却・引当制度

第1項 貸倒の事実認定

税務上の貸倒について実質基準直接償却が導入された。この結果、税務上の貸倒償却は直接・間接の各償却を、また基準は実質・形式の各基準を整えるようになり、税務上の貸倒損失認定の骨格は形作られた。税務上の貸倒の拡大に合わせ金融検査官による証明事務も拡大した。

1. 税務上の貸倒の事実認定の変化

1967年実質基準による間接償却の導入

1967年 税制調査会「税制簡素化についての第二次答申」

税制調査会は本答申において納税者の自主性と個別性を尊重することを旨とし税制簡素化を図る観点から償却・引当金制度について次のような答申を行い納税者の判断・評価を尊重した間接償却の導入の方向を示している。

- 法人の貸倒引当金その他の引当金については青色申告を要件としないこととする
- 納税者の判断ないし評価の尊重

貸倒れの認定あるいは資産の評価等で市場価格その他画一的基準によることが実情に即さないものについては、できるだけ納税者の判断ないし評価を尊重する立場をとることとし、具体的には次のような措置を講ずる。

- (1) 貸倒れの認定に関連して、現行の債権償却特別勘定制度の運用の弾力化を図ることとする。

[略]

1967年 「貸倒損失および債権償却特別勘定の取扱いについて」

上記税制調査会の答申および前掲1966年「税法調整意見書」の意見を受け、1967年12月21日付国税庁長官通達「貸倒損失および債権償却特別勘定の取扱いについて」（法人税基本通達の一部改正）により法人税基本通達に実質基準間接償却が導入されるとともに貸倒れ処理取扱いの弾力化、手続に付いての簡素化がなされた。この改正により法人税基本通達は貸倒処理として実質基準直接償却、実質基準間接償却、形式基準直接償却、形式基準間接償却の各基準を備えることとなった。主要な改正点は以下のとおり

1、実質基準による間接償却

債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し事業好転の見通しが無い場合等において、担保されている部分等を控除した額の相当部分について回収の見込みがないと認められる場合、税務署長（調査課所管法人にあっては国税局長。以下同じ。）の認定を受けて債権償却特別勘定に繰り入れることができる。

2、その他の主要な取扱いの弾力化

- ① 売掛金等について取引停止後一年以上経過したときは貸倒れと認める
- ② 債権償却特別勘定を設けた後債務者の資産、負債等の状態が悪化した場合等において、税務署長の認定を受けて債権償却特別勘定の積増しを認める。
- ③ 債権償却特別勘定の金額は、現実に貸金等の回収があるまで取りくずしを要

しない。

表 8 税制償却規定の主な変遷

	昭和25. 9. 20 直法1-100 法人税基本通達の制 定について	昭29. 7. 24 直法1-140 直所1 -77 売掛債権の償却の特 例等について	昭39. 6. 1 直審(法)89 法人税基本通達の一 部改正について	昭42. 12. 21 直審(法)100 貸倒損失および債権 償却特別勘定の取扱 について	昭44. 5. 1 直審(法)25 法人税基本通達の制 定について	昭55. 12. 25 直法2-15 法人税基本通達の一 部改正について
形式基準による 直接償却	なし	二(債権の貸倒れの 特例)-4 〈一部切捨ての場合〉	78の14 (貸金等の一部切捨 て等の場合の貸倒 れ) 78の2 (貸金等について債務 の免除をした場合の 貸倒れ)	78の2 (貸金等の全部または 一部の切捨てをした 場合の貸倒れ) 〈債務免除を含む〉	9-6-1 (貸金等の全部または 一部の切捨てをした 場合の貸倒れ) 〈債務免除を含む〉	⇒
実質基準による 直接償却	116 (貸金が回収不能と認 められる場合) 〈回収不能または債務 免除の場合〉	⇒	78の3 (貸金等の全額貸倒 れの事例) 78の7 (容易に処分できない 担保物がある場合の 貸倒れ)	78の3 (回収不能の貸金等 の貸倒れ)	9-6-2 (回収不能の貸金等 の貸倒れ) 〈原則担保処分後〉	9-6-2 (回収不能の貸金等 の貸し倒れ) 〈担保物件処分後〉
形式基準による 間接償却	なし	二(債権の貸倒れの 特例)-1 〈債権償却引当金勘 定の設定〉	78の8 (形式基準による貸倒 れの特例) 〈債権償却特別勘定 の設定〉	78の6 (債権償却特別勘定 の特例・形式基準によ る設定)	9-6-5 (形式基準による債権 償却特別勘定の設 定)	⇒
実質基準による 間接償却	なし	なし	なし	78の5 (債権償却特別勘定 の設定) 〈債務超過先〉	9-6-4 (債権償却特別勘定 の設定) 〈債務超過先〉	9-6-4 (認定による債権償却 特別勘定の設定) (1)〈債務超過先〉 (2)〈担保処分前〉

出所 高橋洋一『金融機関の債権償却』金融財政事情研究会 1994年 28P

この改正により税務上の貸倒損失に対する骨格は形作られた。以降数度の改正、若干の緩和がおこなわれたが、本質的な変更は1998年の税制改正まで行なわれなかった。

1969年法人税基本通達の全面改正

この改正は従来の法人税に関する通達について全面的に検討を行ない、これを整備統合したものであり、個別的事情に即した弾力的な課税処理を行うための基準となるように配慮されたものであったが、貸倒処理に付いての内容の変更はなかった

1977年法人税基本通達改正

形式基準の間接償却について、会社更生法による更生手続等の申立てから開始決定まで相当長期間を要しているものがあることより、財産の保全処分が行なわれた場合に債権償却特別勘定への繰入れができるようになった。

1980年法人税基本通達改正

実質基準の間接償却において債権償却特別勘定は税務署長の事前認定を要件としていたが、本改正において事後認定とされた。法人が自己の責任と判断により債権償却特別勘定を設定できるようになった。

1988年国税庁長官通達(直法2-4)

累積債務国に対する公的債権の中に悪質な不良債権とも言えるものが存在するようになってきたことに対応し、国、中央銀行及び地方公共団体に対する不良債権について無税間接償却(債権償却特別勘定)の設定が認められた。

2. 不良債権償却証明制度の変遷

1968年 「債権償却特別勘定に関する証明事務取扱要領」

1967年12月21日付国税庁長官通達により貸倒損失および債権償却特別勘定の税務上の取扱いが改定され債権償却特別勘定への繰入れが弾力化され実質基準による繰入が認められたことを受け、1968（昭和43）年3月30日付「債権償却特別勘定に関する証明事務取扱要領」が発出された。債権償却特別勘定に関する証明事務取扱要領を改正し、「不良債権償却証明制度実施要領」から分離したものである。

証明内容は

- ① 実質基準における債権償却特別勘定繰入についてのその金額の証明
- ② 形式基準における債権償却特別勘定繰入の場合の貸金等の額から控除する金額についての証明
- ③ 貸金につき長期たな上げがあった場合の債権償却特別勘定繰入の場合の、質権、抵当権等によって担保されている金額についての証明

である。また従来行っていた形式基準による債権償却特別勘定への繰入額の高額な確認を廃止した。

以降「不良債権償却証明制度実施要領」および「債権償却特別勘定に関する証明事務取扱要領」は数次の改正¹⁶¹が行われるが、字句の修正が中心であり、本質的な改正は1992年6月25日付「不良債権償却証明制度等実施要領について」発出までおこなわれていない。

第2項 貸倒引当金（統一経理基準導入と貸倒引当金繰入率引き下げ）

統一経理基準の導入により貸倒引当金は税法上の法定繰入率に実質的にスライド（当初は税法基準+0.3%、1975年以降税法基準）し引き当てることを求められた。毎期全額洗い替え方式の導入により制度上は「評価性引当金」と看做された貸倒引当金であったが、要注意債権的性格をもつとされたⅡ分類債権の残高に応じて繰入率を変更するといった配慮は税務上も金融当局の指導においても行われなかった。統一経理基準導入後まもなく法定繰入率と貸倒実績との差異を巡り税務当局と金融界は意見が分かれることとなった。貸倒実績率と法定繰入率の乖離が問題視され、税務当局は貸倒引当金を事実上の利益留保引当金とみなした。以降銀行界と税務当局との間で法定繰入率の引き下げを巡り議論がつづいた。税務当局は法定繰入率が税務上の貸倒実績に比し過大であるとして、繰入率の引下げを求め、一方金融界は偶発的貸倒の恐れを強調し、法定繰入率の維持を主張していくことになる。1975年には金融当局は健全性確保の観点から金融界に求めていた0.3%相当の有税引当を廃止し、税務上の法定繰入率を事実上の貸倒引当金のガイドラインとして銀行に遵守させるにいたった。

¹⁶¹ 「不良債権償却証明制度実施要領」の改正は昭和44年2月7日、昭和44年7月10日、昭和52年2月16日、昭和53年7月11日、昭和56年8月24日、昭和57年4月1日、昭和59年10月1日に、また「債権償却特別勘定に関する証明事項取扱要領」は昭和44年7月10日、昭和52年2月16日、昭和56年8月24日、昭和63年3月7日に改正が行われている。

1. 統一経理基準における貸倒引当金

1967年 「銀行の経理基準について」

1967年9月30日付「銀行の経理基準について」のもとでの貸倒準備金の取扱いは以下のように定められた。

貸倒準備金

- イ) 貸倒準備金（債権償却特別勘定および旧貸倒準備金¹⁶²をのぞく。）の繰入率は、期末における貸出金等の残高の18/1000とし、毎期、継続的に繰り入れることとする。
 - ロ) 債権償却特別勘定の引当ができる債権については、税法基準によるほか、債権相当額（質権、抵当権等により担保されている部分を除く。）まで繰り入れることができる。
 - ハ) 旧貸倒準備金の取扱いは、税法基準による。
- (注) 1. (イ)の貸倒準備金は、毎期、全額洗替え¹⁶³することとする。
2. (イ)の貸倒準備金の対象となる貸出金等の範囲は、税法基準による。

長年にわたりそれぞれ異なった経理処理を行ってきた銀行にこの統一基準を直ちに適用することは不足の混乱を招くおそれがあるため、1967年上期から1969年下期までの3年6期にわたって経過措置が設けられた。経過措置の概要は次のとおりである

イ) 基準額または目標額を超過している場合

その超過額を経過期間中の各年間に均分した計画にしたがって利益に戻入することとする。

ただし1967年9月期に限り、超過額全額を利益に戻入することができる。この場合他に基準額または目標額が不足している準備金またな引当金があるときは、まずその不足額に充当せしめ、それでもなお残余があるときは、それを公表利益に計上するか、または3年間に均分した計画にしたがって利益に戻入することとする。

ロ) 基準額または目標額に達していない場合

経過期間中の計画をたて、毎期その計画にしたがって繰り入れることとする。

統一経理基準のもとでは、税法基準による繰入率が1000分の15であるため、1000分の3について有税繰入となる。この繰入率決定に当たって、銀行局は「貸倒のための引当金を設けることは、商法上も企業会計原則上も異議のないところであるが、その繰入率については合理性のある基準率を算出するには、各債権の回収可能性を個別に検討して、将来における貸倒見積額を定めて行なう等の方法によるべきものと考えられる。しかし、これは事実上困難である。また税法には税法基準の繰入限度額があるが、これは税法上の配慮があり、必ずしも絶対的なものではない。このため、今日の繰入基準率は、銀行の特殊性や現実の繰入状況等を勘案して定めたものである。すなわち、銀行は運用資産の大部分が貸出金であり、しかも大口貸出金が多い等、銀行業としての特殊性からその評価

¹⁶² 1964年の税法改正により従来の貸倒準備金の累積限度の制度が廃止された際経過措置として設けられたもの。税法上経過期間をもうけて利益戻入が行なわれていた。

¹⁶³ 稲見前掲論文によれば「従来、貸倒準備金のうち毎期洗替えをおこなっていたのは、税法上の引当金のみで、有税分については、必ずしも洗替が行われていなかったもので、これを全額洗替方式に改め、基準の算出に便ならしめたものである」と説明される。

は健全に行なう必要があること、および銀行全体として通常の収益状態で実行可能な率を考えた場合、1000分の18が妥当な線であると判断したのである¹⁶⁴と説明している。結局毎期洗替制が導入された段階の全国銀行の平均貸倒準備金累積率である1.75%([表9 貸倒準備金累積率]参照)を上回る水準である1.80%が繰入率とされた。銀行の健全性を現状より悪化させたくないとする銀行局の判断があったと考えられる。

表 9 貸倒準備金累積率

貸倒準備金累積率 (1963年9月末)			
		(単位 %)	
銀行別	比率	銀行別	比率
全国銀行	1.75	長期信用銀行	1.58
普通銀行	1.77	信託銀行	1.92
都市銀行	1.57	相互銀行	1.54
地方銀行	2.19	信用金庫	1.61

(注)公表の貸借対照表による
出所:「銀行局金融年報」昭和39年版

2. 法定繰入率引き下げの流れ

統一経理基準導入時の税務当局による繰入率引下げ意向と金融界

統一経理基準が制定されてまもなく主税局は貸倒引当金制度が実際の貸倒状況と遊離しているとの判断から同制度の改正を企てることになる。主税局は特に金融保険業において遊離が著しい¹⁶⁵とみていた。「昭和43年ごろから繰入額と実際の貸倒発生額との乖離が主として税当局において問題になり、国会の審議においてもしばしば取り上げられるようになった。税当局の指摘する問題点は、銀行の貸倒償却の実績が貸倒引当金繰入限度に比べ著しく低く、貸倒引当金は引当金というよりも内部留保的性格を帯びてきているので、現行繰入率のまま損金算入を認めるのは実情に合わないというものであった」¹⁶⁶のである。この主税局の意向に対し銀行局は「金融機関の公共性を考え、行政上も千分の一八が適当であることを認めて経理基準を定めたばかり。それを朝令暮改敵に税方面の手直しをし、有税引当金をふやす結果となるのは問題だ¹⁶⁷」と反対したとされる。

以降税務当局は、税務上の貸倒実績に比べ貸倒引当金の法定繰入率が過剰であり実態的に留保性引当金性格を帯びてきたとして法定繰入率の縮小を主張していくこととなる。一方金融界は異常時に備える必要より貸倒引当金が内部留保的性格を持つことを正当化し、法定繰入率の引き下げに反対していくこととなる。金融界は、税務上の貸倒実績で法定繰入率を決定することに意義を唱えながらも、銀行の健全性確保の観点からデフォルトを定義し測定する努力はなされなかった。偶発的損失の恐れを強調し、結果法定繰入率の維持・強化、あるいは法定繰入率の引下げが著しいことに対し、引下げ再考の主張をバブル崩壊以降¹⁶⁸まで繰り広げていった。

¹⁶⁴ 『銀行局金融年報』昭和43年版、134P

¹⁶⁵ 1966年度末で金融保険業の貸倒額は引当金総額の50分の1にすぎない。『金融財政事情』1968年10月28日号

¹⁶⁶ 全国銀行協会連合会『銀行協会30年史』全国銀行協会連合会、1979年、250P

¹⁶⁷ 『金融財政事情』1968年10月28日号、13P

¹⁶⁸ 1980年代に入ると異常時に備えることよりも、法定繰入率の引き下げが著しいことが主

1968年 全銀協会長口述

1968年10月9日に長谷川全銀協会長は自民党税制調査会において、銀行の貸倒準備金の無税繰入率の拡大など内部留保充実について税制上配慮して欲しい旨の口述を行っている。

1969年 統一経理基準改正

1969年3月31日「業務報告書の様式改正等に伴う金融概況月報の様式等の改正において」により統一経理基準が改正され、「貸倒準備金」の用語が「貸倒引当金」と改められた。

1970年 全銀協会長意見陳述

1970年10月14日岩佐全銀協会長は自民党政務調査会税制調査会で意見陳述をおこなったが、貸倒引当金の税制上の措置については、少なくとも現状維持を要望した。その理由は大要以下の通り

- ① 銀行の貸金はその資産の太宗を占めるがその資金源は国民大衆の預金である。従って、銀行は信用組織の基盤を担うものとして、通常発生が予想される貸出のほかに異常時にも備える必要がある。
- ② 現在の貸倒引当金繰入率は、前期観点をも含めて、昭和39年に設定されたものであるが、当時と比較して国際化の進展等により貸倒危険は高まっている。
- ③ 一般企業の経営の健全性確保の主たる手段は減価償却であるが、銀行はその資産の太宗が貸金であるから、その健全性確保の手段は貸倒引当金をおいてほかにない。
- ④ 諸外国に於いても銀行の特殊性が認められ、銀行の貸倒引当金は一般企業とは異なった取扱いをされている。米国の銀行は、現在わが国の繰入率を上回る繰入が認められている。

1971年 税制調査会「長期税制のあり方についての答申」

1971年8月3日「長期税制のあり方についての答申」において税制調査会は以下のように引当金が税法上認められる要件について説明をおこなっている。

引当金 現在税法上の引当金として、貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金及び製品保証等引当金の制度がある。このように税法上引当金を特定しているのは、これを無条件に認めると課税の公平をそこなうおそれがあるからである。また、これらの引当金のうち、特定のものについては、簡素化の見地から個別の経数値に代えて、概算的な繰入率が定められている。

このような引当金が税法上認められるためには、企業が利益の有無にかかわらず引当金を計上するという会計慣行が確立していること、繰入率につき客観的かつ合理的な経験値があること、当期の収益に対応するその費用が翌期以降に支出されることが確実であること及び引当額が相対的に大きいため企業経理に相当影響することなどの要件を満たしていなければならない。

今後においても、引当金についてはこのような考え方を維持すべきものとする

張の中心となっていく。

必要である。

貸倒引当金については、「企業の営む主たる事業の区分に応じて、一律の繰入限度額を設けているが、一部の事業については、実際における貸倒損失発生額と乖離しており、その引当ては、いわば単に利益の留保に過ぎないとの批判がある」と法定繰入率と貸倒実績率との乖離を指摘し、利益留保性引当金となっている恐れを示した上で、「法人の貸倒引当金残額の50%弱を占めている金融機関についての貸倒れ及び貸倒引当金の状況は……きわめて長期間のうちに偶発的に生ずる性格の貸倒れを考慮するとしても、その繰入額には相当の懸隔があるものと判断される。したがって、このように法令で概算繰入率を定める引当金制度については、常にその引当金の設定目的とする損失（又は収益の控除）の額の発生状況等を十分に把握し、その繰入限度額が実績に即した適正なものであるかどうかを検討する必要性を認めた」とした。具体的に金融機関を名指し、法定繰入率と貸倒実績率との差異のを指摘し、繰入率引下げの方向性を示したのである。

1971年 全銀協「貸倒引当金制度に関する要望」

1971年11月に全銀協は大蔵大臣宛に「貸倒引当金制度に関する要望」を提出した。本要望において下記理由（要旨）を基に貸倒引当金制度の現状維持を求めている。

1. 銀行貸出の特殊性

銀行の貸倒引当金については「その繰入率が貸倒償却実績に比し高すぎる」との批判が行なわれているが、銀行貸倒引当金の特殊性に鑑み適当でない。

- ① 通常発生が予想される貸倒のほかに異常時に予想される貸倒に対しても万全の備えが必要である。
- ② 銀行の貸倒実績は当局の定めた基準に基づき査定されたものであるであって、表面上の乖離は必ずしも実情を反映したものではない。

2. 環境の変化

貸倒引当金繰入率はむしろ引上げを要する環境にあり、少なくとも現状より後退させるべきではない。

- ① 現在の貸倒引当金繰入率は昭和39年に設定されたものであるが、企業規模の大型化に伴う1件当たり金額の大口化、中小企業貸出及び消費者金融の増大等により貸倒引当率は増加を要する情勢にある。
- ② 日本の経済情勢は激変をみつつあり、過去の平均的統計値をもって単純に律しては、この変動時への対処は不可能である。
- ③ 銀行を取り巻く環境が一段と厳しさを加えている折柄、銀行の体質を強化し経営の健全性を確保することは緊要となっており、体質強化に重要な役割を果たしている貸倒引当金の繰入率の引下げは得策ではない。

3. 外国の状況

- ① 日本の銀行の内部留保状況はアメリカと比較し劣勢であり早急に内部留保の充実を図ることが国際競争上も急務である。
- ② 先進諸国においても銀行の貸倒引当金は一般企業と異なった取扱いをされており、米国の繰入率はわが国を上回っている。

1972年 税制および経理基準の改正

1971年 税制調査会「昭和47年度の税制改正に関する答申」

1971年12月「昭和47年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は「金融機関等の貸倒引当金の繰入状況等にかえりみ、その繰入率を引き下げる」と金融機関を

名指しし、法定繰入率の引き下げを言明した。

1972年税制改正

1972年2月7日税制改正がおこなわれた。

1. 毎期の繰入率

金融及び保険業を営む法人の毎期の繰入率が1,000分の12（従前1,000分の15）に引下げられた。

2. 経過措置

イ) 改正事業年度の繰入限度額は、次の①と②のいずれか多い金額とする。

① 当期末貸金に改正後の繰入率を適用して計算した金額

② 前期末における貸倒引当金の残高と当期末残高に改正前の繰入率を適用して計算した金額とのいずれか少ない金額

ロ) 通常の繰入限度額が前期末の貸倒引当金残高を越えるまでの各事業年度の繰入限度額は、次の①と②の合計額とする。

① 当期末貸金に改正後の繰入率を適用して計算した金額

② 当期末における貸倒引当金の残高から、イ) 前期末貸金の残高に改正後の繰入率を適用して計算した金額と①の金額のいずれか多い金額を控除した金額

1972年 「銀行の経理基準の一部改正について」

1972年税制改正により税法上の繰入率が1972年3月より1000分の15から1000分の12へ引き下げられたことを受け、経理基準上の繰入率もこれにスライドし1000分の18から1000分の15に引き下げられた。経過措置として引下げは1972年3月期を含む3年6期以内で銀行が定める期間内に計画的に実施することができることとされた。

経理基準の取扱いに関してはイ) 経理基準と税法基準は建前論として別個であるが、税法基準を一応の前提として決められたことは否定できないことロ) 引下げを行わない時は有税繰入率が一挙に倍増し（千分の3→6）、経理上大きな問題があること等から税法基準にスライドして引下げる¹⁶⁹こととされた。

1974年 税制および経理基準の改正

1973年 全銀協「貸倒引当金制度に関する要望」

1973年9月18日に全銀協は「貸倒引当金制度に関する要望」を提出し、貸倒引当金制度に対し、現状のままの維持を求めている。その理由（要旨）として以下のものをあげている。

1. 銀行業の公共性と異常時に対する準備

- 銀行は一般大衆の預金を資金源とし、その大部分を貸出金として運用しており、公共性が極めて高く、「経営の健全性、安定性が強く要求され、通常発生が予想される貸倒のほか、異常時に予想される貸倒に対して万全の備えが必要である」
- 大正12年の震災により一時的にせよ支払不能に陥った手形は全国銀行貸出の3.7%に達し、また昭和2年の金融恐慌では主要休業9行の貸倒損失だけで全国銀行貸出額の4%に達した。

2. 多様化する社会的要請への対応

¹⁶⁹ 『銀行局金融年報』昭和47年版、187P

- 銀行に対する社会的要請の多様化を反映し貸出金の内容も変化するなか貸倒引当金を引き下げる理由はでてこない。
3. 経済環境の流動性
 - 経済環境が過去の経験では律し難い状況にあるなか「貸倒引当金についても過去の貸倒発生状況のみで繰入率の引下げを採り上げることは問題である」
 4. 体質強化の必要性
 - 銀行を取り巻く環境が一段と厳しさを加えている折柄、銀行の体質を強化し、経営の健全性を確保して万全の備えを行なうことは、わが国の経済発展にも資すると同時に預金者保護の観点からも緊要である。
 5. 外国の状況
 - 日本の銀行の内部留保状況はアメリカと比較すると極めて劣勢である。
 - 米国あるいは西独における銀行の貸倒引当金は一般企業と異なった取扱いをされている。
 - 米国の繰入率は1000分の18とわが国のそれを上回っている。
 6. 銀行の統一経理基準との関連
 - 1000分の18より1000分の15への移行期間中に再度繰入率を下げることは無用の混乱を招き、さらには銀行の内部留保を要請している経理基準の考え方に反するものである。

1974年税制改正

1. 毎期の繰入率

金融及び保険業を営む法人の毎期の繰入率が1,000分の10（従前1,000分の12）に引下げられた。

2. 経過措置

ロ) 適用関係は次による

- 1、銀行等（相互銀行を除く）については、1,000分の10の繰入率は、昭和49年4月1日以後開始する事業年度から適用する。
- 2、銀行等以外の法人については、1,000分の10の繰入率は、昭和51年4月1日以後開始する事業年度から適用し、それまでの間は1,000分の11の繰入率を適用する。

ハ) 改正事業年度の繰入限度額は、次の①と②のいずれか多い金額とする。

- ① 当期末貸金に改正後の繰入率を適用して計算した金額
- ② 当期末における貸倒引当金の残高と当期末貸金に改正前の繰入率を適用して計算した金額とのいずれか少ない金額

ニ) 通常の繰入限度額が当期末の貸倒引当金残高を超えるまでの各事業年度の繰入限度額は、次の①と②のいずれか多い金額とする

- ① 当期末貸金に改正後の繰入率を適用して計算した金額
- ② 当期末における貸倒引当金の残高（貸金が減少した場合には、貸金の減少額に改正後の繰入率を乗じた金額を控除した金額）と当期末貸金に改正前の繰入率を適用して計算した金額とのいずれか少ない金額

1974年 銀行経理基準の一部改正

1974年9月6日付「銀行経理基準の一部改正について」により貸倒引当金に関する経理基準が改正され、繰入率を1000分の15から1000分の13に引き下げられた。経過措置として1974年9月期を含む2年4期以内で銀行が定める期間内に計画的に実

施することができる」とされた。

1975年 経理基準および税制改正の経緯（有税繰入廃止）

1975年銀行経理基準の改正（貸倒引当金有税繰入の廃止）

1975年7月7日大蔵省は統一経理基準および配当規制の改正について各銀行宛通達した。この改正により貸倒引当金の有税繰入を廃止し、税法基準の繰入率で繰り入れることとなった。経過措置として税法基準による積立額が1975年3月末の残高に達するまでは原則として後者の残高を積立額とするものとされた。この改正の背景として「商法が改正され、会社の経理原則（計算書類規則）が変わり（銀行は特例で一般原則から除外されているため当然には変わらないので独自の決定が必要）、また51/上から公認会計士監査が導入されるため、銀行だけ特有な原則を存続させておくわけにはいかないという当局の判断があった。また、国会等で銀行もうけすぎ論にからんで貸倒引当金繰入率が批判されていたことも大きな要因であった」¹⁷⁰とされる。銀行もうけすぎ論との関係においては金融当局の考え方は、「有税による上乘せ分については世間に与える誤解も大きく、かつまた、過去においてもとかく、議論や批判の対象となっていたところである。とくに、貸出金の増加が大きく、基準貸出額が増大している現在においては、実際の貸倒償却率がきわめて低くなっている現状から、過剰積増しであるとの批判が強くなっている。これら貸倒引当金の繰入率について、理論的かつ合理的基準をもとめることはきわめて困難である。資産の健全性保持という銀行業の特殊性はあっても経験率が低いという実情にてらし、税法基準が貸倒見積額の水準として一応妥当なものであろうという考え方から、今回の基準においては有税による上乘せを廃止し、税法基準による繰入率によることに改正している。（中略）いずれにしても貸倒引当金事態の繰入率は引き下げられるが、資産の健全性、内部留保の充実といった点からは利益処分段階で積増しをはかってゆくことが望ましいと思われる」¹⁷¹と説明される。法定繰入率と税務上の貸倒実績率との乖離が問題視される中、金融当局は銀行の健全性確保のため望ましい「理論的かつ合理的基準」の策定を放棄し、健全性確保のため銀行に課していた0.3%の有税引当を廃止し、税法繰入率を繰入基準としたのである。

1975年税制改正

この有税繰入廃止が決まった直後に、1975年度一般会計が大幅な歳入不足となるの見通しが明らかとなり、急遽財源確保の観点から無税繰入率の引下げ問題が発生し、1975年8月1日に開催された政府税調において主税局から引下げの方針が提案され、基本的に了承された¹⁷²。

1975年 全銀協「貸倒引当金制度に関する要望」

この財政支出の悪化を契機とした政府税調による貸倒引当金無税繰入率の大幅引下げ検討を受け、全銀協は1975（昭和50）年8月9日付「貸倒引当金制度に関する要望」を提出した。本要望では「当面の財政の重大事態に対し、相応の協力を惜しむものではありませんが」とした上で繰入率引下げに対し特別の配慮を求めている。そこで理由としているものは1971年時の要望とほぼ同一であり、

¹⁷⁰ 『金融』1975年8月号、62P

¹⁷¹ 阿河 要「銀行の経理基準および配当について」、『金融法務事情』1975年8月15日号 筆者の肩書きは 大蔵省銀行局銀行課課長補佐である。

¹⁷² 全国銀行協会連合会『銀行協会五十年史』全国銀行協会連合会、1997年、403P

1. 銀行業の公共性と異常時に対する準備
2. 経済環境の変化
3. 体質健全性の確保
4. 外国の状況

の4点を理由としてあげている。

1975年税制改正

金融保険業の貸倒引当金繰入率は50年度上期から每期1,000分の0.5ずつ4期(2年)で51年度下期まで1,000分の8とし、52年度上期以降は1,000分の5から1,000分の8までの範囲内で別途繰入率を決めるとされた。

繰入率を1,000分の0.5ずつ2年間にわたって引き下げる措置であったことから、経過措置はとられなかった。

1977年税制改正の経緯

1975年 税制調査会「昭和51年度の税制改正に関する答申」

1975年12月23日付「昭和51年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は特別租税措置の整理合理化を掲げたが、その中で「各種引当金は、課税所得の計算を合理的なものとするために認められている制度であることから、これらについては、政策税制以外の制度として取扱うこととし、今回の見直しの対象とはせず、今後別途の観点から引続き検討することとした」

1976年 全銀協「昭和52年度税制改正に関する要望」

1976年9月付「昭和52年度税制改正に関する要望」により全銀協は貸倒引当金について繰入率の据置を要望している。据置要望の理由の大略は以下のとおり

- A) 銀行は一般大衆の預金を預り、信用組織の基盤を担うものとして、通常発生が予想される貸倒のほか、不測の事態に対しても万全の備えをすることが社会の付託にこたえるため必要である。然るに、わか国銀行の自己資本は、昨年で見ると総資産に対する比率でアメリカの7.6%に対し4.9%と劣勢であり、今後預金者保護ならびに資金の円滑な供給の見地から、より一層の体質改善が必要である。
- B) 今後のわが国および世界の経済情勢は極めて流動的であり、企業の経営環境についても楽観は許されない。この点、これもでのような平穏な環境の下における貸倒発生状況との単純な比較で、繰入率の是非を論ずることは当を得ない。
- C) 諸外国においても、金融機関の貸倒引当金は特別の配慮がなされており、とくにアメリカにおいては、現在のわが国の繰入率をはるかに上回る繰入率(千分の12)が認められ、昭和56年まで据置かれることになっている。

1977年税制改正

金融保険業の貸倒引当金について、その繰入率が1,000分の5に引下げされた。

1979年税制改正の経緯(貸倒実績率の導入)

1977年 全銀協「税制改正に関する要望」口述

1977年9月27日自民党税制調査会における全銀協の「税制改正に関する要望」口述において「今後の税制改正について」を述べているが、そこで銀行の自己資本充実の必要性に触れ、貸倒引当金については「長期にわたる不況に加え、構造問題の顕現化から、

取引先企業の資産内容が悪化し、倒産件数が増大している今日、貸倒引当金を充実させ不測の事態に備えることは、ますます重要となっている」とし、貸倒引当金についての慎重な対応を求めた。

1977年 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」

1977年10月4日付「今後の税制のあり方についての答申」において税制調査会は引当金について「各種の引当金については、これを企業優遇税制であるとする見解が一部にあるが、法人の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、今後ともその繰入率等の適正化を図っていくことは必要であるとしても、この制度自体を企業に対する優遇措置と考えることは適当でない」としている。

1978年 全銀協「税制改正に関する要望」口述

翌1978年9月26日自民党税制調査会における全銀協の「税制改正に関する要望」口述において「貸倒引当金の改善」についてイ)自己資本比率の低下ロ)石油ショック以降の倒産件数及び貸倒金額の著増のため貸倒引当金はますます重要な意義をもつものであり、「この充実を図り、不測の事態に対しても万全の備えをしておくことが特に肝要である」として改善について特別の配慮をもとめている。

1978年 税制調査会「昭和54年度の税制改正に関する答申」

1978年12月27日付「昭和54年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は「準備金、特別償却等の整理合理化について積極的に推進するとともに、新たなる制度の創設等に対しては厳しい態度で臨むべきである」と準備金、特別償却等に対する厳しい対応を明らかにしている。この中で、「また、いわゆる租税特別措置ではないが、貸倒引当金について、その繰入れ状況に顧み、繰入率を引き下げる等の制度の合理化を図るべきである」としている。

1979年税制改正

金融保険業以外の各業種について、貸倒引当金繰入率が以下のようにそれぞれ約2割下げられた。

① 卸売業及び小売業	1,000分の16 (従前1,000分の20)
② 割賦販売による小売業	1,000分の20 (従前1,000分の25)
③ 製造業	1,000分の12 (従前1,000分の15)
④ 金融保険業	1,000分の5 (従前かわらず)
⑤ その他の事業	1,000分の10 (従前1,000分の12)

あわせて金融保険業も含め、繰入限度額の計算において、法定繰入率と貸倒実績率(過去3年の平均値)との選択を認めることとされた。これは金融当局によれば¹⁷³、以下のよう

に説明される。
貸倒引当金の繰入率は、これまで法定繰入率のみであったが、個別の企業ごとにそれぞれの過去の貸倒損失発生の実績率を計算し、これを用いることが、制度の基本的な考え方からすれば、より合理的な方式であるとの考え方にに基づき、今回の改正では、法定繰入率に代えて貸倒れの実績率により繰入限度額を計算することが認められた。

173 『銀行局金融年報』昭和54年版 158P

この税制改正にともない法人税基本通達11-13の4が新設され、貸倒実績率を算出するための、「前3年以内に開始した各事業年度の貸倒損失の額の合計」の計算の基礎となる「貸倒れによる損失の額」に（債権償却特別勘定の設定）により債権償却特別勘定に繰入れた金額を含むことが明記された。本通達は、「債権償却特別勘定の繰入額の性格については税務上は、一種の貸倒損失と理解しているので、実績率による繰入率の計算の基礎となる分子の貸倒損失には債権償却特別勘定の繰入額が含まれること¹⁷⁴」を明らかにしたものである。貸倒実績率導入前後の全銀協の要望はこの実績率導入に関する何等の要望も行っていない。金融界の関心は合理的な貸倒実績の算出ではなく、法定繰入率の維持引上げにあった。

1981年税制改正の経緯

1979年 全銀協「昭和55年度税制改正に関する要望」

全銀協は1979年10月1日付「昭和55年度税制改正に関する要望」（自民党税制調査会長宛）において「貸倒引当金等の改善」に触れ、貸倒引当金をはじめとして金融機関の自己資本に関して特段の配慮をもとめ「貸倒引当金をはじめとする自己資本はますますその重要性を増してきており、今後この充実を図り、不測の実態に対応出来るよう万全の備えをしておくことが特に肝要である」として、その理由として以下を上げている。（要旨）

1. 自己資本の充実により、経営の健全性と安全性を確保することは、預金者保護および信用秩序維持という金融機関の基本的使命を達成するためには不可欠のものである。然るに銀行の自己資本比率は年々低下傾向にある。
2. 第二次石油危機の到来も予想される局面にあっては取引先企業の資産内容が再び大幅に悪化する懸念は大となっている。
3. 巨額の国債評価損が経営の健全性を脅かしかねない事態も生じており、これに備えての内部留保の充実も喫緊の課題となっている。

1979年 税制調査会「昭和55年度の税制改正に関する答申」

1979年12月20日付「昭和55年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は貸倒引当金を名指しにはしていないものの、「引当金制度は、中期答申でも述べたとおり、法人の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を企業に対する優遇措置として考えることは適当ではないが、今後ともその繰入率等について実態に即し適正化を図っていくことは必要であると考え」としている。

1980年 全銀協「昭和56年度税制改正に関する要望」

全銀協は1980年10月7日付「昭和56年度税制改正に関する要望」において「貸倒引当金等の改善」に触れ「取引先の業績悪化による不足の事態に備えるためには、現行繰入率を維持することが必要であり、特段の配慮を要望する」としている。そこで掲げている理由は大略「昭和55年度税制改正に関する要望」において主張しているものと同様である。

¹⁷⁴ 谷川英夫監修 『コンメンタール法人税基本通達 改訂版』税務研究会出版局、1984年、590P

1980年 税制調査会「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」

1980年11月7日「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」において税制調査会は引当金について「引当金制度は、将来において確実に発生が見込まれる特定の費用について、費用対収益対応の考え方にに基づき、その事業年度の収益に負担させるべき金額を期間配分する等の見地から、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものである。したがって、今後ともその繰入率などについて常に見直しを行っていくことは必要であるが、この制度自体を政策税制と考えることは適当でない」とした。

1980年 税制調査会「昭和56年度の税制改正に関する答申」

1980年12月20日「昭和56年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は「金融保険業の貸倒引当金についてはその法的繰入率について、昭和47年以来累次にわたりその引下げを行なってきたところであるが、最近における貸倒れの実情等にかんがみ、さらにその適正化を図るべきである」と金融保険業の貸倒引当金を名指しし、貸倒実績と繰入率の差異を指摘、その引下げの方向性を示した。

1981年税制改正

金融保険業の貸倒引当金について、その法定繰入率が1,000分の3（改正前1,000分の5）に引下げられた。

経過措置として貸倒引当金は原則として積増停止の方式（1981年9月末残高で凍結）がとられた。

1983年税制改正の経緯

1981年 全銀協「昭和57年度税制改正に関する要望」

1981年9月付「昭和57年度税制改正に関する要望」において全銀協は「金融機関の自己資本の充実」について以下のように要望している。

銀行は、広く一般大衆から預金を預り、信用秩序の担い手としての使命を負っており、その経営の健全性が極めて重要である。ところが、近時の企業倒産の大口化、および国債に係る巨額の評価損、売却損が銀行経営の健全性を脅かしている現況下では、信用不安の波及防止等、有事に備えるためにも、金融機関にとっては、自己資本の充実と、適正な引当金の存在が極めて重要な課題となっている。

1. 貸倒引当金について

金融機関の貸倒引当金繰入率を、これ以上引下げないことは勿論、財政再建が成った暁には、前回引き下げ前の水準（1,000分の5）に復元すること。

2. 国債価格変動引当金について

金融機関は、国策協力上、毎年巨額の国債引受を行なっているが、本引当金は国債保有に伴う多額の評価損、売却損の発生に備えるものであり、無税化を図ること。

1981年 税制調査会「昭和57年度の税制改正に関する答申」

1981年12月21日付「昭和57年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は貸倒引当金の法定繰入率に対し強い疑問を投げかけている。すなわち、

引当金は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、こ

の制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが、その繰入率等については実態に応じて常に見直しを行っていく必要がある。

と繰入率の見直しの必要性を説明した上で、貸倒引当金について以下のように具体的に繰入率の引下げを答申した。

貸倒引当金の法定繰入率については、現行の法定繰入率がなお平均貸倒実績率と相当かい離していると認めれることから、さらにその適正化を図るべきである。

1982年 全銀協「昭和58年度税制改正に関する要望」

1982年9月付「昭和58年度税制改正に関する要望」において全銀協は「金融機関の自己資本の充実」について以下のように要望している。

海外での金融不安の例をみるまでもなく、今やわが国においても、景気停滞の長期化に伴う不良債権の増大および大量の国債引受けによる巨額の評価損・売却損が銀行経営を脅かしている。

こうした情勢下、信用不安の波及防止等有事に備えるためにも、金融機関の自己資本充実と適正な引当金の存在が極めて重要な課題となっている。

1. 金融機関の貸倒引当金繰入率をこれ以上引下げないのは当然のこと、極力早期に前回引き下げ前の水準（1,000分の5）に復元すること。
2. 国債価格変動引当金は、国債保有に伴う多額の評価損・売却損の発生に備えるものであり、無税化を図ること。

1982年 税制調査会「昭和58年度の税制改正に関する答申」

1982年12月23日付「昭和58年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は「法人税における引当金は、費用収益対応の考え方に基づき法人税の課税所得を合理的に計算するため設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが、その繰入率等については実態に応じて常に見直しを行っていく必要がある」とした上で、貸倒引当金については具体的に「金融保険業の貸倒引当金については、昭和47年以降累次法定繰入率の引下げを行なったところであるが、翌昭和57年に行なわれた金融保険業以外の業種の法定繰入率引下げに際してとられた経過措置とのバランスを考慮し、金融保険業について現に適用されている経過措置の見直しを行なうことが適当である」としている。

1982年 「昭和58年度税制改正案」

財政難に陥っていた税当局は1983年度税制改正の具体的検討を行なうなかで、1982年12月に入り貸倒引当金の経過措置の見直しを志向して、積増停止方式を改め、「昭和58年4月以降最初に開始する事業年度の終了時において本則繰入率（3/1,000）を適用した場合の繰入限度超過額は2年間で均等益金算入を行なう」とする具体的改正案¹⁷⁵を示した。

1982年 全銀協「昭和58年度税制改正に伴う貸倒引当金経過措置及び印紙税の見

¹⁷⁵ 改正案として併せて価格変動準備金の全廃、印紙税の引上げを提案している。

直しに関するお願い」

1983年度税制改正案は、銀行経営に重大な影響を与えるものであるため、全銀協は関係専門委員会で検討のうえ、要望書として1982（昭和57）年12月14日付「昭和58年度税制改正に伴う貸倒引当金経過措置及び印紙税の見直しに関するお願い」を取りまとめた。この要望において経過措置の存続を強く要望している。その理由として、以下の2点（要旨）を上げている。

1. 自己資本充実の必要性

銀行は預金者保護及び信用秩序の維持という社会的使命を負っているため、自己資本を充実し、経営の健全性と安全性を確保することの必要性は高いが、一方銀行の引当金を含む自己資本の比率は年々低下の傾向にあり、これは貸倒引当金繰入率が引き下げられたことによるものなので、貸倒引当金の圧縮となる経過措置の廃止は避ける必要があるという主旨の主張を行なっている。

2. 海外向け融資等貸出しリスクの増大

銀行の海外貸出しは急激な増加を示しており、海外向け融資のリスクは著しく増大しており、また国内においても景気停滞の長期化による不良債権の増大が懸念される。「銀行としては、こうした貸出しリスクの増大に備えるために、貸倒引当金を充実させる必要に迫られており、現状の貸倒引当金をさらに圧縮するということは、こうした要請に逆行するものと言えます」という主旨を主張している。

1983年税制改正

上述した全銀協の要望の結果、実行繰入率が1,000分の5に達するまでは猶予措置がとられ、現行方式の経過措置をとり、1,000分の5となった後に超過分を2年で取り崩すこととされた。

1985年税制改正の経緯

1983年 全銀協「昭和59年度税制改正に対する要望」

1983年10月付「昭和59年度税制改正に対する要望」において全銀協は貸倒引当金繰入率の引下げに反対し、以下を要望している。

金融機関の貸倒引当金繰入率を現状の3/1,000以下には引下げないのは当然のこと、極力早期に前回引下げ前の水準（5/1,000）に復元すること

1. 日本の繰入率は、欧米に比べて極端に低い
2. 銀行の繰入率は、近年相次いで引下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べてはるかに大きい。
3. 銀行の自己資本比率は、低下を続け、47年度の6.5%が、57年度には4.0%の低水準になっている。
4. 世界的な不況の長期化に伴い、海外では累積債務問題が深刻化し、国内でも景気の低迷から企業倒産は高水準を続けている。

1983年 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」

税制調査会は1983年11月付「今後の税制のあり方についての答申」において引当金に関し以下のような答申をおこなっている。

引当金制度は、費用収益対応の考え方にに基づき、費用を適正に期間配分する等の見地から、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、制度自体を

政策税制と考えることは適当でないが、その繰入率については実態に即して常に見直しを行っていく必要がある。

貸倒引当金の法定繰入率については、随時見直しが行われてきたところであるが、今後とも貸倒実績率等を勘案し見直しを行っていく必要がある。

1984年 全銀協「昭和60年度税制改正に関する要望」

1984年11月付け「昭和60年度税制改正に関する要望」において全銀協は貸倒引当金繰入率の引下げに反対し、以下のように要望している。

金融機関の貸倒引当金繰入率を現状の3/1、000以下に引下げないのは当然のこと、極力早期に前回引下げ前の水準（5/1、000）に復元すること

1. 日本の繰入率は、欧米に比べて極端に低い
2. 銀行の繰入率は、近年相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べてはるかに大きい。
3. 銀行の自己資本比率は低下を続け、50年度の6.1%が、58年度には4.0%の低水準になっている。
4. 世界景気は回復基調にあるものの、累積債務問題は依然予断を許さない状況にあり、国内でも企業倒産は高水準を続けている。

1984年 税制調査会「昭和60年度の税制改正に関する答申」

1984年12月19日付「昭和60年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は「引当金は、費用収益対応の考え方にに基づき法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが、その繰入率等については実態に応じて常に見直しを行っていく必要がある」とした上で、貸倒引当金については金融保険業を名指しにはしなかったものの、「貸倒引当金の法定繰入率については、現行の法定繰入率がなお平均貸倒実績率に比べ相当上回っているとみとめられることから、更にその適正化を図るべきであり、この際、法定繰入率を引き下げることが適当である」と法定繰入率の引下げを答申した。

1985年税制改正

金融保険業以外の業種に対する法定繰入率の引下げが次のように行なわれた。

- | | | |
|------------|-----------|----------------|
| ① 割賦販売小売業 | 1,000分の13 | (改正前1,000分の16) |
| ② 卸売業及び小売業 | 1,000分の10 | (改正前1,000分の13) |
| ③ 製造業 | 1,000分の8 | (改正前1,000分の10) |
| ④ 金融保険業 | 1,000分の3 | (変化なし) |
| ⑤ その他の事業 | 1,000分の6 | (改正前1,000分の8) |

本改正にあたっては積増停止措置、段階的引下げ措置といった経過措置を講じることなく、1985年4月1日以後に終了する事業年度において直ちに引下げ後の法定繰入率を適用することとされた。

1980年代後半の税制改正要望

1985年 全銀協「昭和61年度税制改正に関する要望」

1985年10月付「昭和61年度税制改正に関する要望」において「貸倒引当金繰入率の引下げに反対」とした上で以下のように述べている。

金融機関の貸倒引当金繰入率を現状の3/1, 000以下に引下げないのは当然のこと、極力早期に前回引下げ前の水準(5/1, 000)に復元すること

1. 日本の金融機関の繰入率は、欧米に比べて極端に低い。
2. 銀行の繰入率は、近年相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べて大きい。
3. 銀行の自己資本比率は、低下を続け、50年度の6.1%が、59年度には3.7%の低水準になっている。
4. 金融の自由化とともに貸倒れのリスクも増大することが予想される。
5. 貸倒実績率との単純比較は不相当である。
6. 企業倒産は高水準を続けている。

1985年 全銀協「貸倒引当金繰入率引下げに対する反対意見書」

全銀協は1985年12月付「貸倒引当金繰入率引下げに対する反対意見書 昭和61年度税制改正に伴う貸倒引当金繰入率引下げに反対する」を提出し、1986年度税制改正に当たり検討されていた繰入率引下げに対し、以下の反対理由をあげている。

1. 金融機関の貸倒引当金繰入率は現状でも不十分である。
2. 自己資本充実の観点から、むしろ貸倒引当金繰入率の復元が必要である。
3. 金融自由化の本格的展開のもとでの引下げは妥当ではない。
4. 金融機関の国際競争力確保の観点への考慮が必要である。
5. 過去の業界平均の実績率に基づき繰入率を引き下げることが妥当ではない。

この反対理由の中で、「過去の平均的貸倒実績率」が低いとする考え方については、

- ① 金融機関に対する貸倒の認定は非常に厳しく、金融機関が経営の健全性確保の観点から自主的には行なえないのが現状であり、その結果としての貸倒実績率を基準に繰入率を定めるべきではない。
- ② 過去のデータである「業界平均の実績率」を基準に一律低く律することとなると、将来の不測の事態に対応できなくなる恐れが極めて大きい。
- ③ 金融自由化が本格的段階に入り、今後の情勢変化が不透明な現時点で「過去の実績率」を採りあげることが、米国の例をみるまでもなく極めて危険である。
- ④ 金融機関の貸倒引当金は信用秩序維持のために必要なものであり、その水準は「平均的実績率」を上回るものであって当然である。

と反論している。

1985年 税制調査会「昭和61年度の税制改正に関する答申」

1985年12月17日付「昭和61年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は「引当金は、費用収益対応の考え方に基づき法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが、繰入率等の水準については、これまでも実態に即して見直しを行ってきたところであり、引き続きその見直しに努める必要がある」としている。

1986年 全銀協「昭和62年度税制改正に関する要望」

1986年10月付け「昭和62年度税制改正に関する要望」において全銀協は以下の
うに貸倒引当金についての要望をおこなっている。

貸倒引当金繰入率の千分の5への復元

金融機関の貸倒引当金繰入率を現状の3/1,000以下に引き下げないのは当然のこと、
極力早期に前回引下げ前の水準に(5/1,000)に復元すること

1. 銀行の繰入率は、近年相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べて大きい。
2. 銀行の自己資本比率は低下傾向にあり、50年度の6.1%が、60年度には3.9%の低水準になっている。
3. 金融の自由化とともに、貸倒れのリスクも増大することが予想される。
4. 企業倒産は高水準を続けている。
5. 貸倒実績率との単純比較は不適當である。

課税ベースの拡大の主張

税務上の貸倒実績と法定繰入率との差異を問題視する税務当局と銀行の健全性確保の観点より偶発的貸倒に備えるべきものとして実質的な利益留保性引当金としての性格を維持しようとする金融界との綱引きの中引き下げられてきた法定繰入率であったが、税制調査会が課税ベースの拡大の観点から引当金の見直しを行なう方針を示したことから一層の繰入率引下げの圧力がかかるようになった。

1986年 税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」

1986年10月28日税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」において「法人課税の税率水準を引き下げ一方で、課税ベースを思い切って拡大する観点から、引当金、租税特別措置について厳しい見直しを行なう」とされた。

引当金については

税法上、引当金としては貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金及び製品保証等引当金が設けられている。このように税法上引当金を限定しているのは、企業会計における引当金を前提としつつも、これを無制限、無条件に認めると課税の公平を損なう等の問題があるからである。このような引当金制度は、費用収益対応の考え方にに基づき、費用を適正に期間配分する等の見地から、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、制度自体を政策税制と考えることは適當ではないが、個々の引当金については、それぞれの利用実態等を踏まえ、厳しい見直しを行っていく必要があることはいうまでもない。

特に、今回の税制の抜本的見直しに当たって法人課税の税率水準を相当引き下げること
を考慮すれば、まず、一般的に広く利用される性格の貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について検討を行うべきではないかと考えられる。

との考えが示され、貸倒引当金に関しては具体的に

貸倒引当金については、法定繰入率について、これまでも随時見直しが行われてきたところであるが、実際の貸倒損失発生率との間にはなおかなりの乖離があり、法定繰入率のあり方を含め実情に即した見直しを行っていく必要がある。

とされた。従来から税務上の貸倒実績率と法定繰入率との差異に注目があてられていたが、本答申において「課税ベースの拡大」の観点が盛り込まれ、従来以上に税務上の貸倒実績率と法定繰入率との差異が問題視されるようになった。

1986年 税制調査会「昭和62年度の税制改正に関する答申」

1986年12月23日付「昭和62年度の税制改正に関する答申」において税制調査会は引当金について「引当金制度は、制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが、個々の引当金については、それぞれの利用実態等を踏まえつつ、課税ベースの拡大の見地から見直しを行なっていく必要がある」とした上で、貸倒引当金については「法定繰入率について、これまでも随時見直しを行ってきたところであるが、実際の貸倒損失発生率との間にはなおかなりの乖離があるところから、引き続き法定繰入率の縮減について検討する必要がある」としている。

1987年以降の税制改正に関する要望

1987年 全銀協「昭和63年度税制改正に関する要望」

1987年10月付け「昭和63年度税制改正に関する要望」において全銀協は貸倒引当金繰入率の引下げ反対し、以下の要望・理由をあげている。

金融機関の貸倒引当金繰入率（3/1, 000）をこれ以上引き下げないこと

1. 銀行の貸倒引当金繰入率は、これまでに相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べて大きい。
2. 銀行の自己資本比率は低下傾向にあり経営の健全性確保のうえで大きな問題となっている。
3. 自己資本の充実により経営の健全性を確保し、信用秩序の維持に努めることは金融機関の責務である。
4. 金融自由化とともに、貸倒れリスクも増大している。
5. 国際的な自己資本比率規制の統一化の動きがあるなかで、銀行の自己資本の充実は喫緊の課題となっている。
6. 法人税減税に逆行するような貸倒引当金繰入率の引下げは行なうべきではない。
7. 貸倒実績率との単純比較は不適當である。

1988年 税制調査会「税制改革についての中間答申」

1988年4月28日「税制改革についての中間答申」において税制調査会は引当金について「引当金制度は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、制度自体を政策税制と考えることは適当ではないが、個々の引当金については、それぞれの利用実態等踏まえつつ、課税ベースの拡大の見地から見直しを行っていく必要があると考える」とした上で、貸倒引当金については「法定繰入率について、これまでも随時見直しが行われてきたところであるが、実際の貸倒損失発生率との間にはなおかなりの乖離があることから、法定繰入率のあり方を含め実情に即した見直しを検討する必要がある」とした。

1988年 全銀協「昭和64年度税制改正に関する要望」

1988年11月付け「昭和64年度税制改正に関する要望」において全銀協は金融機関の貸倒引当金繰入率の引下げに反対し以下の要望・理由をあげている。

金融機関の貸倒引当金繰入率（3／1，000）をこれ以上引き下げないこと

1. 金融機関の貸倒引当金繰入率は、これまでに相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べて大きい。
2. 金融自由化の進展とともに、金融機関を巡るリスクが増大している。
3. 銀行の自己資本比率は低下傾向にあり、経営の健全性確保のうえで大きな問題となっている。
4. 自己資本の充実により経営の健全性を確保し、信用秩序の維持に努めることは金融機関の責務である。
5. 国際的な統一自己資本比率規制がスタートし、銀行の自己資本の充実は喫緊の課題となっている。
6. 法人税減税に逆行するような貸倒引当金繰入率の引下げは行なうべきではない。
7. 貸倒実績率との単純比較は不適當である。

1989年 全銀協「平成2年度税制改正に関する要望」

1989年10月付け「平成2年度税制改正に関する要望」において全銀協は金融機関の貸倒引当金繰入率の引下げに反対し以下の要望・理由を挙げている。

1. 金融機関の貸倒引当金繰入率は、これまで相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ幅は他業界に比べ大きい。
2. 産業構造の変化、金融自由化の進展に伴い、金融機関を巡るリスクが多様化・拡大している。
3. 自己資本の充実により経営の健全性を確保し、信用秩序の維持に努めることは金融機関の責務である。
4. 自己資本比率規制が行なわれるもので、銀行は将来にわたって一定の自己資本比率を達成・維持していくことが求められている。
5. 法人税減税に逆行するような貸倒引当金繰入率の引下げは行なうべきではない。
6. 貸倒実績率との単純比較は不適當である。

1990年 全銀協「平成3年度税制改正に関する要望」

1990年9月「平成3年度税制改正に関する要望」において8月以来の株価下落で国債自己資本比率の達成が厳しくなったため、自己資本の補完項目に導入される貸倒引当金の維持・拡充を強調し、貸倒引当金繰入率（現行一千分の三）の引き下げ反対および引き下げ前の水準である一千分の五への復元をもとめた¹⁷⁶。

1991年 全銀協「平成4年度税制改正に関する要望」

1991年9月付「平成4年度税制改正に関する要望」において全銀協は金融機関の貸倒引当金繰入率の引下げに反対し、以下の要望・理由を挙げている。

金融機関の貸倒引当金繰入率（3／1，000）をこれ以上引き下げないこと

1. 金融の自由化・国際化が本格的段階を迎えるなかで、金融機関は自己責任の原則に基づく自主的経営を展開しつつ、その社会的役割を果たしていくことが求められている。そのためには、経営の健全性確保が必要不可欠である。
2. とりわけ、昨年来の企業倒産の増加傾向、大型倒産の発生に伴い、不測の事態の備え

¹⁷⁶ ニッキン1990年9月21日号

として貸倒引当金の果たす役割はますます高まっている。

3. 金融機関が内外のニーズに応え、迅速かつ安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当金は必要不可欠である。
4. 米国では、金融機関の倒産により巨額の財政負担を強いられ、大きな問題となっている。わが国において、これまで金融システムの安定性が維持されているのは、貸倒引当金が金融機関の自助努力を支える基盤として、信用秩序の維持に大きく貢献していることが見逃されてはならない。
5. 株価の低迷等金融情勢の変化により、国際的自己資本比率統一基準（BIS 基準）の達成が極めて厳しくなっているなか、自己資本の一部を構成している貸倒引当金の果たす役割は大きい。貸倒引当金繰入率の引下げは、自己資本比率に直接影響するため、わが国金融機関の国際的信認を維持するためにも、これ以上の引下げは行なうべきではない。
6. 個別行の例を見ると、過去には貸倒実績率が3/1,000を超えている場合もあり、今後こうしたことは十分に起こり得る。繰入率を引き下げると、今後、不測の事態に対応出来ない恐れが出てくる。
7. 繰入率引下げは一時的に税収を増加させるが、金融機関の体質悪化は永続する。わが国の将来を見据えた大所高所からの判断が強く求められる。

以上に見るように1965年に貸倒引当金制度が税法（本法）に規定されて以降法定繰入率と税務上の貸倒実績との差異から、法定繰入率の引下げを求める税務当局と、銀行の健全性確保のため貸倒引当金に利益留保的性格を残置させたい金融界との噛み合わない議論が展開されてきた。この議論の中において、貸倒引当金のもつリスクテイクに対する必要コストとしての性格は顧みられなかった。

第5章 スキーム転換期（1992～2000年）

バブル崩壊における信用リスクの顕在化はⅡ分類債権の持つリスクの管理を迫った。Ⅱ分類は通常の危険を超えるものとの認識はされていたが、最終の回収不能にまでは至っていない債権とされていたため従来Ⅱ分類債権の持つリスクの認識¹⁷⁷・処理は不十分であった。バブル崩壊を機にⅡ分類債権の処理体制が整えられていった。Ⅱ分類中比較的信用リスクの低い“通常に比べて留意を要する債権”のもつ信用リスクは有税引当により対応されるようになった。一方、元本回収が前提とされている金利減免等債権¹⁷⁸は、金利減免に伴う債権時価の下落を流動化により実現化させるとの便法によりそのもつリスクの処理が開始されるようになった。

1995年央には金利減免等債権は破綻・延滞化する恐れがあるとの認識が導入された。ここに要注意債権的性格を持つ債権（Ⅱ分類）が要整理債権的性格を持つ債権（Ⅲ・Ⅳ分類）に劣化していく恐れがあるという損益法的観点が悪債権管理に導入されたのである。

1995年央までは不良債権処理は金融当局による通達を中心とする行政指導の形をとっていた。1995年央から行政当局が中心となり、法制化による早期是正措置の導入が志向された。1996年には健全性確保法により早期是正措置の導入が法定され、不良債権処理が税務基準から会計基準に移行した。1998年以降には不良債権処理の枠組みは立法府が主体となった法規制が中心となり、不良債権のバランスアウトが求められた。

銀行モニタリング体制は大きな変更を見せた。①金融当局の検査は査定の実施から自己査定の監査に変わり、②不良債権は自己査定の上会計上償却・引当されるものとなり、③会計基準と税務基準の差異は税効果会計として管理されるものとなり、④貸倒引当金は評価性引当金として信用コストを表すものとなった。本体制のもとで、Ⅱ分類債権の処理制度は深化していった。

第1節 行政指導の転換（Ⅱ分類債権リスクの処理の開始）

本節は1992年から1995年央を対象とする。

第1項 金融監督

大蔵省は要注意債権的性格をもつとされたⅡ分類債権のもつリスクを認識するにいたり、その把握、処理の体制を行政指導のもと整備していくことになる。Ⅱ分類債権のリスクは有税にて引当てられるものとなり、また、金利減免等債権（主にⅡ分類債権）は債権売却（流動化）により一部無税処理できるものとなった。従来担保・保証を加味した債権回収の可能性により債権分類をおこなわれていたが、債権分類の前提となる債務者の状況に関心が払われるようになった。

1. Ⅱ分類債権リスクの認識（収益性の観点より）

¹⁷⁷ 例えば1990年代初期においても金融当局には「銀行が支援を決定した債権については、回収不能という意味での『不良債権』との認識はなかった」とされる。西村前掲書 338P

¹⁷⁸ 元本回収が前提のため、金利減免等債権の多くはⅡ分類となる

1989年検査資料改正

バブル期にいたり、大蔵省はⅡ分類債権中金利減免債権に代表される貸出条件を緩和した債権のもつリスクの把握を開始した。但しその把握とは元本回収の危険性ではなく、債権の収益性の劣化との観点から行われたものである。

元本本体の回収に疑義のある要整理債権的とされた債権はⅢ分類とⅣ分類の2つに分けられその危険度に応じた対応がとられてきた。一方、注意を怠れば将来回収不能となるおそれがある要注意債権的とされた債権はⅡ分類一つのカテゴリーに分類されていた。「通常の度合いを超える回収上の危険」を含むとされるⅡ分類債権は米国基準においてはSpecial MentionとSubstandardの2つのカテゴリーに分類される程の幅の広さをもつ。しかし従来大蔵省は米国基準Substandardに該当するような、貸出条件を緩和した債権と比較的危険度の低いSpecial Mentionレベルの債権について分別して認識するようなことはおこなっていなかった。このため貸出条件を緩和した債権についての残高把握もおこなわれていなかった。1989年8月に検査資料の改正が行なわれはじめて、収益性の観点との名目で大蔵省は金利減免債権等貸出条件を緩和した債権の残高を把握するようになったのである。検査資料の改正については以下の通り説明¹⁷⁹される。

従来の検査では、貸出金の内容といいますのは、査定をしてⅡ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類という分け方をしてきました。つまり、分類率が高いか低いかにという資産内容の見方だったのですが、それだけで貸出金の内容を把握できたとはいえないのではないかと、特に元本の回収は最終的に回収できるとしても長期にわたり利息が入ってきていないというような貸出金があるわけですが、その辺が検査でやや抜けていたところがありました。

そこで、分類貸出金のほかに未収利息の発生している貸出金はどれくらいあるか、未収利息の中でも六ヵ月以上の延滞によるもの、利息棚上げ、金融機関の支援によるものなど、もう少し細かく分かるような資料を加えました。

本検査資料の改正により[図3 不稼動貸出金等の状況(1989年)]が検査提出資料に加えられた。この資料により大蔵省はⅡ分類中よりリスクが高いと思われる貸出金を一覽的に観察することができるようになった。

「不稼動貸出金等の状況」表が対象としている債権は以下に見るとおりである。

- 1、資産不計上未収利息対象貸出金」として
 - (イ)「延滞によるもの」：国税庁長官通達「金融機関の未収利息の取扱について」によるもの
 - (ロ)「利息棚上げによるもの」：上記通達によるものの他、銀行が独自（有税）で棚上げしているもの
 - (ハ)「利息免除によるもの」：銀行が独自（有税）で利息を免除している貸出金
- 2、延滞貸出金：元本の全額又は一部が、6ヶ月以上延滞となっている貸出金
- 3、管理債権：「経営実態等に関する報告について」による「管理債権」

となる。この検査資料の改正により不稼働（元本回収が前提で収益性に問題のある）との

¹⁷⁹ 川本 勇夫「銀行の検査資料の改正について —改正後の検査資料の体系—」『金融検査のあゆみ』地域研究所編 地域研究所、1996年、165—166P 筆者の肩書きは元大蔵省銀行局検査部審査課長補佐である

観点からではあるが、大蔵省はⅡ分類債権のうち金利減免・延滞等米国基準 Substandard に該当するような貸出条件を緩和した債権の残高を時系列に把握できるようになったのである。

利息免除・棚上等の金融支援を行っている債権は通常の債権に比べリスクの高い債権となる。しかし一方元本の回収を前提として金融支援を行っているわけであるから、金利減免債権のもつリスクを元本損失の可能性と捉えることはできない。そこで金利減免等債権のもつリスクを収益性の低下と捉え、検査で把握するようになったのである。

図 3 不稼働貸出金等の状況（1989年）

15-1 不稼働貸出金等の状況

(単位:百万円、%)

項 目	年 月 期				年 月 期				年 月 期				年 月 期				年 月 期								
	発生額	減 少 額	回 収	期 末 残 高	発生額	減 少 額	回 収	期 末 残 高	発生額	減 少 額	回 収	期 末 残 高	発生額	減 少 額	回 収	期 末 残 高	発生額	減 少 額	回 収	期 末 残 高					
総貸出金期末残高 (A)																									
総貸出金期中平均残高 (B)																									
資 産 不 計 上 未 収 利 息 対 象 貸 出 金	延滞によるもの (C)																								
	利息棚上げによるもの (D)																								
	利息免除によるもの (E)																								
	合 計 (F)																								
	(C) の未収利息 (c)																								
(D) の未収利息 (d)																									
(E) の未収利息 (e)																									
合 計 (f)																									
F/A																									
(f)の期中純増額/B																									
延滞貸出金 (G)																									
管理債権 (H)																									
G/A																									
H/A																									
債権償却特別勘定残高																									
直前検査時の分類貸出金残高																									

(注) 利息棚上げ貸出金 : 昭和41・9・5直審(法)72により利息を棚上げすることの認定を受けている貸出金。
利息を免除している貸出金 : 金融機関が独自(有税)で利息を免除している貸出金。
延滞貸出金 : 元本の金額若しくは一部(不渡り手形の買戻し未済を含む)が、6か月以上延滞となっている貸出金。
管理債権 : 「経営実態に関する報告」による管理債権

(平成8)

【作成要領】

① 「資産不計上未収利息対象貸出金」の
イ、「延滞によるもの(C)」とは、「金融機関の未収利息の取扱について(昭和41・9・5直審(法)72 国税庁長官発)」の記の6による貸出金をいう。
ロ、「利息棚上げによるもの(D)」とは、上記通達の9によるもののほか、銀行独自(有税)で棚上げしているものも含める。
ハ、「利息免除によるもの(E)」とは、銀行が独自(有税)で利息を免除している貸出金をいう。

② 「延滞貸出金」とは、元本の全額又は一部(不渡り手形の買戻し未済を含む)が、6か月以上延滞となっている貸出金をいう。

③ 「管理債権」とは、「経営実態等に関する報告について」による「管理債権」をいう。
なお、管理債権を規定した銀行内の例規等の写しを添付すること。

出所：大蔵省銀行局検査部『検査報告書資料編の作成要領』全国地方銀行協会1989年

2. 大蔵省の不良債権に対する態度

1992年 「金融行政の当面の運営方針」

1992年8月18日：大蔵省は「金融行政の当面の運営方針」を発表。以下のようなポイントについて当面の方針が示された。

金融行政の当面の運営方針——金融システムの安定性確保と効率化の推進——

I. 金融システムの安定性確保

1. 株価低迷への当面の対応

- ① 安易な益出しの抑制
- ② 配当性向基準の適用の一時停止
- ③ 株式評価損益償却の中間決算における対応

2. 融資対応力の確保

- ① 貸し渋り批判への対応
- ② 自己資本の充実
- ③ 債権の流動化

3. 不良資産の処理

- ① 個別問題の早期処理
- ② 担保不動産の流動化
- ③ 不良資産処理のための環境整備
- ④ ディスクロージャーの充実

II. 金融システム効率化の推進

- ① 金融制度改革の実施
- ② 金融機関経営の一層の合理化

掲げられた主要な論点は以下のとおりである。

● 債権の流動化

債権の流動化については、金融仲介機能を拡充する観点から、従来より一般貸出債権や住宅ローン債権について、その流動化を進めてきたところである。こうした債権の流動化は、金融仲介機能の強化により、金融機関の融資対応力の拡充に資することとなるため、既存の方式について更に活性化を促すとともに、新たに信託方式を活用するなど、債権流動化のための手段についても一層多様化に努める。

● 不良資産処理のための環境整備

不良資産の処理が円滑に促進されることが、金融システムの安定性確保のために極めて重要であり、ひいては国民経済の発展に資するとの観点から、税務上の取り扱いも含め、必要な環境整備に努める。

● 担保不動産の流動化

不良債権の処理方針の早期確定と計画的・段階的処理をはかり、併せて不動産の流動化に資するため、民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策につき早急な検討を行う。

これらの方針に沿い、担保不動産流動策として(株)共同債権買取機構が設立され(後述)、税務上の取り扱いについても間接償却の運用基準の緩和がなされた(後述)。

1992年 金融制度調査会「金融機関の情報開示に関する中間報告」

金融制度調査会・金融機関のディスクロージャーに関する作業部会は中間報告として1992年12月2日「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について」をとりまとめた。本報告では健全性に問題のある債権を以下の3つに分類している。ディスクロージャーからの観点であるが、元本の回収が前提となっている、すなわち資産査定においてⅡ分類とされるべき金利減免・棚上げ先債権がディスクロージャの対象からははずれたものの、そのリスクに言及がなされたことは注目に値する。

健全性に問題のある債権の3分類

- ①経営破たん先に対する債権額(「破たん先債権額」)
元本回収が不可能となるがい然性が高い債権、すなわち近い将来において償却するに至る可能性の高い債権
- ②未収利息不計上債権額(「延滞債権額」)
将来において償却すべき債権に転換する可能性のある債権
- ③金利減免・棚上げ先に対する債権額
金融機関の現在及び将来の収益に影響を与える債権
金利減免・棚上げは債務者の再建・支援を図ること、すなわち元本の回収が前提となっており、「破たん先債権」「延滞債権」とは基本的にその性格を異にしていることから、金利減免・棚上げ先に対する債権額の開示はこれとは区別して考えることが適当

このうち「破たん先債権額」はすべての銀行において開示が、また、「延滞債権額」は都市銀行、長期信用銀行および信託銀行の三業態についての開示がのぞましいとされたが、金利減免・棚上げ先に対する債権額開示することにより、将来再建の可能性の高い企業に対する金融機関の適正な支援が抑制される等の可能性があることより当面の開示を求めないとされた。

1994年 「『金融機関の不良資産問題についての行政上の指針』について」

1994年2月8日 経済対策閣僚会議が「総合経済対策」を決定し、金融に関する施策として①資金の円滑な供給②不良債権の処理促進③金利減免債権の流動化に言及した。これを受け、金融機関の不良資産問題に対する金融当局の取組みの基本的な考え方として、同日、大蔵省銀行局は本指針を発表した。本指針により、Ⅱ分類債権有税引当・金利減免等債権処理の推進が示された。

本指針のポイントとして掲げられたものは次の通り

(1)不良資産の処理促進

- ① 不良債権についての償却・引当制度の活用
- ② (株)共同債権買取機構の活用と担保不動産の処分促進

(2)金利減免債権の流動化

(3)資金の円滑な供給

- ① 中小企業等の資金需要に対応する融資態勢の強化
- ② 信用補完制度の拡充による融資の円滑化
- ③ 優先株等の活用による自己資本の充実
- ④ 土地関連融資に係るトリガー方式の適用停止

- ⑤ 地方公共団体への資金供給の円滑化
- ⑥ 貸付債権の流動化
- (4)金融機関の経営体質の強化
 - ① 実態に即した決算処理
 - ② 経営の合理化
 - ③ 自由化を生かした業務展開
 - ④ 長期的な経営戦略
- (5)信用秩序の維持

本指針における不良債権問題についての大蔵省の現状認識は、不良債権を3つのレベルに分け、それぞれの性格に応じた対応をおこなおうとするもの¹⁸⁰である。すなわち本指針は債権を

- ① 通常に比べて留意を要する債権
融資先企業の業績低下等により、通常に比べて留意を要する債権。金融機関の経営に直ちに影響を与えるわけではないが、各金融機関が自らの判断により、留意していく必要がある債権。
- ② 金利減免等により支援を行っている債権
金融機関が、経営上の困難に直面した融資先に対して、金利減免等により支援を行っている債権。関係者の努力により元本が回収されるという前提で再建計画が実施されている貸出先に対するものであり、長期にわたって金融機関の収益を圧迫するという問題のある債権。
- ③ 破綻先・延滞債権
その一部につき回収不能が見込まれ、今後時間をかけて償却等により処理していく必要があるもの。

の3つに分けている。この指針により、要注意債権的性格を持つⅡ分類債権が①通常に比べて留意を要する債権と②金利減免等により支援を行なっている債権の2つのカテゴリー¹⁸¹に分けられた上で、①の有税引当②の流動化③の処理促進が図られることになった¹⁸²。

主要点における具体策は以下の通りである。

- 不良債権についての償却・引当制度の活用

本指針は「従来、金融機関は、貸倒れ又はこれに準ずる状況にある債権について償却・引当を行ってきたが、最近における不良債権の実態にかんがみ、引当制度の運用を改善し、貸倒れには至っていないものの回収に危険のある債権についても、金融機関自らの判断¹⁸³

¹⁸⁰ 『銀行局金融年報』平成6年版、19P

¹⁸¹ 本来要整理債権的性格を持ちながら、担保保証等付加的事項でⅡ分類に修正されているものも含めれば、Ⅱ分類は3つのカテゴリーから構成されることになる。

¹⁸² 1994年7月1日から2年間銀行局長を務めた西村は西村吉正『日本の金融制度改革』東洋経済新報社、2003年、303Pにおいて本指針の眼目は破綻先・延滞債権の処理促進と金利減免等債権の流動化にあるとしており、通常に比べて留意を要する債権についての引当が開始されたことについては関心を払っていない。

¹⁸³ 従来は自らの判断では回収不能と判断したとしても、届出が受理されなければ(＝大蔵当局がその妥当性を認めない)「有税償却」がおこなえなかった。今回から「判断」＝「引当」となる。この「自己認定」としていた「有税償却」を、今回から「自主判断」による「有税引当」とした点が「最大の画期的なポイント」とする見解も提示されている。『金融財政事情』1994年2月28日号、12P

によりリスクに応じた必要な引当が行われるようにする」とした。これにより「従来、決算経理基準に基づき、回収不能と認められる債権および最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる債権、すなわち、Ⅲ・Ⅳ分類に該当する債権について無税または有税による償却を行ってきたが、今回の指針において貸倒れには至っていないが、回収に危険のある債権、いわゆる、Ⅱ分類に該当する債権についても、金融機関の自らの判断によりリスクに応じた必要な引当ができることが明確化された」¹⁸⁴のである。

- 信用リスク切り離し策の導入

- (a) ㈱共同債権買取機構の活用と担保不動産の処分促進

金融機関による㈱共同債権買取機構への買取債権の積極的な持込を推進することにより、金融機関の不良債権に係る損失の早期処理を促進するとされ、共同債権買取機構による権利関係の調整・不動産情報の地方公共団体への提供、競売手続きの円滑な活用を図るための環境整備が図られることとなった。

- (b) 金利減免等債権¹⁸⁵の流動化

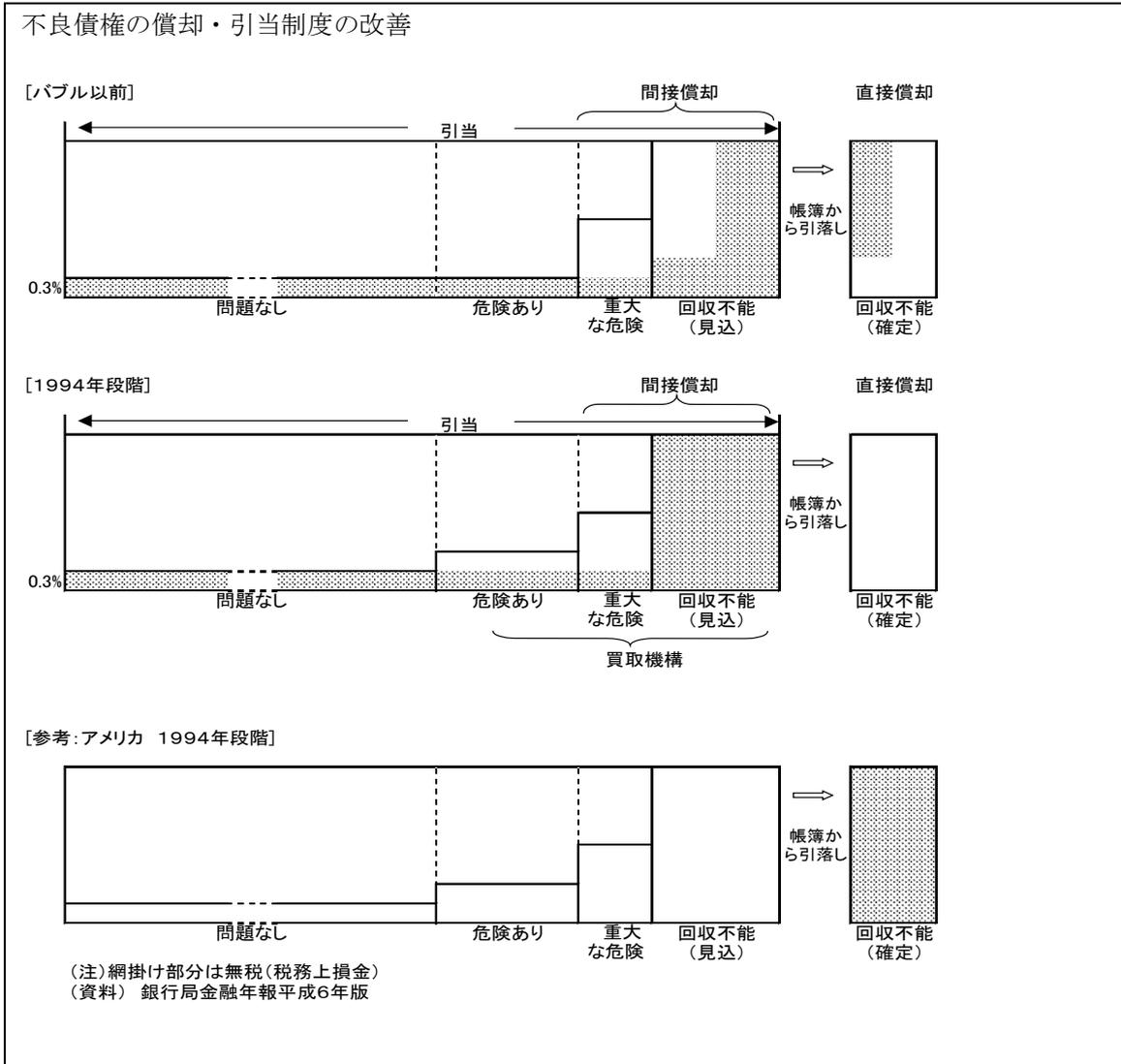
元本が回収されるという前提で再建計画が実施されている貸出先に対する支援として金利減免等をおこなっている債権については、有税引当（将来の回収に危険があるから行う引当）は企業会計上合理性のないこととされ、有税引当には否定的な見解が示されていた。この金利減免債権への対応として、ノンバンク等に対する金利減免債権を流動化し、金利減免に伴う債権の時価の下落を実現化させることでロスカットを図る¹⁸⁶方向が示された。すなわち、金融機関は、金利減免債権を市場実勢価格額で現物出資し、簿価（金利減免前の債権の帳簿価額）と時価（金利減免後の債権を市場実勢利率に基づく割引率で現在価額に割戻した市場実勢価額）との差額をロスカットすることとしたのである。この際、全くの第三者に金利減免債権を売却してしまうことは再建計画の円滑な進捗を阻害することにもなりかねないので、再建計画の実行を管理する特別目的会社を設立し、金利減免債権を流動化することを検討するとされた。

¹⁸⁴高橋洋一「不良債権の引当・償却を一層推進」、『金融財政事情』1994年2月14日号 著者の肩書きは 大蔵省前大臣官房金融検査部審査課長補佐現理財局資金第一課長補佐である。

¹⁸⁵ 金利減免債権は2種類に分けられる。債務者が金利が払えないから金利減免しているが、まもなく元本に危険が及んでくるという債権と、合理的な再建計画に基づいて金利減免で貸出先を支援することで将来の元本回収を確実にする債権である。前者は有税引当のスキームで対応されるものであり、流動化の対象となるのは後者である。くわしくは長野 庵士（大蔵省銀行局担当審議官）「不良資産問題解決の道筋を示し、過剰な懸念を払拭する」、『金融財政事情』1994年2月21日号

¹⁸⁶ 巷間、特別目的会社による金利減免債権の流動化の本質は、再建計画の成就を前提にしたままの無税処理の推進であることが指摘されている。『金融ビジネス』1994年4月号、22～25P

図 4 不良債権の償却・引当制度の改善



これらの措置の結果、元本回収の安全性を前提とする「金利減免等債権」のもつリスクは、流動化により金利減免の経済的損失を減額するという便法を利用してではあるが、ある程度無税償却を行えるようになり、[図 4 不良債権の償却・引当制度の改善]に見るように「回収不能(見込)債権」は買取機構を活用¹⁸⁷した無税間接償却を、また「回収に危険のある債権(Ⅱ分類)」は有税引当が可能¹⁸⁸となった。金融機関はⅡ分類債権のもつリスク

¹⁸⁷ たとえば同一債務者に対する複数債権のうちロス率の低い債権を共同債権買取機構へ売却し、結果としてロス率を高め、無税償却を適用する手法が可能となった。高橋洋一監修『金融機関の不良債権償却必携』銀行研修社、1995年1月、293Pはこのスキームを「やや税法上法人税基本通達の乱用ではないかとの懸念もあるが、回収不能であれば、残債権とはいえ無税償却することは認められると考えられる」としている。

¹⁸⁸ 「金融機関によってはすでに今回の指針で示された考え方に基づいて積極的な有税償却を行ってきている」とする指摘もある。『金融財政事情』1994年2月14日号。

を、統一経理基準以降実質的に禁じられていた有税引当および、収益性の劣化を流動化により実現させるという便法によりバランスシートに反映することを求められるようになったのである。

第2項 償却・引当制度

統一経理基準導入以降実質的に制限されていた有税償却・有税引当が解禁されるとともに、信用リスク切り放し的手段として債権売却（流動化）が解禁されていった。税務上の貸倒の事実認定は運用通達により緩和されたが、その緩和内容は限定的であった。

1. 貸倒の事実認定

(1) 税制における事実認定

運用による税務上の貸倒基準（実質基準間接償却）の緩和

国税庁は「金融行政の当面の運営方針」を受けた形で、運用通達として1992年9月18日付「認定による債権償却特別勘定の設定に関する運用上の留意点」を発出した。これにより実質基準の間接償却の範囲が拡大した。これは償却することが適当なものについて償却を認めないとすれば、過重な税負担を強いることになることから、不良債権の実態に即して、早期に償却の対象とすることが適当であるため、「経済実態をふまえ、不良債権についてその実態に応じて、タイムリーに償却をすることができるようにするとともに、その取扱いの統一を図るため¹⁸⁹⁾」発出されたものであるが金融界にとっては不満足なものであった。実質基準における貸倒認定要件の緩和は以下の通り。

① 「相当期間」について

認定要件の一つとして「債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無いこと」としているが、この相当期間は「おおむね2年以上」とされていたものが、「おおむね1年以上」とされた。

② 「相当部分」について

認定要件の一つとして「当該貸金等の額の相当部分（おおむね50%以上）の金額につき回収の見込みが無いと認められるに至った場合」としているが、「相当部分（おおむね50%以上）」については「40%以上」を一応の目安とすることになった。

③ 人的保証に係る回収可能額の算定の簡素化について

「回収可能の見込みが無いと認められる部分の金額」の算出において一定の形式を具備している場合、人的保証からの回収可能額を考慮しないで差支えないものとされた。

(2) 不良債権償却証明制度の改正

バブル以前においては金融検査における貸倒の事実認定をもって税務上の貸倒の事実認定とする役割を担っていた不良債権償却証明制度であったが、バブル崩壊以降における金融当局の有税償却・引当推進の意向を受け、有税償却・引当促進の手引きとしての役割も果たすようになっていった。

¹⁸⁹⁾ 濱田明正「認定による債権償却特別勘定に関する運用上の留意点」、『金融財政事情』1992年10月19日号参照。著者は国税庁課税部法人税課長である。

有税償却の推進

1992年 「不良債権償却証明制度等実施要領について」

大蔵省は通達の簡素化・明確化を図るため不良債権償却に関する通達を見直し、1992年6月25日「不良債権償却証明制度等実施要領について」を全面改正した。この改正により従来「不良債権償却証明制度等実施要領について」により規定されていた直接償却と「債権償却特別勘定に関する証明事務の取扱要領について」により規定されていた間接償却に関する証明事務の要領が「不良債権償却証明制度等実施要領について」に統合された。また本通達において有税償却について言及がなされ、有税償却が金融機関の自己認定に基づくものであることが強調された。具体的にみるならば、

1. 方針

〔中略〕

有税償却については「決算経理基準」等によりその内容を当局に提出することとなっているが、この届け出の受理にあたっては、金融機関の自己認定により行われるものであることに留意する。

〔中略〕

9. 有税償却

金融機関が不良債権を有税償却するときは、「決算経理基準」等において、その内容を当局に提出することになっているが、その取扱いを次のとおりとする。

(1) 届出書受理にあたっての留意事項

イ. 有税償却は、回収不能と認められる債権及び最終の回収に重大な懸念があり損失の見込まれる債権（無税償却分を除く）について、その損失見込額を金融機関が自己認定して行うものである。

ロ. 有税償却の届出書の受理にあたっては「決算経理基準」等に規定されている要件に該当するか否か、無税償却の適用がないかどうか、償却額の計算拠に合理性・客観性があるかどうか等について個別に聴取する。

なお、有税償却は、金融機関により行われるものであり、当局において償却を強要し、あるいはこれを一方的に否認することはしないものとする。

ハ. 有税償却は、金融機関の自己認定により行われるものであることにかんがみ、担保評価は算出根拠が妥当なものであれば自行(庫・社)評価を認め、保証人についても、回収が明らかに認められる場合を除き、考慮しなくても差し支えない。

(2) 処理手続

「不良債権有税償却届出書」(別紙9~13)を2部作成のうえ、上記5(1)に準じ、提出させる(ただし、労働金庫については、「労働金庫法の施行について」(昭和28年10月17日付労働省労発第39号)の(別紙6)労働金庫の決算経理要領により提出させる)こととし、その内容についての個別事情聴取は、不良債権償却証明の証明官が償却証明と同時に行う。

との項目が追加され、有税償却は金融機関の自己認定であることが明示された。

金融当局における不債権償却証明制度改正の説明

1992年の改正について金融当局は以下のように説明¹⁹⁰している。

¹⁹⁰ 『銀行局金融年報』平成4年版、308P

償却証明等の事務処理については、数本の通達事務連絡が発出され、複雑なものとなっていたため、既存の通達、事務連絡を整理・統合し、一本化した新通達を平成4年6月に発出した。

この際、担保不動産の自行評価限度額を引き上げ、現状に即したものに改正するとともに、有税償却処理手続の明確化等を図った。

1993年 「不良債権償却証明制度等実施要領について」 全面改正

無税償却促進の観点¹⁹¹から不良債権の実態に即した貸倒れ等の事実の認定を行えるように1993年11月29日に「不良債権償却証明制度等実施要領について」を全面改正した。これにより、間接償却における査定基準（回収不能見込み、債務超過状況の判定等）、保証人からの回収見込額の算定基準等を明確化した。

Ⅱ分類引当の開始

1994年 「不良債権償却証明制度等実施要領について」 改正

大蔵省銀行局は1994年2月8日に「金融機関の不良債権問題についての行政上の指針」を発出。同日、有税引当制度の運用改善、活用を図るため¹⁹²、「不良債権償却証明制度等実施要領について」が改正された。長野彦士大蔵省銀行局担当審議官は、今回の措置は「償却適状、つまり貸倒れには至っていないものの将来の回収に危険がある債権についても、金融機関の自主判断により、有事への備えとしてリスクに応じた必要な引当を行えることを明確化した」ものであり、「金融機関が回収に危険があると判断する債権」の多くが大蔵省の貸出金分類基準でいう第Ⅱ分類あるいは第Ⅲ分類に分類されている債権であるとの認識を明らかにした¹⁹³。

これらの改正の結果、以下に見るようにⅡ分類債権のもつリスクは金融機関の自主判断により有税引当により処理できるものであることが明示された。

1. 方針 (略)

有税引当等については「決算経理基準」等によりその内容を当局に提出することとなっているが、この届け出の受理にあたっては、金融機関の自主判断により行われるものであることに留意する。

〔中略〕

9. 有税引当等

金融機関等の貸金等について有税引当等（有税引当及び有税直接償却をいう。以下同じ）を行うときは、「決算経理基準」等においてその内容を当局に提出することになっているが、その取扱いを次のとおりとする。

(1) 留意事項

イ. 有税直接償却

¹⁹¹ 高橋洋一金融検査部審査課課長補佐の見解。高橋洋一「不良債権の引当・償却を一層推進」、『金融財政事情』1994年2月14日号

¹⁹² 前掲高橋洋一金融検査部審査課課長補佐の見解。

¹⁹³ 長野彦士「不良資産問題解決の道筋を示し、過剰な懸念を払拭する」、『金融財政事情』1994年2月21日号

回収不能と認められる債権について、損失相当額を有税で直接帳簿から引き落とす貸倒れ処理である。

ロ. 有税引当

回収不能と認められる債権、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる債権及び回収に危険のあると認められる債権にかかる損失見込額について有税で債権償却特別勘定に繰り入れる処理である。

有税引当等については、決算処理基準等に基づき金融機関等の自主判断により行われるものであるところから、届出書の受理に当たっては無税償却の適用がないかどうか等について聴取するものとする。

(2) 処理手続

「不良債権有税引当等届出書」(別紙9～13)を2部作成のうえ、上記5(1)ロに準じ、提出させる(ただし、労働金庫については、「労働金庫法の施行について」(昭和28年10月17日付労働省労発第39号)の(別紙6)決算経理要領により提出させる)こととし、その内容についての聴取は、不良債権償却証明の証明官が償却証明と同時に行う。

この改正により、1992年「償却証明制度」においては“償却¹⁹⁴”のみであった有税による処理が1994年「償却証明制度」においては有税直接償却の他有税引当の取扱が可能となり、「回収に危険のあると認められる債権」すなわちⅡ分類債権が金融機関の自主判断にて有税引当が行えるものとなったのである。また1955(昭和30)年「償却証明制度」通達以来審査上留意すべき事項として掲げられていた、「莫大な負債を有して正味自己資本が赤字となっている債務者に対する債権で回収不能と認められるものについて慎重に扱う」とする規定が削除され、また、保証人からの回収可能額を考慮しないですむ事例が列挙されるなど償却証明に対する積極的な姿勢が示されるようになった。

2. 信用リスクの切り離し

バブル崩壊以前において不良債権のもつ信用リスクは貸倒の事実が認定できるものについて償却をおこなうものであり、事実認定が行えないものについては貸倒引当金により引当をおこない、保持し続けるものであった。しかしバブル崩壊過程における不良債権の増大は旧来の手法では償却・引当が困難な信用リスクの増大をもたらした。これに対応するため、新しい手法として信用リスクの切り離し策が模索されることになる。債権放棄と債権売却(流動化)である。

¹⁹⁴ 1994年1月に出版された前掲『金融機関の債権償却』において高橋は「有税償却には、債権を直接、貸借対照表から引き落とす有税直接償却と、債権はそのままにしておいて、貸方に債権償却特別勘定を設定する有税間接償却とがある」と有税にも直接・間接の各償却があることを明記している。1992年「償却証明制度」において「回収不能と認められる債権及び最終の回収に重大な懸念があり損失の見込まれる債権」に対する直接・間接をとわず有税で処理することを意味した「有税償却」は、1994年初頭頃に、「回収不能と認められる債権(Ⅳ分類)」に対する“有税直接償却”と「回収不能と認められる債権、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる債権及び回収に危険のあると認められる債権(Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ分類)にかかる損失見込額」に対する“有税間接償却”である「有税引当」に再構成されたものと考えられる。

(1) 債権放棄

銀行などが取引先企業の再建を支援する場合、公定歩合を下回るような超低利融資による金利減免や債権放棄、資金贈与について税務上取引先への寄付金として認定され、課税対象とされることが多かった。報道によれば、1992年2月に大蔵省・国税庁は税務認定を弾力化し、公定歩合を下回るような超低利融資による金利減免や債権放棄、資金贈与について、「取引先の救済に不可欠で、社会的に意義のある場合」など一定の条件を満たせば、取引先への「寄付金」と認定せず、課税の対象からはずすこととしたとされる。(日本経済新聞1992年8月20日) しかしながら、この扱いの実際の課税処理については、「個別案件ごとに取引先の再建策をまとめる段階などで、大蔵省と国税庁が協議して決める」ものであり、金融機関としては当局の意向に強く左右されるものであった。

(2) 債権売却

共同債権買取機構

1992年8月18日日付「金融行政の当面の運営方針」において不良債権の処理に関し、担保不動産の流動化のための方策につき早急な検討を行うとされたことを受け金融機関の不動産担保債権の「買取会社」として共同債権買取機構が設立されることとなる。

不動産担保債権の「買取会社」

1992年10月30日三菱銀行(全銀協会長行)より金融機関の不動産担保債権の「買取会社」の設立骨子が公表された。買取の仕組みは買取会社は、出資金融機関が持ち込む不動産担保付債権を対象に、価格判定委員会が決定した見積価格で一旦当該債権を買取り、最終的に回収された金額に基づいて当初の売買金額を確定させることとしており、その際、買取りに必要な資金は、債権を持ち込む金融機関が、当該債権・不動産を担保に融資するとしている。買取債権を主として担保不動産の処分により回収するが、買取債権価格と処分価格との差額は、原則として持ち込み金融機関が負担するとしている¹⁹⁵。この三菱銀行が発表したスキームについて同日国税庁は「買取会社構想に対する税務上の取扱いについて」を発表、税務上の取り扱いについて現行法人税のもとで対応可能な旨を明らかにした。

(株)共同債権買取機構設立

1993年1月27日(株)共同債権買取機構設立(162の金融機関が参加)

1993年3月31日平成5年3月期における買取債権額6,817億円(買取価額4,521億円)を公表。共同債権買取機構へ債権を持ち込みことで直接償却と同じ効果と比較的容易に得られ、形式上、公表不良債権が共同債権買取機構向けの優良貸出に姿を変えることより、設立時の予想を上回って利用されるようになった¹⁹⁶。

金利減免債権の流動化

1994年2月「『金融機関の不良資産問題についての行政上の指針』について」において再建計画の実行を管理する特別目的会社を設立し、金利減免債権を流動化することを検討するとされたこと、および「競売手続きの円滑な活用を図るとめの環境整備について検討する」とされたことを受け、大蔵省は、金融機関に対し、自己競落会社・権利減免債権

¹⁹⁵ 『金融』1992年12月号、52P

¹⁹⁶ 『金融財政事情』1995年1月30日号、32P

流動化の特別目的会社（SPC）を関連会社として設立することを認める1994年6月24日付銀行局長通達「金融機関とその関連会社との関係について」および関連通達を出した。本通達に基づき7月14日には兵庫銀行系ノンバンク向け金利減免債権流動化の特別目的会社が第1号として設立された。特定目的会社と金利減免債権をもつ金融機関との間で匿名組合契約を結び、金利減免債権の現物出資を行う。出資された債権は金利が減免されていることより市場実勢に基づいて時価評価することで出資価額を算出。金利減免債権を現物出資する金融機関は簿価とこの出資価額との差額を損金処理する仕組みである。

共同債権買取機構および自己競落会社の認可により金融機関は複雑な不動産担保をもつ債権の処理が可能となり、譲渡損ないし売却損を税務上の損金として計上することが可能となった。また、特別目的会社の認可により、元本回収が前提（すなわちⅡ分類債権）となっているものの、長期にわたって収益圧迫の要因となりうる金利減免債権に関し、貸出債権のもつ評価損を税務上損金処理することが可能となったのである。Ⅱ分類債権中金利減免等債権のもつリスクは金利減免がもたらす収益性の劣化として処理されることとなった。

3. 貸倒引当金（バブル崩壊期における税制改正要望）

法定繰入率の維持拡大を求めるとともに税務上の償却引当制度の改善が要望としてあらわれてくる。

1992年 全銀協「平成5年度税制改正に関する要望」

1992年9月付「平成5年度税制改正に関する要望」は金融機関の貸倒引当金繰入率の少なくとも現状維持を以下の理由により求めている。

金融機関の貸倒引当金繰入率（現行3/1, 000）を少なくとも現状維持とすること

1. 金融機関を取り巻く経営環境はかつてない厳しさとなっている。金融の自由化・国際化が本格化するなかで、いわゆるバブル経済の崩壊が顕在化し、高水準の企業倒産や不動産価格の大幅な下落等により不良債権が増加する一方、株価低迷により株式の含み益は減少を余儀なくされている。
2. こうしたなかで、金融システムの安定性を維持し、金融機関がその社会的債務を果たすためには、経営の健全性を確保することが不可欠である。
3. 金融機関が内外のニーズに応え、迅速かつ安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当制度の充実が必要である。
4. さらに、自己資本比率に関する国際統一基準（BIS 基準）の達成期限が今年度末に迫っており、自己資本の充実が喫緊の課題となっている。貸倒引当金は自己資本の一部を構成しており、貸倒引当金繰入率が自己資本比率に直接影響を与える。したがって、わが国金融機関の国際的信認を維持するうえでも、その重要性は極めて大きい。
5. 貸倒損失の急増により個別金融機関では貸倒実績率が3/1, 000を超えている例もみられ、今後はされにこうしたケースが増えることが懸念される。不測の事態に備え、貸倒引当金繰入率を引き上げるか、少なくとも現状維持とすることが必要である。
6. 金融機関の貸倒引当金繰入率は、これまで相次いで引き下げられ、引下げ回数、引下げ率とも他業種をはるかに上回っている。
7. 米国では、金融機関の倒産が大きな社会問題となっている。こうした事態を避けるためにも、極力早期に不良債権の償却を進め、資産内容の健全性を維持することが必須条件である。
8. 以上の諸点を踏まえると、以下のような貸倒引当金制度の充実を図ることの重要性は

かつてない程高まってきている。金融機関の主体的努力が必要とされることはもちろんであるが、税制面においてもわが国の将来を見据えた大所高所からの判断が強く求められる。

- ① 貸倒引当金繰入率を引き上げるか、少なくとも現状維持とする。
- ② 不良債権の償却および債権償却特別勘定設定の運用改善・弾力化を図る。

1993年 全銀協「平成6年度税制改正に関する要望」

1993年9月付け「平成6年度税制改正に関する要望」

金融機関の貸倒引当金繰入率の引上げか少なくとも現状維持

金融機関の貸倒引当金繰入率（現行1,000分の3）を引き上げるか、少なくとも現状維持とすること

1. 金融機関を取り巻く経営環境が厳しさを増すなかで、金融システムの安定性を維持し、金融機関がその社会的債務を果たすためには、自己資本を充実し、経営の健全性を確保することが不可欠である。
2. 金融機関が内外のニーズに応え、迅速かつ安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当金制度の拡充が必要である。
3. わが国金融機関にとって平成5年3月期から本格的に実施された「自己資本比率に関する国際統一基準（BIS基準）」を満たす自己資本比率を将来にわたって維持することは、大きな課題となっている。貸倒引当金はBIS基準においては自己資本の一部を構成しており、貸倒引当金繰入率は自己資本比率に直接影響を与える。
4. 金融機関の貸倒実績率は急激に上昇しており、今後もさらに上昇することが懸念される。
5. 米国では、貯蓄金融機関等の破綻が相次ぎ、金融システムへの信頼を確保するため巨額の財政負担を強いられ大きな問題となった。こうした事態を避けるためにも、わが国では、金融機関の資産内容の健全性を確保するための制度面での対応が是非とも必要である。
6. 以上の諸点を踏まえると、貸倒引当制度の拡充を図ることの重要性はかつてない程高まってきている。

したがって、金融機関の貸倒引当金繰入率を引き上げるか、少なくとも現状維持とすべきである。なお、現下の不良債権問題を早期に解消するため、今後とも不良債権の税務処理の一層の運用改善により、迅速かつ適正な処理が図られることが必要である。

1994年 全銀協「平成7年度税制改正に関する要望」

1994年9月「平成7年度税制改正に関する要望」

金融機関の貸倒引当金繰入率の引上げか少なくとも現状維持

金融機関の貸倒引当金繰入率（現行1,000分の3）を引き上げるか、少なくとも現状維持とすること。

1. 金融機関を取り巻く経営環境が極めて厳しい状況にあるなかで、金融システムの安定性を維持し、金融機関がその社会的責務を果たすためには、自己資本を充実し、経営の健全性を確保することが不可欠である。
2. 金融機関の貸倒実績率は急激に上昇しており、今後も高水準で推移することが懸念される。
3. 金融機関が内外のニーズに応え、迅速かつ安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当制度の拡充が必要である。
4. わが国金融機関にとって平成5年3月期から本格的に実施された「自己資本比率に関する国際統一基準（BIS基準）」を満たす自己資本比率を将来にわたって維持することは、大きな課題となっている。貸倒引当金はBIS基準においては自己資本の一部を構成しており、貸倒引当金繰入率は自己資本比率に直接影響を与える。

する国際統一基準（BIS 基準）」を将来にわたって満たし、さらに自己資本比率を向上させていくことが大きな課題になっている。貸倒引当金は BIS 基準においては自己資本の一部を構成しており、貸倒引当金繰入率は自己資本比率に直接影響を与える。

5. 米国では、貯蓄金融機関等の破綻が相次ぎ、金融システムへの信頼を確保するため巨額の財政負担を強いられ大きな問題となった。わが国ではこうした事態を避けるためにも、金融機関の資産内容の健全性を維持するための制度面での対応が是非とも必要である。

6. 以上の諸点を踏まえると、貸倒引当制度の拡充を図ることの重要性はかつてない程高まっている。

したがって、金融機関の貸倒引当金繰入率を現行の1,000分の3から引き上げるか、少なくとも現状維持とすべきである。なお、現下の不良債権問題を早期に解消するため、今後とも不良債権の税務処理の一層の運用改善により、迅速かつ適正は処理が図られることが必要である。

1995年 全銀協「平成8年度税制改正に関する要望」

1995年9月「平成8年度税制改正に関する要望」

金融機関の貸倒引当金繰入率の引上げか少なくとも現状維持

金融機関の貸倒引当金繰入率（現行1,000分の3）を引き上げるか、少なくとも現状維持とすること

1. 金融機関を取り巻く経営環境が極めて厳しい状況となるなかで、金融機関が、自己責任に基づく経営に徹しつつ、金融システムの安定性を維持し、その社会的責務を果たすためには、自己資本を充実し、経営の健全性を確保することが不可欠である。
2. 金融機関の貸倒実績率は急激に上昇しており、今後も高水準で推移することが懸念される。
3. 金融機関が内外のニーズに応え、迅速かつ安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当制度の拡充が必要である。
4. わが国金融機関にとって平成5年3月期から本格的に実施された「自己資本比率に関する国際統一基準（BIS 基準）」を将来にわたって満たし、さらに自己資本比率を向上させていくことが大きな課題になっている。貸倒引当金は BIS 基準においては自己資本の一部を構成しており、貸倒引当金繰入率は自己資本比率に直接影響を与える。
5. 以上の諸点を踏まえると、貸倒引当制度の拡充を図ることの重要性はかつてないほど高まっている。

したがって、金融機関の貸倒引当金繰入率を現行の1,000分の3から引き上げるか、少なくとも現状維持とすべきである。

なお、不良債権の早期処理は金融界にとって喫緊の課題であることを踏まえ、資産内容の早期健全化の観点から、いわゆる直接償却の基準・運用の弾力化や、債権償却特別勘定の設定に係る運用の一層の改善・弾力化が望まれる。

1996年 全銀協「平成9年度税制改正に関する要望」

1996年9月「平成9年度税制改正に関する要望」

金融機関の貸倒引当金繰入率の引下げ反対

金融機関の貸倒引当金繰入率（現行1,000分の3）をこれ以上引き下げないこと

1. 金融機関をめぐるリスクが多様化・拡大するなかで、金融機関が内外の信認を確保しつつ、経済のインフラとしての社会的責務を果たしていくためには、自己資本を充実し、経営の健全性を確保することが不可欠である。

2. 金融機関の貸倒引当金繰入率は、これまで大幅に引き下げられてきた。
3. 金融機関の貸倒実績率は急激に上昇しており、今後も高水準で推移することが懸念される。
4. 金融機関が内外のニーズに応え、迅速かつ安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当制度の維持・拡充が必要である。
5. 加えて、わが国金融機関にとって平成5年3月期から本格的に実施された「自己資本比率に関する国際統一基準（BIS 基準）」を将来にわたって充足していくのみならず、自己資本比率をさらに向上させていくことが大きな課題となっている。こうした観点からも、自己資本の一部を構成する貸倒引当金の役割は大きい。
6. したがって、自己資本の充実と逆行する貸倒引当金繰入率のこれ以上の引下げには強く反対する。むしろ、極力早期に前回引下げ前の水準（1,000分の5）に復元すべきである。

第2節 法的規制の導入（自己責任原則にもとづくⅡ分類債権処理）

本節は1995年央から2000年を対象とする。

第1項 金融監督

金融自由化の進展は金融機関の自己責任を求め、早期是正措置が導入されていった。要債権的性格をもつとされたⅡ分類債権が要整理債権的性格をもつⅢ・Ⅳ分類債権に劣化していく恐れがあるという損益法的観点から不良債権管理に導入され、資産分類の前提として債務者区分が導入され、また、銀行決算の基準は税法基準から会計基準に移行した。金融機関の健全性をもとめる諸施策が行政指導の形で行われていたが、法制化されるようになった。さらに1998年には不良債権処理の推進の中心が行政から立法府に移行した。これらを通じ不良債権の最終処理が求められるようになり、信用リスク切り離しに関する諸制度が整備され、債権放棄によりⅡ分類債権中「要管理債権」のもつ信用リスクを切り離すことが可能となった。当局検査は資産査定の実施から、資産査定と監督にその性格を変えていった。

1. 指導方針

（1）早期是正措置の導入

自己責任原則の強調

1984年5月に発表された「日米円・ドル委員会報告書」及び大蔵省の「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」などの提言に沿って金融の自由化措置が進められてきた。「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」においては金融の自由化への取り組み方として、「大蔵省としては、新銀行法の制定、証券取引法等の改正を行い、経営の自主性を尊重しつつ、金融・証券行政において諸般の自由化・弾力化措置を逐次講じてきたところであり、今後とも、金融の自由化に対しては前向きかつ主体的に対応していく考えである」とされたが、その自由化の中心は1985年の大口MMC（市場金利連動型預金）導入に始まる預金金利の自由化であり、資金調達面における自由化への関心であ

った。自由化の進展に伴い、自己責任原則の観点から、金融機関の健全性についての関心が高まってくるのは1994年に入ってからである。

1994年 金融制度調査会「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」

1994年6月21日 金融制度調査会基本問題検討委員会は中間報告として「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について - 自己規律による創造的経営を目指して -」をとりまとめ報告した。これは一連の金融自由化の進展を踏まえ、金融システムの安定性をいかに確保していくかとの観点から、金融機関経営及び金融行政のあり方について幅広く検討をおこなってきたものの中間とりまとめとして報告されたものである。本報告において金融自由化のメリットを最大限に活かすためには、金融機関の経営の健全性確保のためとはいえども、行政が規制や監督の強化という形で臨むことは適当でなく、金融機関が自己責任の原則¹⁹⁷の下で創造的経営を行いうる環境を整備することが肝要であり、金融機関、市場及び行政がそれぞれの固有の特性に応じた役割を果たすべきであると指摘している。

早期是正措置導入の検討と損益法的観点の導入

1995年 「緊急円高・経済対策」

1995年4月14日 政府は「緊急円高・経済対策」をとりまとめ不良債権の早期処理方針を示した。緊急円高・経済対策として以下6項目について方針を策定している。

- 1、内需振興策
- 2、規制緩和の前倒し、輸入促進策等
- 3、円高差益還元と公共料金の引き下げ等
- 4、円高による影響への対応
- 5、経済構造改革の推進
- 6、金融・証券市場に関する施策等

この金融・証券市場に関する施策として、「金融機関の不良債権について預金者保護に配慮しつつ、金利減免などを行っている債権をも含め、従来からの発想にとらわれることなくおおむね五年の間で積極的な処理を進め、問題解決のメドをつける。金融機関経営の自己規律を高めるとともに、透明性の高い金融市場を形成するため、早急に金融機関の実態に即した十分な経営内容の開示をする」との要旨の方針を盛り込んでいる。不良債権の早期（5年程度での）処理およびディスクロージャーが強く求められたのである。

1995年 「金融システムの機能回復について」

上記「緊急円高・経済対策」において概ね5年間で不良債権処理の目処をつけるとの方針が盛り込まれたこと、また東京での2信組の破綻処理による混乱により①金融機関の健全化を促すための方策、②金融機関に対する検査・監督のあり方、③金融機関の破綻処理に際しての責任の明確化等が課題¹⁹⁸として提起されてきたことを受け、大蔵省は不良債権問題に対する当局の基本的考え方を「金融システムの機能回復について」としてとりまとめ、1995年6月8日公表した。この文書の内容には法律改正を必要とする重要な事項

¹⁹⁷ 本中間報告を取りまとめた金融制度調査会基本問題検討委員会の委員であった清水啓典一橋大学商学部教授（当時）は本中間報告の解説である「金融自由化後の金融機関経営と行政の役割」『金融』1994年8月号において英国における諮問的手法（Prudential Approach）と米国における早期是正措置（Prompt Corrective Action）をとりあげ、健全性に応じた差別的規制の必要性を説いている。

¹⁹⁸ 梅森徹「金融システムの機能回復について」、『金融』1995年7月号

が多数含まれ、実質的にその後数年間の破綻処理政策の方向を決定したものと¹⁹⁹とされる。その概要は以下の6点となる。

1、金融機関の資産内容

公表不良債権概念の拡大：従来不良債権として主要行の破綻先債権・延滞先債権が公表されていたが、あらたに金利減免等債権（回収を前提とし当初の約定条件を変更して金利減免・棚上げなどの措置を講じている債権。金融機関の収益を圧迫しているほか、将来、破綻・延滞化するリスクを内包している）も不良債権として公表された。

2、ディスクロージャー

ディスクロージャーの拡充：ディスクロージャーの拡充は、金融機関の不良債権などの早期処理を促す上で大きな意義を有する。また、預金者の自己責任原則確立のための基盤としても重要であるとの観点から各業態ごとにディスクロージャーの目標を定めた。

3、金融機関の自主的な経営健全化努力

- ① 金融機関経営の一層の合理化
- ② 支援先の現行再建計画の的確なフォローアップ
- ③ 不良債権の処理方策の拡充

不良債権の処理については、担保不動産の流動化などに向けた努力が一層要請される。

- (1) 信託方式及び特別目的会社を用いた流動化手法の積極的な活用
- (2) ローンパーティシペーションの活用
- (3) 共同債権買取機構が保有する担保不動産についての任意売却の促進、自己競落会社の導入、金融機関の担保不動産一般についての流動化のための施策を検討する。

- ④ 不良債権の前倒し処理に向けた決算対応

不良債権についての前倒し処理推進。経営実態に即した配当。

4、経営基盤強化のための金融機関の対応

経営基盤強化のための合併などの促進：①経営基盤強化のための合併②金融環境の変化に対応するための転換③震災被災地域への支援3点を掲げた

5、金融機関の破綻処理

破綻処理の基本方針を取りまとめる前に金融機関の破綻が生じた場合に処理に当たる考え方として①預金保険制度によって保護されるべきは預金者、信用秩序であること②預金保険の発動形態としてはペイオフより事業譲渡・合併等に対する資金援助方式が適当であること。③資金援助方式の発動要件④緊急避難的措置として今後5年間は構造的な経営危機への対応として日本銀行法第25条の発動（いわゆる日銀特融）もやむを得ないとした。

6、検査・監督の充実

「早期是正措置」の導入：自己責任原則の徹底を図る観点から、内部検査などの充実・強化が必要であること、検査・モニタリングの結果、多額の不良債権の発生などが認められた場合には、客観的指標に基づき経営の早期是正を求める措置の導入について検討するとした。

「金融システムの機能回復」において預金者が金融機関経営の健全性を判断する見地から、元本の回収可能性に問題のある債権のみならず、金融機関の現在および将来の収益に影響を与える情報が必要との考え方から不良債権の定義が拡大され、金利減免等債権の情報開示がなされるようになった²⁰⁰。この定義拡大に際し、金利減免等債権は「将来、破綻・

¹⁹⁹ 西村吉正『日本の金融制度改革』東洋経済新報社、2003年、311P

²⁰⁰ 西村前掲書343P

延滞化するリスクを内包している」と将来的に元本毀損の可能性があると明示された。ここに、不健全とされる債権（Ⅱ～Ⅳ分類債権）を要整理債権的性格（Ⅳ・Ⅲ分類）と要注意債権的性格（Ⅱ分類）と二分法的に分け、要注意債権的性格をもつ債権は元本回収を前提と考える思考は終わりをづけ、不健全な債権は要注意債権的性格をもつものから要整理債権的性格をもつものへと悪化していく恐れがあるとする損益法的思考²⁰¹が不良債権管理に導入されたのである。従来Ⅱ分類債権には要注意債権的性格をもつものと要整理債権的性格を持ちながら担保保証などの付加的事項で修正されたものが混在していた。損益法的観点で要注意債権的性格から要整理債権的性格への性格の変化をとらえようとした場合、この混在は事実の把握を困難にする。ここに、担保保証などの付加的事項に影響を受けない債権の性格把握が必要となり、以下に見るように早期是正措置の導入に際し、債務者区分の導入が求められていくことになった。

1995年 金融制度調査会「金融システム安定化のための諸施策」

金融制度調査会は金融システム安定化委員会を設置し7月4日に第一回会合を開いて以来集中審議を行ってきたが、その審議結果を12月22日「金融システム安定化のための諸施策」として答申にまとめた。本答申において前述した「金融システムの機能回復について」において示された当局の考え方の多くが取り入れた。

本答申の構成は以下の通りである

- 1、不良債権問題の早期処理と今後の金融システムのあり方
- 2、金融機関経営の健全性確保のための方策
 - (1) ディスクロージャーの推進
 - (2) 早期是正措置の導入
 - (3) その他の方策
- 3、金融機関の破綻処理のあり方
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 破綻処理手続の整備、預金保険制度の見直し等
 - (3) 当面の破綻処理のための時限的枠組み
- 4、信用組合を巡る諸問題
 - (1) 信用組合の業態転換について
 - (2) 信用組合に対する検査・監督の充実
 - (3) 信用組合等の健全性確保
- 5、信用組合の破綻処理について
 - (1) 国と地方の役割
 - (2) 公的資金の関与
 - (3) 整理回収銀行（仮称）の整備
- 6、住専問題

本答申において金融機関や預金者の自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を機軸とする透明性の高い金融システムを早急に構築していく必要があるとされた。また、監督当局の行政姿勢も転換が必要であり、市場機能の補完的役割を果たすことを基本として、透明性の高い新しい行政手法の導入とともに、検査・モニタリング体制の整備・充実を図ることにより金融機関経営の健全性確保を促していく必要があるとされた。健全性確保を

²⁰¹ 金利減免債権の流動化により1994年には損益法的思考は実質的には導入されていたと考えられる。

していくための新しい監督手法として、早期是正措置の導入が盛り込まれた。すなわち、金融機関経営の健全性確保のため自己資本比率等の客観的な指標に基づき業務改善命令等の措置を適時に講じていく早期是正措置を導入する必要があるとされた。早期是正措置の導入にあたっては、不良債権を勘案した自己資本比率等の把握が前提となる。このため検査・モニタリング体制の整備・充実が必要とされたが、金融機関の自己責任原則の徹底の観点からは、資産の厳正な自己査定が求められることとなった。

早期是正措置の導入

1996年 金融3法公布

不良債権処理の一般的手法に関する制度の整備であるいわゆる金融三法（「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」、「預金保険法の一部を改正する法律」）が6月21日に公布された。健全性確保法により、1998年4月より金融機関経営の健全性を確保するため「早期是正措置」が導入されることになった。

1996年 “金融ビッグバン”

1996年11月橋本総理は2001年までに我が国金融市場がニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場として復権することを目標として、金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンに取り組むよう指示。「市場の改革」と「不良債権処理」を2つの課題として、5年後の2001年までに、不良債権処理を進めることを掲げた。

1996年 早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」

大蔵省の「早期是正措置に関する検討会」は1996年12月26日に早期是正措置の概要を中間とりまとめとして発表した。早期是正措置は、金融機関経営の健全性を確保するため、監督当局が自己資本比率という客観的基準を用い、必要な是正措置命令を適時・適切に発動していくことにより、早め早めに金融機関経営の健全性を促していこうとする行政手法である。早期是正措置発動の前提として金融機関の資産内容の実態ができる限り正確かつ客観的に反映された財務諸表²⁰²が作成され、これに基づき正確な自己資本比率が算出される必要がある。このため、本中間とりまとめは、企業会計原則等に基づき適正な償却・引当が実施された適正な財務諸表の作成、適正な償却・引当を行うための準備作業としての資産の自己査定、財務諸表の正確性に関する深度ある外部監査、経営の透明性を高め市場規律による自己規制を促すためのディスクロージャーが必要としている。本とりまとめは債務者区分と担保保証のカバーに応じた資産査定という自己査定に関する基本方針を示した（本節第2項の1において後述）。早期是正措置導入の前提として、「金融機関の資産内容の実態ができる限り正確かつ客観的に反映されたが作成され、これに基づき正確な自己資本比率が算出される必要がある」とした上で、適正な財務諸表の作成のため、「企業会計原則等に基づき適正な償却・引当が実施される必要がある」とし、銀行決算の前提が税法基準から企業会計原則に移ることを示した。²⁰³

²⁰² 早期是正措置に関する検討会座長西崎哲郎氏はインタビューに対し、「早期是正措置制度の核心は、金融機関が自己査定をした不良資産に対して、適正に引当て・償却を行い、経営実態を正確に反映した財務諸表をつくることにある」と答え、従来の財務諸表が経営実態を正確に反映していないとの認識を示している。西崎哲郎「インタビュー適正な引当て・償却後の実質自己資本比率に基づく監督を実現する」、『金融財政事情』1997年1月20日号

²⁰³ 内藤純一大蔵省銀行課長は、「(早期是正措置)検討会では、従来、金融機関が引当て・償却を考える場合、どうしても有税か無税扱いになるかに引っ張られる傾向があったとの指摘があっ

1997年 “金融システム改革のプラン”

日本版ビックバンを指向した橋本首相指示に従って、大蔵省は日本版ビックバンの基本的考え方にあたる「金融システム改革のプラン」を1997年6月13日発表した。プランの概要は以下のとおり。

(1) プラン策定に当たっての基本的考え方

① タイムスケジュールの明確化

改革を一体的に進めるためのタイムスケジュールを明確にする。

② 明確な理念の下での広範な市場改革

本改革は、

- ・ F r e e (市場原理が働く自由な市場に)
- ・ F a i r (透明で信頼出来る市場に)
- ・ G l o b a l (国際的で時代を先取りする市場に)

の3原則に照らして必要と考えられる改革を全て実行する。

③ 利用者の視点に立った取組み

各審議会の報告書の主な内容は、利用者の立場に立った改革という観点から、

- i 投資家・資金調達者の選択肢の拡大
- ii 仲介者サービスの質の向上及び競争の促進
- iii 利用しやすい市場の整備
- iv 信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備

の4つの視点を網羅しているものである。

④ 金融システムの安定

本改革の実現に当たり、金融機関の不良債権問題の速やかな処理を促進するとともに、早期是正措置の導入やディスクロージャーの拡充などを通じて金融機関等仲介者の健全性確保に努め、金融システムの安定に万全を期すことが重要である。

このような考え方のもと具体的事項が列挙されたが、その中で、経営の健全性を確保していくための透明性の高い監督手法である早期是正措置を導入すること、98年夏までに有価証券・デリバティブ等の金融商品に関し、時価評価を導入する等、会計基準の整備を図ることなどが掲げられた。

1997年 銀行法施行規則

1997年7月に大蔵省令「銀行法施行規則」等の改正、大蔵省告示「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」等の改正、大蔵省銀行局長通達「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」等の改正を発表

1997年 「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』の一部改正について」

1997年7月31日「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』の一部改正について」により決算経理基準の見直しがなされ、「資産の評価は、自己査定結果を踏まえ、商法、企業会計原則等及び下記に定める方法に基づき各行が定める償却及び引当金の計上

た。今後は、税法基準は別として、健全性の観点から必要な対応、とくに実質破綻先と破綻先債権については100%引当て・償却するという考え方で望んでいこうということだ」と引当て・償却について説明している。内藤純一「自己責任に基づく方針策定と合理的根拠の説明を望む」、『金融財政事情』1997年1月20日号

基準に従って実施するものとする」とされた。これにより貸倒引当金・債権償却特別勘定・特定海外債権引当勘定への税法基準による繰入規定が撤廃された。貸倒引当金の繰入については、合理的な方法により算出された貸倒実績率に基づき算定した貸倒見込額を繰り入れるものとされた。

1998年 早期是正措置導入

1996年6月に公布された「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」にもとづき、1998年4月から早期是正措置が導入された。

1998年 金融システム改革法と関連3法成立

日本版ビッグバンを推進するため1998年6月5日に金融システム改革法と関連3法²⁰⁴が成立した。金融システム改革の理念であるFree・Fair・Globalの理念を具体化するものとして金融システム改革法が成立した。その目的は、国民に、よりよい資産運用と資金調達の道を提供するため、ニューヨーク・ロンドンと比肩しうる、自由で公正な金融システムを構築することであり、金融の各業態を越えた総合的な改革が一括して行われた。このため証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等が一体的・総合的に改正された。主な改正項目として

1. 資産運用手段の充実
2. 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供
3. 多様な市場と資金調達のチャンネルの整備
4. 利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

が掲げられた。

「利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築」として「自己責任を原則としつつ、公正で信頼される市場とするため、ディスクロージャーの充実や公正取引ルールの整備を進める。また、透明なルールの枠組みの下で、仲介者の健全性を確保するとともに、破綻の際も投資家・保険契約者保護が図られるよう、枠組みを整備する」とされ、(1) ディスクロージャーの充実と公正な取引の枠組みの確保(2) 取引を担う仲介者についての健全性・公正性の確保と利用者保護の充実 が求められた。具体的には預金者・投資家等が金融機関等を選択する際の情報を充実させるため、金融機関等のディスクロージャー制度を拡充することとされ、銀行法が改正され、銀行のディスクロージャーが義務化され、義務的開示項目が法定で定められた。

1998年 大蔵省、金融機関に対する通達を全廃

裁量行政を転換し、行政の透明性を高めることを狙いとして1998年6月8日に大蔵省は金融機関に対する通達を全廃した。これにより経理基準を定めていた「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」も廃止された。

(2) 立法府の関与

早期是正措置の導入を通じ金融当局は不良債権処理手段の厳正化・拡充を図ってきたが、不良債権のバランスアウトなど抜本的措置がとられないことは、経済停滞の原因とされ、社会問題となった。ここに立法府が金融問題処理にのりだし、抜本的な措置を求めていく

²⁰⁴ 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の3法である

ことになる。「1998年半ば以降は、従来は行政が実質的な推進力となって進めてきた金融問題の処理が、立案の段階から立法府が中心となって論議・決定されるという戦後の政策形成過程上の異例の時期であった²⁰⁵」とされる事態にいたったのである。

金融再生トータルプラン（不良債権処理の促進）

1998年 自民党「総合経済対策の基本方針」とりまとめ

自民党は1998年3月26日、1998年度予算案の成立後に打ち出す総合経済対策の基本方針をまとめた。事業規模で総額十二兆円以上の内需拡大策である。この中で景気回復の大きな阻害要因となっている担保付不良債権の処理と土地・債権流動化の具体策を体系的に明らかにした土地・債権流動化トータルプランを策定することとされた。

1998年 自民党「土地・債権流動化トータルプラン」を公表

自民党は金融機関の不良債権処理や土地取引の活性化を目指す「土地・債権流動化トータルプラン」を1998年4月22日に公表した。(1) 債権債務関係の迅速・円滑な処理(2) 虫食い地等の整形・集約化とこれらを活用した都市の再開発の促進(3) 都市再構築のための公的土地需要の創出 の3つを柱が示された。

1998年 「総合経済対策」

総合的な経済対策によって21世紀の展望をひらくため次の3点の課題を同時に対応することが必要であるとされ、1998年4月24日経済対策閣僚会議において国と地方の財政負担が約1.2兆円、総事業費が1.6兆円超と過去最大の規模となる総合経済対策をとることが決定された。

- (1) 社会資本整備や減税による思い切った内需拡大策を実施する。
- (2) 経済構造改革を強力に推進する。
- (3) 景気回復の阻害要因となっている不良債権処理を促進する。

不良債権問題の悪影響を払拭するためには、不良債権等を実質的に処理する必要があり、そのためには、担保不動産に関わる諸問題を解決することが不可欠とされ、土地・債権の流動化と土地の有効利用策として

- 1) 債権債務関係の迅速・円滑な処理
- 2) 土地の整形・集約化と都市再開発の促進
- 3) 都市再構築のための新たな土地需要の創出

の3点が掲げられ、債権債務関係の処理法として不動産担保付不良債権等に係る債権債務関係等の整理に必要な法律の整備、整理資産担保証券の市場整備が決定した。

1998年 「金融再生トータルプラン（第1次とりまとめ）」

政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は土地・債権流動化と土地の有効利用等を中心とした施策を本トータルプランによってとりまとめた。「経済停滞の根本原因の一つである金融機関等の不良債権問題について、その実態を明らかにするとともに、担保不動産の有効利用に至る総合的な施策により、不良債権のバランスシートからの抹消等の実質的な処理を早急に進め、資金の円滑な供給という金融本来の機能を回復させる必要がある」との観点から総合経済対策（4月24日）に盛り込まれた、①債権債務関係の処理、②土地・債権の流動化、③土地の有効利用、という「入口から出口まで」のパッケージの施策

²⁰⁵ 西村吉正 前掲書379P

について、具体的推進を図るとともに、さらに金融システム再生のための実効ある施策に取り組むため、5月22日に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会が設置され、6月23日に「金融再生トータルプラン（第1次とりまとめ）」としてとりまとめられたものである。具体的施策として以下がとりまとめられている。

1. 土地・債権流動化と土地の有効利用
 - (1) 債権債務関係の迅速・円滑な処理
 - (1) 臨時不動産関係権利調整委員会（仮称）の創設
 - (2) 債権放棄に係る税務上の取扱いの明確化
 - (3) 適正評価手続（デュー・デリジェンス）の確立
 - (4) 競売手続の迅速・円滑化
 - (5) サービサー制度の創設
 - (6) 共同債権買取機構（CCPC）の機能拡充等
 - (7) 金融機関の自己競落会社の機能拡充
 - (8) 資産担保証券（ABS）の流通市場の整備
 - (2) 土地の整形・集約化と都市再開発の促進
 - (1) 都市再開発を強力に進めるための仕組みづくり
 - (2) 住宅・都市整備公団の積極活用
 - (3) 民間都市開発推進機構を活用したプロモート体制の構築
 - (3) 公的土地需要の創出
2. 金融機関の不良債権の実質的処理、経営健全化等
 - (1) 金融機関の不良債権の実質的処理
 - (2) 金融機関の経営健全化
 - (3) いわゆる「受皿銀行構想（ブリッジバンク構想）」について

1998年 「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」

政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は、トータルプランの第1次とりまとめにより土地・債権流動化と土地の有効利用等を中心とした環境整備がなされたことを前提に、金融機関等の不良債権処理推進のための取り組み体制整備のため、i) 不良債権の積極的な処理、ii) 金融機関の迅速なリストラ、iii) 透明性及びディスクロージャーの向上、iv) 銀行監督と健全性原則の強化、を柱とする「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」を1998年7月2日に発表した。具体的施策としてとりまとめられたものは以下の通り。

1. 不良債権の積極的処理促進の制度的枠組み整備
 - (1) 不良債権等の流通市場の整備
 - (2) 不良債権等の処理のためのインフラ整備
2. 透明性及びディスクロージャーの向上
3. 銀行監督及び健全性基準の強化
 - (1) 金融監督庁の発足
 - (2) 主要行への集中的な検査
 - (3) 早期是正措置に基づく厳正な対応
 - (4) 検査・監視・監督のための体制強化
4. 金融システムの安定化と機能強化
 - (1) ブリッジバンク（つなぎ銀行）制度の導入
 - (2) 貸し渋り対策
 - (3) 金融安定化2法で措置された30兆円の活用による金融機関の再編・リストラ

(4)破綻金融機関の経営者及び株主の責任の明確化

法的枠組みの整備

金融システムの再生と安定化のため、1998年秋の臨時国会において、金融機能再生法及び金融機能早期健全化法を車の両輪とする法的枠組みが整備された。これは、「与野党対立の妥協の産物として、金融再生法については野党に大幅譲歩し、それとは別に与党主導で金融再生トータルプランの要素を復活させた金融健全化法が制定²⁰⁶」されたためである。このため、両法とも日本の金融システムの再構築を目的としながら「金融再生法が事後処理・政策誘導重視の考え方を基本としているのに対し、金融健全化法は事前予防・経営自主性尊重の考え方を基調としている²⁰⁷」ものとして成立した。

金融再生に関する法整備

1998年10月12日金融再生関連4法²⁰⁸が成立した。「場合によっては敢えて世の中に危機意識を喚起してでも能動的に金融の現状を変えていこうという極めて攻撃的なもの²⁰⁹」と評される問題意識のもと野党主導で金融再生関連4法は制定された。主要な内容は以下の通り

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）

本法律は、金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻処理の原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置を講じている。金融機関の破綻処理原則として以下の6点を掲げている

- ① 破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示
- ② 経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないこと。
- ③ 破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にすること
- ④ 預金者等を保護すること
- ⑤ 金融機関の金融仲介機能を維持すること
- ⑥ 金融機関の破綻処理に係る費用が最小とすること

具体的手法として

金融機関の財務内容等の透明性の確保

破綻した金融機関の金融整理管財人による管理

特別公的管理

金融機関の資産の買取りに関する緊急措置

を定めている。金融機関の財務内容等の透明性の確保として金融機関は資産の査定を行い、資産の査定結果を公表すること（金融再生法開示債権）が定められた。

預金保険法の一部を改正する法律

整理回収機構（日本版RTC）の創設が定められた。

²⁰⁶ 西村吉正 前掲書385P

²⁰⁷ 西村吉正 前掲書386P

²⁰⁸ 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」「金融再生委員会設置法」「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「預金保険法の一部を改正する法律」の4法。いずれも民主党等野党3会派が提出した法案を与野党協議により共同修正し、成立

²⁰⁹ 西村吉正 前掲書384P

住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を一体とした株式会社組織として、整理回収機構（日本版 RTC）を創設し、その対、住宅金融債権官営機構が整理回収銀行を吸収合併することとなった。

金融再生委員会設置法
総理府の外局として金融再生委員会が設置されることが定められた。

早期健全化に関する法整備

1998年10月16日金融再生法の衆議院可決のち与党議員提案により、破綻前の対応策を内容とする早期健全化法²¹⁰が成立した。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（早期健全化法）

本法律は金融機関等の不良債権処理、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置により金融機能の早期健全化を図ることとしている。金融機能の早期健全化のために講ずる施策に関する原則として以下の6点を掲げている。

- ① わが国の金融機能に著しい障害が生ずる事態を未然に防止する。
- ② 金融機関等に対し経営の状況を改善するような自主的な努力を促すことにより、経営の合理化ならびに経営責任および株主責任の明確化を図る。
- ③ 金融機関等の再編を促進する等により金融システムの効率化を図る。
- ④ 法律の目的を達成するための社会経済的な費用が最小となるようにする。
- ⑤ 早期是正措置と効果的な連携を確保する。
- ⑥ 情報等の適切かつ十分な開示

具体的手法として

経営の健全化のための計画

議決権のある株式（普通株式）の引受けの要件

議決権のある株式以外の株式等（優先株式、劣後債、劣後ローン）の引受け等の要件

合併等を行う金融機関又は銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件

経営管理

等について定めている。

2. 当局検査の役割の変遷（査定実施から査定監督へ）

（1）大蔵省検査における査定監督への流れ

1994年 金融制度調査会「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」

前述した1994年6月21日金融制度調査会中間報告「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」において行政当局による検査等のモニタリングに関しては、金融機関によるリスク管理が整備され適切に運営されているかに着目するべきであるとの方向性がしめされた。

1995年 金融制度調査会「金融システム安定化のための諸施策」

上述したように、1995年12月22日金融制度調査会「金融システム安定化のため

²¹⁰ 自民党が提出した法案を与野党協議により共同修正し、成立

の諸施策」において、早期是正措置の導入が求められたが、資産査定について、「金融機関の自己責任原則の徹底等の観点からは、資産査定は先ず各金融機関自らが厳正に行うことが必要である」とされ、資産査定の担い手が監督当局から金融機関に移ることが明記された。

1995年 大蔵省「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」

上記金融制度調査会の答申から4日後の1995年12月26日に大蔵省は「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」および大蔵大臣談話として「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策の取りまとめにあたって - 金融行政の転換について -」を公表した。本文書において、金融の自由化・国際化の中で従来の金融機関の経営基盤の安定を重視する保護的規制行政から市場機能重視の行政への転換が遅れたことが金融機関の経営における自己責任意識の不徹底の一因になったことを反省し、金融機関における自己責任原則の徹底、市場規律を機軸とした透明性の高い行政の実施という2つの原則に沿って今後の金融行政のあり方及び金融機関の経営について大胆な転換を行う必要があるとしている。今後の監督当局は市場規律を補完するものとして、金融機関自身によるリスク管理・内部管理体制の徹底を求めるとともに、その整備状況を検査・モニタリング等を通じて把握し、できる限り裁量を排除した透明性の高い形で、的確な措置を講じていくものとされた。このような金融監督行政を行っていく中核的手法として金融機関の経営の健全性を確保するため、客観的なルールに基づき経営の早期是正を促す「早期是正措置」の導入を図る必要がある。「早期是正措置」が適切に機能するために①監督当局の検査・モニタリング体制の整備、②金融機関自らによる自己査定、③自己査定の客観性、正確性確保の観点からの公認会計士による外部監査が強調された。

早期是正措置導入を契機に資産査定は大蔵省が行うものから、金融機関自らが実施し、公認会計士による外部監査によるチェックを経た上で、当局がその正確性に関する評価を行うものとされた。

1996年 銀行局「『普通銀行の業務運営に関する基本事項などについて』通達の一部改正について」

銀行局は1996年6月28日「『普通銀行の業務運営に関する基本事項などについて』通達の一部改正について」を発出した。その中で内部検査の充実をもとめ、「自己責任原則の下、銀行自身による内部管理体制、リスク管理体制の確立が求められている」としている。内部検査において最低限検査を行うべき事項の第1位に「資産の健全性に関する管理の状況」をあげ、管理債権の管理の状況、管理債権の定期的な見直しの状況、管理債権の把握と当局への報告の正確性、不良債権発生 of 未然防止策について検査をおこなうことを求めている。自己査定に関わる環境整備の通達と考えられる。

「早期是正措置に関する検討会中間とりまとめ」における資産査定

金融機関が自己責任原則に基づき行う資産の自己査定は、適正な償却・引当のための準備作業として位置づけられ、財務諸表の適正性について会計監査人が深度ある監査をおこなうこと、各金融機関が正確な自己査定や適正な償却・引当を行っているかどうかについて検査がチェックする必要があることが示された。

1997年 「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」

1997年3月5日に「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」が発出された。これは、各金融機関の自己査定のための体制の整備・充実等の参考となる

よう、早期是正措置制度導入後の当局の金融検査における資産査定の方法についての考え方等と、これまでの金融検査における資産査定の実務を基に、金融証券検査官が資産査定
の検査を実施する際のマニュアルである「資産査定について」を盛り込んだ通達である。
早期是正措置制度の導入後の金融検査における資産査定に際しては、金融機関が自主的に
定めた基準に基づき実施した資産の自己査定および公認会計士による監査を前提として、
自己査定結果等内部統制の状況についてチェックを行うことになる²¹¹。早期是正措置が導
入されるまでの間における金融検査においても、金融機関の自己査定のための体制整備の
進捗状況等について把握するよう求められた。従来の検査官が個々の資産内容を分類する
検査方式から、金融機関がまず資産を自己査定し、それを公認会計士が監査し、金融検査
において自己査定の正確性等をチェックする検査方式にあたらたまることが明示された。

1997年6月金融監督庁設置法公布

大蔵省の金融検査・監督部門を分離・独立する金融監督庁設置法案成立。1998年7
月までに金融監督庁が発足することとなった。

1998年 「新しい金融検査に関する基本事項について」

大蔵省大臣官房金融検査部は1998年3月31日に「新しい金融検査に関する基本事
項について」を発出した。これは、4月から金融機関等による資産の自己査定及び外部監
査の活用を前提とする早期是正措置が導入され、金融行政がきめ細やかな事前指導を中心
とする行政からルール遵守状況等に係る事後的実態把握を中核とする行政に事実上転換す
ること、および金融不祥事により金融検査・監督に対する信頼が大きく損なわれたことを
受け、検査の基本的なあり方を転換することとして、新たな金融検査の実施上の基本事項
を定め本通達として発出した。内部管理体制の整備・機能と資産内容の自己査定、償却・
引当ての適正さをチェックすることを検査の目的とし、監査人・公認会計士の活用、経営
実態に応じた検査、日銀考査との連携、民間専門家の登用、検査日の事前予告制などの新
機軸が打ち出された²¹²。

(2) 査定監督としての金融監督庁検査

1998年 金融監督庁発足

民間金融機関等に対する検査その他の監督を専門的に所掌する行政機関として1998
年6月22日に金融監督庁が発足した。金融監督庁の発足は民間金融機関等に対する検
査・監督という執行面の機能を大蔵省から切り離すことが、透明かつ公正な金融行政への
転換に資するとの観点から行われたものである。金融監督庁の発足により、民間金融機関
に対する検査・監督という執行面を金融監督庁が担い、制度の企画・立案を大蔵省が行う
という体制が成立した。

1998年 19行集中検査

金融監督庁は政府・自民党の金融再生トータルプランがまとまったことを受け、主要1

²¹¹ 水谷貢『『早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について』通達の概要』、『金融法務事情』1997年4月5日号 筆者の肩書きは大蔵省大臣官房金融検査部管理課課長補佐である。

²¹² 『金融財政事情』 1998年4月13日号、34P

9行を対象に自己査定が正確かどうかの集中検査を1998年7月に実施した。[表 10 19行集中検査結果]に見るように破綻した長銀・日債銀の自己査定と当局査定との乖離が著しいことがわかる。

本集中検査は資産査定については1997年3月付「資産査定について」通達が、また、償却・引当については1997年4月日本公認会計士協会「実務指針」との整合性を確認した。検査を通じ当局目線の徹底を図ったものと考えられる。

表 10 19行集中検査結果

主要行(17行) 総与信の査定結果(1998年3月末、償却・引当後)
(単位: 億円)

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定(a)	3,447,085	437,812	53,426	3,756	3,942,079
自己査定(b)	3,501,146	401,970	37,718	1,245	3,942,079
(a) - (b)	▲ 54,061	35,842	15,708	2,511	-

- (注) 1. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金の融資関連科目をいう。
2. 「自己査定(b)」は、銀行法第24条で報告を受けた総与信の自己査定結果について、修正報告(誤謬等の訂正)を受けた後の計数。
3. IV分類には、信託勘定の分類債権(1, 180億円)が含まれている。

長銀・日債銀

(単位: 億円)

	分類状況				総与信
	I	II	III	IV	
当局査定(a)	196,239	51,899	24,141	2,610	274,889
自己査定(b)	214,922	49,601	10,366	-	274,889
(a) - (b)	▲ 18,683	2,298	13,775	2,610	-

主要行(17行) 償却・引当の適切性(1998年3月末)

(単位: 億円)

当局査定に基づく 償却引当額 ①	自己査定に基づく償 却・引当額 ②	要追加償却・引当額 ① - ②
86,060	75,647	10,413

- (注) 「当局査定に基づく償却・引当額①」は、当局査定に、原則として各行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

長銀・日債銀

(単位: 億円)

当局査定に基づく 償却引当額 ①	自己査定に基づく償 却・引当額 ②	要追加償却・引当額 ① - ②
16,387	8,064	8,323

出所: 金融監督庁検査部 『金融検査・この1年(平成10年度版)』1999年

第2項 不良債権処理

1995年央に金利減免等債権が開示対象とされる不良債権とされ、ディスクロージャーされるようになった。早期是正措置の導入にともない銀行決算の前提が税法基準から会計基準に移行した。損益法概念の導入により資産査定は、債務者区分を行ったうえで、債務者区分毎に資産分類を自己査定でおこなう枠組みとなった。償却・引当は自己査定の結果による債務者区分に応じて行われるものとなった。税務と会計の調整として税効果会計が急速に整備された。当初資産査定の判断基準は旧大蔵省検査部の「資産査定について」の通達をベースとしており、償却・引当基準は日本公認会計士協会の「実務指針」をベースとしていたが、「金融検査マニュアル」の発出により資産査定基準と償却・引当基準の統合が図られていった。

1. 銀行における不良債権の認識、償却・引当

(1) 銀行の不良債権の認識

債務者の財政状態及び経営成績等にもとづき債務者区分を行い、各債務者区分毎に資産分類を自己査定により行なう考え方が導入されていった。

ディスクロージャー

1981年銀行法改正において銀行のディスクロージャーの拡充が求められ、銀行法第21条により業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の規定が新設された。その後、1985年6月の金融制度調査会の答申により経営内容の開示に関する統一的な基準の自主的な作成を求められてことを受け、1987年7月に全銀協は統一開示基準を制定した。しかし不良債権の開示については「銀行法第21条のただし書きにおいて、『信用秩序を損なうおそれのある事項』については開示しなくてよいとされていたことなどもあり、統一開示基準に含まれておらず、また自主的に開示する銀行もなかった」²¹³状況にあった。以下に見るように、バブル崩壊を受け、1993年より不良債権の開示が急速に拡大していくことになる。1999年には、不良債権のディスクロージャーは、銀行法第21条の要請に基づく「リスク管理債権」の開示と金融再生法の規定に基づく「金融再生法開示債権」の開示と2つの基準によりおこなわれるようになった。

リスク管理債権

銀行法第21条の要請に基づくディスクロージャーが行われていたが、1987年7月に開示を必要とする最低限の基準として全銀協により統一開示基準が定められた。統一開示基準は不良債権は開示の対象外としていたが、1993年3月決算より不良債権を開示することとなった。不良債権は当初は全銀協による統一開示基準に基づき開示されていたが、開示項目の拡大を経て、1993年3月期からは銀行法に基づき開示されるものとなった。

全銀協におけるディスクロージャー

1993年3月期より不良債権の開示が開始された。1995年には開示対象とされる不良債権の定義が拡大され金利減免等債権が開示対象となり、1996年3月期より大手

²¹³ 全国銀行協会連合会『銀行協会五十年史』全国銀行協会連合会 1997年 520P

銀行により開示が行われた。1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示内容を米国SEC基準並みとすることとし、従来の「破綻先債権額」、「延滞債権額」に加え、「3ヶ月以上延滞債権額」および「貸出条件緩和債権額」の4項目を「リスク管理債権情報」として開示することとした。債権の情報開示の推移は[図5 ディスクロージャーの推移]の通りである。

図5 ディスクロージャーの推移

	1993年3月	1994年3月	1995年3月	1996年3月	1997年3月	1998年3月
破綻先	◎	◎	◎	◎	◎	◎
延滞	●	●	●	○	◎	◎
金利減免等				●	◎	
経営支援先				●	◎	
3ヶ月以上延滞						◎
貸出条件緩和						◎

(注) 1. ディスクロージャー資料ベース

2. ◎は全国銀行全行が開示。○は都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行が開示。

●は都市銀行、長期信用銀行、信託銀行が開示。

3. 金利減免債権および経営支援先に対する債権は1998年3月期以降、貸出条件緩和債権に含めて開示。

資料『金融』1998年4月号 12Pを簡略化

銀行法による開示

金融システム改革法に基づく1998年12月の銀行法施行規則の改正により、1999年3月期決算より、連結ベースでのリスク管理債権額の開示を罰則付きで義務付けられた。貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。

金融再生法開示債権

1999年3月決算から「リスク管理債権」とは異なった観点から不良債権が開示されることとなった。「金融再生法開示債権」である。1998年10月に施行された金融再生法および金融再生法施行規則の規定により、1999年3月期（主要行について）より、貸出金、支払承諾見返、貸付有価証券等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示することが義務付けられた。

自己査定とリスク管理債権、金融再生法開示債権の関連は[図6 自己査定、再生法開示及びリスク管理債権の関係]に見るとおりである。

図 6 自己査定、再生法開示及びリスク管理債権の関係

自己査定の債務者区分 及び分類	対象債権	再生法開示	リスク管理債権
		貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返	貸出金
破綻先 実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権 延滞債権	
破綻懸念先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類	危険債権	延滞債権 3ヶ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	
要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類	要管理先	貸出条件緩和債権 3ヶ月以上延滞債権	
正常先 第Ⅰ分類			

出所：「金融監督庁の1年」1999年版 247P

早期是正措置導入と自己査定

1996年 早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」

1996年12月26日に早期是正措置に関する検討会により発表された「中間とりまとめ」により、当局のこれまでの検査（資産査定・Ⅰ～Ⅳ分類）における実務をもとに自己査定ガイドラインの原案が示された。自己査定ガイドラインの原案は、債権を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、担保・保証のカバー状況に応じてⅠ～Ⅳ分類に分けるという資産査定に関する基本方針のみを示したものである。資産査定の基本的考え方は以下のとおり

Ⅰ分類：下記Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類以外の資産

Ⅱ分類：債権確保の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権

等の資産

Ⅲ分類：最終の回収について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

Ⅳ分類：回収不可能または無価値と判定される資産

- a). 正常先債権については、原則としてⅠ分類。
- b). 要注意先債権については、原則としてⅡ分類。
- c). 破綻懸念先債権については、担保等で保全されている部分を除き、原則としてⅢ分類。
- d). 実質破綻先債権については、担保等で保全されている部分を除き、原則としてⅣ分類。
- e). 破綻先債権については、担保等で保全されている部分を除き、原則としてⅣ分類。

1997年 大蔵省金融検査部「早期是正措置導入後の金融検査における資産査定について」における「資産査定」

1997年3月5日に大蔵省金融検査部が発出した「早期是正措置導入後の金融検査における資産査定について」により、金融検査に際して金融機関の資産の状況を検査官がチェックする際に使用する“資産査定マニュアル”²¹⁴と位置づけられる「資産査定について」が公表された。これは各金融機関が作成する自己査定基準の基本的な考え方についての「適度の統一性」の確保に資することが期待される²¹⁵ためである。資産査定の考え方は早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」における自己査定ガイドラインの原案を踏襲したものであり、資産査定は、回収の危険性または価値の毀損の度合に応じて資産をⅠ～Ⅳの四段階に区分している。その分類に際しては、①債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、債務者について、その状況により正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5段階に区分し、②資金使途等の内容を個別に検討し、③担保や保証等の状況を勘案のうえ、分類を行うものとされ、自己査定ガイドラインの原案より踏み込んだ内容が示されている。

分類の内容および債務者区分について見て見ると以下の通りである。

Ⅰ分類：「Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類としない資産」 回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。

Ⅱ分類：「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」 Ⅱ分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。

Ⅲ分類：「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」 Ⅲ分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の債権の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされるものである。

Ⅳ分類：「回収不可能又は無価値と判定される資産」 Ⅳ分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は

²¹⁴ 中川隆進「自己査定基準の適度の統一性を確保していく」、『金融財政事情』1997年3月24日号 筆者の肩書は大蔵省大臣官房金融検査部長である。

²¹⁵ 中川前掲論文

無価値と判定できる資産である。

正常先：正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。

要注意先：要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する先をいう。なお、創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない貸出先を除く。

破綻懸念先：破綻懸念先破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど事業好転の見通しがほとんどない状況で、自行（庫・組）としても消極ないし撤退方針としており、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先をいう。なお、自行（庫・組）として消極ないし撤退方針を決定していない債務者であっても、当該債務者の業況等について、客観的に判断し、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる場合は、破綻懸念先とする。

実質破綻先：実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなくあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがなく、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しがなく、元金又は利息について実質的に長期間延滞している先などをいう。

破綻先：破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

金融再生法における資産査定

1998年10月金融再生法施行規則により債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、貸出金、支払承諾見返、貸付有価証券等の総与信を対象に「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分け資産を査定する考えが示された。査定区分は以下の通り

破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

要管理債権：三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないもの

と定められた。これにより自己査定基準のⅡ分類は金融再生法上は正常債権と要管理債権

と区分されることになった。ほぼ米国基準 Substandard 以下の先を金融再生法は非正常債権と認識し対応していくことになった。

(2) 銀行実務における償却・引当

自己査定に基づく債務者区分に応じ償却・引当を行う考え方が導入されていった。

早期是正措置導入と償却・引当基準

早期是正措置導入により自己査定が導入され、自己査定に基づく債務者区分に応じ償却・引当を行う考え方が導入されていった。破綻先債権・実質破綻先債権については無担保部分を全額償却・引当を行うことが、また正常先・要注意先債権については貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上するとされた。破綻懸念先債権の無担保部分については必要額を貸倒引当金を計上するとされたが、必要額についての目安²¹⁶は示されなかったため、金融機関による恣意的な対応の余地が残るものであった。

1996年 早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」

1996年12月26日に早期是正措置に関する検討会により発表された「中間とりまとめ」において、早期是正措置に導入に当たり、適正かつ客観的に償却・引当を行いえるよう、日本公認会計士協会より償却・引当についての明確な考え方が実務上の指針（ガイドライン）としてしめされることが望ましいとの方向性を示した。日本公認会計士協会において検討が進められている「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」の基本的な考え方として示されたものは、以下のとおりである。

- ① 正常先債権については、債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。
- ② 要注意債権については、債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。金利減免、棚上げ及びリスケジュールされた貸出条件付債権については、割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、国際的な会計基準からみて、今後検討することはできないか、
- ③ 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する、予想キャッシュフローが把握できる債権については、割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、国際的な会計基準からみて、今後検討することはできないか、
- ④ 実質破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減産し、残額を貸倒償却するか、または貸借対照表に貸倒引当金として計上する、
- ⑤ 破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか、または貸借対照表に貸倒引当金として計上する

²¹⁶金融機関において「基礎資料として前提となる要注意先債権や第三分類債権の過去の貸倒実績率のデータが不足している」（日経金融新聞1999年1月12日号）状況にあった。

1997年 「金融機関監査の際のガイドライン」

1997年4月15日：日本公認会計士協会は早期是正措置導入に伴い銀行が実施する自己査定手続きと、その結果を踏まえた償却・引当てを監査する際の実務指針である「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証ならびに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」を公表した。償却・引当計上における債務者分類は「早期是正措置に関する研究会」に提出された原案を踏襲する内容である。貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いが明らかにされた。²¹⁷ 債務者分類等は以下の通り

- ① 正常先債権（業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権）
債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。
- ② 要注意先債権（貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者に対する債権）
債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する。
- ③ 破綻懸念先債権（現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権）
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する。
なお、（注2）参照のこと。
- ④ 実質破綻先債権（法的、形式的な経営破綻の事実は、発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みがたたない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。
- ⑤ 破綻先債権（破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権）
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金として貸借対照表に計上する。
なお、②に該当する金利減免、棚上げ及びリスケジュールされた貸出条件付債権、③に該当する予想キャッシュフローが把握できる債権については、割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、早期是正措置に関する検討会の「中間とりまとめ」において、今後検討することはできないかとされているところである。割引現在価値の考え方の実務への適用に関しては、種々検討すべき事項があるので、日本公認会計士協会としてこの問題を引き検討する。また、現在、企業会計審議会において貸付金を含む金融商品

²¹⁷ 「実務指針」は金融機関による資産査定が金融検査部作成の「資産査定について」の分類に整合しているかを求めている。

償却・引当については、

正常先債権、要注意先債権については貸倒実績率に基づいて貸倒引当金を計上

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸倒引当金として計上

実質破綻先債権、破綻先債権については債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか貸倒引当金を計上とされた。

の会計処理基準が検討されているので、その動向も十分注視しながら検討を進めていくこととする。

(注1) 貸倒実績率

貸倒実績率は正常先債権や要注意先債権という分類毎の貸倒実績率による。また、分類毎に区分した上で、住宅ローン、あるいは業種別等のグルーピング別の貸倒実績率を利用する方法も認められる。

貸倒実績率の算定方法は種々考えられるが、その一例として、ある期間の期首（仮に三年間の幅で推移をみる場合、該当する三年間を一つの機関とみた場合の期首）の該当する分類の債権残高を分母とし、その分母の額のうち期間内に毀損した額（貸倒償却及び貸例引当金として計上した額その他債権売却損等の損失額を含む）を分子として計算する方法がある。

監査人は、銀行等金融機関の要注意債権等分類毎の貸倒実績等のデータの整備・蓄積状況にも留意する。

(注2) 破綻懸念先債権の回収可能性

破綻懸念先債権の回収見込額を検討するに当たっては、債務者の支払能力を総合的に判断する必要がある。債務者の経営状態、担保・保証の有無と担保価値、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、完成途上のプロジェクトの完成見通し、銀行等金融機関並びに親会社の支援状況、再建計画の可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を検討しているか確かめる。

各金融機関は、上記のような様々な要因を勘案した具体的な回収見込額の算出方法を定めておく必要がある。その方法としては、例えば、売却可能な市場を有する債権については売却可能額を回収可能額とする方法や、債権額から清算価値を差し引いた差額に倒産確率を乗じて回収不能額を算出する方法等が考えられる。

1997年 『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」における償却・引当

決算通達である「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」は以下のように改正（1998年6月廃止）され、金融機関の償却・引当が税法基準によらないことが明示された。

貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権の評価

貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権（以下「貸出金等」という。）の評価は次のような公正・妥当と認められる方法によるものとする。

(イ) 貸出金等の償却

回収不能と判定される貸出金等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残高（以下「回収不能額」という。）を償却する。

ただし、担保が処分されていない等の事情により、償却することが適当でないと判定される貸出金等を除く。

(ロ) 債権償却特別勘定への繰入れは、回収不能と判定される貸出金等のうち上記（イ）により償却するもの以外の貸出金等については回収不能額を、最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等については債権額

から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残額のうち必要額を、それぞれ繰り入れるものとする。

(ハ) 貸倒引当金（債権償却特別勘定及び特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第五十五条の二の海外投資等損失準備金を含む。以下同じ。）を除く。）は、貸出金等のうち、上記（イ）により償却するもの及び上記（ロ）により債権償却特別勘定へ繰り入れるもの以外の貸出金等について、合理的な方法により算出された貸倒実績率に基づき算定した貸倒見込額を繰り入れるものとする。

(ニ) 特定海外債権引当勘定への繰り入れは、特定の対象国に対する特定の対象債権について、対象国の政治経済情勢等に起因して特に生ずると認められる合理的な方法により算定した損失見込額を繰り入れるものとする。

なお、対象国及び対象債権については、別に定めるところによるものとする。

金融再生法導入後の償却・引当基準

1998年12月15日「定量的引き当て基準」の導入を志向した柳沢伯夫（金融再生担当相）を委員長として金融再生委員会が設置され、柳沢委員長のもと、要注意債権の中でも信用リスクの高い要管理先債権および必要額を引当てるとされていた破綻懸念先債権にかかわる引当の目安が導入されるに至った。

金融再生委員会における資産査定基準

金融再生法は、破綻した金融機関の業務承継に際し、金融再生委員会は、貸出債権等の内容を審査し、あらかじめ定め、公表した基準に従い、承継銀行が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うことを定めた。この判定基準は金融再生委員会規則で定めるべきものとされ、1998年12月15日にその資産判定基準が公表された。

- ・ 正常先債務者に対する債権については保有資産として 適当
- ・ 要注意先債務者（貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者、財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者）に対する債権については、当該債務者が、
 - ①直近の決算において繰越損失が生じておらず、かつ、貸出条件緩和ないし元
利金支払延滞が生じていない場合 適当
 - ②直近の決算において債務超過である場合 不適当
 - ①、②以外の場合には、二年後の期末までに①に移行するならば 適当
- ・ 破綻懸念先債務者に対する債権 不適当
- ・ 実質破綻先債務者に対する債権 不適当
- ・ 破綻先債務者に対する債権 不適当

と定められた。

1999年 「引当ガイドライン」における引当の目安

1999年1月25日：金融再生委員会「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」を公表。

公的資本の増強を受ける国際決済銀行基準行の資産査定的前提として資産査定引当における目安が示されたものである。法的強制力をもたないものであるが、「当局が初めて指標を示したことで銀行の健全度をはかる事実上の標準²¹⁸となる²¹⁹」と受け取られた。目安

²¹⁸ 従来の実情は「各行でばらつきがあるだけでなく、『明らかに引き当て不足の銀行もある』（金融監督庁幹部）」とされる状況にあった。日経金融新聞 1996年1月12日

は以下のとおり

担保・保証で保全されていない破綻懸念先債権・・・70%を目安

(ただし、各行において債権の回収可能性等を勘案して個別に適正に行った場合にはこれによることができる)

担保・保証で保全されていない要管理先債権・・・・・・15%を目安

その他の要注意先債権・・・・・・その平均残存期間を勘案して算出された適正な貸倒実績率等

本ガイドラインの公表により銀行の健全性の目安が大蔵省検査目線のⅣ分類債権＋（1／2）Ⅲ分類債権とⅡ分類債権のリスクを織り込まないものから、要管理先債権（Ⅱ分類債権中リスクの高いもの）のリスクを織り込んだより厳しいものへと転換した。

1999年 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」

企業会計審議会は、1996（平成8）年11月の金融システム改革に関する総理指示に従い、フェア、グローバルの観点から会計基準の見直しをすすめ、1999年1月に『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』を提出した。金融機関においては平成9年4月以降、公認会計士協会の実務指針において、債務者を5段階に区分して貸倒見積高を算出しているが、一般事業会社においても債務者の財政状態等に応じた具体的な見積方法を明示することが適当であるとの考え方にもとづき、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を以下のように3つに区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示している。

債権区分

- ① 一般債権：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
- ② 貸倒懸念債権：経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
- ③ 破産更生債権等：経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

各々の引当基準

- ① 一般債権：過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定
- ② 貸倒懸念債権：次のいずれかの方法を継続して適用
 - (a) 担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する方法
 - (b) 元利金の将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な場合、元利金のキャッシュ・フローの予想額を当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額の差額を貸倒見積高とする方法
- ③ 破産更生債権等：個々の債権ごとに担保等により回収できない部分を貸倒見積高とする

(3) 金融監督庁検査マニュアル

「金融再生トータルプラン(第2次とりまとめ)」(1998年7月2日発表)において、銀行監督及び健全性基準の強化に関し「金融検査については、外部のノウハウを取り入れた検査マニュアル及びチェックリストを整備し、年内に公開する」とされたことを受け金融監督庁は、検査部内に「金融検査マニュアル検討会」を設置し金融検査マニュアル及びチェックリスト検討を開始し、1998年12月22日には「中間とりまとめ」を、1999年4月8日には「最終とりまとめ」を発表し、1999年7月1日に「金融検査マニュアル」を公表した。この「金融検査マニュアル」の発出により、資産査定と償却・引当に関する枠組みが明確化・一元化され、算出される自己資本比率の正確性が金融検査を通じて明示的にチェックされることとなった。²²⁰

1998年 金融監督著金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」発表
1998年12月22日に金融監督著金融検査マニュアル検討会において発表された「中間とりまとめ」において、金融監査は自己責任原則に基づく金融機関の経営を補強するものとの考え方を基本に

① 従来の当局指導型から、自己管理型への転換

② 従来の資産査定中心の検査から、リスク管理重視の検査への転換
を図ることが明示された。

信用リスク管理態勢のチェックリスト及び信用リスク検査マニュアルにおいては、信用等级付の導入、与信集中の排除等のポートフォリオ管理の重要性を強調するとともに、信用リスクの計量化を促している。

自己査定に関する検査については、旧大蔵省検査部の「資産査定について」の通達をベースとすることを明らかにするとともに、債務者区分を判定する場合の判断基準等の明確化を図っている。

償却・引当に関する検査についても、償却・引当基準の一層の明確化を図るとともに、貸倒引当率等の算定方法の適切性、償却・引当額の水準の適切性についても検査を行うこととしている。要注意先に対する引当は、要管理債権とそれ以外のものに区分して行うことを促している

「要注意先」のうち実質債務超過が二年以上続き、原則五年以内実現可能な経営改善計画がない場合には「破たん懸念先」とすること、「要注意先」についての貸倒引当金を今後三年間の予想損失額(従来基準の3倍)とすること等査定、償却・引当の厳格化が示された。「銀行業界の一部には『内容が厳し過ぎる』と反発する声も²²¹」出るほどの厳しいものであった。

1999年 金融監督庁金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」
「中間とりまとめ」における基準の厳しさに「貸し渋り」を助長するとの反発が出たのを受け、債務者区分に関する数値基準の緩和、償却・引当基準の一部弾力化、金融機関の貸し渋り状況を監視などの修正をおこなった「最終とりまとめ」を1999年4月8日に金融監督庁金融検査マニュアル検討会は発表した。「破たん懸念先債権」と「要管理先債権」について、1991年1月「引当ガイドライン」のような償却・引当の目安とする数値基

²²⁰ 佐藤隆文前掲書211P

²²¹ 日経金融新聞 1998年12月24日号

準 222は導入されなかった。

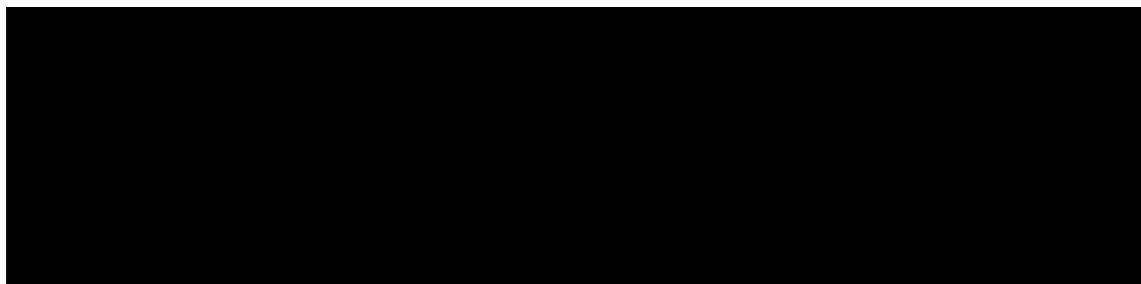
1999年 金融監督庁「金融検査マニュアル」公表
「中間とりまとめ」「最終とりまとめ」での検討を経て、1999年7月1日金融監督庁により「金融検査マニュアル」が好評された。金融検査の基本的考え方および検査に際しての具体的着眼点等を整理したものである。回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を4段階に分類している。また、債務者を信用リスクに5段階に区分しており、債務者区分ごとの償却・引当の基準を明記している。債務者格付け、資産分類、償却・引当の関係は[図7 債務者区分]、[図8 資産分類]、[図9 債務者区分と資産査定]、[図10 不良債権の引当・償却基準]に見る通りである。

図7 債務者区分

破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破綻、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
要管理先	要注意先のうち3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のある債務者
要管理先以外	要注意先のうち要管理先以外の債務者
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと求められる債務者

出所：全銀協HPを一部修正

図8 資産分類



222 通常の検査でもこうした数量的目安を採用すべきだとの見方もあるが、監督庁は「将来の課題」(検査部)としている。日本経済新聞 1999年4月9日号

図 9 債務者区分と資産査定

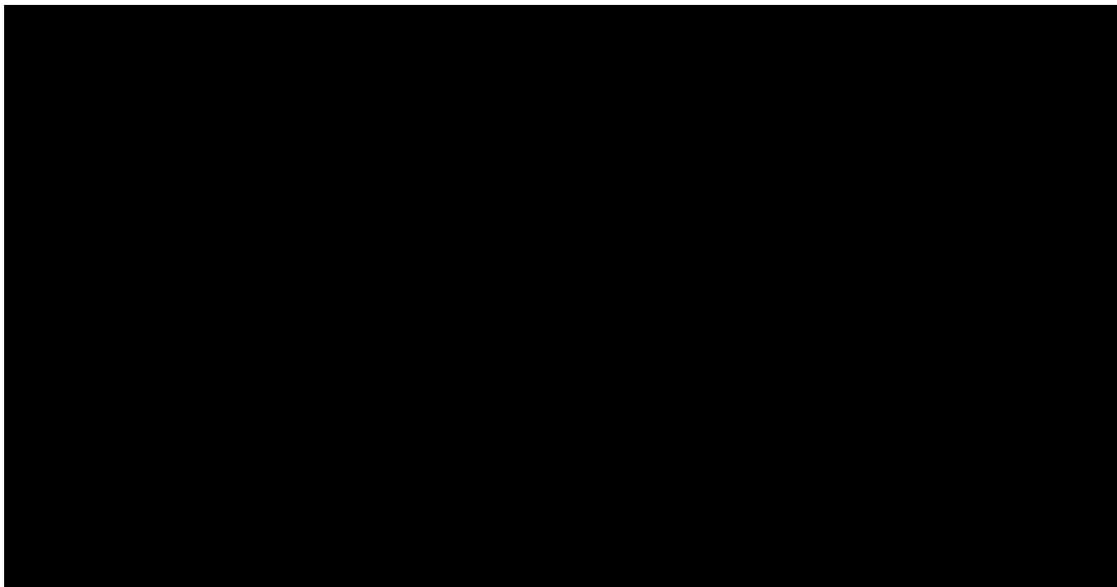
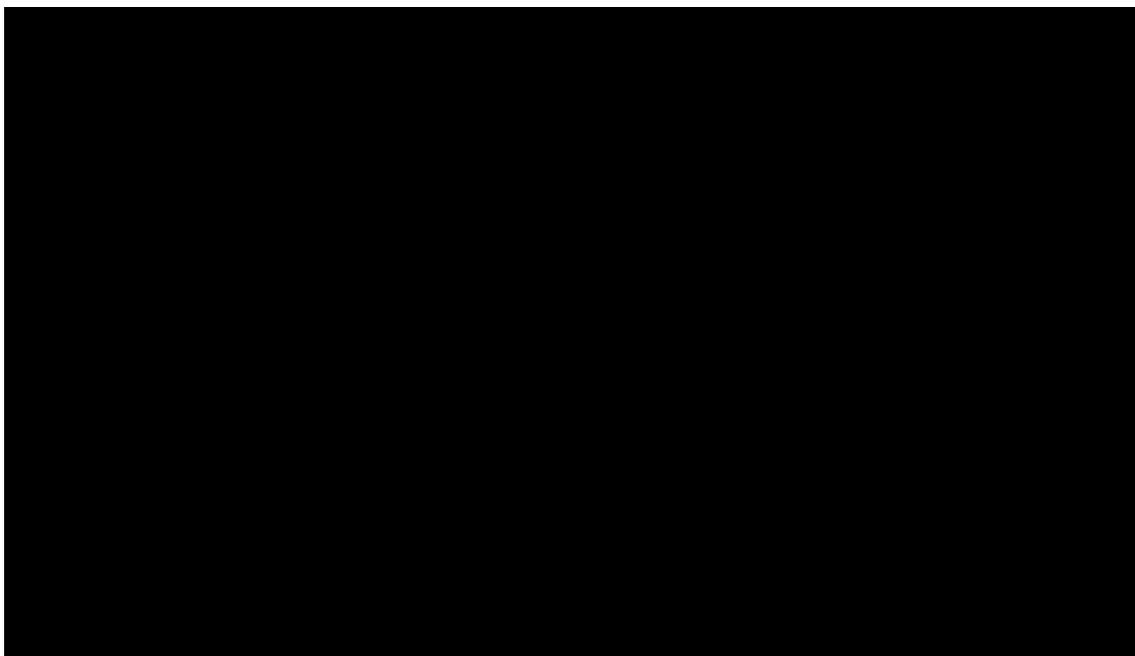


図 10 不良債権の引当・償却基準



1999年 『実務指針』改正

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、貸倒見積高の算定に関する会計基準が整備されたこと、金融検査マニュアル検討会から「最終とりまとめ」が公表され、償却・引当に関する考え方が示されたことから、これらと調和を図るため1999年4月に『実務指針』が改正された。

2000年7月27日「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」について

(4) リスク切り離し

1998年に示された金融再生トータルプランは金融機関に対し不良債権の最終処理を迫っていた。その手法として債権放棄・流動化に係る環境の整備がなされていった。

債権放棄

1998年 「法人税基本通達改正」

金融再生トータルプラン（第1次とりまとめ）とりまとめの過程で債権放棄に係る税務上の取扱いの明確化が求められ、1998年6月法人税基本通達が改正された。この改正により、合理的な再建計画に基づく債権放棄により発生する損失については、税務上損金の額に算入する旨の取扱いについて、明確化が図られた。これにより、

- 合理的な再建計画に基づく利益供与の類型としては債権放棄も含まれること
 - 整理や再建の対象となる子会社等の範囲には取引先、役員を派遣している会社及び資金を貸し付けている会社等が含まれること
 - 利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたと認められる計画については、原則として、「合理的な再建計画」として取り扱うこと
- 等が明らかとなり、債権放棄に係る税務リスクが軽減し債権放棄が行ないやすくなった。

債権売却

バルクセール

バルクセールは

- ① 貸付を行なった金融機関の信用リスクを買い手側が契約当初から負担しない。
- ② 証券化案件のようにそれ自体としては多数の投資家を予想しない
- ③ 法的スキーム自体は対立当事者間における単純な債権の売買である

という特色²²³を有している。

担保不動産の下落リスクを銀行側が負わない売り切り方式によるいわゆるバルクセールにより、東京三菱銀行が1997年3月期決算において不動産担保付不良債権を20-30年まとめて、米投資家に売却した旨が報道²²⁴される。以降バルクセールの利用が増加していく。1998年6月に大蔵省が金融機関に対する通達を廃止に際し、債権譲渡に関しかなり詳細な規制を行っていた「金融機関の貸付債権の流動化等自己資本比率向上策について」通達も廃止されたことで健全な銀行の不良債権処理策として活用が図られていった。

共同債権買取機構

1998年3月31日をもって不良債権買取業務を当初の予定通り5年間で終了したが、金融再生トータルプランにおいて共同債権買取機構の機能拡充が盛り込まれたことを受け、9月から買取を再開（2001年まで）した。不動産の下落率や金利分などを織り込んで買取価格を決め、持込金融機関に2次損失が発生しない方式に改められた。

²²³ 錦織康高「不良債権のバルクセールをめぐる実務とその法的諸問題」、『金融法務事情』1998年12月5日号

²²⁴ 日本経済新聞 1997年4月7日号

整理回収機構

1995年1月13日東京共同銀行設立

東京の二つの信用組合(東京協和信用組合、安全信用組合)の破綻処理のために(株)東京共同銀行設立(発起人：日銀、住友銀行、全信組連)

1996年7月26日住宅金融債権管理機構設立

住専法に基づき(株)住宅金融債権管理機構が創設され、住管機構は、旧住専7社から多数の正常債権とともに多くの不良債権を譲り受ける。

1996年9月2日東京共同銀行商号変更し整理回収銀行となる

1998年3月3日整理回収銀行は預金保険機構と整理回収業務に関する新協定締結。これにより信用組合だけでなく、銀行までが資産買取対象となる。

1999年4月1日整理回収機構設立

住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を統合し整理回収機構発足。

破綻した旧住専7社や金融機関などから債権を買い取り、債権の管理、回収、処分などの業務を行うことを目的に発足。金融再生法53条に基づく健全金融機関等からの不良債権買取業務を開始。(2005年3月31日終了)これにより整理回収銀行においては破綻した金融機関の不良債権を買い取るだけであったものが、健全金融機関の不良債権売却先として機能していくことになる。

法制度の整備

債権売却に係る法制度が整備されていった。

1998年9月1日：「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」施行
特定目的会社(SPC)が特定資産を裏付とした有価証券(資産対応証券)を発行する仕組みが創設され、資産流動化の新しい枠組みが提供されることとなった。

1998年10月1日：「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特定等に関する法律」施行。
これにより法人が金銭債権の譲渡などを行う場合、法務局に登記をおこなうことで、第三者対抗要件を具備することとなり、債権譲渡が行いやすくなった。

2. 税務上の貸倒・引当(1998年税制改正の経緯)

1996年 法人課税小委員会報告

1996年11月税制調査会法人課税小委員会はその報告を発表した。そこにおいて引当金について「企業会計の費用収益対応の考え方にに基づき、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものである。したがって、制度自体を政策税制と考えることは適当ではない」とした上で、「引当金は、具体的に債務が確定していない費用又は損失の見積であることから、常にその見積が適正なものであるかどうかの問題となる。公平性、明確性という課税上の要請からは、そうした不確実な費用又は損失の見積り計上は極力抑制すべきである。特に、貸倒引当金及び製品保証等引当金は、法定率によって繰入限度額を計算することができ、適正な費用又は損失の見積りを超えた引当金となっているおそれがある」と問題点を指摘し、「引当金については、廃止を含め抜本的な見直しを行なうことが適当である」と結論付けている。貸倒引当金については以下の論点をあげている。

- ① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権で当期末に存在するものについて将来生じるであろう貸倒れによる損失を見込むものである。その繰入限度額は、過去の平均貸倒実績率と法定率のいずれかをを用いて算定される。なお、債権の相当部分が回収不能と認められる場合には、実際に貸倒損失の額が確定していなくても部分的に

貸倒損失の計上が認められている。

- ② 貸倒引当金については、引当金の中でも最も不確実性の高い損失を見込むものであるという問題がある。特に、法的率については、実務上簡便である反面、実績率と法定率のいずれか高い率により引当金の繰入れができることから、企業によっては、適正な見込額を超え、過大な引当金の繰入れが行なわれているおそれがある。貸付金・売掛金といった貸金の残高が大きい業種の場合には、その繰入率の水準次第で課税所得が大きく変動するほか、法定率の適用によって貸倒れがほとんど発生しない企業であっても引当金の繰入れが認められるといった問題がある。一方、貸倒れが恒常的に発生する事業があることも事実である。そのような事業を営む法人にとっては、元本である貸金の恒常的な貸倒損失に備える必要があるため、少なくとも実績率に基づく貸倒引当金の計上は必要ではないかと考える。
- ③ 以上の諸点を考慮すれば、貸倒引当金については、不確実な損失の見積を極力排除し恒常的に発生する損失を見込むためのものとする考え方に立って、法定率制度を廃止し、実績率のみとする方向で検討することが適当である。その場合には、現行の実績率の算定方法についても、同様の考え方に立って所要の見直しを行なう必要があると考える。

1997年 全銀協「平成10年度税制改正に関する要望」

税制調査会において貸倒引当金制度の抜本の見直しが提示されたが、それに対する全銀協の反応は1997年11月付け「平成10年度税制改正に関する要望」に見ることが出来る。その内容は金融界独自の制度設計を提案したようなものではなく、従来同様の利益留保的な制度の維持を求めているものである。

金融機関の経営健全化のために金融機関の貸倒引当金繰入率の維持金融機関の貸倒引当金繰入率（現行1,000分の3）を維持すること

1. 金融システム改革の進展により、金融機関をめぐるリスクの多様化・拡大が進むなかで、金融システムの安定性を維持するためには、金融機関はリスクに対する備えを充実させ、経営の健全性を確保することが強く求められている。
2. 金融機関の貸倒実績率は近年急激に上昇しており、低成長経済の下で今後も高水準で推移することが懸念される。
金融機関がこうした環境に対応して安定的に資金を供給するためには、金融機関の貸倒引当制度の維持が必要である。
3. さらに、平成5年3月期から本格的に実施された「自己資本比率に関する国際統一基準（BIS 基準）」、平成10年3月期に導入が予定されているいわゆる「マーケットリスク規制」など、自己資本比率の一層の向上は国際的な要請となっている。
貸倒引当金は自己資本の一部を構成するため、現行税制の取扱いが、自己資本の充実に果たす役割は大きい。
4. したがって、リスクへの対応、および自己資本の充実に資するため、少なくとも貸倒引当金繰入率の維持を強く要望する。
併せて、不良債権早期解決の観点から、直接償却・債権償却特別勘定に係る運用の一層の弾力化が望まれる。

1998年税制改正

1998年の税制改正により税制調査会で提起された形で貸倒引当金制度が抜本的に改正された。法定繰入率が廃止されるとともに、従来貸倒損失の一形態として捉えられてい

た債権償却特別勘定の取扱いが法制化され貸倒引当金に含められ、貸倒引当金の繰入限度額の計算が、期末金銭債権を個別に評価する債権（その一部につき貸倒れが見込まれるものに限る）とその他の一括して評価するその他の債権とに区分して計算する方式に改められた。これにより、次の①と②の合計額が貸倒引当金の繰入限度額とされた。

- ① 個別評価する債権－旧債権償却特別勘定の繰入基準に相当する基準で回収不能見込額を計算した金額
- ② 一括評価する債権－過去3年間の貸倒実績率を乗じて計算した金額

従来、債権償却特別勘定の繰入基準として、貸金等の一部につき回収が不能となった債権について税務署長の認定が要件となっていたが、債権償却特別勘定が貸倒引当金に統一されたことで、税務象徴への認定申請は必要ではなくなり、自己判断に委ねられることとなった。

本税制改正に伴い、法人税基本通達は貸倒損失の判定の条件を以下の3点としている。

- (1) 金銭の全部又は一部の切捨てをした場合（金銭債権が消滅した場合：基本通達9-6-1）

(イ)会社更生法、等の規定により、切り捨てられる部分の金額

(ロ)商法、破産法の規定により、切り捨てられる部分の金額

(ハ)債権者集会の協議決定等関係者の協議決定で切り捨てられる部分の金額

(ニ)相当期間の債務超過先で弁済を受けられない債務者に対する書面による債務免除額

- (2) 回収不能の金銭債権の貸倒れ（法人税基本通達9-6-2）

債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができ

- (3) 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ（法人税基本通達9-6-3）
売掛債権に限定された取り扱いである。

3. 会計と税務の調整

(1) 不良債権償却証明制度

1997年 不良債権償却証明制度の廃止

1997年7月4日に大蔵省は金融検査の資産査定と税務上の貸倒の事実認定との調整の役を果たしていた「不良債権償却証明制度」を廃止した。これは当局によれば、早期是正措置の導入にとともに、金融機関が自己責任原則のもとで適正な償却・引当を行う環境が整備されたことによるものと説明²²⁵され、以降金融機関は一般法人と同様に税務当局による税務調査等を通じて事後的に審査を受けることとなった。

(2) 税効果会計

税効果会計は企業会計と税務会計との一時的差異の調整を図るもの²²⁶である。1975

²²⁵ 『金融年報』平成9年版、306P

²²⁶ 1998年10月30日付企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見

年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」は、連結財務諸表の作成における税効果会計の有用性に触れてはいるが、その適用は任意とされており、「連結財務諸表上の特殊な会計処理として実務慣行が形成されていなかった²²⁷⁾」ものである。個別財務諸表では導入が認められていなかったが、連結財務諸表上での導入は認められていたため、都市銀行は1988年7月のBIS自己資本比率規制導入に前後し税効果会計の導入をおこなった。連結財務諸表への税効果会計の導入は、上位行につき1988年3月期にはじまり、1991年3月期には都市銀行すべてが適用²²⁸⁾するようになった。早期是正措置の導入により有税による不良債権処理を円滑に進めていく観点から以下に見るように税効果会計の全面導入が求められ、1997年～1998年に制度が整備され、1999年度から制度として強制されることとなり、その後1998年度から前倒し適用されることとなった。

変遷を時系列的に見れば以下の通りである。

・1996年12月26日

「早期是正措置に関する検討会中間とりまとめ」公表

早期是正措置により銀行決算は税法基準から会計基準へと移行した。このため企業会計原則等に基づいた償却・引当が行われることになり、税法基準による償却・引当と齟齬が生まれることになる。「中間とりまとめ」はこの齟齬を調整する手段として以下のように税効果会計の導入を提言している。

各金融機関が適正な償却・引当の実施を行っていくためには、有税による償却・引当を円滑に進めていく環境整備も必要である。その観点から、有税償却・引当を行った場合の前払い税金等の取扱いを定める税効果会計について、今後、検討が行われることが望ましい。

・1997年6月6日

企業会計審議会は「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し連結財務諸表の作成上、税効果会計を全面的に適用することを原則とすることとし、また、税効果会計は本来連結財務諸表のみでなく個別財務諸表においても適用されるべきものであり、個別財務諸表における税効果会計の適用について、商法との調整を進めることが必要である旨提言した。

・1998年2月3日

日本公認会計士協会は、政府が予定している税務会計上の引当金圧縮に対し、適正な期間損益計算を行うため、本来の企業会計原則に従って有税による処理を企業に求めざるを得ず、それを避けるため、「税務会計」と「企業会計」を分離する方法が考えられるが、その場合税効果会計制度の導入が必須の条件となるとの要旨の意見書を大蔵省等に提出した²²⁹⁾。

書」においては「企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点の相違等により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金(以下「法人税等」という。)の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続」とされる。

²²⁷⁾ 市川育義「個別財務諸表における税効果会計」、『JICPA ジャーナル』1999年3月号

²²⁸⁾ 中田信正「税効果会計の現状と本格的導入への課題」、『企業会計』1996年1月号

²²⁹⁾ 日経金融新聞 1998年2月4日

・ 1998年5月12日

日本公認会計士協会は、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）」を取りまとめて公表した。これは上記「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において具体的な指針を求められたことを受けて、取りまとめたものである。

・ 1998年6月16日

法務省と大蔵省との共同で開催された「商法と企業会計の調整に関する研究会」は税効果会計について「商法上も公正な会計慣行を斟酌する立場から、企業会計上の基準と同様に、これらを貸借対照表に計上することができるものと解される」とした上で「公開会社については、商法上も税効果会計の適用が強制されると解することが適当と考えられる」とされた。

・ 1998年8月

民間金融界が「税効果会計」の導入前倒しを自民党などに要請し始めたとされる。²³⁰

・ 1998年10月30日

企業会計審議会は「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表し、連結財務指標のほか、個別財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表を対象とした税効果会計に係る包括的な基準が示された。

・ 1998年12月21日

上記意見書を受け、財務諸表等規則および計算書類規則の改正がおこなわれ、財務諸表等における税効果会計の適用に関する規定が整備され、1999年4月1日以後開始の事業年度から適用されることになった。

・ 1998年12月22日

日本公認会計士協会は「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を公表した。

・ 1999年1月19日

日本公認会計士協会は「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」を公表した。

以上に見るように「不良債権償却証明制度」廃止の穴を埋めるかのように、1997年から1998年にかけて税効果会計にかかわる諸制度が急速に整備されていった。

²³⁰ 日本経済新聞 1998年8月6日

結び

第1節 金融支援の実例

不良債権をめぐる諸制約の変遷は銀行の金融支援行動に当然に影響を与えている。その実例を検討する。

1. 金融支援

金融支援策は①つなぎ融資、新規融資等新規資金供給をおこなうもの、②元利払猶予、金利引下げ等貸出条件緩和にあたるものと、③債権放棄の3種類に大別できる。この3種類がどのように行われていたかについて調べていく。

本稿においては「金融支援」として新聞の見出しを飾る事例の収集をおこなった。名の知られた企業の事例が中心となるが、その各時点での銀行の金融支援に関する対応を代表していると考えたからである。具体的には日経テレコンを利用して「金融支援」というキーワードで1975年から2004年までの日本経済新聞朝刊の見出し検索をおこない銀行による金融支援の事例の抽出をおこなった。ただし記事の内容から企業が銀行に金融支援を要請したのみで銀行側の応諾が伺えないものは事例から除外し、応諾する見込みといった記述は事例としてとりあげた。

図 11 金融支援事例

発生年	支援先企業	金融支援策									
		新規資金供給			貸出条件緩和				債権放棄		
		融資枠設定等	現金贈与	第三者割当増資	金利減免	利息の支払い猶予	元本の返済猶予	借入金残高維持	債権放棄	デットワットプエクイティ	優先株減資
1977	兼松江商					x					
1977	間組	x									
1977	角栄建設				x						
1978	日本タイル工業				x						
1978	古河アルミニウム工業			x							
1978	佐世保重工業	x									
1978	日軽金				x						
1979	ニッセキハウス				x						
1980	新都市開発センター						x				
1981	日魯漁業	x			x						
1981	大日塗					x					
1982	兼松江商				x						
1982	オリムピック釣具					x					
1983	三光汽船	x				x					
1983	矢作製鉄					x					
1984	ジライン	x			x	x	x				
1984	三光汽船				x		x				
1984	プロミス	x									
1985	中村汽船				x		x				
1985	京成電鉄	x			x						
1985	富士興産				x		x				
1986	DCL	x			x		x				
1989	富士興産					x					
1989	山水				x			x			

発生年	支援先企業	金融支援策										
		新規資金供給			貸出条件緩和				債権放棄			
		融資枠設定等	現金贈与	第三者割当増資	金利減免	利息の支払い猶予	元本の返済猶予	借入金残高維持	債権放棄	デットエクイティ	優先株減資	債権売却
1990	昭和海運							X				
1991	地銀生保ローン	X			X							
1992	日質信				X							
1992	第一不動産				X	X						
1992	抵当証券	X			X							
1992	ノンバンク日債銀系				X							
1992	エクイオン				X							
1993	日住金				X							
1993	東海	X			X							
1993	ジャパンシステム							X				
1993	エフアール				X		X	X				
1993	日本信販系ノンバンク				X			X				
1993	石原建設				X							
1994	天竜木材	X										
1994	日栄ファイナンス				X							
1995	西洋環境開発				X			X				
1996	グリユク					X	X					
1997	蛇の目								X			
1999	チッソ				X							
2001	三井建設			X					X			
2002	ダイエー	X							X	X	X	
2002	飛鳥建設								X			
2002	興銀系列不動産		X						X			
2002	住友建設								X	X		
2002	雪印乳業								X	X		
2002	大京								X	X		
2002	長谷工									X		
2002	藤和不動産								X	X		
2002	アスキー	X										
2002	日本冶金								X	X		
2003	近藤産業											X
2003	熊谷組								X	X		
2003	西武百貨店								X	X		
2003	トーメン			X					X			
2003	蝶理			X								
2003	東洋建設	X							X	X		
2003	津松菱	X										
2003	日産ディーゼル									X		
2003	日本中央地所								X			
2003	ナカノコーポ			X					X			
2004	金門								X			
2004	ハネックス								X	X		
2004	カネボウ	X							X	X		
2004	大京								X	X		X
2004	ダイエー								X		X	
2004	ミサワ								X	X	X	
2004	藤和不動産								X			

出所 日本経済新聞見出しより作成

この結果に見るように、マスメディアが注目した金融支援は1997年を境に債権放棄が主流となったことがわかる。

2. 債権放棄

金融支援事例の結果を受けて、「債権放棄」がいつからマスメディアで注目されたのかを調査した。「金融支援」の調査と同様、日経テレコンを利用して「債権放棄」というキーワードで1975年から2004年までの日本経済新聞朝刊の見出し検索をおこない銀行による債権放棄の事例の抽出をおこなった。ただし記事の内容から企業が銀行に債権放棄を要請したのみで銀行側の応諾が伺えないものは事例から除外し、応諾する見込みといった記述は事例としてとりあげた。

図 12 債権放棄事例

日経新聞見出しに見る1975年以降の主要債権放棄事例

年代	対象企業	業種	年代	対象企業	業種
1991	富士興産	石油	2000	ハウステンボス	3セク
1993	興銀リース	銀行子会社	2000	コスモ産業	銀行子会社
1993	東海銀系列ノンバンク	銀行子会社	2000	むつ小川原	3セク
1994	阪和銀系列ノンバンク	銀行子会社	2000	そごう	百貨店
1994	日本モーゲージ	ノンバンク	2000	井上工業	建設
1995	石原建設	建設	2000	ハザマ	建設
1995	パンフィックファイナンス	ノンバンク	2000	熊谷組	建設
1996	エクイオン	ノンバンク	2001	ロイヤルホテル	ホテル
1996	興和不動産	銀行子会社	2001	三井建設	建設
1996	住専	住専	2001	わかしお銀行	銀行
1996	日榮ファイナンス	ノンバンク	2001	西洋環境開発	不動産
1997	日貿信	ノンバンク	2001	シーガイア	3セク
1998	日本リース	ノンバンク	2001	大和銀子会社	銀行子会社
1998	むつ小川原	3セク	2001	ハウステンボス2	3セク
1999	殖産住宅	建設	2001	市田	繊維製品
1999	藤和不動産	建設	2001	金商	商社
1999	セゾングループ	流通	2002	ダイエー	スーパー
1999	青木建設	建設	2002	大和銀HD子会社	銀行子会社
1999	西友系ノンバンク	ノンバンク	2002	雪印乳業	食料品
1999	フジタ	建設	2002	大京	不動産
1999	函館どつく	造船	2002	岡島	百貨店
1999	中央板紙	製紙	2002	みずほ子会社	銀行子会社
1999	兼松	商社	2002	磐梯リゾート開発	リゾート施設運営
1999	佐藤工業	建設	2003	ハザマ	建設
1999	長谷工	建設	2003	西武百貨店	百貨店
1999	苫小牧東武開発	3セク	2003	函館ドック	造船
1999	東洋信託取引先	ノンバンク・不動産	2003	三井鉱山	鉱業
2000	三田工業	製造	2003	道住宅公社	3セク
2000	ジーネット	商社	2004	カネボウ	化学
2000	あさひ銀系列	銀行子会社	2004	三景	衣料品卸
2000	日本ランディック	長銀系不動産会社	2004	ミサワ	建設

出所: 日経新聞見出しより抽出

「債権放棄」事例は1990年代に入り散見されるようになり、1999年以降「債権放棄」が頻出するようになった。「金融支援」の事例と考え合わせると、Ⅱ分類債権のもつリスクの認識に意識の払われていなかった1990年以前においては、「債権放棄」の事例は少なく、Ⅱ分類債権のリスクが認識され有税引当が導入された1990年代は「債権放棄」が見出しを飾るような特色ある出来事と捉えられ、金融再生トータルプランにより不良債権のバランスアウトが強く求められた1990年代末期以降、「債権放棄」は「金融支援」の主流として定着したと考えられる。

第2節 まとめ

戦後の混乱期のなか、レーディスによってもたらされた金融検査の定型化による銀行自己資本の把握とシャープによってもたらされた貸倒準備金（引当金）制度による貸倒への備えにより不良債権に係る金融行政は方向づけられた。金融検査により金融機関の脆弱性を確認した金融当局は貸倒準備金制度を活用しつつ要整理債権的とされるIV分類債権・III分類債権への対応をおこなっていったのである。戦後検査方式および貸倒準備金制度を活用した金融当局による銀行モニタリング体制が形成された。すなわち、金融当局は金融機関の健全性確保のため、①大蔵省検査で銀行の自己資本状況を把握、②不良債権償却証明制度による不良債権（IV分類）償却のための貸倒の事実認定、③不良債権の償却先延ばしを容認④無税の貸倒準備金制度による不良債権償却原資の積立・偶発貸倒に備える体制が成立した。この体制は1970年代頃までは税務当局の貸倒引当金制度の変更等にあわせ制度設計を変更し状況に対応していった。1965年前後に銀行の健全性を確認した金融当局は統一経理基準において要整理債権的とされるIV分類債権・III分類債権の一応の処理体制を完成させた。しかし、おそらく銀行儲けすぎ批判が影響したものと思われるが、貸倒引当金制度の法定繰入率が利益留保的と見做されたことより、要注意債権的性格を持つII分類、特に米国基準 Substandard 相当の債権のもつ信用リスクに対する合理的な把握・管理に係る制度設計の変更が1970年代以降25年間に渡っておこなわれなかった。オイルショック、安定成長期への移行、プラザ合意とそれに続く円高不況というイベントが発生したが、II分類債権のリスクに対応するような制度設計の変更はおこなわれなかったのである。この間、II分類債権のもつ信用リスクは保持・先送りされる体制となった。適正な管理体制を欠いた中でのバブル崩壊による企業財務の悪化は不良債権の拡大につながった。バブル崩壊後II分類債権の処理が求められ、損益法的観点の導入、債権の性格を明確にするための債務者区分の導入等要注意債権的性格をもった債権に関する認識・処理方法が拡充していく。しかし、バブル崩壊過程で積みあがった信用リスクは従来の金融当局による通達行政では処理することができず、早期是正措置等法的規制による枠組みの導入、それにつづく立法府の関与により米国基準 Substandard 相当の債権の最終処理（把握・引当のみでなく、「債権放棄」によるバランスアウト）が図られ、金融支援の中心も「債権放棄」となったのである。

参考文献一覧

- 阿河 要 「銀行の経理基準および配当について」、『金融法務事情』1975年8月15日号
- 天野四郎 「金融機関の検査」、『金融財政事情』1950年6月19日号
- 石井富士雄 「本邦銀行検査小史（下）」、『金融法務事情』1954年7月5日号
- 石倉文雄 「貸倒引当金、債権償却特別勘定」、日本税務研究センター編『必要経費』（日税研論集第31号）日本税務研究センター、1995年
- 今井一男 『金融行政私話』日本評論社、1983年
- 市川育義 「個別財務諸表における税効果会計」、『JICPA ジャーナル』1999年3月号
- 伊藤 修 『日本型金融の歴史的構造』東京大学出版会、1995年
- 稲見嘉保 「銀行の経理基準について」、『金融法務事情』1967年10月25日号
- 梅森徹 「金融システムの機能回復について」、『金融』1995年7月号
- 遠藤孝 「引当金会計規制上の問題点」、『駒沢大学商経学会研究論集』通号9、1967年4月
- 遠藤孝 「引当金と準備金・積立金の混乱」、『駒沢大学商経学会研究論集』通号11、1967年10月
- 翁百合 『銀行経営と信用秩序』東洋経済新報社、1993年
- 大蔵省銀行局検査部編 『新しい銀行検査法』大蔵財務協会、1951年
- 大蔵省銀行局検査部 『検査報告書資料編の作成要領』全国地方銀行協会、1989年
- 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 終戦から講和まで 第8巻 租税』東洋経済新報社、1977年
- 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 終戦から講和まで 第18巻 資料（2）』東洋経済新報社、1982年
- 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 終戦から講和まで 第13巻 金融』東洋経済新報社、1983年
- 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 昭和27～48年度 第6巻 租税』東洋経済新報社、1990年
- 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 昭和27～48年度 第10巻 金融』東洋経済新報社、1991年
- 大月高 「銀行法改正についての問題点」、『金融財政事情』1950年7月24日号
- 大月高監修 『実録戦後金融行政史』金融財政事情研究会、1985年
- 岡田明重 「新経理基準の概要と銀行の対応」、『金融財政事情』1975年9月1日号
- 柏谷光司 「税法上の貸倒れ損失による償却をめぐって」、『金融法務事情』1973年11月25日号
- 金子知太郎 「金融検査の基本方針と最近の問題点—地銀、相銀にみる具体的な着眼事項」、『金融財政事情』1973年10月1日号
- 川本 勇夫 「銀行の検査資料の改正について—改正後の検査資料の体系—」、『金融検査のあゆみ』地域研究所編 地域研究所、1996年
- 木戸久男 「金融検査の着眼点・第5回 資産査定のかえ方」、『金融法務事情』1992年6月5日号
- 木下和夫 『税制調査会』税務経理協会、1992年
- 木下信行 『改正銀行法』日本経済新聞社、1999年
- 銀行検査研究会編 『銀行検査様式の解説』金融財政事情研究会、1972年

- 銀行検査研究会編 『新版 銀行検査様式の解説』金融財政事情研究会、1977年
- 金融検査研究会編 『金融検査の要領』大蔵財務協会、1959年
- 金融検査研究会編 『金融機関の検査』金融財政事情研究会、1968年
- 金融検査研究会編 『金融検査の要領』大蔵財務協会、1976年
- 金融検査研究会編 『金融検査の実務』大蔵財務協会、1982年
- 金融検査研究会編 『新版 金融検査の実務』大蔵財務協会、1988年
- 金融検査研究会編 『新時代の金融検査実務』大蔵財務協会、1991年
- 銀行協会20年史編纂室 『銀行協会20年史』全国銀行協会連合会、1965年
- 熊谷重勝 『引当金会計の史的展開』同文社、1993年
- 黒川久 「銀行の経理基準について」、『金融』1967年11月号
- 小山嘉昭 『銀行法』大蔵財務協会、1992年
- 小山嘉昭 『詳解銀行法』きんざい、2004年
- 後藤新一 「大口融資規制の歴史的教訓」、『金融財政事情』1974年9月16日号
- 後藤新一 『普通銀行の理念と現実』東洋経済新報社、1977年
- 近藤道夫 「銀行法改正の経緯と今後の問題」、『財政経済弘報』1952年3月24日号
- 斉藤静樹 「銀行経理基準と金融規制」、堀内昭義（編）『金融』（講座・公的規制と産業5）NTT出版、1994年
- 財務省財務総合政策研究所財政史室編 『昭和財政史 昭和49～63年度 第6巻』東洋経済新報社、2003年
- 佐藤隆文 『信用秩序政策の再編』日本図書センター、2003年
- 佐藤進・宮島洋 『戦後税制史[第二増補版]』税務経理協会、1991年
- 塩谷忠男 「金融機関の合理化と経理問題」、『税経通信』1949年 4巻10号
- 鹿野嘉昭 『日本の金融制度 第2版』東洋経済新報社、2006年
- 鹿野嘉昭 『日本の銀行と金融組織』東洋経済新報社、1994年
- 西崎哲郎 「インタビュー適正な引当て・償却後の実質自己資本比率に基づく監督を実現する」、『金融財政事情』1997年1月20日号
- 澄田智 「金融行政の方向」、『金融』1969年4月号
- 全国銀行協会連合会、東京銀行協会編 『銀行協会三十年史』全国銀行協会1979年
- 全国銀行協会連合会 「大蔵省、統一経理基準改正で通達」、『金融』1975年8月号
- 全国銀行協会連合会 『銀行協会30年史』全国銀行協会連合会、1979年
- 全国銀行協会連合会 「普通銀行の経営諸比率規制の推移について」、『金融』1988年11月号
- 全国銀行協会連合会 『銀行協会五十年史』全国銀行協会連合会、1997年
- 高橋洋一 『新版ケース・スタディによる金融機関の債権償却』金融財政事情研究会、1994年
- 高橋洋一 「不良債権の引当・償却を一層推進」、『金融財政事情』1994年2月14日号
- 高橋洋一監修 『金融機関の不良債権償却必携』銀行研修社、1995年
- 武田昌哺編著 『DHC コメンタール法人税法』第一法規出版、1979年
- 武田昌輔 「税法と企業会計との調整に関する意見書について」、『企業会計』1966年11月号
- 田中久夫 『商法と税法の研究』森山書店、2005年
- 田中誠二・久保欣哉 『新株式会社会計法』中央経済社、1964年
- 田中嘉男 「貸倒損失および債権償却特別勘定の取扱いについて（上）」、『財経詳報』1

- 978年3月4日号
- 谷川寛三 「金融機関の体質強化と経営姿勢 —検査からみた問題点と今後の課題—」、
『金融財政事情』1968年5月20日号
- 谷川浩道 『ケース・スタディによる金融機関の債権償却』金融財政事情研究会、1983年
- 谷川英夫監修 『コンメンタール法人税基本通達 改訂版』税務研究会出版局、1984年
- 塚本亨 「銀行検査の新方式について」、『財政経済弘報』1950年1月16日号
- 塚本亨 「銀行の不良債権償却証明制度について」、『金融財政事情』1951年3月12日号
- 筒井芳郎 「金融規制」、貝塚啓明・池尾和人『金融理論と制度改革』有斐閣、1992年
- 内藤清博 「売掛債権の償却の特例等に関する取扱について」、『税経通信』1954年9巻12号
- 内藤純一 「自己責任に基づく方針策定と合理的根拠の説明を望む」、『金融財政事情』1997年1月20日号
- 中村平男 「売掛債権の償却の特例」、『税』1954年10月号
- 中林哲太郎 「統一経理基準の実施について」、『金融法務事情』1967年9月25日号
- 中田信正 「税効果会計の現状と本格的導入への課題」、『企業会計』1996年1月
- 中川隆進 「自己査定基準の適度の統一性を確保していく」、『金融財政事情』1997年3月24日号
- 長野庵士 「不良資産問題解決の道筋を示し、過剰な懸念を払拭する」、金融財政事情 1994年2月21日号
- 西村吉正 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社、2003年
- 錦織康高 「不良債権のバルクセールをめぐる実務とその法的諸問題」、『金融法務事情』1998年12月5日号
- 日本銀行 「信用格付けを活用した信用リスク管理体制の整備」日本銀行 2001年10月3日
- 日本銀行金融研究所編 『金融研究』第12巻第3号、1993年9月
- 庭山慶一郎 「銀行検査の考え方」、『金融法務事情』1966年1月5日/15日号
- 沼田嘉穂 「引当金」、黒澤清編『近代会计学大系IX 税務会計論』第5版 中央経済社、1974年
- 蓮井良憲 「金銭債権の評価」、大森忠夫・矢沢惇編『注釈会社法』有斐閣、1970年
- 濱田明正 「認定による債権償却特別勘定に関する運用上の留意点」、『金融財政事情』1992年10月19日号
- 日吉章 「選別融資実施の目的と措置の概要」、『金融財政事情』1974年1月14日号
- 福田久男 「シャープ勧告と銀行」、『金融』1949年11月号
- 福田久男 「新年度における金融検査行政の課題」、『金融法務事情』1956年1月5日号
- 邊 英治 「戦後復興期における大蔵省検査・日本銀行考査の改革」、『東京大学経済学研究』通号47、2005年3月
- 牧野誠一 「金融機関検査行政の今後の課題」、『金融法務事情』1965年1月5日/15日号
- 松井静朗 「債権の一部消却の問題と貸倒準備金」、『財政経済弘報』1950年4月24日号

- 松沢卓二 「銀行融資に関する共同準則について」『金融』1965年9月号
 水谷貢 「[附] 期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について』通達の概要」、『金融法務事情』1997年4月5日号
 三井武夫 「戦後の金融検査制度」、『大蔵省戦後財政史口述資料』大蔵省大臣官房調査課、1953年
 三好智 「新金融検査方式とその問題点」、『金融法務事情』1953年6月25日号
 山手章 『資産自己査定と償却・引当』金融財政事情研究会、1997年
 山本菊一郎 「金融機関の検査制度と諸問題」、『金融年鑑 昭和28年版』金融通信社編1953年
 山本菊一郎 「金融機関検査の再出発」、『ファイナンス』1975年8月号
 吉川了平 「税法における引当金会計制度の展開とその性格」、『立命館経営学』1997年11月号
 レーダス・近藤直人 『新しい銀行検査の方針・新しい銀行検査の方式』十三日会、1949年
 渡辺誠 「金融検査行政」、『金融法務事情』1958年1月5日号
 渡辺誠 「新年における金融行政の指針」、『金融法務事情』1959年1月5日号

銀行局金融年報各号

金融各号

金融検査・この1年各号

金融財政事情各号

金融ビジネス各号

ニッキン各号

日経金融新聞各号

日本経済新聞各号